

写 令和2年第1回定例会

(3月10日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和2年第1回益城町議会定例会目次

○3月10日（第1日）

| | |
|----------------------------------------------------------|---|
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 2 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 2 |
| 開会・開議 | 3 |
| ・諸般の報告（議席配付） | |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第2 会期決定の件 | 3 |
| 日程第3 議案第16号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号） | 4 |
| 日程第4 議案第17号 令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 4 |
| 日程第5 議案第18号 令和元年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 4 |
| 日程第6 議案第19号 令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号） | 4 |
| 日程第7 議案第20号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号） | 4 |
| 日程第8 議案第21号 令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） | 4 |
| 日程第9 議案第22号 令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第4号） | 4 |
| 日程第10 令和2年度施政方針について | 4 |
| 日程第11 議案第23号 令和2年度益城町一般会計予算 | 4 |
| 日程第12 議案第24号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計予算 | 4 |
| 日程第13 議案第25号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算 | 4 |
| 日程第14 議案第26号 令和2年度益城町介護保険特別会計予算 | 4 |
| 日程第15 議案第27号 令和2年度益城町下水道事業会計予算 | 4 |
| 日程第16 議案第28号 令和2年度益城町水道事業会計予算 | 4 |
| 日程第17 議案第29号 益城町附属機関設置条例の制定について | 4 |
| 日程第18 議案第30号 益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第19 議案第31号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第20 議案第32号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第21 議案第33号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |

| | | | |
|-------|--------|----------------------------------------------------|----|
| 日程第22 | 議案第34号 | 益城町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第23 | 議案第35号 | 益城町中、小学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第24 | 議案第36号 | 益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第25 | 議案第37号 | 益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第26 | 議案第38号 | 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第27 | 議案第39号 | 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運用に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第28 | 議案第40号 | 益城町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第29 | 議案第41号 | 益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第30 | 議案第42号 | 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第31 | 議案第43号 | 益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 日程第32 | 議案第44号 | 工事請負契約の変更について | 4 |
| 日程第33 | 議案第45号 | 工事請負契約の変更について | 4 |
| 日程第34 | 議案第46号 | 工事請負契約の変更について | 4 |
| 日程第35 | 議案第47号 | 工事請負契約の変更について | 4 |
| 日程第36 | 議案第48号 | 工事請負契約の変更について | 4 |
| | | 散会 | 50 |

○3月11日（第2日）

| | | | |
|--|------|---------------------|-----|
| | | 出席議員 | 51 |
| | | 欠席議員 | 51 |
| | | 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 51 |
| | | 説明のため出席した者の職・氏名 | 51 |
| | | 開議 | 52 |
| | 日程第1 | 総括質疑 | 52 |
| | | 散会 | 100 |

○3月12日（第3日）

| | |
|---------------------------------|-----|
| 出席議員 | 101 |
| 欠席議員 | 101 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 101 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 101 |
| 開議 | 102 |
| 日程第1 一般質問 | 102 |
| 7番 吉村建文議員 | 102 |
| 1 SDGsの取り組みについて | |
| 2 高齢ドライバーの事故を防ぐ後付け装置について | |
| 3 健康ポイント事業について | |
| 4 ひきこもり問題について | |
| 5 医療用カツラを使用する方に対して購入費用の助成について | |
| 3番 上村幸輝議員 | 114 |
| 1 畑中新興住宅団地のユスリカ対策の検討結果はどうか | |
| 2 福田校区戦没者慰霊碑について | |
| 3 畑中川の水量減少問題について | |
| 4番 下田利久雄議員 | 122 |
| 1 益城町定住促進補助金の一部見直しについて | |
| 2 水田ヘリ防除について | |
| 10番 中川公則議員 | 126 |
| 1 財政問題について | |
| 2 まちづくり会社について | |
| 3 「にぎわいづくり」への取り組みについて | |
| 4 災害公営住宅整備に伴う町道改良について | |
| 12番 宮崎金次議員 | 135 |
| 1 阿蘇くまもと大空港構想に伴う我が町の空港周辺の開発について | |
| 2 益城町総合体育館の使用について | |
| 3 津森地区の振興、特に人口増加策について | |
| 散会 | 145 |

○3月13日（第4日）

| | |
|---------------------|-----|
| 出席議員 | 146 |
| 欠席議員 | 146 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 146 |

| | |
|-----------------------------------------------------|-----|
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 146 |
| 開議 | 147 |
| 日程第1 一般質問 | 147 |
| 2番 西山洋一議員 | 147 |
| 1 町のにぎわいづくりについて | |
| 2 敬老祝金の見直しについて | |
| 3 浸水対策・河川の氾濫対策について | |
| 1番 木村正史議員 | 157 |
| 1 益城町都市計画（マスタープラン）について | |
| 2 災害公営住宅入居者支援について | |
| 3 新型コロナウイルスへの町の対応について | |
| 8番 甲斐康之議員 | 166 |
| 1 町指定の文化財（有形文化財）、遺跡から発掘された出土品等の常設展示を行う展示スペースの設置について | |
| 2 コミュニティバスの運行を開始することについて | |
| 11番 野田祐士議員 | 174 |
| 1 復旧復興事業と町財政に関する課題と取り組み方について | |
| 2 復旧復興事業に対する町民の不公平との声に応えるために | |
| 3 町の地域間格差の原因課題とその対応について | |
| 散会 | 187 |

○3月18日（第5日）

| | |
|---------------------------|-----|
| 出席議員 | 188 |
| 欠席議員 | 188 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 188 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 188 |
| 開議 | 189 |
| 日程第1 常任委員長報告 | 189 |
| 日程第2 議案第49号 物品の購入について | 209 |
| 日程第3 議案第50号 工事請負契約の変更について | 209 |
| 日程第4 議案第51号 工事請負契約の変更について | 209 |
| 日程第5 議案第52号 工事請負契約の変更について | 209 |
| 日程第6 議案第53号 工事請負契約の変更について | 209 |
| 日程第7 議案第54号 工事請負契約の変更について | 209 |
| 日程第8 議案第55号 工事請負契約の変更について | 209 |
| 日程第9 議案第56号 工事請負契約の変更について | 209 |

| | |
|------------------|-----|
| 日程第10 議員派遣の件 | 214 |
| 日程第11 閉会中の継続調査の件 | 214 |
| 閉会 | 214 |

3 月 10 日（火曜日）

令和2年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和2年3月10日午前10時00分招集
2. 令和2年3月10日午前10時00分開会
3. 令和2年3月10日午後3時01分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第16号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第4 議案第17号 令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第5 議案第18号 令和元年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第6 議案第19号 令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第7 議案第20号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第8 議案第21号 令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第9 議案第22号 令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）
 - 日程第10 令和2年度施政方針について
 - 日程第11 議案第23号 令和2年度益城町一般会計予算
 - 日程第12 議案第24号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第13 議案第25号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第14 議案第26号 令和2年度益城町介護保険特別会計予算
 - 日程第15 議案第27号 令和2年度益城町下水道事業会計予算
 - 日程第16 議案第28号 令和2年度益城町水道事業会計予算
 - 日程第17 議案第29号 益城町附属機関設置条例の制定について
 - 日程第18 議案第30号 益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第19 議案第31号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第20 議案第32号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第21 議案第33号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第22 議案第34号 益城町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第23 議案第35号 益城町中、小学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第24 議案第36号 益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第25 議案第37号 益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第38号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第39号 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運用に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第40号 益城町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第41号 益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第42号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第43号 益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第44号 工事請負契約の変更について
- 日程第33 議案第45号 工事請負契約の変更について
- 日程第34 議案第46号 工事請負契約の変更について
- 日程第35 議案第47号 工事請負契約の変更について
- 日程第36 議案第48号 工事請負契約の変更について

7. 出席議員（18名）

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 冨田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 柴正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 河野秀明君 |
| 危機管理監 | 今石佳太君 | 土木審議監 | 持田浩君 |
| 会計管理者 | 後藤奈保子君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 総務課審議員 | 田上勝志君 | 危機管理課長 | 冨永清徳君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 税務課長 | 深江健一君 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 住民保険課長 | 坂本祐二君 | 福祉課長 | 塘田仁君 |
| 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 | こども未来課長 | 木下宗徳君 |
| 健康づくり推進課長 | 松永昇君 | 産業振興課長 | 福岡廣徳君 |
| 都市建設課長 | 村上康幸君 | 復旧事業課長 | 増田充浩君 |
| 復興整備課長 | 坂本忠一君 | 復興整備課審議員 | 米満博海君 |
| 公営住宅課長 | 河内正明君 | 学校教育課長 | 金原雅紀君 |
| 生涯学習課長 | 水上眞一君 | 下水道課長 | 荒木栄一君 |
| 水道課長 | 森本光博君 | | |

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

これより、令和2年第1回益城町議会定例会を開会します。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、9番榮正敏議員、17番坂田みはる議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの9日間に決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明と令和2年度の施政方針を行います。

あす、11日は総括質疑、12日、13日は一般質問、14日、15日は休会、16日は常任委員会、17日は常任委員会現地視察、18日は常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということどまいたいと思えます。

-
- 日程第3 議案第16号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第17号 令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第18号 令和元年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第19号 令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第20号 令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第21号 令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第22号 令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第10 令和2年度施政方針について
- 日程第11 議案第23号 令和2年度益城町一般会計予算
- 日程第12 議案第24号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 令和2年度益城町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 令和2年度益城町下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第28号 令和2年度益城町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第29号 益城町附属機関設置条例の制定について
- 日程第18 議案第30号 益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第31号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第32号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第33号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第34号 益城町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第35号 益城町中、小学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第36号 益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第37号 益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第38号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第39号 益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運用に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第40号 益城町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第41号 益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第42号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第43号 益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第32 議案第44号 工事請負契約の変更について

日程第33 議案第45号 工事請負契約の変更について

日程第34 議案第46号 工事請負契約の変更について

日程第35 議案第47号 工事請負契約の変更について

日程第36 議案第48号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第36、議案第48号「工事請負契約の変更について」までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第3、議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第9、議案第22号「令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和2年第1回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界中に広がりを見せ、熊本県内におきましても感染者が発生し、2月22日に益城町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。感染予防啓発チラシの配布などによる周知徹底、ジョギングフェアなどのイベント・主催行事の中止や延期、町が管理します施設の休館、さらには小中学校の休校など、感染予防の徹底を図っているところです。

今後も国、県、関係機関などと緊密に連携をとりながら、町民の皆様に適時情報をお届けしますとともに、的確な感染症対策に取り組んでまいります。

一つ差しかえをお願いしたいと思います。これは令和2年度益城町一般特別会計予算書の206ページです。予算の説明書の一つとして作成しています地方債の現在高の見込みに関する調書において誤りがありましたので、差しかえを机上配付しております。よろしく願いいたします。

それでは、説明を申し上げます。

議案第16号、令和元年度一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ39億1,190万9,000円減額しまして、歳入歳出総額432億5,570万7,000円とするものです。

第2表の債務負担行為補正は、総合体育館の災害復旧工事が完了しますので、令和2年度から指定管理を再開するため、債務負担行為の追加をしており、第3表の地方債補正では、一つの事業債の追加及び20の事業債を変更しております。

また、歳入歳出予算補正で主なものとしましては、震災廃棄物処理に伴う地方債償還に充てるために創設されているグリーンニューディール基金を財源としました減債基金積立金に3億7,992万4,000円、国の補正予算を活用しました益城東西線等街路事業費に1億2,000万円、小中学校の情報通信ネットワーク環境整備費に1億4,294万1,000円を計上しております。

さらに、災害復旧事業では、農業用施設災害復旧業務委託に1億5,000万円、道路橋梁災害復旧工事費に10億29万3,000円を計上し、補助災害復旧事業として行うこととしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策により、聖火リレーの実施内容や方法等、今後検討していかなければなりません。開始式会場整備のための実行委員会への補助金を370万円計上して

いるところです。

そのほか、職員の給料や手当などの人件費及び中長期派遣職員の負担金などの減額をしています。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第17号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で11万8,000円の増額補正、議案第18号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で900万4,000円の減額補正、議案第19号、介護保険特別会計補正予算（第4号）で359万7,000円の増額補正、議案第20号、公共下水道特別会計補正予算（第4号）で882万3,000円の増額補正、議案第21号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）で51万3,000円の増額補正、さらには、議案第22号、水道事業会計補正予算（第4号）では、収益的収入及び支出の収入及び支出を、それぞれ4,441万1,000円の増額補正、また、資本的収入及び支出の収入を2億1,092万6,000円増額補正しています。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課長の山内です。

私のほうから、議案第16号から議案第22号までの補正予算関係について説明をさせていただきます。

まず、議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算書1ページをあけていただきたいと思います。

議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）。

第1条で歳入歳出予算の補正で、39億1,190万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ432億5,570万7,000円としております。

第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をしているところです。

6ページをお願いいたします。

第2表で債務負担行為の補正です。追加をしております。益城町総合体育館の指定管理料、令和2年度から令和5年度までの4年間、限度額のほうが1億8,380万円の追加をしております。

次、7ページのほうが、第3表で地方債の補正です。一つの追加のほうが上益城中央、2期地区、中山間地域総合整備事業債。中尾地区の農業集落道ののり面工事の分で、限度額を40万円として追加をしております。

8ページをお願いいたします。

地方債変更です。20の事業で変更をいたしております。一つ目が緊急防災減災事業債で4,120万円の減額をしております。

それから、8ページの下のほうから二つ目で、都市計画道路整備事業債のほうが5,400万の増額をしまして、国の補正予算を活用しての財源として増額のほうをしております。

9ページです。

一番上が小学校施設整備事業債、それから、二つ目が中学校施設整備事業債。小学校のほうか

5, 180万円、中学校のほうが2, 150万円の増額をしております。こちらのほうも両方とも国の補正予算を活用した普通教室へのW i - F i の整備を実施するもので、変更をしております。

それから、中ほどで農業施設災害復旧事業債、それから、道路等の災害復旧事業債。こちらのほうも80万円と900万円の増額をしております。これは事業費の増加に伴うものです。

続きまして12ページをお願いいたします。

歳入です。町税です。町民税、補正額のほうが1億6, 655万4, 000円で、雑損控除等の縮小に伴う増額となっております。

次、固定資産税のほうが1億295万5, 000円で、家屋新築等の増加に伴う増額となっております。13ページです。

12款の地方交付税です。1億79万4, 000円の増額で、普通交付税の確定分25億1, 000万程度の確定をいただいておりますけれども、そこに確定に伴いましての増額ということです。

14ページをお願いいたします。

16款の国庫支出金です。国庫負担金で補正額として11億1, 974万9, 000円の増額をしております。農業用、農林水産業施設の災害復旧の負担金関係、農業施設関係、それから、道路橋梁関係の負担金関係が主なものとなっております。

2項の国庫補助金です。1目の総務費の国庫補助金では1, 185万1, 000円の減額をしております。総務費のほうでは定住促進関係の交付金については299万2, 000円の増額をしているところです。減額としましては、地方創生交付金のほうを減額をしております。

それから、2目の民生の国庫補助金です。46万2, 000円の増額で、子ども子育て支援整備交付金945万6, 000円の増額で、広安小学校の児童クラブ建設の分の増額をしております。

7目の土木国庫補助金では5, 955万円の増額をしております。都市計画道路の整備事業の補助金関係6, 600万円、国の補正を活用する分の国庫補助金分です。

9目の教育費、国庫補助金では4, 784万6, 000円の増額で、情報通信ネットワーク環境整備の小学校分と中学校分の増額補正、国の補正予算関係の増額補正分となっております。

10目が災害復旧の補助金21億3, 790万1, 000円の減額をしております。

16ページをお願いいたします。一番上で、宅地の耐震化推進事業の補助金が平成30年度の国の補正予算で前倒しをしました関係で、令和元年度の予算について減額をしているところです。

17款の県支出金の1目の民生費県負担金です。1, 238万1, 000円の減額をしており、児童手当関係での減額、それから、子育てのための施設利用給付費、県の負担金につきましては増額をしております。

次が2項の県補助金です。総務費の県補助金のほうは4億1, 454万円の減額をしております。熊本地震復興基金交付金に宅地復旧とか墓地、それから、私道関係の復興基金の事業のほうが減額になり、それに伴いまして、この交付金についても減額をしております。

2目の民生費の県補助金1, 450万8, 000円の減額です。子ども子育て支援交付金、放課後児童クラブの運営関係経費についての減額、それから、放課後児童クラブの整備関係で減額をしております。

3目の衛生費の県補助金3億7,776万3,000円の増額で、衛生費補助金が災害廃棄物処理の基金を増設するための補助金として3億7,900万程度交付を受けております。

18ページです。

10目の災害復旧費の県補助金は4,166万4,000円の減額で、がけ崩れ対策の補助金のほうを減額しています。

それから、県の委託金です。総務費の委託金につきましては245万2,000円の増額で、農林業センサス等の交付金を増額しております。

18款の財産収入です。1億7,004万9,000円の増額で、熊本空港ビルディング株式会社の解散に伴う精算金の交付を受けておりますので、それとか、証券の受け払いの収入あたりで増額をしております。

20款の繰入金です。基金の繰入金で11億9,313万9,000円の減額で、財政調整基金、減債基金、それから、創意工夫部分の復興基金の繰入金について減額をしております。

20ページをお願いいたします。

22款の諸収入、雑入です。2,108万8,000円の増額をしております。被災宅地復旧支援事業補助金の返還金、宅地復旧関係の不正受給分11件分を増額、それから、立竹木の補助金、広崎公園分のほうを増額をしております。

23節町債につきましては、先ほどの第3表のとおりとなっております。

22ページをお願いいたします。歳出になります。

2款の総務費、1目の一般管理費です。6,079万円の減額で、減額の主なものとしましては、職員関係の人件費関係、それから、23ページの一番上で、派遣職員の方の人件費の負担金について減額をしております。

2目の財産管理費で3億7,992万4,000円の増額で、減債基金の積立金を増額しております。災害廃棄物処理の基金のほうからの交付を受けておりますので、減債基金の積み立てを増額しているというところです。

4目の企画費です。1億1,710万円の減額になります。減額の主なものとしましては、被災民間賃貸住宅の補助金の減額、それから、地方創生交付金関係の委託料関係を減額しております。

24ページをお願いいたします。

総務費の町税関係です。税務総務費330万円の減額で、非常勤職員の給料、それから、臨時職員関係を減額しております。

1目の戸籍住民基本台帳費306万4,000円の減額です。こちらのほうも非常勤職員の報酬の減額、それから、増額としましては個人番号カードの事務交付金のほうを111万4,000円の増額をしております。

27ページをお願いいたします。

3款の民生費です。1目の社会福祉総務費300万円の減額で、応急仮設住宅転居費用の補助金について300万円の減額、後期高齢者医療費については903万4,000円の減額、特別会計繰出金を減額しております。

2 項の児童福祉費の児童福祉総務費では2,330万9,000円の減額です。

28ページをお願いいたします。

13節委託料のほうで、放課後児童健全育成事業の委託料、それから、15節のほうでは児童クラブの建設工事について減額をしております。

29ページの3項の災害救助費の1目の災害救助費です。3,006万4,000円の減額をしております。

30ページをお願いいたします。

15節のほうでは仮設団地の農地復旧工事について300万円の減額、それから、19節のほうで災害復旧事業の中長期派遣の方の人件費の負担金の減額をしております。

2目が仮設住宅の運営費で2,000万円の減額。こちらのほうはみんなの家の移設工事費、それから、管理委託料などを減額しております。

31ページです。

6 款の農林水産業費、3 目の農業振興費で194万円の増額で、農業用廃プラの処理補助金関係を180万円、単価が増えたということで増額しております。

5 目の農地費91万6,000円につきましては、県事業関係の負担金事業を増額しております。

32ページです。

7 款の商工費、2 目の商工振興費で124万3,000円の減額です。プレミアム付きマイナポイント利用店舗募集業務の委託料で、制度改正に伴い、町で募集する必要がなくなりましたので減額しております。

それから、8 款の土木費、土木総務費で1 億6,659万円の減額で、19節のほうで中長期の派遣の方の人件費の負担金を減額しております。

それから、道路橋梁費では、2 目の道路新設改良費で1 億204万3,000円の減額で、県道整備負担金について減額をしております。益城中央線、県道熊本高森線の改良事業に伴う負担金を減額しております。

6 目で社会資本整備総合交付金で3,355万9,000円の減額です。こちらのほうは34ページのほうで、委託料のほうで、設計の委託料、それから、工事のほう、工事請負費、公有財産の購入費あたりを減額しているところです。

4 項の都市計画費、1 目の都市計画総務費では2,290万6,000円の減額をしております。13節のほうで用途地域見直しの業務の委託料、こちらにつきましては、令和2年度のほうで再度また見直しの業務をやるというところで減額をしております。

それから、立地適正化計画策定業務につきましても600万円の減額で、令和元年度では素案作成までで終わっておりますので、令和2年度のほうでも改めて予算を計上して、引き続き計画策定を行うことにしております。

6 目の土地区画整理費123万5,000円につきましては、益城中央土地区画整理事業の負担金で、事業費の増に伴い増額をしているということです。

街路事業につきましては1 億2,000万円の増額をしております。国の補正予算を活用した事業で、設計の委託料や道路の用地購入費を増額しております。

36ページです。

9 款の消防費です。消防施設費では、4,117万9,000円の減額です。消防団詰所の建設費等を減額しております。

10 款の教育費では、2 目の事務局費995万6,000円の減額で、19 節派遣職員の方の人件費の負担金等を減額しております。

2 項の小学校費、1 目の学校管理費では1 億468万8,000円。38ページをお願いいたします。一番上で、工事請負費で情報通信ネットワーク環境整備の小学校分で小学校5 校分のW i - F i 整備等を実施することとしております。

3 項の中学校費の学校管理費では4,175万3,000円で、中学校屋内運動場非構造部材改修工事で、木山中学校体育館のL E D化にするための工事、それから、情報通信ネットワーク環境整備では、中学校2 校分のW i - F i 工事費を計上しているところです。

39ページです。

6 項の社会教育費、1 目の社会教育総務費で7,497万7,000円の減額で、こちらのほうは自治公民館の復旧の補助金関係の減額をしております。

40ページです。

7 項のところの保健体育費で、1 目の保健体育総務費373万8,000円の増額をしております。19 節のほうで聖火リレー益城町実行委員会補助金370万円の増額で、開式会場の整備費として増額しております。

11 款災害復旧費です。農業用施設災害復旧のほうでは1 億3,314万6,000円の増額をしております。13 の委託料のほうで農業用施設災害復旧業務の委託料1 億5,000万円の増額、県への委託事業で補助の災害復旧事業として実施することにしております。

2 項の土木施設災害復旧費、1 目の道路橋梁災害復旧費では9 億6,488万5,000円で、15 節の工事請負費のほうで災害復旧工事として増額をしております。こちらにつきましても、事業費の増に伴うもので、補助災害復旧事業として実施するものです。

42ページです。

5 目のがけ地災害復旧では、5,580万1,000円の減額。

それから、6 目の宅地災害復旧では46億6,707万円の減額をしております。工事請負のほうでは、宅地耐震化復旧工事のほうで42億程度の減額、平成30年度の国の補正予算での対応として前倒しした関係で工事費等について減額をしております。

19 節のほうでは、被災宅地復旧支援事業の補助金ということについては、決算見込みによる3 億5,000万円の減額をしているところです。

7 目の共同墓地、それから、8 目の地盤改良、9 目の雑種地関係の復旧事業につきましては、それぞれ基金事業として実施しているものですが、決算見込みで減額をしているところです。

次に、5 項のその他公共施設公用施設災害復旧のほうでは、9,659万3,000円の減額をしております。

44ページをお願いいたします。

13節委託料のほうで、複合施設建設の基本実施設計関係の委託料について、減額をしております。こちらの5節の委託関係につきましては、令和2年度で改めて計上をさせていただくということにしております。

45ページのほうは、予備費のほうを1,398万7,000円の減額をしております。

議案第16号につきましては以上となります。

続きまして、議案第17号、令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ11万8,000円を追加し、36億7,328万2,000円としております。

6ページをお願いいたします。

歳入です。5款の国庫支出金のほうで201万8,000円、社会保障税番号制度システムの補助金について増額をしております。

6款の県支出金のほうでは、特別調整交付金について190万円の減額というところです。

7ページ。

歳出については、総務費のほうで一般管理費17万9,000円。国保のシステム改修分の委託料として増額。

それから、10款の予備費について6万1,000円の減額をしております。

議案第17号につきましては以上です。

続きまして、議案第18号、令和元年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算、1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ900万4,000円を減額し、3億9,189万7,000円としております。

6ページをお願いいたします。

歳入です。繰入金で一般会計からの繰入金903万5,000円の減額で、事務費、それから、保険基盤安定繰入金について減額をしております。

7款の諸収入では、雑入で3万1,000円の通信運搬費関係の補助金を3万2,000円増額しております。

歳出です。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金については900万3,000円の減額で、基盤安定負担金分の減額をしております。

それから、10款で予備費を1,000円の減額というところです。

議案第18号につきましては以上です。

議案第19号、令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算、1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正で、359万7,000円を追加し、36億7,038万2,000円にしております。

6ページをお願いいたします。

歳入です。4款の国庫支出金です。121万9,000円の増額で、介護予防日常生活支援総合交付金等を増額しております。

5款の支払い基金の交付金につきましては125万3,000円の増額で、地域支援事業の交付金。

6款の県支出金につきましては58万円の増額で、介護予防日常生活支援事業の交付金を増額しております。

7ページのほうでは繰入金で、一般会計からの繰入金について54万5,000円の増額をしているところです。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。1款の総務費です。一般管理費のほうで、2万2,000円の増額で、システム改修分を増額しております。

5款の地域支援事業につきましては500万円の増額で、通所型のサービス費、要介護1、2及び総合事業対象者が増えたということで増額しております。

それから、10款のほうでは予備費を142万5,000円減額しているところです。

議案第19号につきましては以上です。

続きまして、議案第20号、令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算、1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ882万3,000円を追加いたしまして、23億1,165万6,000円としております。第2条のほうでは地方債の補正ということです。

4ページをお願いいたします。

第2表で地方債の補正、変更をしております。公共下水道事業で600万円の減額をしまして、補正後が4億9,810万円としております。処理場の長寿命化工事委託の委託事業費の減に伴う起債のほうも減というところです。

7ページをお願いいたします。

歳入です。国庫支出金で、下水道の国庫補助金について800万円の減額で、処理場の長寿命化整備事業の事業費の減に伴うものというところです。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金について1,000万円の減額、繰越金については確定に伴い3,282万3,000円の増額、町債につきましては、先ほどの第2表のとおりです。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。2款の災害復旧費のほうでは513万円の増額で、中長期派遣職員の方の人件費について負担金の増額をしております。

4款のほうでは予備費のほうを369万3,000円の増額というところです。

議案第20号につきましては以上です。

続きまして、議案第21号、令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ51万3,000円を追加しまして、9,195万7,000円としております。

6 ページをお願いいたします。

歳入です。6 款の繰入金で、一般会計からの繰入金について600万円の減額、繰越金につきましては、確定に伴い651万3,000円の増額をしております。

歳出のほうでは7 ページです。

1 款の事業費で、施設費で1 万1,000円の減額、職員の人件費になっております。

4 款の予備費のほうでは52万4,000円の増額をしているところです。

議案第21号につきましては以上です。

次に、議案第22号、令和元年度益城町水道事業会計補正予算書の1 ページをお願いいたします。

第2 条で収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入につきましては、11 款の水道事業の収益としまして4,441万1,000円の増額。

それから支出のほうで、21 款の水道事業の費用として、補正額としては歳入と同額を増額しているところです。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のほうを第3 条で定めております。収入の補正があつておりまして、31 款で2 億1,092万6,000円の増額をしております。

3 ページから4 ページにつきましては実施計画書となっております。

5 ページをお願いいたします。

実施計画明細書になります。収益的収入及び支出の収入です。11 款の水道事業の収益で、1 節の水道料金2,770万9,000円の増額。それから、水道施設の災害復旧の補助金として国庫補助を1,670万2,000円増額しております。

6 ページです。

収益的収入支出の支出になります。水道事業費用として、41 節の有形固定資産減価償却費としては、構築物関係について107万2,000円の増額。それから、固定資産の除却費として433万9,000円増額。それから、消費税分を3,900万円増額しております。

次に、資本的収入及び支出の収入の分です。

7 ページをお願いいたします。

31 款益城町水道事業資本的収入の2 節の加入分担金700万円の減額で、水道加入申込金について減額しております。

それから、補助金のほうが国庫補助金2 億1,792万6,000円の増額で、災害復旧関連の国庫補助金で、前年度工事に対するものを増額しております。

議案第22号につきましては以上です。

以上で補正予算関係の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第9、議案第22号「令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までの説明が終わりました。

続いて、日程第10「令和2年度施政方針について」。

西村町長。

○町長（西村博則君） 令和2年度施政方針について述べさせていただきます。

まず初めに、昨年5月1日に天皇陛下が御即位されましたことに、町民を代表して心からお喜び申し上げます。そして、令和の時代の幕があき、新たな時代の到来に身の引き締まる思いでございます。

今年は、56年ぶりにオリンピック・パラリンピックが東京を主会場として開催されます。本町では、5月7日に聖火リレーが行われ、さらには、5月3日から6日までの予定でバドミントン日本代表チームの強化合宿が、新設しました総合体育館で行われます。熊本地震で被災しました本町にとりましては、国内外に復旧、復興を進めている町の姿をアピールする絶好の機会であり、平和、団結、友愛という理想を目指すオリンピックの成功に向けて、町民の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症が、中国を中心に世界中に広がりを見せ、熊本県内におきましても感染者が発生しております。町民の皆様への安全、安心を図るため、益城町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策本部を立ち上げました。今後も、国、県、関係機関などと緊密に連携をとりながら、町民の皆様へ適時情報をお届けするとともに、的確な感染症対策に取り組んでまいります。

さて、平成28年熊本地震から4年を迎えようとしています。ここに改めて、震災によりお亡くなりになられた方々、そして、その御遺族の皆様に対しまして、心から哀悼の意を捧げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。全ての被災者の皆様が生きて生活再建をなし遂げられるまで、お一人お一人に寄り添った支援に取り組んでまいります。

今、町では震災からの完全復旧、復興を目指し、さまざまな事業に取り組んでおり、県道熊本高森線の4車線化や災害公営住宅の整備、宅地の復旧などが着実に進んできております。

一方、復興後の町の姿を見据え、また、将来の町の発展を見据えたまちづくり、にぎわいづくりを町民の皆様とともに展開し、真に豊かな町を目指してまいります。

それでは、令和2年第1回益城町議会定例会が開催されるに当たり、令和2年度の主要施策につきまして、第6次益城町総合計画に掲げております、まちづくりの八つの大綱に沿いまして述べさせていただきます。

まず一つ目は、「安全で安心して暮らしやすいまちづくり」についてでございます。

被災された方々の生活再建は、本町にとりまして最重要課題であり、生活再建の基盤となります。住まいの再建を図っていただくため、災害公営住宅の整備、宅地の整備を進めております。

災害公営住宅の建設につきましては、町全体で19団地、671戸の建設を進めており、今月中には全団地全てが完成し、入居予定者の方々には、今月末までには部屋の鍵をお渡しできることとなります。

一方で、いまだ、応急仮設住宅には、建設型応急仮設住宅が528戸（最大時1,511戸）、1,154人、借り上げ型応急仮設住宅が234戸（最大時1,453戸）、547人が入居されている状況にあります。

今後、自宅の再建や災害公営住宅への入居が進みますと、本年6月末には110戸程度にまで減少する見通しとなりますことから、仮設住宅に残られる皆様が、安全で安心してお暮しいただけるため、本年6月から木山仮設団地への集約を進めてまいります。

消防、防災対策につきましては、被災しました消防団詰所や積載車格納庫の整備を、地元と調整を図りながら建てかえなどを行いますとともに、防災倉庫の設置につきましても、引き続き、避難地や公共施設への整備を進めてまいります。

あわせて、益城西原消防署に配備しております水槽付ポンプ車の更新や、町消防団の積載車や小型動力ポンプの更新を行い、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

なお、安永、福富地区で進めております内水対策につきましては、令和2年度に排水ポンプ場の整備を進め、令和3年度からの稼働を目指してまいります。

さらに、防犯対策につきましては、児童や生徒を犯罪などから守るため、町内の小・中学校の通学路50カ所に設置しました防犯カメラの運用を、令和2年度から開始いたします。

環境対策につきましては、地球温暖化対策としまして、本町も参加しております熊本連携中枢都市圏におきまして、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す」との宣言がなされたことから、関係自治体と連携し、地球温暖化対策実行計画の策定に取り組んでまいります。

また、一般廃棄物であるごみと、し尿などの処理につきましては、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が本年4月から上益城広域連合へ事務移管し、新施設建設のための用地取得に着手されます。今後も新施設の着実な整備を目指し、関係自治体と連携して取り組んでまいります。

次に二つ目の「いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」についてでございます。

まず、地域福祉についてでございますが、災害公営住宅におきまして、長期にわたり、仮設住宅などでの生活を余儀なくされていた被災者の皆様が、新たな生活を始められることから、入居前に地元地域の方々と顔合わせ会を実施しますとともに、入居された皆様方でワークショップを開催していただき、団地内で生活する上でのルールづくりや自治会などの組織づくりなどに取り組んでいただいております。

さらに、入居された後の皆様の不安を少しでも和らげるため、社会福祉協議会などの関係機関、団体と連携し、サポートを続けてまいります。

また、仮設団地の集約を図った後、応急仮設住宅に引き続き入居されている皆様につきましても、一日も早い住まい再建を実現されるよう、地域支え合いセンターなどの関係機関と連携しながら、それぞれの世帯に寄り添った適切な支援を行ってまいります。

健康づくりにつきましては、令和2年度から本格的に「ましき健康づくり応援ポイント事業」に取り組みますとともに、各地区公民館分館で実施しております健康づくり教室を引き続き開催し、町民お一人お一人が「自分の健康は自分で守る」という意識を高めていただけるよう、健康の維持、増進に努めてまいります。

あわせて、特定健診受診率や保健指導率の向上に取り組み、生活習慣病の予防と病気の早期発見、早期治療につなげられるよう取り組んでまいります。

高齢者の皆様への福祉の充実につきましては、超高齢化社会に対応するため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターを中心に、町民の皆様や関係機関が持つ課題解決を図るための体制づくりを推進してまいります。

次に、障害者の皆様への福祉の充実につきましては、利用者の皆様やその御家族の皆様のニーズに沿った適切なサービスの提供に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年に向けて、地域包括支援センターとの連携をさらに強化し、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化を推進してまいります。

子育て支援につきましては、まず、子ども家庭総合支援拠点の設置であります。令和2年度に設置のための準備を開始し、令和3年度中の開設を目指してまいります。

また、保育所の待機児童対策につきましては、引き続き、今後の保育需要など状況を見極めながら、計画的に施設の整備やサービスの充実を行い、待機児童の解消に努めてまいります。

一方、社会問題となっている児童虐待につきましては、要保護児童対策地域協議会におきまして、関係機関との連携をより強化し、引き続き迅速な対応と防止に取り組んでまいります。

次に三つ目の「個性と創造力を育むまちづくり」についてでございます。

学校教育につきましては、まずは、本町独自の先進的な取組である「いきいき益城っ子育成事業」や「ドリーム益城っ子事業」を引き続き実施しますとともに、各小中学校に配置しております特別支援教育支援員や医療支援員を、令和2年度も引き続き配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

また、震災でダメージを受けた子どもたちの心身面への支援につきましては、過去に発生した大災害でも、被災後数年経過した後にフラッシュバックなどにより恐怖がよみがえったりする事例が報告されておりますので、引き続き、子どもの心のケアに努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、熊本地震により被害を受けました益城中学校の校舎本体工事につきましては、令和2年度末の完成を目指して取り組んでまいります。

また、社会教育施設についてであります。交流情報センター「ミナテラス」につきましては、本年3月末工事完了をめどに復旧に取り組んでおります。文化会館につきましては、来年3月末の工事完了を目指し、復旧工事を進めてまいります。

学校給食につきましては、昨年4月から、町内の全小中学校に新しい給食センターで調理しました給食の提供を再開いたしました。益城産の安心、安全で美味しい米、野菜などを中心に調理しました給食の提供を行っており、今後とも子どもたちの心身の健やかな成長につなげてまいります。

コミュニティ・スクールの推進につきましては、「益城町コミュニティ・スクール推進連絡協議会」を中心として、教育委員会と学校、家庭、地域などが連携して、子どもたちが楽しく安全に生活できる学校を目指し、さらにはこの町に住んでよかったと思えるような、学校を核としたコミュニティづくりを推進してまいります。

生涯学習につきましては、様々な講座などを再開することにより、多様なニーズに応えるべく、

学習機会の提供と活動支援に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、本年3月に総合体育館が完成し、7月から供用を開始します。今後は、体育協会など関係団体と協力し、イベントや各種大会を積極的に誘致するとともに、町民の皆様が健康維持、増進を図っていただける機会を提供してまいります。

文化財保護に関しましては、布田川断層帯の保存と活用に取り組むとともに、埋蔵文化財発掘調査につきましても、復旧、復興に伴う事業が円滑に進捗するよう迅速に実施してまいります。

さらに、杉堂地内の潮井自然公園内に、昨年4月に四賢婦人記念館がオープンしました。現在、潮井自然公園の整備計画の見直し及びアクセス道路ルートの検討を行っており、今後は、教育旅行の拠点としての魅力を持っているこの記念館や布田側断層帯が、益城町を代表する観光拠点、学びの拠点となるよう整備を図ってまいります。

次に四つ目の「自然と調和した活力に満ちたまちづくり」についてでございます。

まず、町の土地利用の指針となる新たな都市計画マスタープランの策定についてでございますが、まず、震災後の町のあるべき姿を町民の皆様にお示し、さらに、令和2年度には、持続可能なまちづくりの実現化に向けた立地適正化計画を策定し、新たなまちづくりに取り組んでまいります。

また、市街地周辺部や集落部の地域振興は重要な課題と認識しており、このため、地域再生計画策定も視野に入れ、地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

次に、震災からの復旧事業についてでございますが、公共土木施設の復旧につきましては、道路、河川につきまして約98%の工事契約が完了しております。また、復旧事業として整備する予定の橋梁17橋につきましては、既に10橋が復旧し通行可能となっており、残る橋梁につきましても、令和2年度末には復旧工事が完了する見込みであります。

被災宅地の復旧につきましては、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を重点的に進めますとともに、基金事業として、擁壁や宅地の復旧、地盤改良への助成を行って生活再建の後押しを進めてまいります。

復興事業につきましては、横町線、東西線、南北線、第2南北線の都市計画道路4路線につきまして、既に実施設計に入っており、横町線、東西線におきましては、一部用地の取得や工事に着手しております。今後、用地の契約が完了し、発注可能となった区域から順次、着工してまいります。

また、現在、27の地区で組織されておりますまちづくり協議会から提案がありました避難路、避難地、緑地の整備につきましては、避難路などの整備が一部竣工しており、残りの箇所につきましても、引き続き整備を進めてまいります。

県事業として進められている益城中央市街地復興土地区画整理事業につきましては、今年2月に第3期仮換地指定がなされており、早い街区では今年の6月から建物の再建が可能となります。今後は、地区内の権利者の皆様が一日も早い住宅の再建ができるように、県と町が一体となって事業の推進を図ってまいります。

都市計画道路益城中央線街路事業（県道熊本高森線）につきましては、用地交渉が既に7割以

上の地権者の方々と契約が済んでおり、広崎・安永地区でのモデル地区の整備が本年3月に完成します。今後も早期完了に向け、町としましても県と連携し、事業の推進を図ってまいります。

次に、水道事業につきましては、日常生活や産業活動に欠くことのできないライフラインでありますことから、災害に強く安全、安心な水の安定供給に引き続き努めますとともに、適切かつ効率的な事業の運営を図り、一層の経営改革と基盤強化に取り組んでまいります。

また、公共下水道事業につきましては、本年4月から公営企業会計に移行し、堅実な運営体制に取り組んでまいります。下水道の整備につきましては、下陳地区の管渠整備、益城台地土地区画整理事業西地区及び新住宅エリアの下水道整備を重点的に取り組んでまいります。

公共交通についてであります。災害公営住宅の整備や新たな道路整備計画などにより、町の状況が変わりつつあるため、まちづくりと連携した中心拠点と地域拠点などをつなぐ公共交通ネットワークの再構築を図り、利便性の向上を図るとともに空白地域の解消にも努めてまいります。

次に五つ目の「地域力により創出する活気あるまちづくり」についてでございます。

まず、商工業の活性化につきましては、熊本地震からの創造的復興に向けた町のにぎわいづくりに向けて、中心市街地におけるまちづくりや経済活力の向上などに力を入れて取り組んでまいります。

特に、本年3月3日に、商工会やJAかみましきなどとともに設立しました「株式会社未来創成ましき」と連携を図りながら、被災事業者や新規創業者への支援体制を強化するため、スタートアップ補助金による資金面でのサポートを行いますとともに、事業再建、新規創業の促進を図ってまいります。

また、企業誘致につきましては、中長期的な企業誘致の環境整備を図るため、都市計画マスタープランの見直しや企業誘致戦略の策定を着実に進めてまいります。今後、産業拠点となる適地調査の実施や、私自身のトップセールにより、戦略的な企業誘致を引き続き展開してまいります。

観光振興につきましては、総合運動公園内に設置しております「サンジ像」や布田川断層帯などを核としまして、町外からの誘客の推進や新たな観光資源の発掘などの取り組みを強化しますとともに、地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、将来にわたって町の観光振興に力を尽くしてもらうための人材の発掘、定着を図ってまいります。

また、復興イベント補助金制度を見直し、にぎわいづくりに関する活動や新たな特産品開発につきましても補助対象に加え、町民による町のにぎわいづくりに向けた取り組みへの支援を強化してまいります。

農業政策につきましては、20地区で作成している「人・農地プラン」の見直しを行い、集落や地域が抱える人と農地の課題を解決できるよう、プランで位置づけています担い手の農地の集積化などを推進してまいります。

また、新たな農作物の推進のため取り組んでいる健康飲料青汁の原料、大麦若葉の栽培につきましては、年々栽培面積が増加しており、令和2年度におきましても積極的に栽培面積の増加を推進し、農業所得のアップに繋げてまいります。

農業施設関係につきましては、過去に圃場整備事業などにより整備した揚水施設や配水管などの老朽化が進んでいますことから、県営事業や土地改良事業などを活用し、計画的に改修してまいります。

次に六つ目の「誰もが主役になれる個性的なまちづくり」についてでございます。

協働のまちづくりにつきましては、本年3月に策定しました「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、「住民と行政との協働による基盤づくりの推進」を掲げているところです。

今後も、まちづくり協議会やまちづくり活動団体などを支援することで、町民主体のまちづくり活動を推進し、さらに町民と民間団体などとの連携、協働を強め、持続可能でよりよいまちづくりの実現を推進してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、男女共同参画社会推進懇話会と協働で実施している講演などの啓発事業を今後も継続して実施し、町民の皆様の男女共同参画の意識を進めてまいります。

特に、基本的人権が尊重されることは、明るく住みよいまちづくりの基盤です。各種関係団体と連携し、部落差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向け、人権教育や人権啓発の推進に努め、差別のない明るい社会を目指してまいります。

また、私自身、昨年、「よかボス宣言」を行いました。自ら仕事と生活の充実に取り組みますとともに、町職員をはじめ、企業や事業所などにも働きかけを行ってまいります。

次に七つ目の「まちの魅力を伝えみんなに選ばれるまちづくり」についてでございます。

熊本地震からの復旧、復興事業に取り組む中、益城町のイメージを高めるとともに、町の魅力について情報発信を行い、関心を持ってもらう取り組みが重要になってくると考えます。

これまでは、広報紙やホームページを中心に情報発信を展開しておりましたが、昨年、ラインやツイッターなどSNSを活用しました新たな情報発信を開始しました。

今後とも、災害情報や行政の情報だけではなく、まちづくりにおいて町民の皆様が主体的に活動されている取り組みなどにおきましても積極的に情報発信を行いますとともに、さらなる情報発信手段の拡充を検討してまいります。

次に八つ目の「効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり」についてでございます。

熊本地震からの復旧、復興事業により、多額の起債を発行しており、公債費の返済が本格化します令和2年度以降、町の財政状況はさらに厳しさを増す状況にあります。昨年9月に策定しました中期財政見通しにおきましても、令和2年度以降、財源不足となる見込みとなっております。

このため、持続可能な財政運営に向けて、町税や住宅使用料などの未収金対策、使用料、手数料の見直しを引き続き行いますとともに、ふるさと納税のさらなる推進や町有施設に対するネーミングライツの導入、企業版ふるさと納税などの新たな財源確保対策や、徹底した事務事業の見直し、不要不急の事業の洗い出しなどに取り組んでまいります。

一方で、将来の町の発展につながり、ひいては町の財政にも大きく貢献するような施策につきましては、重点的に財源の投入を図ってまいります。

次に、住民サービスの向上につきましては、町民の皆様の利便性の向上を図るため、マイナンバーに対応したコンビニエンスストアでの各種証明書発行サービスを継続して実施しますとともに、昨年10月から実施しております窓口業務、案内の民間委託につきましても、町民の皆様へわかりやすく丁寧な対応ができるよう、委託業者と連携を図りながら窓口サービスの向上に努めてまいります。

新庁舎の建設につきましては、復興のシンボルとして、災害に強く、町民に永く親しまれる、安全・安心の拠点として整備することとしており、令和4年度中の完成を目指して事業を進めてまいります。

また、敷地内の南側には、地区のコミュニティー再生の拠点として、また、熊本地震の記憶の継承として、防災教育などの場となる復興まちづくり支援施設を整備してまいります。

両施設とも、木山地区の土地区画整理事業をはじめ、関連事業との連携を図りながら、令和2年度中の工事着手に向け、取り組んでまいります。

さらに、中央公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館の三つの施設を複合化した複合施設につきましては、地域を結び、将来の発展を目指す地域づくりの拠点として整備を進めることとしており、令和2年度には基本設計、実施設計に取り組んでまいります。

役場の組織体制につきましては、復旧期から復興期へ大きく転換する時期を迎え、令和2年度におきまして、復旧、復興事業の状況を見据えながら、現在の組織体制のあり方について、抜本的な組織の見直しの検討を図ってまいります。

最後になりますが、令和という新しい時代の幕開けに当たり、私は今年を表す一文字として、漢数字の「一」という文字を挙げました。

一つ目は、今月には全ての災害公営住宅が完成し、多くの方々が生活再建へ「第一歩」を踏み出され、新たな生活のスタートを切られます。しかしながら、今後も公共事業などにより、自宅の再建ができず、引き続き仮設住宅などで生活をなされる方もおられますことから、被災者全ての皆様の生活再建ができるまで、しっかりとお一人お一人の思いに寄り添った対応を行うという、第一歩の「一」です。

二つ目は、熊本地震からの復興、特に町ににぎわいを取り戻し、震災前より活力ある町に発展するためには、町民の皆様、企業、議会、大学、行政などがワンチームとなり、「オールまじき」で、総力を挙げて取り組むことが重要という、ワンチームの「一」。

三つ目は、ハード、ソフトそれぞれの分野で益城町ならではのオンリーワンのまちづくりを進め、それが実現したとき、ナンバーワンの「まち」に繋がるという、オンリーワンからナンバーワンへの「一」。

四つ目は、10年後、20年後の町の姿を見据えたとき、未来を見据えた一步を何をすべきか、町民の皆様や町職員に方針を解りやすく示し、一緒に一步一步しっかりと踏みしめて町政に取り組むと言う決意を込めた、未来を見据えた一步の「一」を挙げました。

復興後の町の豊かな姿を見据え、完全復興に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続き、温かい御支援と御協力を皆様にお願ひ申し上げ、令和2年度の私の施政方針といたします。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 「令和2年度施政方針について」が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時20分から再開します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第11、議案第23号「令和2年度益城町一般会計予算」から日程第16、議案第28号「令和2年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第23号から議案第28号について御説明申し上げますが、冒頭差しかえ分ということでお話ししましたが、一般会計予算書の206ページになります。この裏に両面テープがついておりますので、それをはがして張りかえをお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、議案第23号から議案第28号について御説明いたします。

令和2年度の取り組みにつきましては、ただいま施政方針で述べました各種事業を推進し、熊本地震からの復興を加速してまいりたいと考えております。また、新年度予算では、予算編成要領に基づき予算編成に当たっており、熊本地震から4年が経過し、災害復旧事業や生活再建事業が落ち着きつつあるため、令和元年度予算に比べ、大きく予算規模が減少している状況です。

しかしながら、将来を見据えたにぎわいづくりやまちづくり事業は、重点的に予算措置を行い、しっかり取り組んでまいらなければならないと考えています。

それでは、まず、議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算の規模は191億898万円で、前年度当初予算に比べ105億4,911万9,000円、率にして35.6%の減となっております。

歳入における町税、分担金及び負担金、繰越金などの自主財源は33.6%、地方交付税、国県支出金、町債等の依存財源は66.4%となっております。

雑損控除の縮小による町税が約1億7,000万円、災害公営住宅の完成に伴い、使用料及び手数料が1億3,000万円、ふるさと納税の増加に伴い、寄附金が2億4,000万円それぞれ増加し、令和元年度より自主財源比率が大きくなっております。

しかし、国県支出金や地方交付税、町債が大きいため、依存財源の占める割合が依然として大きい状況です。

歳出予算につきましては、災害復旧に関する予算としまして、複合施設の基本・実施設計、道路橋梁や農業用施設、宅地災害復旧などに8億9,000万円。また、魅力あるまちづくりの復興事業として、益城中央線整備事業に1億7,000万円、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に1億円、東西線や横町線などの街路整備事業に6億8,000万円、避難路・避難地を整備する都市防災総合推進事業に4億5,000万円などを計上。

将来を見据えた、にぎわいを創出する事業として、にぎわいづくり事業調査業務、集落観光ブ

ラン策定支援業務、新たに創業する担い手を支援するための補助金などを計上しますとともに、企業誘致のための産業団地整備業務に取り組むこととしています。

そのほか、まちづくりと連携した地域公共交通網形成計画の策定や学校教育 I C T 機器購入、高齢者補聴器購入助成事業、早産予防対策事業、英検検定チャレンジ補助金の創設などを計上しています。

公債費につきましては、熊本地震関連で借り入れました町債の元金返済が始まりますことから、令和元年度より 5 億 4,000 万円増加しています。この増加に含まれる、災害対策債や補助災害復旧事業債には、毎年度の公債費に対して 95% 交付税措置されることになっています。

次に、特別会計につきましては、議案第 24 号、国民健康保険特別会計予算は、総額を 39 億 8,626 万 3,000 円。

議案第 25 号、後期高齢者医療特別会計予算は、総額を 4 億 3,118 万円。

議案第 26 号、介護保険特別会計予算は、総額を 33 億 4,550 万円。

議案第 27 号、下水道事業会計予算は、令和 2 年度から地方公営企業法の財務規定のみを適用することとしていますので、会計処理が従来の現金主義・単式簿記で処理する官公庁会計から、発生主義・複式簿記で処理する公営企業会計へ移行することになります。

また、この移行に併せまして、本年度まで公共下水道特別会計と農業集落排水事業特別会計の二つの特別会計で実施していたものを、下水道事業会計として一つにまとめております。

予算の収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益を 15 億 2,114 万 7,000 円、下水道事業費用を 14 億 8,521 万円、資本的収入及び支出の資本的収入を 14 億 6,266 万 4,000 円、資本的支出を 18 億 8,202 万 3,000 円とするものです。

さらに、議案第 28 号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を 4 億 9,827 万 2,000 円、水道事業費用を 4 億 9,715 万 8,000 円、また、資本的収入及び支出の資本的収入を 3 億 1,020 万円、資本的支出を 5 億 9,088 万円とするものでございます。

令和 2 年度の当初予算につきまして、予算書により企画財政課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。

議案第 23 号から議案第 28 号まで、来年度予算関係につきまして説明をさせていただきます。

先ほど町長からも話がありましたように、令和 2 年度益城町一般特別会計予算書において、206 ページの差しかえをお願いしているところです。令和 2 年度中の増減の見込み額の当該年度の記載の見込み額、それから、当該年度の元金償還の見込み額の部分で誤りがありましたので差しかえをお願いしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和 2 年度の益城町一般特別会計予算書の 1 ページをあげていただきたいと思います。

議案第 23 号、令和 2 年度益城町一般会計予算。

第1条で、歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ191億898万円と定めております。第2条では債務負担行為の設定、それから、第3条で地方債。第4条で一時借入金で、一時借入金の最高額としましては20億で、令和元年度と同額としております。第5条では歳出予算の流用関係について定めております。

7ページをお願いいたします。

第2表で債務負担行為を設定しております。事業としましては、定住促進補助金の交付事業で、期間として令和3年度から令和5年度まで。限度額のほうが1,250万円と定めております。

8ページをお願いいたします。

第3表で地方債です。臨時対策債を含めまして24の事業で設定をしております。臨時財政対策債のほうが3億円。緊急防災減債事業債が8億3,160万円で、防災無線のデジタル化、それから、益城消防署のポンプ車の購入、消防団の積載車小型ポンプの購入の財源とするところです。

地域活性化事業債につきましては、防犯灯のLED化で450万円の限度額。

それから、第2期中央地区の中山間の整備事業債から農業水路の長寿命化までの4事業につきましては、県事業関係の負担金として限度額を定めています。

それから、県道整備事業債、それから、町道整備事業債、社会資本整備総合交付金事業債につきましては、道路整備関係の事業としての財源です。

潮井公園事業債につきましては990万円。

9ページのほうの都市防災総合推進事業で2億20万円。それから、都市計画道路関係の整備事業債として2億7,250万円。土地区画整理事業債としては8,760万円というのは木山地区の土地区画整理事業分です。

小学校施設整備事業債では、教育のモニターを90台入れかえをしますので、その財源とするものです。

中学校施設の整備事業債につきましては、益城中学校の備品関係の整備事業です。

社会体育施設関係につきましては、総合体育館の備品関係の財源としております。

役場庁舎災害復旧事業債につきましては、仮設庁舎のリース、それから、複合施設的设计関係の分。

交通安全施設関係は、カーブミラー、防犯灯関係。

消防施設は、防火水槽や詰所関係。

農業用施設災害復旧債は、道路の災害復旧については単独災害復旧事業分の財源とするもの。

公立学校施設の災害復旧事業債は、益城中学校の空調の保管庫の倉庫リース関係。

地区公民館につきましては、地区公民館の自治公民館の整備事業関係の3件分を計上しております。

12ページをお願いいたします。

歳入です。町税で町民税、今年度予算として14億2,622万6,000円で9,000万程度の増額をしております。雑損控除等の縮小に伴い増額をしているところです。

固定資産税につきましては、前年度比較の7,500万程度の増額で、新築家屋の増加に伴うもの

というところ です。

14ページをおねがいたします。

2 款の地方譲与税から 5 款の株式譲渡所得割交付金につきましては、前年の収入の見込み、それから、地方財政対策の動向関係を見込みましての見積もった額を計上しております。

6 款の地方消費税交付金につきましては 1 億円の増額をしており、7 億円の計上で、消費税のほう が 8 % から 10 % に改定をされておりますので、その改定に伴い、地方消費税交付金のほうを増額するということで増額をしております。

17ページをお願いいたします。

12 款の地方交付税です。1 億 1,896 万円の増額となっております、普通交付税で 26 億 5,000 万円、特別交付税が 9 億 3,000 万程度の予算を計上しております、普通交付税のほう が 3 億 5,000 万程度増額をしております。公債費の増加に伴う交付税措置分として増額をしているところです。

14 款の分担金負担金です。民生費では 1 億 1,900 万程度減額となっております。

18ページをお願いいたします。

3 節の児童福祉負担金のほうで、幼児教育、保育の無償化に伴い、保育料関係が減額となっておりますので、その保育料関係の減額が主な要因となっております。

15 款の使用料です。使用料につきましては、総額で 1 億 3,000 万程度の増額になっております。増額の主なものとしましては、4 目の土木使用料、災害公営住宅の使用料 1 億 6,900 万。1 億 7,000 万程度の予算計上をしておりまして、こちらのほうが主な増加の要因ということです。

5 目の教育の使用料につきましては、幼稚園の授業料のほう が 現年分としては幼児教育の無償化により計上がなくなっております、授業料についての減額。それから、体育施設関係が、指定管理の委託のほうを予定しておりますので、体育施設の使用料関係が減額となっております。

20ページをお願いいたします。

16 款の国庫支出金です。国庫負担金のほうで、民生費の国庫負担金 5,300 万程度の増額になっておりまして、1 節の社会福祉費負担金の一番下の障害児施設給付費国庫負担金につきましては、事業費の増加に伴いましてこちらのほうが 5,000 万程度増額となっております。

それから、負担金の一番下のほうには教育費の国庫負担金、災害給付費の国庫負担金につきまして、令和 2 年度では予算が計上しておりません、令和元年度では教育費のほうは飯野小学校、益城中学校の施設整備。それから、災害復旧のほうでは道路橋梁関係の国庫負担金のほうが計上されておりましたけれども、令和 2 年度では予定をしておりませんので計上があってありません。

続きまして、2 項の国庫補助金です。総務費につきましては、3,035 万 3,000 円の計上で、地方創生交付金、それから、定住促進の補助金等を計上しております。

22ページで地域公共交通関係の補助金 500 万円の計上もしております。

2 目の民生費の国庫負担金では 1 億 900 万程度の増額となっております。児童福祉の補助金関係のほうが増額となっております、子どものための教育保育給付費関係が増額となっております。

次は 23 ページです。

7目の土木の国庫補助金です。23億7,000万程度の減額となっております。こちらのほうは令和元年度では災害公営住宅関係の補助金が計上されておりましたので、その補助金が減額の主なものとなっております。令和2年度の予定としましては、一番上が社会資本整備総合交付金は道路整備関係、それから、都市公園は潮井公園の関係、都市防災総合推進の事業費の補助金、都市計画道路関係を計上しております。

それから、住宅費の補助金としましては、災害公営住宅の家賃の低廉化の補助金として4億2,000万程度の計上をしているところです。

24ページをお願いいたします。

10目の災害復旧費の補助金で、35億程度の減額をしております。大規模盛土造成関係の宅地復旧関係の事業費のほうが減額になっておりますので、35億程度の減額となっているところです。

予算計上しておりますのが公立社会教育施設の災害復旧費の補助金で3,000万程度ですけれども、中央公民館分の補助金として計上をしております。

25ページをお願いいたします。

17款の県支出金で県負担金、民生費の県負担金につきましては、6億2,400万程度の増額となっております。増額の主なものは、4節の災害救助費の負担金で5億8,000万程度の増額をしております。仮設団地の農地復旧に伴う補助金分として計上しているところが主な増額の要因となっているところです。

26ページです。

県補助金で総務費の補助金としては4,000万程度の増額で、こちらのほうは復興基金のほうも4,000万程度の増額をしております。

それから、民生費の補助金としましては1億程度の減額となっております。1節の一番下の地域支え合いセンターの補助金のほうが事業の減少に伴い、収入分も1億程度減額となっております。

28ページをお願いいたします。

7目の土木費の補助金につきましては、5,000万程度の計上で、500万程度増額になっております。地籍調査の補助金のほうが2,270万程度の計上となっております。こちらのほうが令和元年度と比較しますと、1,400万程度増額となっております。

次が県の支出金の委託金のほうです。総務委託金につきましては2,600万程度の減額となっております。令和元年度では県知事の選挙、それから、県議、それから、参議院の選挙の執行がありましたので、その委託金のほうが減額になっているところです。

新たなものとしては、統計調査関係の中で、真ん中ほどに国勢調査の交付金1,158万7,000円が計上されております。令和2年度では国政調査が実施されますので、その交付金としていただくものです。

30ページをお願いいたします。

18款の財産収入です。財産の貸付収入で340万程度の増額で、総合体育館の命名権料、陸上競技場の命名権料200万円、100万円、300万円の計上をしております。現在募集をしているところ

で、なかなか難しい状況にはありますが、予算としては一応計上をしております。

それから、31ページ。

19款の寄附金になります。一般の寄附金で2億4,030万円の増額をしております、ふるさと納税を3億円ということで、2億4,000万増額をしております。

20款の基金繰入金としては2億4,000万程度の減額になっておりまして、32ページの復興基金の繰入金のほうを減額させていただいているところです。歳出の事業費の減に伴って基金繰入金のほうも減額となっているということになります。

それから、33ページで22款の諸収入で貸し付けの元利収入1,480万程度の増額で、災害援護資金の貸付金の元利収入のほうを増額しております。

22款の諸収入のほうでは雑入で3,900万程度の減額となっております、令和元年度では文化会館の災害復旧の事前着工分の補助金のほうを4,000万程度計上しておりますので、そこが減額の主なものというところです。

町債につきましては、先ほど第3表で説明をした内容と同じような内容になっております。

続きまして、38ページからが歳出になっております。

議会費です。1億1,626万4,000円で、50万程度の増額となっております。歳出の内容につきましては令和元年度とほとんど変わりはないという状況です。

40ページをお願いいたします。

2款の総務費です。1目の一般管理費で7,800万程度の減額となっております。減額の主なものとしましては、令和元年度は13節の委託料のほうで震災の記録史の作成委託料、それから、住民保険課の窓口業務の委託料をこちらのほうで計上しておりましたので、そちらをあわせて5,400万程度の減額になっているというところです。

それから、46ページの19節の負担金及び交付金のほうの一番最後で、派遣職員の人件費の負担金につきましても3,000万程度の減額となっております。

次が2目の財産管理費です。3億7,700万程度の増額になっておりまして、47ページの25節積立金、減債基金の積立金で3億7,854万1,000円の計上をしております。こちらのほう、財源としましては、災害公営住宅の家賃低廉化の補助金をいただきますので、災害公営住宅の補助金分を今年度で返済していく公債費の財源とするために減債基金のほうに積み立てをしているところです。

3目が電子計算機運用費につきましては、1億4,000万程度の計上で、前年度と大体同額程度の計上をしております。令和元年度では無線LANの整備2,000万程度を計上しておりましたけれども、こちらのほうが減額となっております。

新たなものとしましては、48ページの13節委託料のほうで、新庁舎ネットワーク基本設計の委託料600万円を計上しております。それから、14節のリース料関係のほうが600万程度増額となっているところです。

次に、4目の企画費につきましては、3億程度の予算計上をさせていただいているところです。企画費につきましては50ページ、8節の報償費、寄附金の謝礼品関係で、ふるさと納税のほうの

金額を歳入のほう3億まで引き上げさせていただいております。それに伴い、謝礼品なりだとか、ふるさと納税の業務の委託料あたりを増額をさせていただいているところです。

13節の委託料のほうでは、下のほうから真ん中ほどで、マイナポイントの事業の委託料、消費税の対策で国のほうが打ち出しているものです。こちらのほうが270万程度の事業費。全額国庫補助でいただくようにしております。

それから、新規で空き家空き地調査業務の委託料をするように490万程度増額をしているところです。津森の福田集落部の調査をしようとするものです。

それから、地域公共交通網形成計画の策定業務の委託ということで1,430万を計上しております。今現在ある計画のほうが平成23年度に策定をされたもので、相当経過しておりますし、町の状況も大分変わってきておりますので、新たな町の状況に合うような形での公共交通網形成計画を策定したいというところで計上をしております。一部、国庫補助を財源としているというところです。

それから、19節のほうでは被災民間賃貸住宅補助金のほうが令和元年度では1億円の計上をしておりましたが、令和2年では計上がされていないというような状況です。

続きまして、55ページをお願いいたします。

防災費です。6億6,000万程度の増額になっております。

56ページをお願いいたします。

13節の委託料、一番下で、防災行政無線整備の管理委託料880万円。

それから、15節のほうで防災行政無線のデジタル化の工事請負費を計上しております。こちらが増額の主なものということです。

新しく建設します役場とのスケジュールの関係がありますけれども、財源としている緊急防災減災事業債の利用できる期間というのが令和2年度までと今のところはなっておりますので、その財源を活用したいというところで令和2年度の当初予算で計上をさせていただいております。緊急防災減災事業債が延長されるということになった場合には、改めて予算を計上し直すということも検討しなければならないと考えております。

それから、65ページをお願いいたします。

総務費の戸籍住民基本台帳費です。1億900万程度で4,000万程度増額となっております。

66ページで13節の委託料。住民窓口業務の委託料。昨年10月から窓口業務を委託しております。令和元年度の予算につきましては、総務の一般管理費のほうで総務管理費のほうで計上をしておりましたが、戸籍の住民窓口基本台帳のほうに移って計上をしているというところです。こちらのほうが3,200万程度増額となっております。

それから、委託の一番最後で、コンビニ交付システムの構築委託料1,500万程度計上をしております。コンビニ交付関係のシステムの構築につきましては5年ごとの更新が必要ということで、1,500万の計上がっております。

それから、69ページをお願いいたします。

統計調査費関係で890万程度増額になっております。1の報酬あたりで調査員の報酬822万

4,000円を計上させていただいております。国勢調査が実施されることに伴い、増額となっております。

72ページをお願いいたします。

3 款の民生費です。1 目の社会福祉総務費で1,000万程度の減額です。

74ページをお願いいたします。

13の委託料のほうで、下から三つ目の地域支え合いセンター事業委託料について1億1,500万程度の計上になっておりまして、事業関係の縮小に伴い、1億程度の減額をしております。

それから、76ページをお願いいたします。

19節の負担金関係です。上から二つ目で被災者の転居費用の助成金1億5,000万。民間賃貸住宅の入居支援助成金6,000万。それから、応急仮設住宅の移転の補助金が1,200万円。それから、公営住宅の入居助成金7,000万程度は復興基金関係事業で計上をしているところです。

それから、20節のほうでも9,000万程度増額となっております。主なものとしましては上から三つ目、障害児通所給付費2億3,400万程度を計上しておりますけれども、こちらのほうが9,000万程度増額となっているところです。利用者の増加に伴うものということです。

次は77ページの一番下で、4目の老人福祉費です。6億3,700万程度で、2,900万程度の増額となっております。

こちらのほうは78ページ、8節の報償費、敬老祝金467万円の計上ですが、敬老祝金につきましては、令和元年度までは80歳、88歳、99歳、100歳、それから、101歳以上の方に祝い金としてお渡しをしておりましたけれども、条例の見直しを予定しておりまして、88歳、100歳のほうに見直しをしたいということで、予算につきましても減額となっております。

それから、13節の委託料。高齢者タクシー券の交付事業につきましては、600万円の金額で増額をしております。お一人当たり3,000円の交付をしておりましたけれども、1,000円増加して4,000円に拡充して事業を実施するところで増額をしております。

それから、80ページをお願いいたします。

19節の一番最後です。高齢者補聴器補助購入の助成金ということで、60万円を新規で計上をしております。65歳以上の非課税世帯の方に3万円を上限に交付をするということで、助成金を新規で計上しているところです。

それから、28節の繰出金につきましては、介護保険の特別会計の繰出金のほうが3,000万程度増額となっております。

83ページをお願いいたします。

児童福祉関係の1目の児童福祉総務費です。14億程度の予算の計上で7,500万程度減額になっております。こちらのほうは令和元年度では広安小学校の放課後児童クラブの建設費として5,000万を超える金額を計上しておりまして、その児童クラブの建設がなくなっておりますので、その建設の減額が主なものということになっております。

それから、13節の委託料のほうでは、放課後児童健全育成事業の委託料として、放課後児童クラブの運営関係については3,000万程度の増額になっております。

それから、87ページをお願いいたします。

児童福祉施設費です。4億程度の予算で、2,300万程度増額となっております。公立保育園5園の運営費になります。こちらのほうは予算の内容としてはほとんど変わっておりませんが、パートタイムの会計年度任用職員の方が保育園のほうにはたくさんおられますので、非常勤職員から会計年度任用職員への報酬で金額が上がったこと、それから、手当等が支給されることが新たに追加をされておりますので、会計年度任用職員の方の費用が増額となっているところです。

次は91ページをお願いいたします。

災害救助関係で1目の災害救助費です。6億4,500万程度の計上で、5億3,000万程度の増額となっております。

92ページをお願いいたします。

工事請負費のほうで、仮設団地農地復旧工事費というのが計上されております。5億5,000万程度を予定しておりますので、そちらのほうが増額の主なものというところです。財源としては県支出金のほうで賄うということにしております。

2目の仮設住宅の運営費についても6億程度の予算計上で、5億程度増額となっております。こちらのほうは94ページのほうの委託料の一番最後で、みんなの家移設工事設計管理委託料1億3,000万。それから、工事のほうでは、みんなの家移設工事費で3億9,200万円の増額をしておりますので、みんなの家の移設関係の費用が増額となっているというところです。財源としましては県の復興基金、それから、創意工夫分の基金の繰り入れ等で対応するというようにしております。

それから、4款の衛生費です。

(「課長、3款で終わりにしよう」と呼ぶ者あり)

一応、午前中はこれで終わります。

○議長(稲田忠則君) 午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時30分

○議長(稲田忠則君) 午前中に引き続き、会議を開きます。

山内企画財政課長。

○企画財政課長(山内裕文君) 企画財政課の山内です。午前中に引き続きまして、令和2年度の予算につきまして説明をさせていただきます。

午前中の説明で、1カ所ちょっと説明の訂正をさせていただきたいと思います。80ページです。

3款民生費の老人福祉費の19節になります。一番最後の高齢者の補聴器の購入助成費につきましては65歳以上の非課税世帯ということで説明をさせていただきましたけれども、65歳以上の非課税世帯ではなくて非課税者ということで訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、午前中に引き続きまして説明を始めたいと思います。

95ページからお願いいたします。

4 款の衛生費で 1 項の保健衛生費の 1 目の保健衛生総務費で 5 億 1,900 万程度の予算計上で、6,000 万程度の増額というふうになっております。

97ページをお願いいたします。

19 節の負担金補助及び交付金のほうで、新たに一般不妊治療の助成金 200 万円を新規で計上しております。特定不妊治療の助成につきましては以前から事業を実施しておりましたが、体外受精に対しての助成金、それを一般不妊治療の人工授精のほうにも助成金を行うというところで新規で計上をしております。

それから、医療用のかつらの助成金につきましても 20 万円。2 万円の 10 件分ですけど、新規で計上をしております。

それから、28 節の繰出金につきましては、国民健康保険の特別会計への繰出金について 4,500 万程度増額をしております。

98ページをお願いいたします。

2 目の予防費です。1 億 5,900 万程度の予算計上で、前年度並みぐらいを計上しております。

13 節の下から二つ目に、早産の予防対策委託料として新規で 137 万 4,000 円の予算計上をしているところです。

100ページをお願いいたします。

環境衛生費につきましては、前年同額程度の 4 億 3,000 万程度の予算計上で、益城・嘉島・西原環境衛生組合クリーンセンターへの負担金等を計上しております。

101ページの健康増進事業につきましては 5,600 万程度の予算計上で、900 万程度減額となっております。

102ページをお願いいたします。

11 節の需用費、それから、13 節の委託料あたりの項目で、健康ポイント事業の委託料とか、印刷、製本、消耗品等を計上しております。健康ポイントの事業費について減額をしているというようなところです。

105ページをお願いいたします。

2 項の清掃費が 1 目の塵芥処理費で 1 億 900 万程度の予算計上です。

106ページをお願いいたします。ごみ収集の委託料などに予算計上をしているというところです。

それから、2 目のし尿処理費につきましても 4,400 万程度で、御船地区の衛生施設組合の負担金等を計上しております。

107ページです。

6 款の農林水産業費、1 目の農業委員会費につきましては 1,269 万円程度の予算計上をしております。

109ページです。

農業振興費で 4,894 万 2,000 円の計上をしております、111ページのほうの 19 節のほうで有害

鳥獣防止対策の補助金600万円。

それから、新たなものとしましては、最後の二つ、農業用のハウスの強靱化緊急対策補助金の700万円。それから、担い手づくりの支援事業の交付金の補助金のほうと二つ計上をしております。財源としては国県で全額賄うというふうになっております。

112ページが5目の農地費です。2億1,200万程度で、4,300万程度増額になっております。

13節の委託料のほうで112ページの一番下に、ため池ハザードマップ作成業務の委託料3,500万円が新たに計上しております。全額国費で賄うというところです。

113ページの一番上には、基盤整備事業の相続関係調査業務委託料で130万7,000円。赤井地区の基盤整備事業の相続関係の調査となっております。

116ページをお願いいたします。

2項の林業費です。1目の林業振興費のほうで434万4,000円。170万程度増額をしております。

117ページの25節森林環境譲与税の基金積立金のほうが増額となっているところです。林業維持費につきましては610万程度で、289万円の増額。

新規で13の委託料、林道の点検診断保全整備事業の委託料を国庫補助2分の1を使いまして、新たに委託料として計上をしております。

118ページです。

7款の商工費、1目の商工総務費2,277万2,000円の計上をしております。

それから、2目の商工業の振興費については5,346万7,000円で、1,900万程度増加しております。

13の委託料のほうで、仮設店舗等管理運営の委託料。それから、にぎわいづくり事業調査業務委託料として、企業誘致や町の商店街のニーズ調査とか、事業化の可能性調査について調査を行う委託料。それから、創業支援等相談窓口運営業務委託料、創業支援のワンストップ窓口の運営というところで、新たに三つの事業委託料のほうを計上しているというところです。

120ページをお願いいたします。

19節の下から二つです。起業支援スタートアップ補助事業。新たに創業する担い手の支援のための補助金の創設等を計上しております。

3目の観光費2,079万8,000円で、こちらのほうも1,000万近くの増額になっております。

13節の委託料のほうでは、地域おこし協力隊コーディネート委託料としまして、教育旅行の誘致や古民家の再生利活用、それから、観光PR等を地域おこし協力隊を雇い入れてやりたいというところ。

それから、集落観光プラン作成支援業務委託料として、集落における観光プランの作成業務をするというところで新規で計上しております。

122ページをお願いいたします。

19節のほうで、真ん中ほどですけど、教育旅行語り部育成支援補助金。こちらのほうも新規で受け入れ態勢やガイド力の強化のための補助金の創設をしております。

4目の企業誘致の推進費2,036万5,000円で、1,800万程度増額しております。

123ページの13の委託料のほうで、産業団地整備業務委託料1,400万程度計上しております、企業のニーズ調査、それから、候補地の抽出、開発計画等の業務を委託するというところで計上をしているところです。

125ページをお願いいたします。

8款の土木費の2目の地籍調査事業3,458万8,000円で、1,500万程度増額しております。

126ページのほうで、増額としては委託料の実施測量業務の委託料のほうを増額をしているところです。

127ページのほうでは道路維持費につきましては8,062万1,000円で、1,500万程度の増額をして、改修工事や修繕料、機械の借上げ料等を増額しています。

2目の道路新設改良費1億9,205万3,000円で、1億3,000万程度の減額になっております。

こちらのほうは129ページ、19節の県道整備負担金事業で1億6,000万程度の計上ですけれども、こちらのほうが県道熊本高森線の整備事業の負担金等の減額に伴い、減額となっております。

129ページです。

6目の社会資本整備総合交付金1億5,615万円を計上しております。こちらのほうが工事請負とか設計委託料等に予算計上しております。通学の整備等を予定をしているところですが、こちらのほうは社交金の補助金を活用した事業となっております。補助金の交付決定でまた再度補正等をして、事業を進めていくことになるかと思えます。

130ページです。

4項都市計画費の都市計画総務費です。9億851万9,000円の計上しております。

131ページの一番下の13の委託料、用途地域の見直し業務委託料に1,100万円の計上。

それから、132ページのほうでは立地適正化計画の策定業務の委託料。立地適正化計画につきましては令和元年度から引き続き行うというところです。

それから、都市計画変更図の作成業務委託料。調整区域、土地利用ゾーニングの変更業務の委託等を計上をしているというところです。

134ページをお願いいたします。

5目の公園費です。6,190万4,000円で、740万程度増額となっております。公園の管理の委託料関係、それから、除草とか巡視等の経常的な経費、それとあわせて、潮井自然公園の補助事業での実施というところで、13節の委託料のほうで潮井公園の詳細設計の委託料、それから、17節で公有財産の購入費、22節のほうで建物移転の補償費というところで、潮井自然公園分を計上しております。潮井自然公園につきましても、交付金の交付決定の内容でまた新たに補正をさせていただくということになろうかと思えます。

136ページです。

6目の土地区画整理事業の土地区画整理費です。1億763万3,000円で、大体前年同額並みを計上しております。主なものとしましては、19節土地区画整理の負担金が必要なものというふうになっております。

8目の街路事業につきましては、横町線や東西線等の街路事業費の工事請負費や補償費等で6

億7,800万円。それから、都市防災総合推進事業は避難路、避難地等の整備の工事費等で4億4,800万円を計上しております。

次、138ページです。

住宅費の住宅管理費です。1億3,073万3,000円で、4,200万程度増額しております。

11節の需用費のほうで、光熱水費修繕料あたりが災害公営住宅分が増えておりますので、2,000万程度の増額。

それから、13節の委託料のほうでは上から四つ目、樹木管理、害虫駆除等で増額。それと、一番下のエレベーターのほうで、新たにできました災害公営住宅のほうにはエレベーターがありますので、その保守の業務というところで増額をしております。

141ページをお願いいたします。

9款の消防費の2目の消防施設費です。5億1,121万5,000円で、2億4,000万程度の減額となっております。

13の委託料、熊本市消防局の常備消防事務委託料3億3,800万程度ですけれども、こちらのほうが施設整備関係の事業費が令和元年度ではありましたので、その分の事業費委託料のほうが抜けておりますので、1億3,000万程度の減額となっているというところです。

それから、142ページ。

18節の備品購入費。こちらのほうも1億1,000万程度の減額になっております。令和2年度では消防団の小型ポンプ、それから、消防団のポンプ積載車の購入費、それから、益城消防署の車両購入ということで、ポンプ車の購入を予定しております。本年度では救助工作車、救急車等の更新がありましたので、備品購入費として1億1,000万程度減額になっているというところです。

144ページをお願いいたします。

10款の教育費、2目の事務局費です。1億5,476万1,000円の予算計上というふうになっております。

こちらのほうでは、147ページのほうで18節の備品購入費。学校教育ICT機器の購入660万円ということで、教育用のモニターの購入ということで、以前入れておりましたモニターのほうが大分老朽化をしまして、入れかえが必要ということで90台の入れかえをするということで660万円の計上をしております。

次が149ページです。

2項の小学校管理費で2億65万5,000円で、1億3,000万程度の減額となっております。令和元年度では飯野小学校の増築分として1億2,000万程度予算が計上されておりましたので、主な減額のものとしては飯野小学校分ということになっております。

151ページの13節委託料です。下から二つ目で飯野小学校、屋根と外壁改修設計業務委託料に650万円を計上しております。小学校のほうで長寿命化計画を策定しておりまして、それに基づいて計画的に改修をしていくということで、飯野小学校のほうを外壁関係をやって、その後また予算計上をして工事を進めていきたいというところで設計費を組んでおります。

154ページをお願いいたします。

中学校費の学校管理費です。9,982万1,000円で、2億円程度減額となっております。減額の主なものとしては、益城中学校の校舎、体育館の予算のほうが生計上されておりましたので、その分が減額になっているというところです。

156ページの13節の委託料です。益城中学校校舎の落成式の業務委託料に100万円。それから、校舎の引っ越し業務の委託料が400万円。屋内運動場の改修設計の委託が70万円ということで、木山中学校分は体育館の床の改修の設計分ということで上げてあります。

18節の備品購入で、施設器具費については1,140万円につきましては、益城中学校の備品という形で計上をしております。

2目の教育振興費3,170万2,000円です。19節負担金で、新たに英検検定チャレンジ補助金78万円を計上しております。

次が5項の幼稚園費です。1億2,500万3,000円を生計上しまして、1,100万程度増額をしております。こちらは2節、3節、4節の職員の人件費のほうが増額となっております。

161ページです。

6項の社会教育費関係で、社会教育総務費です。1億9,261万円で、5,000万程度の減額となっております。

こちらのほうは164ページで、19節の自治公民館災害復旧の補助金のほうが6,000万減額になっておりますので、こちらのほうが減額の主なものというところです。

165ページのほうでは、公民館費642万円で、90万円程度の増額です。

8節の報償費、公民館講座の謝礼で135万円。公民館講座のほうで、今まで熊本地震の関係で余り開催をしておりませんでしたけれども、少しずつ増やしていくというところで、ここで60万程度の増額をしております。

166ページです。

3目の文化会館運営費です。6,528万4,000円で、5,500万程度増額になっております。

11節の需用費、修繕料で2,728万5,000円で、つりもの、モーターとか、カーペットの張りかえあたりを予定しているというところです。つりもの、モーターの取りかえにつきましては、地震前から取りかえ時期で取りかえが必要というふうな状態ではあったんですけども、また文化会館の改修も終了し、再開するに当たり、モーターの取りかえが必要ということで計上をしております。

それから、13節のほうでは文化会館の自主事業運営業務委託料で1,800万程度計上しております。この中には開館に向けた設備の点検費等が増額となっております。

それから、文化会館内の清掃業務の委託料が342万円で、ホールの座席とか、カビ処理等が必要だということで予算計上をしているというところです。

備品のほうでは施設器具費として1,400万円。自家発電機が主なものになりますけれども、その他、コインロッカーとか椅子、ロビーの椅子、テーブル等の備品購入が生計上されております。

169ページです。

6目の文化財保護対策費で1億1,981万4,000円の計上です。

11節では印刷製本費437万8,000円で、遺跡の発掘後の報告書の作成300冊必要ということで計上をしてあります。

それから、13節のほうでは布田川断層帯の基本設計の策定委託料、それから、断層保存処理の委託料等が計上されているところです。

175ページです。

7項の保健体育費、1目の保健体育総務費で5,934万5,000円で、1,500万程度の増額をしています。こちらのほうも2、3、4節の人件費のほうで1,000万程度増額となっております。

それから176ページ。

13節の委託料、総合体育館の落成イベントの実施で300万円の計上がされております。

2目の体育施設費1億8,157万5,000円で、1億4,000万程度増額になっております。

178ページの13節委託料。体育施設の指定管理委託料4,730万円が新たに計上されております。地震後中断をしておりましたが、来年度から指定管理をまたやりたいということで計上をしているところです。

15節のほうでは、町民グラウンド西側駐車場の舗装工事2,300万円。

それから、18節のほうでは施設器具費として、総合体育館の備品等を1億400万程度計上しております。

179ページで、3目の学校給食費1億6,869万4,000円で、1,300万程度増額をしております。

180ページ、一番上の光熱水費3840万円で、840万円光熱水費について元年度の実績をもとに増額をしているというところです。

それから、182ページ、18節の備品購入のほうでは、施設器具費で385万8,000円。パン箱105個の2セットの購入を、老朽化による買いかえというところで計上をしてあります。

11款の災害復旧費のほうでは、農業用施設の災害復旧費のほうに6,222万6,000円で、災害復旧関係の修繕料、あとは設計の委託料等を計上しております。施設の災害復旧については全部単独の災害復旧事業で行うものというところです。

19節のほうでは、派遣職員の方の人件費の負担金等を計上しております。

次が、2項の道路橋梁関係の災害復旧費のほうにつきましては1億6,403万5,000円で、元年度と比較しますと11億1,000万程度減っております。内訳としましては、修繕料に1,000万円、委託料の補償の調査の委託料で1,000万円、それから、工事のほうで災害復旧の工事として8,500万円。22節としては1,000万円程度計上をしております。工事、修繕関係については全部単独事業で行うというところです。

19節のほうでは、派遣職員の方の人件費の負担金と、基金事業の私道復旧の補助金を2,000万円計上しているところです。

6目の宅地災害復旧費3億6,916万円で、63億程度の減額となっております。大規模盛土の事業費関係の減額に伴うものが主なものとなっております。3億7,000万程度の事業費の主なものとして、188ページの13の委託料、宅地復旧の事業及び大規模事業の職員派遣の委託料として、大規模盛土の建設の事後調査の委託料あたりで1,700万程度の計上。

それから、19節では基金事業の被災宅地復旧支援事業の補助金を3億4,500万円計上しております。

7目の共同墓地の基金事業は5,750万円の計上。それから、地盤改良の、こちらのほうも基金事業が3,000万円。雑種地の基金事業につきましても2,500万円の計上をしております。

それから、文教施設の災害復旧で3目の社会体育施設の災害復旧542万1,000円につきましても、総合体育館の備品関係の輸送とか清掃関係の分を計上しております。

190ページのほうでは、その他公共施設公用施設災害復旧で1億5,244万5,000円で、13節のほうでは複合施設の基本実施設計の委託料に1億1,480万円程度。それから、新庁舎のオフィス環境整備業務委託料352万円を計上しています。

15節のほうでは、消防団詰所の災害復旧で930万円。

12款の公債費のほうでは元金で13億程度で、5億1,000万程度の増額となっております。利子のほうが1億2,500万程度で、2,800万程度の増額。元金の増額分につきましては、熊本地震関係の元金返済が据え置き期間が終了して元金返済が始まるというところで、5億円程度の増額となっております。

192ページのほうでは、14款予備費のほうを7,300万程度計上しているところになります。

その後、給与費の明細につきまして193ページから載せております。

それと、203ページからが債務負担行為の調書。

それと、206ページのほうが差しかえをお願いしました地方債の調書を掲載しております。

議案23号の一般会計につきましては以上となります。

続きまして、議案第24号、令和2年度益城町国民健康保険特別会計予算です。

207ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ39億8,626万3,000円と定めております。第2条のほうでは一時借入金の限度額を、最高額を3億円としているところです。

212ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款の国民健康保険税関係です。保険税では7億2,918万円の計上をしております。5,000万程度の減額となっております。保険税につきましては、令和元年度11月の調定をもとに算定をして見積もりをしているというところです。

6款の県支出金の県補助金で、保険給付費等交付金につきましては26億9,453万9,000円の計上をしております。3億3,000万程度増額になっているというところです。歳出の保険給付費の事業費に合わせて、県のほうの歳入のほうについても見積もりをしているということになります。

214ページです。

10款の繰入金です。一般会計からの繰入金で3億4,389万3,000円の計上で、4,500万程度増えています。一応、主なものとしては保険基盤安定の繰入金のほうが3,600万程度増えているということで、主なものとなっております。

11款の繰越金としては2億147万円。決算見込みによる金額ということで、5,000万程度増額と

なっております。

12款の諸収入のほうでは1,580万1,000円で、一般被保険者第三者納付金、それから、雑入のほうでは前年度の療養給付費、食事療養費分の精算分ということで計上をしてるものです。

216ページからが歳出になります。

1款の総務費です。一般管理費で4,321万1,000円で、2,800万程度増額となっております。

13の委託料のほうで一番最後、市町村事務処理システム改修委託料2,400万が新規で計上されておりますので、そちらのほうが増額の主なものというところになっております。

219ページをお願いいたします。

2款の保険給付費です。療養諸費としまして23億70万9,000円の計上をしております、3億1,000万程度増えております。保険給付費につきましては、令和元年度の上半期の実績をもとに見積もりをして、給付費等については計上をしているというところなんです。療養諸費につきましては3億1,000万程度増額になっているというところなんです。

220ページをお願いいたします。

保険給付費の高額療養費につきましては、3億258万7,000円で、4,400万程度の増額。こちらの見積もりも同様で、令和元年度の実績をもとに繰り出しているところなんです。出産育児のほうで1,680万9,000円、葬祭費が80万円。

3款の国民健康保険事業の納付金。医療給付費につきましては、県の仮算定に基づく額を計上しております。6億4,074万2,000円の計上で、8,700万程度の減額となっております。

後期高齢者支援金分の納付金の額としましては、医療納付分の考え方と同じような考え方で、同様の考え方で計上をしております、2億1,555万2,000円の計上。それから、介護納付分が7,338万円の計上をしています。

6款の保険事業費のほうでは、保険衛生普及費で1,683万5,000円。

13の委託料で、国保の人間ドックの健診関係を計上しております。

224ページのほうでは、特定健診調査事業費で3,094万8,000円です。

13の委託料で、特定健診関係の委託料を計上しているところです。

9款の諸支出金で、一般被保険者の保険税の還付金で300万円。それから、10款の予備費のほうで3億3,695万7,000円を計上しております。

議案第24号につきましては以上になります。

続きまして、議案第25号、令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算です。

227ページをお願いいたします。

歳入歳出予算を第1条で定めておまして、歳入歳出それぞれ4億3,118万円としております。第2条が一時借入金で最高額は5,000万と定めているところです。

232ページをお願いいたします。

歳入になります。

後期高齢者医療保険料です。特別徴収、普通徴収、合わせて3億210万9,000円としておまして、4,200万程度増額となっております。

5 款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金の事務費の分と保険基盤安定の繰入金で、1 億2,463万3,000円。

6 款の繰越金のほうは280万円。

それから、7 款の諸支出金のほうでは、保険料の還付金として151万円の計上をしているところ。

234ページです。

歳出になります。

1 款の総務費です。一般管理費で260万9,000円。通信運搬費等を計上しております。

それから、徴収費として186万8,000円で、印刷製本とか通信運搬費の計上。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金で4 億2,230万円。被保険者と基盤安定分ということで計上してます。

諸支出金については、保険料の還付金として151万円。

10款のほうでは予備費を289万3,000円計上をしております。

議案第25号につきましては以上です。

続きまして、議案第26号、令和2年度益城町介護保険特別会計予算で、237ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ33億4,550万円と定めております。一時借入金のほうが第2条で定めておまして、最高額を3億円。それから、第3条では、歳出予算の流用の定めを第3条のほうでしているところになります。

243ページをお願いいたします。

歳入で、1 款の保険料です。第1号被保険者の保険料です。特別徴収、普通徴収、滞納繰り越し分、合わせて7 億3,026万3,000円としております。

244ページです。

国庫支出金で、介護給付費の負担金です。本年度分で5 億4,762万8,000円。介護納付金の国庫負担金分。

それから、国庫補助金のほうで調整交付金、それから、地域支援事業の交付金に2 億1,979万1,000円の計上をしています。

5 款の支払基金の交付金で、介護納付金等地域支援事業の交付金で8 億5,505万3,000円。

県支出金のほうでは介護給付費の負担金として4 億4,165万5,000円。県補助金のほうでは、地域支援事業関係の分で2,773万2,000円の計上をします。

246ページです。

10款の繰入金で、一般会計からの繰入金総額の4 億7,278万1,000円で、3,000万程度増額となっております。繰越金のほうが5,000万円。

12款の諸収入では28万8,000円で、通所型サービスの利用者負担金のほうを計上しています。

248ページからが歳出になっております。

1 款の総務費です。一般管理費のほうで1,022万2,000円で、350万円の増額。

249ページの13の委託料の一番上です。第8期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定業務委託が300万円。こちらのほうが新たに計上されております。

250ページです。

徴収費。賦課徴収費、滞納処分費で149万1,000円で、印刷製本費とか口座振替手数料関係が計上されているところです。

それから、介護認定審査会費です。こちらのほうが2,771万3,000円で、パートタイム会計年度任用職員の報酬、それから、主治医の意見書の作成手数料等が主なものとなっております。

252ページです。

2款の保険給付費です。給付費関係につきましては、令和元年度の実績をもとにですね、見積もりをして、歳出予算額を出しております。介護サービス費諸費につきましては27億4,977万1,000円で、6,000万程度増額となっております。

2項の介護予防サービス等諸費については1億1,857万8,000円。

254ページのほうでは、高額介護サービス費のほうで5,857万9,000円。

255ページのほうでは、5項で高額医療合算介護サービス費のほうで1,016万9,000円。

7項の特定入所者介護サービス費では1億367万4,000円の計上。

5款の地域支援事業関係で、介護予防、生活支援サービス事業費のほうを1億1,322万2,000円で、通所型のサービス、訪問型のサービス費等を計上しているところです。

2項の一般介護予防事業費のほうでは927万5,000円で、介護予防の普及啓発事業とか地域サロンへの助成金等を計上しています。

包括的支援事業任意事業費のほうで、包括的支援事業では5,351万円の計上をしております、258ページの13節の委託料のほうで地域包括センターの運営委託料3,276万円の計上となっております。

2目の任意事業では1,074万円で、13節の委託料で家族の介護者交流事業、それから、在宅高齢者等安心確保事業とか、認知症サポーター養成事業などを計上しているところです。

262ページの10款予備費のほうでは7,348万5,000円を計上しております。

議案第26号につきましては以上となります。

続きまして、議案第27号、令和2年度益城町下水道事業会計予算書になります。

下水道事業につきましては、令和元年度までは公共下水道特別会計、それから、農業集落排水事業特別会計の二つの会計でやっておりました。令和2年度から法適用の一部、財務関係の適用を受けることになりましたので、公営企業会計に移行するという事になっております。移行に伴いまして、特別会計も一つにまとめて下水道事業会計予算として一つにまとめております。企業会計に移行しますので、発生主義の複式簿記に移行するという形になっております。

予算書の1ページをあけていただきたいと思います。

議案第27号、令和2年度益城町下水道事業会計予算ということです。

第2条で業務予定量ということで、排水処理戸数、それから、年間総処理水量、1日の平均処理水量などを定めております。

それから、第3条では収益的収入及び支出の予定額を定めているところで、収入のほう下水道事業収益で15億2,114万7,000円。それから、支出が下水道事業費用として14億8,521万円を定めております。

第4条では資本的収入及び支出で、次の額を定めておりますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4億1,935万9,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調達額1億1,499万8,000円、それから、当年度分損益勘定留保資金3億436万1,000円で補填するとしております。収入につきましては、資本的収入のほう14億6,266万4,000円。2ページのほうで支出のほう、資本的支出として18億8,202万3,000円と定めております。第4条のほうで、特例的収入及び支出の定めをしているところです。

第5条では債務負担行為の設定。

それから、第6条のほうでは企業債として下水道事業分が7億9,660万円。それから、下水道の災害復旧事業債として2,000万円。農業集落排水事業債として220万円の限度額を定めております。

第7条では一時借入金として限度額を10億円。

第8条では流用関係について定めております。

第9条では議会の議決を経なければ流用することができない経費というところで、職員給与費を4,976万7,000円としております。

第10条では他会計からの補助金として、下水道事業経費として一般会計からの繰入金補助金として6億5,200万円としております。

4ページから実施計画になっておりまして、8ページまでが実施計画です。

それから、9ページのほうでは令和2年度当初予算キャッシュフローの計算書のほうを掲載しております。

10ページから14ページのほうは給与費の明細書です。

16ページのほうでは、令和2年度当初予算の予定の損益の計算書を計上しております。

17ページから20ページまでが貸借対照表で、17と18ページのほうは令和2年度の開始の貸借対照表。それから、19、20ページのほうは令和2年度当初予算の予定の貸借対照表となっております。

22ページからが実施計画の明細書になりますので、こちらのほうでまた説明をしていきたいと思っております。

収益的収入及び支出の収入になります。下水道事業収益で、下水道使用料4億6,661万円の予算を計上しておりまして、公共下水道、特環、それから農集の分の三つの事業についての使用料のほうを計上しております。

営業外収入につきましては、他会計の補助金として6億5,200万円につきましては一般会計からの補助金。長期前受金戻入については4億234万2,000円で、国庫補助金や分担金、負担金、一般会計からの繰入金等を予定をしているところです。

23ページです。

収益的収入及び支出の支出になります。下水道事業費用で営業費用、処理場費として2億3,174万2,000円。職員の人件費関係、それから、処理場の光熱費、それから、浄化センターの委託等の委託料、処理場の修繕料等の計上。それから、下水道料金の徴収事務を6目の業務費で計上しているところです。

7目の総係費については3億804万3,000円で、職員の人件費、それから、機械の借上げ料、リースということで、機械の借上げ料等も計上しております。

25節のほうでは、28節補償金として派遣職員の人件費の負担金、中長期派遣職員の負担金です。

31節のほうでは負担金として、益城中央線拡幅工事の負担金。それから、被災市街地復興土地区画整理の負担金等を計上しています。

8目の減価償却費のほうでは、有形固定資産の減価償却費として7億7,883万8,000円。建物構築物関係です。

営業外費用としては企業債利息として1億2,281万8,000円等を計上して、4項のほうでは予備費として661万5,000円を計上しています。

26ページのほうが資本的収入及び支出の収入です。資本的収入では企業債で、建設改良債として公共下水道農業集落災害復旧関係の起債を8億1,880万円の予算計上。他会計からの補助金として450万円。国庫補助金のほうが6億1,870万円と、受益者負担金のほうが2,660万4,000円を計上しています。

27ページのほうが支出になります。資本的支出で建設改良費、管路改良で4億688万円。

18節の委託料のほうでは、新住宅エリアの測量関係、管渠ストックマネジメントの計画の策定。

27の工事請負のほうでは、総合地震対策事業とか管路の築造関係で予算計上しています。ポンプ場の建設改良につきましては、浸水対策のポンプ整備から委託関係で7億3,260万円。処理場の建設改良費として1億2,300万円。固定資産の購入としましては、ポンプ場の用地購入費などで2,590万円。

企業債の償還として5億9,643万円の予算計上となっております。

28ページのほうでは特例的収入及び支出の収入としては未収金、それから、支出としては未払い金のほうを計上しているところです。

議案第27号、下水道事業会計につきましては以上となります。

続きまして、議案第28号、令和2年度益城町水道事業会計予算書です。

1ページをお願いいたします。

第2条で業務の予定量、給水戸数、年間総配水量、1日の平均配水量を次のとおりということで定めております。

2ページのほうで、収益的収入及び支出の第3条です。収入のほうとしては、益城町水道事業収益として4億9,827万2,000円。それから、支出が益城町水道事業費用として4億9,715万8,000円としております。

3ページが資本的収入及び支出で、第4条で定めております。収入、支出は次のとおりとするということで、括弧書きとしまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億

8,068万円は、当過年度損益勘定留保資金2億868万円で補填するものとするというふうにしております。収入としましては、益城町水道事業資本的収入で3億1,020万円。支出のほうも、益城町水道事業資本的支出で5億9,088万円と定めてあります。

4ページのほうで、第5条で地方債として水道事業の地方債2億7,260万円。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費6,156万1,000円と定めているところです。

6ページから9ページまでのほうが実施計画となっております。

それから、10ページが平成31年度の決算見込みのキャッシュフローの計算書。

それから、11ページのほうは令和2年度の当初予算のキャッシュフロー計算書。

それから、12ページのほうは平成31年度の損益計算書。

それから、13ページのほうも貸借対照表となっております。13ページから18ページまでですね。13から15ページまでが前年度の貸借対照表。それから、16ページからが令和2年度の予定の貸借対照表ということになります。

19ページから23ページまでが給与費の明細書です。

24ページからが実施計画の明細書となっております。こちらのほうが収益的収入及び支出の収入に、24ページのほうとなっております。益城町水道事業収益として、収益の給水収益4億200万円。水道の使用料、その他の営業収益として2,671万4,000円で、手数料、雑収益等を計上してあります。

営業外収益のほうでは、他会計の補助金として624万4,000円。一般会計からになっております。長期前受け金の戻入としては6,321万3,000円で、固定資産の減価償却の差額ということになります。

25ページのほうも支出です。益城町水道事業費用、営業費用として営業費用の原水及び浄水費で1,028万3,000円。手数料や修繕料代。

2目の配水及び給水費が3,553万5,000円で、電気保安の点検とか、メーター機の取りかえ。それから、19節の修繕料では送・配・給水管の修繕料等が計上されているということです。

4目の総係費1億5,442万5,000円では職員の人件費関係、それから、光熱水費、印刷費とか通信運搬費とか、委託料関係で職員給与費関係、それから、施設の維持管理経費関係が計上されております。

27ページをお願いいたします。

5目の減価償却費では2億3,304万6,000円で、建物構築物関係の有形固定資産の減価償却費で計上されてます。

営業外費用としましては、支払い利息及び企業債の取り扱い諸費として3,267万1,000円は、利息分の計上。特別損失として1,586万8,000円の計上があります。

水道施設の災害復旧事業費として、派遣職員の方の人件費負担金が31節のほうで740万円計上されてます。

予備費のほうとして500万円の計上です。

29ページが資本的収入及び支出の収入になっております。益城町水道事業の資本的収入で3億1,020万円。

企業債として2億7,260万円で、総合団地の配水管の布設がえとか、木山の土地区画整理事業の配水管の布設工事。それから、都市計画道路関係、区画整理の西地区の区画整理事業に伴う布設工事関係などに充てるための企業債。

それから、工事負担金としては990万として水道加入の申込金。

補助金のほうは一般会計の補助金として2,770万円の計上です。

30ページのほうは支出になります。益城町水道事業資本的支出で、建設改良費、拡張事業費として2億1,628万9,000円。

工事負担金関係では、西地区の区画整理関係、それから、益城中央線の整備に伴う布設工事。

それから、34節では工事請負費として、益城中央線の布設工事、それから、都市計画道路関係の布設工事が計上されてます。

改良事業費として2億1,640万円で、工事請負の中では総合団地の布設工事とか、空港ターミナルビル建設に伴う配水管の布設工事、あとは、水道施設の監視カメラなどの工事費として計上されてるといところです。

固定資産の購入費としては1,183万2,000円で、施設用地の購入とか、31ページのほうではメーター機の購入等で計上されております。それから、町有車の購入、軽のバンの1台購入が計上されているところです。

2項のほうでは企業債償還として1億4,285万9,000円の起債の償還について元金分が計上されております。

議案第28号につきましては以上です。

以上で来年度予算の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議案第23号「令和2年度益城町一般会計予算」から日程第16、議案第28号「令和2年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時35分から再開します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第17、議案第29号「益城町附属機関設置条例の制定について」から、日程第36、議案第48号「工事請負契約の変更について」までを説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第29号、益城町附属機関設置条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回の条例制定は、地方公務員法の改正によりまして、特別職の非常勤職員の任用要件が厳格

化されたことに伴い、条例を制定するものでございます。

特別職の非常勤職員となる委員につきましては、まず、地方公務員法第3条第3項第2号におきまして、「法令又は条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時または非常勤のもの」と規定されておりますが、今回、同法第3条第3項第3号の改正に伴いまして、特別職の非常勤職員につきましては、「専門的な知識経験または職見を有する者が就く職であって、当該知識経験または職見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行う者」に限定されました。

すなわち、この二つの条文の解釈におきまして、特別職の非常勤職員の委員などは、執行機関の附属機関であり、法令または条例で設置されたものを想定していることが示され、その任用要件が厳格化されることとなりました。

このようなことにより、今回の条例制定につきましては、現在、要綱等で設置されている委員等を特別職の非常勤職員として任用するためには、附属機関設置の条例化が必要となりますことから、現行の附属機関となる委員などを整理し、本条例において、一括して条例化を図るものです。

なお、本条例で定める附属機関名及び設置目的につきましては、別表のとおりです。

議案第30号、益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先程御説明申し上げました、議案第29号、益城町附属機関設置条例の制定におきまして、附属機関設置の条例化を図り、特別職の非常勤職員の委員などの整理、明確化を行いました結果、益城町報酬及び費用弁償条例を改正する必要がありますので、別表1におきまして、特別職の非常勤職員の委員などの追加、削除の所要の改正を行いますとともに、おのおの報酬額を定めたものでございます。

なお、今回の地方公務員法改正により、特別職の非常勤職員の任用要件が厳格化されました結果、行政区嘱託員及び交通指導員などにつきましては、特別職の非常勤職員の身分ではなくなるることとなります。今後につきましては、各該当事者と個人ごとに業務委託契約を結ぶこととなります。

議案第31号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正は、現在、組織上、係である新庁舎等建設推進室を、課として新庁舎等建設推進課を設置するものです。

現在、新庁舎等建設推進室は、新庁舎、復興まちづくり支援施設及び複合施設の三つの施設の建設に向けた業務に当たっています。

各施設の供用開始時期につきましては、まず、新庁舎につきましては令和4年度中、復興まちづくり支援施設につきましては令和3年度中、また、複合施設につきましては令和6年度中を予定しており、今後、三つの施設を並行して建設に取り組むこととなります。

このようなことから、3施設の建設に向けた業務が令和2年度から本格化しますことから、担当職員を増員するとともに、現在の係を課に昇格させ、機動性を高め、着実かつ円滑な建設を図

りたいと考えています。

なお、設置予定の新庁舎等建設推進課につきましては、複合施設の建設が完了する予定であります令和6年度までの時限的な課と考えております。

議案第32号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明します。

今回の条例改正は、パートタイム会計年度任用職員の通勤費用弁償の支給に関し、特例を設けるものです。

会計年度任用職員の給与の支給につきましては、第30条に特例措置を設けておりますが、この給与の中に通勤に係る費用弁償は含まれないため、通勤に係る費用弁償も特例的な支給が可能となるよう、第27条第2項にただし書きを追加しております。

議案第33号、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正は、非常勤職員が育児休業を取得できるように改正するものです。

地方公務員法の改正により、一般職の非常勤職員の任用制度が令和2年4月1日から会計年度任用職員制度として改正されます。この制度は、職務の類似する常勤の職員との均衡を考慮し、手当や休暇についての処遇改善が行われております。

本条例改正によりまして、育児休業についても、会計年度任用職員制度の開始とともに取得できるようにするものです。

議案第34号、益城町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について別段の定めをすることができるよう改正するものです。

サービスの宣誓は、任命権者の面前で宣誓書に署名することとなっております。地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が導入され、今まで特別職非常勤職員だった者が会計年度任用職員になる場合など、任命権者の面前で宣誓書に署名できない者も出てくる可能性があるため、この別段の定めを設けるものです。

議案第35号、益城町中、小学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案につきましては、先程の議案第34号、益城町職員のサービスの宣誓に関する条例改正と同じ理由により、条例を改正するものです。

地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が導入され、今まで特別職の非常勤職員だった者が会計年度任用職員になる場合など、任命権者の面前で宣誓書に署名できない者も出てくる可能性があるため、この別段の定めを設けるものです。

議案第36号、益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたため、これに対

応するものです。

議案第37号、益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、益城町使用料等審議会の答申に基づき、益城町総合体育館の使用料の改定を行うものでございます。

改正内容は、別表のとおりでございますが、主な改正内容は、まず、メインアリーナ全面を使用した場合の使用料につきまして、2,000円から2,200円に改正し、その他の施設使用料につきましても、前回使用料を設定しました平成10年からの消費税率の上昇を考慮し、使用料を増額しております。

また、空調設備使用料につきましては、新しい体育館の設備の電気使用料をもとに、主に減額の設定としており、附帯設備につきましては、バスケットボールの電光得点表示盤など、試合に使用する備品の使用料を1回2,000円と新たに設定をしております。

また、町外者の使用料につきましては、町民が利用しない時間帯の利用効率を上げる目的から、倍率を2.5倍から2倍に減額変更をしております。

なお、益城町総合体育館の利用再開日は、令和2年7月7日を予定しております。

議案第38号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、総務省が定めた、市町村が行う印鑑登録証明事務のガイドラインであります印鑑登録証明事務処理要領の改正に基づき、条例を改正するものです。

主な内容は、氏に変更があった者は、その者が過去に称していた氏を住民票に旧氏として記載することが可能となったため、印鑑登録におきましても旧氏で登録できるようにするものです。

なお、この条例は令和2年7月1日からの適用となっております。

議案第39号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

今回提案しました条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴うものです。

主な改正点としましては、放課後児童支援員の基礎資格などにつきまして対象の拡大です。

これまで、放課後児童支援員が修了すべき認定資格研修は都道府県知事が行う研修のみでありましたが、新たに指定都市長と中核市長が行う研修を追加するものです。

また、同研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす経過措置の期間を令和5年3月31日まで延長するものです。

議案第40号、益城町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本町では、高齢者などの地域保健福祉の増進を図るため、地域福祉基金を設置し、その運用益を一般会計歳入歳出予算に計上を行い、地域福祉基金助成金等交付要項に基づき、民間団体及び住民組織により実施される自主的な福祉活動に対し、地域福祉基金助成金を交付しております。

これまで、地域福祉基金助成金については、基金の運用から生ずる収益、年間約500万円を充てておりましたが、今年度、基金運用のため保有しておりました国債を売却しましたため、今後は大きな運用益は発生いたしません。

国債については、満期まで保有しておくよりも、約250万円多く町の利益となりますことから、売却を行っております。

今後は、政府保証債により、年間約40万円の利子が発生しますが、それだけでは事業費を賄うことが出来ないため、基金自体を助成金事業に充てることができるよう、第6条の改正を行うものです。

議案第41号、益城町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本町では、高齢者への敬老の意を表すとともに、高齢者福祉の推進を図るため、毎年9月1日現在で80歳、88歳、99歳の方と、100歳と101歳以上の誕生日を迎えられた方に対し、敬老祝金の贈呈を行っています。

今回の条例改正では、現行の受給資格である80歳、99歳、101歳以上を削除し、本年4月1日からは、受給資格を88歳及び100歳にするものです。

なお、88歳及び100歳の敬老祝金の額につきましては、変更ございません。

全国的に高齢化が進展する中、平均寿命も年々延びてきており、内閣府公表の高齢社会白書によりますと、日本人の平均寿命は女性87.14歳、男性80.98歳となっており、本町におきましては、女性87.9歳、男性82歳と、男女共に全国平均を上回っている状況です。

敬老祝金の支給状況では、平成16年度と令和元年度を比較しますと、支給対象者は211人の増、支給額は356万円の増となっております。高齢化の進展に伴い、平均寿命も年々伸びてきており、これまで以上に支給額の増加が予想されます。

今後、一人でも多くの高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきとした暮らしができるよう、広く高齢者の介護予防や健康寿命の延伸に寄与する施策を充実していくことが重要となります。

このような高齢化の進展の状況や他自治体の敬老祝金の支給状況を踏まえ、今回、敬老祝金条例の一部を改正するものです。

議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、町営住宅を一般公募する際の入居資格の緩和及び民法改正に伴う連帯保証人の取り扱いを変更するための条例の一部改正となります。

まず、町営住宅の入居資格の緩和につきましては、現行の条例におきまして、入居者の資格としては「町内に住所又は勤務場所を有する者」と規定しておりますが、今回の条例改正におきまして「平成28年熊本地震発生時に町内に住所を有していた者で、町外へ住所を異動した者についても同様とみなす」というただし書きを加えるものです。

これにより、震災後、やむを得ず町外に住居を求められた方で、また本町に帰りたいと希望される方を受け入れることができるようになりました。

今月中には全ての災害公営住宅が完成予定であり、既存の町営住宅と合わせますと1,000戸余

りの戸数となり、災害公営住宅におきましても一般公募が可能となっており、希望される方を受け入れる機会は多くなると考えております。

次に、民法改正に伴う連帯保証人の取り扱いの変更についてでございますが、令和2年4月1日から、連帯保証人の債務に限度額を設定しない契約は無効であるとの民法の改正が施行されることとなりました。

これを受けて、国土交通省住宅局から、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないため入居できない事態が生じないようにという通知がなされたところです。

災害公営住宅の場合は、全体の約4分の1の方が、二人の連帯保証人を立てることができませんでしたが、このことで入居を制限することはしておりませんが、特に高齢者にとりましては連帯保証人を立てることが非常に困難な状況にあります。

以上のことを考慮し、連帯保証人を廃止し、緊急連絡人に改めるものです。

議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、先程の議案第42号と同様に、民法改正に伴う連帯保証人の取り扱いを変更するための条例の一部改正で、連帯保証人を緊急連絡人に改めるものです。

議案第44号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会において議決いただきました、議案第39号、辻団地地区避難広場整備工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額5,443万2,000円を6,238万8,300円に変更するもので、795万6,300円の増額となります。

本工事は、辻団地地区まちづくり協議会から提案され、益城町復興まちづくり計画に策定されています指定緊急避難場所を都市防災総合推進事業により整備するものです。

主な変更点は、建設残土を別な公共事業へ再利用を行うための運搬費の増、町全体の避難広場整備の仕様統一により、舗装工では避難広場内の駐車場の砂利舗装からアスファルト舗装への変更による増、隣接避難道路舗装の増。広場外周のフェンス設置基準の統一による柵高の変更及び追加による増、家屋調査費用の統一による増などにより、増額するものです。

議案第45号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会におきまして議決いただきました、議案第40号、袴野福原線道路改良工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額5,075万7,840円を6,543万5,000円に変更するもので、1,467万7,160円の増額となります。

本工事は、川内田地区まちづくり協議会から提案され、益城町復興まちづくり計画に策定されている避難道路の整備を都市防災総合推進事業により整備するものです。

主な変更点は、切土法面掘削時に湧水が確認されたことや、想定外の範囲で玉石の混入が確認されたことから、現場の土質条件に対応できるのり面保護工や階段工への変更による増額、また、

当初設計での立竹木の伐採に加え、のり面整形工やのり面保護工の作業に影響のある箇所立竹木の伐採、処分費の増額、家屋調査の追加などにより増額するものです。

議案第46号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第3回益城町議会定例会において議決されました、第87号、大規模滑動防止事業（上小谷地区）工事請負契約のうち、契約金額4億5,684万円を5億6,471万5,409円に変更するもので、1億787万5,409円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました上小谷地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としましては、当初、土工につきましては標準機械で積算しておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更するものでございます。

また、当工事は、技術検討委員会での最終的な工法決定以前の発注であり、当初は抑止杭工での計画を行っていましたが、入札手続き後の技術検討委員会におきまして、抑止杭工からコンクリートブロック積工へと工法変更となったため、工法の変更を行うものです。

また、家屋が近接している箇所におきましては、施工可能な工法として補強土壁工及び鉄筋挿入工へと変更により、増額をするものです。

議案第47号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第3回益城町議会定例会において議決されました、第88号、大規模滑動防止事業（下小谷地区）工事請負契約のうち、契約金額5億5,317万6,000円を6億7,248万6,751円に変更するもので、1億1,931万751円増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました下小谷地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としましては、当初、土工につきましては標準機械で積算しておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更するものでございます。

また、当工事は、技術検討委員会での最終的な工法決定以前の発注であり、当初は抑止杭工での計画を行っていましたが、入札手続き後の技術検討委員会におきまして、抑止杭工からコンクリートブロック積工へと工法変更となったため、工法の変更を行うものです。

また、家屋が近接している箇所におきましては、施工可能な工法として、もたれ式擁壁及び鉄筋挿入工へ変更するため増額するものです。

議案第48号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会において議決された、第31号、大規模滑動防止事業（田原1地区）工事請負契約のうち、契約金額1億8,360万円を2億5,690万6,426円に変更するもので、7,330万6,426円増加となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました田原1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としましては、当初、土工につきましては標準機械で積算しておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更するものでございます。

また、当初、コンクリートブロック積工で計画していた箇所におきましては、家屋が近接しており、施工可能な工法としまして鉄筋挿入工へ変更するため増額するものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後3時01分

3 月 11 日（水曜日）

令和2年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和2年3月10日午前10時00分招集
2. 令和2年3月11日午前10時00分開議
3. 令和2年3月11日午後4時23分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-----------|--------|----------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 河野秀明君 |
| 危機管理監 | 今石佳太君 | 土木審議監 | 持田浩君 |
| 会計管理者 | 後藤奈保子君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 総務課審議員 | 田上勝志君 | 危機管理課長 | 富永清徳君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 税務課長 | 深江健一君 |
| 住民保険課長 | 坂本祐二君 | 福祉課長 | 塘田仁君 |
| 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 | こども未来課長 | 木下宗徳君 |
| 健康づくり推進課長 | 松永昇君 | 産業振興課長 | 福岡廣徳君 |
| 都市建設課長 | 村上康幸君 | 復旧事業課長 | 増田充浩君 |
| 復興整備課長 | 坂本忠一君 | 復興整備課審議員 | 米満博海君 |

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 公営住宅課長 | 河内正明君 | 学校教育課長 | 金原雅紀君 |
| 生涯学習課長 | 水上眞一君 | 下水道課長 | 荒木栄一君 |
| 水道課長 | 森本光博君 | | |

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第22号「令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。

令和元年度益城町一般会計補正予算書から、二つほど確認をさせていただきます。

まず1点目がですね、31ページ、6款の農林水産業費、1項農業費、この中の3目の農業振興費、これで19節負担金補助金及び交付金の中で、農業用廃プラスチック処理事業補助金ということで180万円つけてあります。当初予算が75万円だったんですが、今年の1月の末にですね、非常に、低気圧が発生しまして強風が吹き、農業のハウス被害というものが大きく発生しました。これでビニールの処理費についてなんですけど、農協のほうにもですね、ちょっと相談してみたんですけど、今年度予算のほうは農協のほうでは取れない。ただ、回収は行う。ただ、来年度処理をするためには、若干やっぱり町の補助金を上げてもらわなければならない。そういう内容だったんですけど、それに対応するために今回補正で見てあるのかどうなのか。それをちょっと確認させてください。

それと2点目がですね、35ページ、8款土木費、4項の土地計画費、8目の街路事業費、この中で、委託料が2,300万、公有財産の購入費9,700万ということで見えてあります。これのですね、設計業務の委託料、当初予算のほうは8,900万で見えてあったんですが、プラスの2,300万。そして道路用地の購入費のほうが3億4,000万ちょっと見てありましたが、プラスの9,700万ということで、恐らく東西線か横町線なのかとは思いますが、予定より順調に進んでいるということなのかどうなのか、その辺をちょっとお願いします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。3番上村議員の質問にお答えいたします。

議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中の31ページの6款1項3目19の負担金補助及び交付金の農業用廃プラスチック処理事業補助金180万についてのお尋ねでございますが、この今回の補正は、さきの1月27日の強風の被害に対する補正ではございません。今回の補正は、従来、農業用の塩化ビニール、こちらの処理費は0円だったのが、今年は15円という事で増額されております。また、農業用のポリプロピレン、こちらのほうがキロ15円だったのが30円という事で増額されております。こちらに対する、もう既に処理した分の町の補助、2分の1補助するという事になっておりましたので、それに対する手当でございます。

議員がおっしゃられました、27日の強風に対する被害につきましては、現在、補助で何とかならないかということで、環境省が担当、主管しております補助があるようですので、住民保険課のほうとも協議しながら、何とかこの補助で対応できないかということで、計画中でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） おはようございます。復興整備課長の坂本でございます。よろしくお願いたします。それでは、3番上村議員の御質問にお答えいたします。

令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、35ページの8目のですね、街路事業の13節委託料、17節公有財産購入費、この2点について、場所はどこだろうかということと、あと予定どおりに進んでいるのかということでございました。

場所がですね、まず13節委託料におきましては、現在、事業の認可をいただいているところは全部、測量設計も終わっているんですが、1カ所だけですね、終わっていないところがございまして、惣領の益城菊陽線の交差点付近がちょっとまだやっていませんでしたものですから、その設計がこの13節の委託料になります。

17節におきましては、議員おっしゃったように、益城の東西線、辻の城からこちらの益城病院のほうに向かってくる、なかぞのクリニックのほうに来るんですけども、あの付近が用地交渉が結構、境界立ち会いも進んでおまして、今、調査業務とかですね、その辺で順調に進んでおまして、この辺を補正予算で購入すると、用地の取得をするというところでございます。

それともう一カ所がですね、益城町の第二南北線は、益城中央線で言いますと、今、馬水のホンダ商店というお店がございまして、ちょうどあの辺に交差点ができるんですけども、その辺が中央線もどんどん進んでおる関係でですね、あの付近をちょっと集中的にですね、今、調査も境界立ち会いも終わっておりますので、大至急、用地買収を始めて、益城中央線と一緒に事業を展開していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。まず、農業振興費の中の廃プラスチックのこれについてはですね、今回のやつは入っていないということで、内容は分かりました。ただ、環境省のほうでそういうふうに検討されているということで、非常にありがたいなと思います。本来であればですね、やっぱり農業をされている方においても、共済のほうで対応してもらってと思うんで

すけど、今回、風が1月の末に吹いたということですね、ほとんどの方はやっぱり3月、春先ぐらいから加入はしているということで、それには間に合わなかったということもありますので、少しでもですね、被害の最小化ができるようにですね、よろしくお願いします。

あと、35ページの街路事業費、これについては、もう内容は分かりました。順調に進んでいるようですね、期待しております。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。きょうは令和元年度益城町一般会計補正予算書（第5号）の中から2点お尋ねいたします。

ページ数は38ページ、教育費の小学校費、また中学校費で、15節の工事請負費で、情報通信ネットワーク環境施設整備費が、小学校5校分で1億468万8,000円、それと中学校が2校分で3,825万3,000円というふうになっております。これはたしかW i - F iを設置するということだったと思うんですけども、なぜ今年度補正予算でこれを計上されたのか。国のほうとしてはW i - F iを設置するのを奨励しておりましたけれども、その辺の背景と状況をお知らせください。

それからもう一点が、41ページ、農林水産施設災害復旧費で、農業用施設災害復旧業務委託料で1億5,000万が計上されております。これは具体的にどこを指すのかお知らせください。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） おはようございます。学校教育課長の金原でございます。7番吉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第16号、令和元年度一般会計補正予算のページで言いますと38ページ、小学校費及び中学校費の学校管理費、15節の工事請負費についての御質問でございますけれども、これにつきましては、議員おっしゃいましたとおり、G I G Aスクール構想に向けました校内情報通信ネットワーク整備事業ということで、無線LANの環境整備を行うものでございます。

3月補正でなぜ上げたのかという御質問でございますけれども、3月補正に手を挙げますと、国からの補助2分の1に加えて、補正予算債で有利な起債が借りられるということが理由でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第16号、益城町一般会計補正予算書（第5号）中、ページはこれでいきますと41ページになります。40から41にかけてというところです。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費の13節委託料、1億5,000万の補正箇所はどこかということでございますが、現在、熊本県のほうに農業用施設の災害復旧をお願いしているところでございますけれ

ども、今回1億5,000万のうちですね、まず1億4,500万につきましては、前回、一度、藻川沿いの農道の補修等については補正させていただいたところでありまして、それ以外ですね、この藻川の補修工事に伴いますところで、農道を通っております。こちらのほうがですね、舗装が傷んだりとかですね、大型車が当然、生コン車とか入っていますので、こちらの舗装復旧関係で1億4,500万円計上させていただいております。

残る500万円はですね、県道熊本、ああ、失礼しました、益城菊陽線ですね、惣領側の益城菊陽線で、新川橋がございますけれども、益城中学校のほうからいきますと新川橋を越えてですね、すぐにですね、県道の下を樋管が通っております。こちらのほうがですね、県道下を越えて、新川の集落、下流側に流れていますけれども、そこですね、ところの地盤が悪いということで、構造物をつくるんですけれども、その地盤が悪いということで、地盤改良費が、こちらでいきますと500万円計上させていただいているところがございます。場所はあそこで言いますと砥川ですね、砥川のその新川周辺という形になります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

Wi-Fiの設置ということで非常に、何でこの時期にということで、補助率がアップするということが分かったということで今回上げられたということで、非常にありがたいことだと思っております。

それから、農業用施設災害復旧事業費に関しては、藻川の補修工事、また新川橋過ぎの地盤改良費で申請しているということでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。議案第16号、益城町一般会計補正予算（第5号）中ですね、20ページ、歳入のほうになります、5目の1節ですね、被災宅地復旧支援事業補助金の返還金ということで、1,354万上がっておりますが、これは例の水増し請求分というか、その分だと思いますが、最終的にこれは何件あったのか。これで全部調査というか、それは終わったのか、その辺をちょっと教えてもらいたいと思っております。

それから、22ページ、2款総務費の総務管理費、一般管理費の中の3節の派遣職員災害派遣手当1,299万9,000円の減額ということで、これは派遣職員手当とか負担金とかがずっと減額がアツていますけれども、これについては、予定した派遣職員の数が確保できなかったための減額ということなのか、それともほかに理由があったのか、その辺をちょっと教えてもらいたいと思っております。

それからですね、42ページ、6目の15節工事請負費、宅地耐震化復旧工事費42億2,740万の減額は、これは何か、30年度分の前倒しか何かと説明があったんですが、ちょっと何か意味が分からなかったの、ちょっとこの辺も詳しく教えてください。

以上3点お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。14番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第16号の第5号補正予算書のうちの20ページの22款5項5目雑入のうちの1節雑入の1,035万4,000円のは例の基金のことかという御質問だったかと思えます。

議員御指摘のように返還金ということです。現在、返還をされているのが11人という形でございまして、その後、調査です、出てきているのは特になんか、詳細配付しておりますけれども、それについては特になんか状況でございまして。

それから、よろしいですか。42ページです、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費6目宅地災害復旧費のうちの工事請負費42億2,740万、こちらのほうが減額になっているが、これはどうなのかということなんですけれども、実はですね、この宅地耐震化事業につきましては、当初予算を組んだときにですね、当時は149億ぐらいで済んでおりましたけれども、その予算、最後の残りの予算という、今年度の最後ということですね、当初予算で59億5,540万円組んでおりましたところ、実は30年の補正です、29億2,800万が補正で来るということが、当初予算を組んだ後に決定されました。ということで、その分としてですね、重複する分の30億2,740万円と、あとですね、全体で、今年が交付の最後の年度になるんですけれども、そちらの不用額が12億円ぐらい出てくる予定でございまして。そちらのほうを合わせたところで、今回の42億2,740万円、こちらのほうを歳出の減額をさせていただいたところでございます。よろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。14番中村議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

議案第16号の令和元年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、22ページから派遣職員関係の減額ということで、この理由ということだったと思えます。議員おっしゃるとおり、当初81名の募集をかけておりました、要望をかけておったんですけれども、実質上は49名の方に来ていただいたという形になります。それで一応、その残りの分、残額分を今回一括して落とさせていただいたという形でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 水増し請求、不正受給というのは11件だったということですが、これが完全に終わったかどうかというのはハテナですね。黙っときゃ分からんばいという人も、まだいるかもしれないということはですね、あるかと思いますが、大体、一応決着はついたということで、ちょっと安心しました。1,000万というかなりの金額なものですから、ちょっと心配していたところですが、大体終了したということであればですね。それで、これはほかの支援事業では全然なかったんですかね。この宅地復旧支援事業だけだったのか。ほかにもいろいろ支援事業がありましたが、それでは、それにはもう一件もなかったのか。その辺をもう一回ちょっと。

それから、宅地耐震化復旧工事の42億の減額については、当初予算で59億組んだと、令和元年度、31年度の予算で59億組んだら、そのときの補正で29億補正を組んで、またあといろいろしたら、この42億というのが出てきたと。それで前倒しでこれが不用になったということで減額ということになったわけですかね。何かそういうふうな感じですか。予算は組んだけれども、結局30年度分で補正が組めたということだったのですかね。もう予算を組んだから、30年度の補正に間に合ったわけでしょう。29億どがしこか補正を組んで。だから、そのまましておいて今減額したということですかね。何かそういうような説明だったような気がします。ちつとは違うかもしれないんばってん、それでよかつかな。

それから、派遣職員の分については、81名だったのが49名ということで、その残額ということですがけれども、まあ、その49名でしっかり頑張ってもらえたということで、その人員で何とか対応ができたということで。来年度も、令和2年度も、また派遣職員についてはいろいろ募集されると思いますけれども、その辺は、この最終的な人数ぐらいで十分賄えるのかなと。若干仕事量も減っているし、いわゆる人員は少しずつでもいろいろ考えていかないと、やっぱりこれが非常に財政の負担になってくるわけですからですね。まあ、考えながらやっていかれると思います。分かりました、そういうことで。

その辺ちょっと一回、課長のほうから。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

42ページの、先ほどはちょっと言葉足らずだったようで申しわけございません。

まず、当初予算で予算編成のときに60億ぐらい組んでおりましたけれども、その後ですね、国の交付決定が、その当初予算を組んだ後に来ました。それが約30億ぐらいの金額です。そこでちょっとタイムラグが生じたので、本来であれば、全体で60億を平成31年度にもらう予定だったんですけれども、前倒しで国のほうが補正をとということでつけましたので、そのタイムラグが生じて、予算が二重計上のような形ということでございます。

それで、その不用になった約30億と、全体の事業費、当初149億円で動いておりましたけれども、その中で、ずっと今、事業を進めている中で、約12億円が不用になったということで、合わせて42億2,740万円、こちらのほうを今回減額させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○14番（中村健二君） これはあれですか、ほかの支援事業ではなかったんですか。

○復旧事業課長（増田充浩君） これは宅地に対して大規模滑動とか、そちらのほうの予算です。

○14番（中村健二君） いえいえ、20ページのほうの。ほかに。

○復旧事業課長（増田充浩君） ああ、ほかに。復旧事業課で持っております基金事業ではですね、こちらについては特にほかにございませんでした。

○14番（中村健二君） なら、ほかの課か。

○復旧事業課長（増田充浩君） 以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 大体分かりました。このほかの支援事業と、宅地耐震化支援事業のほか
にいろいろ、墓地の支援とか、公民館のあれとか、ほかのそういうやつには、もう別にこの水増
し請求というか、いうのはなかったろうかということをおちょっと、増田課長じゃ分からなかった
かな。その辺をおちょっとお尋ねします。どこかの課がそれがあるなら。担当課から。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 14番中村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

復旧事業課で持っております基金事業というのが、農業用施設、農地関係、それから今出まし
た宅地関係と、あと共同墓地、私道路等ございますけれども、復旧事業課のほうとしては、先ほ
どの宅地復旧、こちらのほうのみでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。二、三お尋ねいたします。

議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第5号）について、まず1点目、16ペー
ジ。今のと関連したものと思いますが、16ページの国庫補助金の歳入の分で、宅地耐震化推進事
業補助金21億1,370万円、これも何か前倒しとちょっと聞いたんですけど、その辺の説明をお願
いしたいと思います。

それから、23ページの総務費の企画費の13節地方創生推進業務委託料2,680万円、この件につ
いては、この補正は当初予算に2,700万組んであったと思いましたが、わずか20万ぐらいしか要は
していなかったということでございますが、これについての御説明。

それと、地方創生推進交付金（移住支援助成金）100万円、これについてもちょっと説明をお
願いしたいと思います。

それから、34ページの土木費の中の都市計画総務費、13節委託料、用途地域見直業務委託料
600万円減額。これについても説明をおちょっとお尋ねします。これは2年度に再度計上するとい
うような御説明だったかと思いますが、その点もおちょっとお尋ねします。

それから、35ページの立地適正化計画策定業務委託料、これも上の一緒のようございませ
んが、お願いしたいと思います。

それから、36ページ。これは消防費、13節委託料、消防団詰所建設設計業務委託料437万9,000
円、それから工事請負費、消防団の詰所の建設費3,608万ですか、この件について減額されてい
ますが、これは去年と同じだったのかな、その件かなと思えますけれども、どこのことか説明を
お尋ねしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

補正予算書（第5号）中、16ページ、10款2項国庫補助金の5節宅地耐震化推進事業補助金、
減額21億1,370万についてですけれども、これは先ほど14番中村議員のほうから御質問がありまし

た歳出予算の減額ですが、この事業につきましては、先ほど言いました補助率が2分の1ということで、歳出の42億2,740万円の国の補助が2分の1ということで、そちらの金額の21億1,370万円を減額させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。15番渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

令和元年度一般会計補正予算の23ページです。総務費の企画費の13節委託料、地方創生推進交付金の委託料について2,680万円の減額、当初予算では2,700万の予算計上がされていたが、20万は何かというふうなお尋ねかと思えます。

そちらにつきましては、こちらのほうは当初予算では将来を見据えた地域ビジョンの策定を、国庫補助金を活用して作成したいということで計上をさせていただいておりました。こちらの作成のほうは令和元年度ではできておりませんので、全額減額をするということではしておりますが、20万ちょっと流用いたしまして、ほかの項目で使用しているということで、2,680万円の減額をしたというところでございます。

それから、19節の地方創生推進交付金（移住支援助成金）の100万円の減額です。こちらのほうは、補正予算で100万円の計上をさせていただいて、75%を県支出金のほうで財源として充てているという事業です。内容としましては、県内全部一緒にですね、地方創生で移住推進を図るというところで、県内全域で取り組みを進めている事業の一つで、東京23区にお住まいの方、それから通勤をされている方が、県が指定する企業のほうに就職された場合に移住支援金として100万円をするというような事業です。「1件分上げておいてください」という形で県のほうから依頼があって、予算を計上していたところです。令和元年度では申請がなかったということで、今回減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 都市建設課長の村上でございます。

15番渡辺議員の御質問、議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、ページで言いますと34ページ、35ページにかけてでございます。その中で、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費中、13節委託料、用途地域見直業務委託料600万円の減額につきましてですが、こちらのほうは今年度中に、昨年から行っておりますが、都市計画マスタープランの改定を行っておりますので、そちらのほうの改定が終了次第、地域としましては、木山宮園線沿線及び惣領付近の都市計画法上の用途の見直しを行う業務ですが、マスタープランの策定後、改めて行うために、次年度にまた予算を新たに要求いたしまして行う予定でございます。ですので、令和元年度の方は一旦減額とさせていただきます。

それと同じく、立地適正化計画策定業務委託料ですが、こちらのほうは令和元年度、今年度から取りかかっておりますが、今年度は一部作業といたしまして、素案の作成までは行いまして、

残りの業務に関しまして次年度にまた改めて都市マスとの関連もございまして、そちらのほうと関連づけながら、令和2年度にまた予算を要求して、改めて行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永危機管理課長。

○危機管理課長（富永清徳君） おはようございます。危機管理課長の富永です。15番渡辺議員の御質問にお答えします。

議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第5号）、ページが36ページになります。9款1項2目の13委託料、それと工事請負費の消防団詰所の減額についての御質問だと思いますけれども、こちらに関しましては今年度予算を、場所がですね、広崎、これは2分団第1班、それから木山、市ノ後、蛭子町、下町、市ノ後団地、3分団第1班、それと寺迫、第3分団第3班ですね。こちらの3カ所について、当初建設を予定しておりましたけれども、用地のほうはまだ選定中ということで、こちらがまだ場所が決まっておりません。その関係で一応、来年度の予算に計上しております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） どうもありがとうございました。大体お分かりしました。16ページの、前の同僚議員からのと同じ予算での、国からの分を減額したということでございます。

それから、23ページの地方創生、これは地方創生推進交付金は、移住者がなかったということで減額として、この推進業務委託料、この業務委託料は少々何かのほかのことに使ったということですかね。はいはい、分かりました。

それから、34ページ、この用途地域見直しというのは、木山から惣領のあたりまでの、今度、高森線沿いですかね、これは。この見直しが2年度、大体計上してありますが、2年度に回すということでございます。ちょっとその辺をもう少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

それから、36ページは大体分かりました。そうしますと、これは今年度にやるわけですか。その点をもう一回、広崎、木山、寺迫の詰所の方ですが、その点をお願いします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 15番渡辺議員の2回目の質問にお答えいたします。

令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、用途地域の見直しにつきましては、位置的には高森線沿いというわけではございません。木山地区で言いますと横町線等沿線及び、惣領といたしましては、惣領、益城、熊本高森線及び益城菊陽線交差点付近、都市拠点と位置づけているその付近でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永危機管理課長。

○危機管理課長（富永清徳君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、3地区の地域につきましてはですね、場所の選定が今年度中に

できなかったというところで、地区と話し合いながらですね、場所を決めてから、来年度予算のほうに計上をしております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） こんにちは、12番宮崎です。私は議案第16号、令和元年度一般会計補正予算書（第5号）の中で、2点だけ質問、また確認させていただきます。

まず1点目は、今回の補正によって432億5,570万円、これは当初予算では296億円だったんですが、大体1.6倍ぐらいに膨れ上がっております。1ページですが、この中で今年度中に執行できない、つまり繰り越すというのが大体予想される額がもう出てくるんじゃないかと思うんですが、大まかでいいですから、どれぐらいが大体繰り越されると、繰り越しの額になるかというのを教えていただければと思います。

それから2点目は、基金の問題なんですけど、19ページです。年度当初予定された基金が、年度末にもう使わないということで返還になっております。さらに、23ページの上から2行目のところに積立金ということで、減債基金の積立金、これも入っております。これらを足し上げて、年度末に大体、基金の状況はどういうぐあいになっているのか、粗々で結構ですから教えていただきたいと思っております。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

令和元年度一般会計補正予算の1ページの予算額433億円が、今年度幾らぐらいの繰り越しになる予定かということでございますが、繰り越しの額につきましては今から取りまとめを行いまして、明許繰り越しの調整をしていくこととしておりますので、現段階ではちょっと幾らぐらいになるかというのが、ちょっとまだ見当がつかないというふうな状況です。

次のページの19ページ、基金の繰入金、それから23ページの積立金等をしており、最終的にはどれぐらいに基金の状況になるのかということの御質問かと思っております。平成30年度の決算で基金のほうが残高として約54億円ありました。当初予算のほうで創意工夫分の復興基金まで加えまして、20億程度の基金繰り入れをしていた状況です。今回の補正で減額をしておりますので、合計としましては、現在まだ基金繰り入れが12億程度残っているというふうな状況です。それで12億ですと、大体54億から12億を引いた42億程度が残るといふ形になるかと思っております。それに加えて、今回は減債基金のほうで積み立てをしておりますので、そこにさらに4億程度が上乘せされるというような状況に、今の3月補正の段階ではそうなっているという状況です。

また今後、年度末に向けて不用額が発生したりとかですね、歳入のほうで予算以上に入ってきたりというようなところもまた出てくるかと思っておりますし、最終的な歳出予算の不用額等も出てくることになるかと思っております。この辺につきましてはまた取りまとめをしてですね、できるだけ基

金繰り入れが少なくなるような形をとりたいというふうに思っておりますので、今の段階ではまだ基金繰り入れとしては12億程度残っているというような状況です。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁をありがとうございました。

繰り越しについてはですね、確かにこの3月31日まではあと20日ほどありますから、これでまたやられるんだろうと思うんですけど、ただ、まあ粗々ですね、やるかやらないかちゅうのは、もう大体決まっていると思うんですよ。0という話はまずないと思います。大きな事業で、特に復旧課あたりはもうかなり詰めておられるんじゃないかと思いますが、ただ公表できないという話だろうと思いますけどですね、なるべく先行的にやっていただければというふうに思います。

それから2番目のですね、基金の話で、大体概要は分かりました。ただ、ちょっと確認させてもらいたいんですが、今回、減債基金をあえて積み立てられました。これは町債がまだ借金があるにもかかわらず、そちらのほうは返さないで減債基金を積み立てられたと。この目的はどういうことなのか、それを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 12番宮崎議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

一般会計補正予算のページが23ページです。総務費の財産管理費のほうで、減債基金の積立金、約3億8,000万程度積み立てをしております。予算を計上しております。こちらにつきましては、ページがですね、17ページです。17款の県支出金の衛生費補助金で、3億7,992万4,000円の歳入予算のほうを計上しております。災害廃棄物処理関係の基金の補助金としていただいている分で、この災害廃棄物処理関係につきましては、毎年度発生する公債費に対してこの基金を充当していくということになりますので、一気にですね、歳入として入れてしまうわけにはいきませんで、一旦減債基金のほうに積み立てをして、災害廃棄物の公債費に対して毎年支出をしていくという形になるということで、今回はまず積み立てをさせていただくということで、歳出予算の積み立てのほうに計上させていただいているものです。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第22号「令和元年度

益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までの質疑を終わります。

次に、議案第23号「令和2年度益城町一般会計予算」から、議案第28号「令和2年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番 榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） 9番 榮です。23号議案で五、六点質問させていただきます。

46ページ、2款1項1目19節自治大学受講負担金、この受講負担金42万6,000円とありますが、これは多分、1人分ぐらいしかない予算ですけど、1年分の予算なのか。それと、これは役場の職員として身分を持って派遣されているわけです。だから、職員の給料とどういった配分というか、それになっていますか、それをちょっと教えてください。

それと50ページ、2款1項4目の8節寄附金謝礼金8,100万、これはふるさと納税絡みの謝礼金と思いますけど、今度できた焼酎、それ以外にどういった主な項目があるのか、どのような品物が大体、早い話が売れているちゅうか、その希望が多いかちゅう。それと、その全体の寄附金に対して、この返礼が何%ぐらいの比重を占めているか、これを教えてください。

それから次のページ、51ページ、12節、このふるさと納税受領等手数料162万、手数料ってこれは通信絡みなのか、切手とか、そういうとが入っていますけど、この領収に対する印紙税とかそういうとも入っているのか。

それと、その下の13節ふるさと納税業務委託料2,470万、この業務委託ではどこからどこまでを委託しているのか、業務内容として、どういったことをやっているかちゅうことをちょっと教えていただきたい。

それから、その同じ13節の中で、下のほうに3行目から、空き家・空き地調査業務委託料、この委託料、それとまたその下ですけど、地域公共交通網形成計画策定業務委託料、この1,430万、この調査内容ってどういったことをやっているのか。空き家・空き地に対する、それから公共交通網の形成に対する策定計画、どういったことを目指しているのか。また、この調査会社というのはどういうことをできる会社なのか、その基準とかそういうとを設けて選定するのか。その期間として1年ぐらいをかけてやっていくのか、それとも緊急に3カ月ぐらいで終わらせてくれとか、そういう内容というか、そこもちょっと教えてください。

次に、94ページ、3款民生費、3項2目、これも13節委託料の中で、みんなの家移設工事設計監理委託料1億3,000万。まあ、何件あるかは分かっていると思いますけど、この設計監理委託料、今建っている家を解体してどこかに持って行って、各要望地に持って行って建てるわけですから、建築設計費は要らんとするけど、もうできとけん、多分、移設するための建築確認をとるためとか、いろんなそういう要件に合っているかということ調査してする監理委託料だと思いますけど、この内訳をちょっと教えていただきたい。

それから、もう一つ次のページ、95ページ、15節みんなの家移設工事費3億9,200万、この移設工事費の中には当然、解体とかいろんなことも入っていると思います。移設した先には、今度は基礎を新しく作り直さんとできないという基礎工事等も入っていると思います。その中で住

設に関する工事もどこまで含まれているのか。例えば流しとかいろんな水回り、電気回り、そういうとがありますけど、家は持っていった、引き込み工事、電気は来ていない。だったら電柱から引き込み柱を立てて、受電工事をしなきゃならない。水道、下水道もそばまで来ているけどつながないかん。この移設工事費の中にどこまでがこの工事の負担範囲になっているのか。あとはもう地元のほうで残りをやってください、その線引きのところをちょっと教えていただきたい。

それから、議案26号、259ページ、5款3項2目13節。259ページです。13節委託料、認知症サポーター養成事業、前年度からずっとやっていらっしゃいますが、現在は大体、今何人ぐらいのサポーターということできているのか、それと今年度から将来にかけてどのぐらい増やしていくのか、ここのところをちょっと教えていただきます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐です。9番榮議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

議案23号、ページ数にすると46ページの中の、上のほうの二つ目ですかね、自治大の受講負担金の内容についてということでございました。自治大につきましては、東京の立川市にある大学でございます。これは地方公務員のほうの職員が集まってそこで勉強するという大学でございます。通常、市町村においては3カ月間そちらのほうに行くという形になります。今回のこの42万6,000円につきましては、2部課程というんですけど、3カ月間についてが28万8,300円と、あと特別課程というところが、これは短期間に行く分です。こちらのほうが一応13万5,900円の負担金が必要になりますので、一応、予算として上げさせていただいております。

自治大につきましては、震災前は毎年一人ずつ、一応3カ月コースということで派遣をしておりました。震災後は今、派遣をしていないという状況でございます。今回こういう形で入れさせていただいたのは、今後、職員のスキルアップ等々を含めてですね、自治大のほうに、当然うちのほうの震災における情報提供という場もございますので、それを含めた形で、今回派遣ということを考えております。

役場の職員の身分として行くのかということですけど、当然、派遣という形での勉強をしてこいという形で派遣しますので、役場職員の身分として行くという形になります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 9番榮議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

議案第23号の一般会計予算のページが50ページです。8節の報償費の寄附金の謝礼品8,100万円ですけれども、主なものとかそういうものは何かということと、返礼の割合としては何%かという御質問だったかと思いますが、一応、榮議員からも言われましたように、焼酎もですね、返礼品の中には加えておりますが、なかなか焼酎は余り出ていないような状況ですね、一番人気がありますのは、やはり肉類がですね、一番人気があるというような状況です。返礼の割合としましては30%以内でという国の基準がありますので、その基準に従ってやっているというような

状況です。

それから、ページが51ページです。13節の委託料ですかね、役務費ですね。受領の決済手数料、受領手数料162万円は何かということですが、ふるさと納税のほうで現在カードで納税することが可能となっておりますので、カード決済の手数料をこちらのほうで支払いしているというところですか。こちらのほうはカード決済の手数料になっております。

それから、業務の委託料です。どういうことを委託をしているのかということですが、「ふるさとチョイス」や「楽天市場」等で益城町の返礼品等を紹介していただいておりますけれども、そのページの作成とか返礼品関係の掲載内容等についての紹介関係をしていただいているのとあわせて、返礼品の発送とかですね、そういうところまでしていただいております。

それから、13節委託料の空き家・空き地調査の委託料についてはどういう内容かという御質問だったかと思えます。こちらの空き地・空き家のほうはですね、津森・福田・飯野の集落のほうのですね、空き地・空き家の調査をさせていただいて、当然、地権者の方がおられますので、地権者の方々と相談しながらですね、そういう空き地とか空き家の何か活用ができないかというところを検討させていただこうというふうに思っております。

それから、地域公共交通網形成計画策定で1,430万円ですが、この内容ということですが。現在策定をしております交通の計画につきましては、平成23年度に作成をしております、そこから期間としてですね、8年、9年ぐらい経過をしているというような状況です。地震もありましたし、町の状況がだいぶ変わってきておりますので、一旦この交通計画につきましても見直しをする必要があるだろうということで、令和2年度で計画策定の委託料として計上させていただいております。

委託の内容としましては、総合計画や公共交通立地適正化計画、上位計画との関連の整備とか、あとは人口とか施設の立地状況の整理、それから交通不便地域のアンケート調査とか、そういうものを実施していくということです。あと、公共交通の現状把握、課題の整理あたりもあわせて行って、最終的に公共交通網形成計画の計画書の策定をするというところで、委託のほうを予定しております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） おはようございます。生活再建支援課、姫野です。よろしく申し上げます。9番衆議員の質問にお答えします。

令和2年度益城町一般会計補正予算の中でですね、御質問があったのは、ページ94ページ、災害救助費の委託料の中ですが、みんなの家移設工事設計監理委託料。当然ながら建築物は建っているわけですから、建築本体の設計は要らないんじゃないかなという質問がございました。で、内訳を教えてくださいということです。

まずその前にですね、予算の積算の根拠がですね、26棟分です。もともと30棟ありましたが、木山仮設団地のみんなの家はまだそのままということですので、残りの26棟で、概算の事業費で1棟当たり500万を掛けております。で、1億3,000万。この500万というのがですね、県の復興

基金の基本ルール分の需用費の内訳の中で県が示した概算事業費です。したがって、その内訳はまだ何ら検討はしておりません。ただ、今後ですね、協議を進めていくわけですけど、当然、建築物の附帯設備、排水設備とかですね、それも含めたところですね、協議はしていく予定でありますので、内訳については今のところははっきりしたものはございません。

同じく、15節のみんなの家移設工事費ですけど、こちらはですね、タイプがですね、60平米の集会所と40平米の談話室というタイプがございます。これもですね、先ほど言いましたように、基本ルール分で示された県の概算事業費、集会所については1棟当たり1,700万、談話室については1棟当たり1,200万で、集会所は16棟ありますので2億7,200万、談話室のほうは10棟ございますので1億2,000万、合計3億9,200万ということですので、積算の根拠と申しますか、そういうのは現在のところお示しできない状況です。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） 福祉課長の塘田でございます。9番榮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第26号、益城町介護保険特別会計、令和2年度予算書中ですね、259ページ、5款3項2目任意事業費の中の13委託料、こちらで認知症サポーター養成事業をですね、予算計上しておりますが、これまでのサポーターの養成した数という御質問でございますが、ちょっと現在の実数はですね、手元にはございませんので御説明ができませんが、平成30年3月に策定をしております第7期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画の中で、認知症サポーターの養成については平成29年度までに3,326人養成をしております。この中でですね、計画の中で、サポーターの養成の数としましては、人口の20%と目標を定めておりますので、6,600人を目標として今事業を進めているところでございます。

今年度につきましてはですね、事業所、民間事業所等についても、サポーター養成をですね、推進をしておりますので、ただいま申し上げました計画の中でいきますと、平成31年度は目標値を5,600人に置いているところでございます。順調にサポーターの数は増やしていかけているものと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） ありがとうございます。

まず自治大学の負担金ですね、これは年間一人と決まっているわけですか。今まで二人出した年というのはなかったと、ずっとこうだったと。継続的に毎年一人、ずっと今まで負担金を出して養成というのはやってきたわけですか。そのこのところをもう一回お願いします。

それと、51ページの12節のふるさと納税受領等手数料、その下に委託料、ふるさと納税業務委託料、この中のふるさと納税業務委託業者で、この12節の、何ですか、受け付けのあれをやっているゆうことはないわけね。完全に別個に外して分けているわけですか。このこのところをちょっともう一つ教えてください。

それともう一つ、13節空き家・空き地、それと地域公共交通網形成、ここの中の13節の委託料と頭にありますが、これは一つの会社でコンサルか何かで全部受けて委託するのか、一つ一つこの項目に応じた分野別の会社に委託をしていくのか、まとめて調査するコンサルに全体的に委託するのか、それを教えてください。

それと、259ページの26号の認知症、この件に関して、今、サポーター人数は計画的にどんどん増えているとおっしゃいましたが、もう数年後には5人に1人が認知症になっていくという喫緊した状況であります。この予算が100万、高いか安いかわかりませんが、はっきり言って、もうちょっと本腰を入れていったほうが、将来的にこの認知症に対する、何ですか、いろんな福祉の関連の金額からすると、それを減少するために今やっておかなければならないことがまだあるんじゃないかと思います。もうちょっと予算づけをして、いろんな分野に予算はつけば出ます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。9番議員の2回目の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、自治大学は一人と決まっているのかということでございますが、一人と決まっているわけではございません。ただし、3カ月という長期で出すものですから、恐らく一人ぐらいしか出せないだろうなというふうに考えております。申し込みの時期によっては、非常に各地方公共団体から来る人数で、ここで省かれるという場合もございますので、必ず一人だけ出すような形を今のところとっております。

今まで二人以上というのは恐らくなかったろうなと、各年度一人ずつという形という形になります。あるいは短期間の方と3カ月という形は当然ありましたけれども、3カ月分については恐らく毎年一人ずつという形で今までやってきたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 9番議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。ページが50ページですね。50ページと51ページかと思えます。受け付けを、カード決済とか、あとは寄附金の受領等については、受け付けを分けて行っているのかというような御質問だったかと思えます。

受け付けにつきましては、委託業者のほうに全部お任せをして、受け付け等をしていただいております。請求のほうは、委託業務という請求とカード決済というふうに一応分けてお支払いをしているというだけでございまして、一応、業務としては委託業者のほうにやっていたというふうな状況です。

あと二つ目のほうの、空き地の関係の調査、それから公共交通関係の委託関係については、一緒に発注をするのかというふうな御質問だったかと思えます。こちらにつきましては、業務の内容としては全然違う業務になってきますので、それぞれ契約の内容はどういう形にするかわかりませんが、プロポーザルか何かでの契約をお願いするかと思えますが、それぞれの業者、違う業

者になろうかと思えます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） 9番衆議員の介護保険のですね、認知症関係での2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

認知症につきましてはですね、認知症と思われる方、その周りの方々がいち早くその症状に気づいて、早期発見・早期治療につなげるということが一番のところかと思えますので、認知症サポーターについてはですね、今後についても目標値の6,600人に一日も早く近づけるようにですね、取り組みを進めていきたいと思っております。

また、認知症問題については、また予算をつけてですね、早期に取り組む必要があるんじゃないかという御意見でございますが、今年度もですね、高齢者の方の難聴者の方に補聴器の購入の助成をするということで、新たな事業を追加をさせていただいております。こちらについてはですね、耳が聞こえないことで外出の機会が抑制されたりすることで、やはり認知症になる要因の一つとなっておりますので、新たな取り組みとしてですね、補聴器の購入助成も上げさせていただいたところなんです。今後につきましてはですね、いろいろな事業を模索をしながらですね、いい事業があればまた議会のほうに上程させていただいて御承認をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありますか。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。令和2年度益城町一般会計・特別会計予算書中、幾つか質問をさせていただきます。

ページのほうですね、まず65ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、この中のですね、1目戸籍住民基本台帳費、この中で、報酬、給料、職員手当、そして委託料の住民窓口業務委託料3,200万ちょっとが計上されているわけなんですけど、この費用についてのちょっと質問なんですけど、まずですね、平成30年、このときの予算というものがですね、この報酬、給与、職員手当、これについての予算というのが約4,130万程度ありました。そして昨年10月から窓口の業務委託が始まったわけなんですけど、昨年の予算でですね、この費用が6,200万円になりました。そしてですね、令和2年度、今回の議案で計上されている予算がですね、合計すると約7,060万円になっております。

この業務委託、窓口委託になってですね、確かに住民サービスのほうは向上しておると私のほうも実感しているんですが、費用のほうがとにかくかさばり過ぎているなど。これについては、例えば平成30年から令和2年、まあ昨年もそうなんですけど、業務量が極端にこんな変わっているのかどうなのか、業務量としては同じなのか、その辺ですね、ちょっと説明のほうをお願いいたします。

そして2点目のですね、ページとしまして116ページと117ページ、6款の農林水産業費、2項の林業費、目としては1目と6目、この中でですね、まず1目の中で、8節報償費、森林現地調

査員謝礼ということで84万円組んであります。これについては新しい予算なのか、今年度のみ、今年度というか来年度のみ必要な予算なのかどうかを一点と、あとはですね、6目のほうの8節、同じく報償費の中で、町有林の巡視員謝礼ということで120万ちょっと組んであります。これは昨年も、これまでも報酬として84万程度は組まれていたものなんですけど、新たにまた内容が増えているのかどうか。この二つについてですね、何名程度益城町でいらっしゃるのか、業務内容がどういったものをされていらっしゃるのか、その辺をですね、ちょっと教えてください。

そして3点目がですね、132ページ、8款土木費、4項の都市計画費、この中の13節委託料の中で、まちづくり協議会の活動支援業務委託料ということで1,000万円組んであります。これについてがですね、各まちづくり協議会の会議のためにサポートをされていらっしゃるんですが、大体いつまでぐらいこれは続けられるのか。地区によってはですね、もう必要ないというところもあるのかなど。ただ、つくられたばかりのところにおいてはまだまだしばらくは必要と、そういう声も聞いておりますので、大体いつまでぐらい続けられるのかというのを教えてください。

そして4点目がですね、次のページ、134ページ、ここのですね、5目の公園費の中の委託料、この中で、避難地・避難広場管理委託料ということで95万円組んであります。これの内容はどういったやつなのか。例えば私の地元のほうでは、地区のほうで管理せんといかんのかなど、そういうふうに思っていたんですが、別個にどこかの会社で一括してどんと委託されるのかどうか、その辺のちょっと内容をですね、教えてください。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本住民保険課長。

○住民保険課長（坂本祐二君） 住民保険課長の坂本です。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第23号の、ページ数でいきますと65ページからということで、戸籍住民基本台帳費、報酬を含めまして、人件費が30年度から令和2年度にかけて増えているんじゃないかということで、その業務量が増えたかどうかということの御質問だと思えますけれども、業務量についてはですね、特に30年度から増えているということはございませんけれども、まずですね、現在の状況を御説明しておきますけれども、去年のですね、10月から窓口業務委託ということで、業者のほうに4年間委託しております。

これについてはですね、現在、計14名の方が窓口業務をされております。職員もですね、それに伴って、今のところ一人減という状況でですね、なっております。職員一人減になっておりますけれども、証明書発行、転入等ですね、住民移動の入力等につきましては、最終的に職員が確認するというようなことで、現在の職員の業務量が若干は減っているような状況ですけれども、そういった作業もあります。

現在ですね、特に、まだ業務委託してから5カ月が経過したということで、この中で、以前から勤められております、住民保険課で雇用していた7名の方ですね、これが6名の方が継続でされております。そのうちのですね、3名の方は案内業務ということでやっております、窓口業

務は3名ということで、そのほか8名の方が新規雇用されておりますけれど、こちらは全く初めての業務ということでですね、まだ5カ月ということで、なれるのに時間がかかっているような状況ですね。まだ職員のほうも、それに伴っていろいろな確認作業を手間かけてですね。いずれスキルアップしていただいて、職員がまたそのうち減になることもあるかと思えます。一応、今の状況としてはそういった状況です。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡です。3番上村議員の御質問にお答えします。

議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算の中の、ページで言いますと116ページ、6款2項1目林業振興費の中の8の報償費についてのお尋ねでございますが、こちらのほうはですね、一応4カ月、月に15日のお二人を予定しております。昨年から森林環境譲与税ということで、森林の整備のために国のほうから譲与税のほうが交付されておりますが、最近の自然災害が甚大な被害が発生していることを踏まえましてですね、令和元年・2年・3年と同額で譲与税のほうを交付する予定になっておりましたけれども、前倒しといたしますかですね、令和2年から増額される予定でございます。今まで全国で200億円だったのが、400億円と倍増されます。その関係で、この益城町の森林をですね、現地調査等を行いまして、どういったふうな整備を行うかということの報償費ということでございます。

あと、117ページの町有林管理費の中の報償費、こちらにつきましては、12カ月の10人分が毎月定期的に巡視を行っていただく分、それと定期外の巡視ということで、雑草や倒木の撤去等で35日分を予算化しております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第23号、令和2年度益城町一般・特別会計予算書中、132ページ、土木費、都市計画費の中の13節の上から5行目ですね、まちづくり協議会活動支援業務委託の1,000万、この分についての御質問、内容と、それから支援はどのくらいの時期までやっていくのかというような御質問だったかと思えます。

熊本地震以来、まちづくり協議会をですね、早いところ、遅いところございますが、現在まで27団体が設立をしていただいております。最初のころは避難地・緑地の場所の提案とか、避難所をですね、ここを広げてくださいというような、そういう提案がございました。これについてはですね、提案書をつくっていただく関係で、こういうまちづくりの専門のですね、コンサルタントをこちらのほうで業者のほうをですね、選定いたしましてやってまいりました。現在はですね、ほぼそういう業務内容をやっております、今後はですね、いかにしてだんだん自宅の再建とかが進んでいくと、自分たちの生活をもとに取り戻そうという、そういう集まりを持とうとかですね、地元のそういうものを支援しようということで考えております。3年ごとにですね、ちょっ

と切りかえていきまして、2019年、2020年、2021年、来年度、21年度まで、この3年間はですね、移行期間ということで考えております。

最初はうちのほうの委託料を、工事の委託料と同じようなパターンでですね、つくっておりますが、来年度におきましては27地区を全部をですね、まちづくりとかそういう活動支援のためのコンサルタント、まちづくりのですね、で業者を選定してやっていこうかなということで考えております。物を、ここの道路をとかじゃなくてですね、活動の支援をするということで、いろんなイベントとかですね、まちおこし、村おこし、そういうものの支援をしていこうということで考えております。21年までが移行期間ということで、それ以降になりますと自立で、自分たちでやっていっていただくというようなことも含めてですね、支援をですね、させていただこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 都市建設課長の村上でございます。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第23号、令和2年度益城町一般・特別会計予算書中、ページで言いますと134ページ、公園費の中の13節委託料中、避難地・避難広場管理委託料95万円の内訳についてでございますが、現在、避難地・避難広場を復興整備課のほうで建設されておりますが、でき上がった後は避難広場として都市建設課のほうで管理をしていく予定でございます。その中で、まず地元のほうとですね、管理契約等をこれからどういう形で結んでいくか、その辺もございしますが、あと、この95万に対しますところは今19カ所を予定しております。

考え方といたしましては、地元で管理ができないもの、例えば芝刈りとか、そういうものに対して町のほうでできないかとか、その辺でちょっと予算的に考えているところであり、具体的な内容につきましてはまた中身を詰めてまいりたいと考えている、現在の状況はそういうところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） ありがとうございます。

まずですね、65ページの1目戸籍住民基本台帳費、これについてはですね、今、町の財政的なものも財源不足、こういうのもあって、事業の効率化ということで予算を考えていかなければならないという、そういう状況にあって、業務内容とか余り変わっていないということであれば、やっぱり、これはちょっと考えていかんといかんのじゃないかなと思います。ただ単に、もともとあんまり変わらんのに、窓口業務の委託料だけがどんどんどんどん積み積もって上がっているのではないかなと。財源状況と考えあわせればですね、この辺はちょっと今後、人員配置、そういったものもですね、考えていっていただきたいなと思います。

そして、116・117の林業振興費、これについてのですね、調査員の謝礼費用、そして巡視員の謝礼費用、これについては内容は分かりました。特に巡視員の謝礼については、倒木の撤去だっ

たり雑草の除去、こういったものも入っているということですね。分かりました。

あとですね、まちづくり協議会の支援業務委託料1,000万についても内容は分かりました。これもですね、やっぱり会議に参加している中ですね、もともとは都市防災総合推進事業、これがハード面のやつが主流だったんですけど、もう内容がどうもソフト面というか、分野も生涯学習分野じゃないかなというものにだいぶ変わってきていますもので、この支援業務、この辺もちょっと気になっておりました。向こう3年間、現在はそれの中で移行期に当たり、次からは業者選定等を行って考えていくということで、内容は分かりました。

避難地・避難広場管理委託料についてもですね、分かりました。これは例えば地元と業務、例えば雑草の除去、芝刈りとか、そういったやつは地元と結ぶということですかね。まあ、どっちにしる、補助金とかそういったものを地元に落とすということですよ。分かりました。大変よく分かりました。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

総括質疑に入る前に、町長から議案の資料の訂正について申し出がっておりますので、町長の発言を許します。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第27号、令和2年度益城町下水道事業会計予算書の説明書で差しかえをお願いしたいと思います。8ページと28ページに誤りがございました。皆様方の机上に配付しておりますので、訂正をお願いしておきます。「支出」の文字を収入のほうに誤って記入しておりますので、よろしくお願ひします。差しかえのほうをよろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） それでは午前中に引き続き、令和2年度の予算について総括質疑を行います。質疑はありませんか。

2番西山洋一議員。

○2番（西山洋一君） 2番西山でございます。

令和2年度益城町一般会計の中でですね、ページは57ページになります。2款総務費、第1項の総務管理費、そして6目の防災費の、57ページの一番上になります、15節の工事請負費です。防災行政無線のデジタル化工事請負費が6億8,955万7,000円計上されております。これは私、昨年の9月に防災無線について一般質問させていただいたところでございますけれども、令和2年度にデジタル化を計画しているということで御回答いただいております。その中での今回の予算措置であろうと思います。金額的にも6億9,000万、それから業務委託料、上の880万を合わせますと約7億という高額にもなっております。

ただ、今現在、各地区のスピーカーを通じて放送しているところですが、この防災行政無線デジタル化というのがですね、イメージとして早い話どういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたいということで、事業は来年になりますので、まだ具体的なところは見えないかもしれませんが、今現在分かっている範囲でのイメージをお教えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 富永危機管理課長。

○危機管理課長（富永清徳君） 危機管理課の富永です。2番西山議員の御質問にお答えします。

議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算書、57ページになります。2款総務費、1項総務管理費、6目防災費の、まず13節の委託料と15節の工事請負費、防災行政無線の施工管理業務委託料、それから15節工事請負費の防災行政無線デジタル化の工事請負費、金額は約7億ぐらいということで、今回予算を計上しております。こちらについて御説明をさせていただきます。

まず、現在の町の防災行政無線は、平成12年度、これにアナログ方式で整備を実施しておりました。今回、平成20年8月の総務省告示によりまして、アナログ方式の周波数の終了が令和4年、2022年の11月30日までと規定されております。今回このことに伴いまして、防災行政無線を継続運用するに当たりまして、現行のアナログ方式からデジタル方式に変更する必要が認められたための今回の工事になります。デジタル化のメリットといたしまして、現在運行中のアナログ方式と比較いたしまして、機械が新しくなるほか、音声聞き取りやすくなるということで、それと他のシステムとの連携ということで、ホームページ、SNS、メール等や雨量計、ライブカメラとかとリンクして、情報伝達がより確実になるものと考えられます。

それと今回の整備計画に関しましてですけれども、本年度、令和元年度において実施設計を行っております。来年度、一応工事を予定しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、アナログ方式の使用期限や調査、建設の調整がございますので、工事発注時期は来年度の後半を一応予定しております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 答弁ありがとうございます。この行政無線に関しましては、緊急を要する放送が非常に多いかと思ひます。特に一般質問のときにも申し上げましたように、高齢者の方々は非常にこの通信機器等にですね、ふなれな方もいらっしゃるし、ぜひ今回の対応によって住民の方々ですね、安全、そして安心を少しでも守れるように、運用の中で今後は的確にですね、対応していただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

4番下田利久雄議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。

この場所と内容だけ、ちょっと教えてもらいたたいと思ひますが、23号のですね、121ページの商工費ですね、3項の観光費の中の13節委託料、集落観光プラン策定支援事業委託料43万8,000円ですかね、これはどこでどういうことをするのかとですね、それと同じく129ページの6

項ですね、社会資本整備総合交付金事業ということで、設計委託料の9,700万円と、15節の工事請負費の5,900万ですかね、これの内容と場所をちょっと説明してもらいたと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡です。4番下田議員の質問にお答えいたします。

議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算の121ページですね、7款1項3目の13節委託料の集落観光プラン策定支援業務委託料につきまして、どこかという質問だったかと思いますが、これはどこかといいますかですね、集落部分でそれぞれ各個に観光資源がございます。例えばフットパスのコースであったり、四賢婦人記念館であったり、農泊の施設であったり、今後、公民館の活用とかもございますが、それらをここではなく一体的な観光ルートとして結びつけて、町の情報発信をしたり、地域がもうけるような仕組みにしていくための集落部の観光プランの策定を行うための業務委託でございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 都市建設課長の村上です。4番下田議員の御質問にお答えいたします。議案第23号中、ページで言いますと129ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、6目社会資本整備総合交付金事業中の13節委託料、設計委託料の場所と、あと15節工事請負費の場所と内容ということで、お答えします。

まず、13節委託料は、広崎古閑線の高速道路のアンダーパスの詳細設計であります。あともう一件が、潮井のアクセス道路の詳細設計の委託料を予定しております。ただ、こちらのほうは以前から要望を行っておりますが、なかなか補助金の関係で毎年実施ができないでおりますが、次年度も再び要望を行っていかうというところでございます。

あと、15節工事請負費につきましては、こちらのほうは広崎田原線、場所としましては木山中学校のところの通学路整備ということで道路改良を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。

まず、議案23号ですね。23号中、ページからいきますと92ページ、92ページの3の3の1の15節仮設団地農地復旧工事請負費5億5,588万8,000円と上がっていますけれども、これの箇所数とか、その後どう使うか、どう使うかというのは農地に戻すということでしょうけれども、その後のことまで分かっていたら、例えばですね、農地の買い取りもありますとかいうのが分かっていたらですね、お尋ねしたいと思います。

次が97ページ、4の1の1の19の一般不妊治療助成金について200万とありますけれども、これは件数的には何件ぐらいの予定なのかと、200万に対してね、それについてをお尋ねします。

次が135ページの8の4の5の14節、広崎西原公園借地料165万円とありますけれども、これについてちょっと詳細を教えてください。

次が議案28号ですね、水道事業会計のところでお尋ねをいたします。ページでいきますと30ページの41の1の2の31の負担金、6,210万とあります。これが西地区区画整理事業の配水管布設工事3,000万となっておりますけれども、この詳細をお尋ねいたします。

それと、その34節、空港ターミナルビル建設に伴う配水管布設工事6,000万とありますけれども、これについても詳細をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 生活再建支援課、姫野です。11番野田議員の質問にお答えいたします。

令和2年度益城町一般会計予算中ですね、ページ92ページ、災害救助費の工事請負費、仮設団地農地復旧工事請負費、どこを予定しているのかというところですけど、10団地ございます。延べ9万2,648平米。団地の中身も必要ですか。

（「10団地の9万2,400ですかね」と呼ぶ者あり）

9万2,648平米ですね。ということです。

農地にお返しした後の予定があるのかということですけど、予定はございません。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 松永健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（松永昇君） 健康づくり推進課の松永です。議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算、11番野田議員の御質問にお答えいたします。

ページで言いますと97ページ、4款1項1目19節負担金補助及び交付金のところの一般不妊治療の助成金についての件数をお尋ねだったと思います。一般不妊治療の助成金につきましては、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するために、不妊治療のうちの保険外診療である人工授精に要する費用の一部を助成するものでして、上限が5万円の40件を予定しております。

以上になります。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 都市建設課長の村上です。11番野田議員の御質問にお答えします。議案第23号、令和2年度益城町一般・特別会計予算書中、ページで言いますと135ページ、8款土木費、1項都市計画費、5目公園費、14節使用料及び賃借料中、広崎西原公園借地料165万円の内訳及び内容ということで、お答えいたします。

これは広崎の西原地区にある公園の借地料ということで、平成30年から令和9年までの契約となっております。内訳といたしましては、借地料が110万円プラス税金分として55万円、合計の165万円ということで借地を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森本水道課長。

○水道課長（森本光博君） 水道課長の森本です。11番野田議員の質問にお答えいたします。

議案第28号、令和2年度益城町水道事業会計予算中、ページ数でいきますと30ページ、41款1項2目31節の負担金の中の西地区区画整理事業、配水管布設工事3,000万につきましては、ダクタイル250ミリの延長が436メートルの工事でございます。

(「もう一遍いいですか」と呼ぶ者あり)

ああ、もう一遍。済みません、ちょっとマスクを外させていただきます。ダクタイル250ミリ、延長が436メートルでございます。

それともう一件が、41款1項3目34節工事請負費の空港ターミナルビル建設に伴う配水管布設工事6,000万についてでございますけれども、こちらにつきましては、本年4月より空港ビルがですね、新しくなられるということで、4月からですね、変わりますけれども、現在の空港ビルと国内外線のターミナルビルがですね、現在から南側のほうにですね、道路寄りに新しく建てかえを予定されております。それに伴いまして水道管の布設がえということで、ダクタイルの150ミリの延長が600メートルを予定しております。これは原因者負担ということで、当然、空港ビルのほうにですね、負担金を求めるということで、4月以降にですね、協定書を結ぶようにしております。

以上でございます。

○議長(稲田忠則君) 野田議員。

○11番(野田祐士君) はい、ありがとうございました。

最初の92ページの農地に戻した後の分については、今のところ計画等はないということで分かりました。もしですね、農地に戻す、まあ戻すかどうかは分かりませんが、戻した後ですね、いろんな計画が出てきたらですね、またお知らせいただければと思いますし、今、農地を持っておられる方もですね、そういう考えがある方もいらっしゃると思いますので、ぜひそういうところのですね、聞き取りもお願いできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の97ページの不妊治療については、ありがとうございました。5万円掛ける40件ということで、分かりました。ありがとうございます。

次の135ページの広崎西原公園、これは平成30年から令和9年までの年間110万の賃借料と55万円分の税金分の補填ということになるんですかね。ちょっとそのですね、意味が余り分かりませんが、平成30年から令和9年までは10年間かな、これは借りるという契約になっているということですかね。今、いろんな避難地とかですね、公園をいっぱいつくっておりますので、どうしてもですね、それが、広崎西原公園がですね、そういう避難地とかつくる上でですね、借地しておかなければならないのかと。165万円分の10年で借りておく必要があるのかというのをですね、考えていかなければならないと思いますので、質問させていただきました。もう一度ですね、ちょっと説明のほうを詳細にお願いしたいと思います。

それと、水道の当初予算のほうの明細の部分なんですけれども、負担金の西地区区画整理事業の3,000万ですけれども、このダクタイルの436メートルという、この3,000万の根拠というのは分かるんですけれども、これは益城台地の開発による部分だと思うんですね。この益城台地の開発は、今いわゆる民間でやられているという開発になるかと思うんですけれども、それについて

町がどういうふうな形でその436メートルをやられる必要があるのかというのをですね、お尋ねしたいと思います。

空港についてはですね、全く同じ部分で、民間でやられた分で負担金を取るとおっしゃっておりますので、負担金は6,000万のうちですね、幾ら負担金を空港ビルディング株式会社のほうにやってもらうのかというのをですね、あわせてお願いします。

今言いましたが、水道のほうは西地区ですね、西地区の配水管布設の3,000万については、これはまず区域内の話か、区域外の話かですね、西地区の区域の中の工事をするのか、区域外の工事なのかというのをですね、あわせて教えていただきたいと思います。2回目は以上です。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

内容といたしましては、広崎西原公園の借地料が10年契約で年間165万ということになっておりますが、現在、避難地等も確かに造成されておりますので、この借地契約につきましては当然、今後はまた、今ちょっとこの場では何とも申し上げられませんが、検討の余地はあるかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森本水道課長。

○水道課長（森本光博君） 水道課長の森本でございます。11番野田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

41款1項2目31節負担金の西地区に関しましては、区域内の幹線道路につきましては町で負担するというところでございます。

同じく41款1項3目34節の空港ターミナルビルの負担金につきましては、今協議中でございます。ほとんどが空港ビルのほうで負担しているというような形になるかと思います。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 3回目の質問です。

135ページの広崎西原公園の分につきましては、検討も必要ではないだろうかということをおっしゃいましたので、ぜひですね、そういう検討もですね、していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、水道事業の益城台地の西地区区画整理事業の配水管布設、これはこの施工的に、区域内の部分ですね、町がやるというのがですね、少し分からないんですけども、区域内については今ですね、多分、西地区の道路のほうですね、一番西側ですね、以前、益城町がやろうとしてですね、府内古閑線ですかね、やらなかったところの、たしか区画整理事業内ですね、道路の拡幅等をやられていると、工事のほうをやられているということだと思います。

これはですね、益城町がやっているのかを確認したらですね、益城町はやっていないと。これは事業者、益城西地区のほうでやられているということだったんですけども、この水道事業に関してですね、町がやるというのは何か理由があるのかというのがですね、ちょっと分からない

ものですから。これは西地区の事業者がやるべき、開発についてはですね、ことではないのかと思いますので、そのこのところをもう一度説明をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森本水道課長。

○水道課長（森本光博君） 水道課長の森本です。11番野田議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

西地区の区画整理に関しましては、幹線道路については町で負担するというので、協議の上に決定しております。

（「3回質問しましたので、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） ほかに質問はありませんか。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐です。

議案23号、令和2年度一般会計予算、7点ほどちょっと詳細を知りたいので質問いたします。

まずは51ページ、総務費1項総務管理費13節委託料、上から4番目の福田地区の乗り合いタクシー運行業務委託料30万についてであります。昨年の予算書を見ますと48万で、今度の16号による補正では減額30万というふうになっております。今回の30万を計上していますけれども、最近の、できれば3年間ぐらいの、分かれば年度別にですね、利用者数を教えていただけないかということですね。それから、最近の月間の利用者数、多いときでどのぐらい、少ないときでどのぐらい、平均でどのぐらいというようなところの質問をいたします。

次に民生費、ページは76です。ちょっとブランクがありましたので、4年間ほど、分からないところがあったんですけども、今回、障害児通所給付費ということで2億3,444万4,000円が計上されております。昨年の31年度の予算を見ますと、この名前はなくて、障害児施設給付費というふうになっていましたので、これかなと思いますけれども、これが1億3,889万2,000円となっています。ちょっとさかのぼりますが、平成27年度の予算では2,222万3,000円ということで、2年度の予算はこれで見ますと約10倍になっています。これは名前がちょっと変わっただけかどうか分かりませんが、同じものであれば、その名前の変更の理由と、利用者の増加でこの金額になったという説明を受けましたが、金額でもね、9,555万2,000円の増加になっていますので、この通所給付費とはどのようなものであるのかというのをちょっと教えてもらいたいのと、利用者の増加要因は何だろうかということです。

次に、ページ79、社会福祉費、4目老人福祉費、13節委託金、高齢者タクシー券交付事業。これは説明では1人3,000円から4,000円に増加するというので、金額も150万ほど増えております。対象は1,500人ほどになるかと思うんですけども、これは利用者の方から増額を求める声が上がったことで、それに応じたものでいいのかどうかということ、そういうふうに理解しますが、それでいいかどうかですね。

それから、ページ81、社会福祉費、6目の地方改善費、19節の負担金補助及び交付金について、支部助成金306万円、31年度は326万円であって、若干減少はしているんですけども、助成している支部名と補助額、それはどのようなものに使われているのか、それに対する会計報告はしっ

かりなされているのかどうか伺います。

次に、土木費です。ページ133、19節、上から4番目、5番目、6番目。土砂災害危険住宅移転促進事業補助金1,800万、これは31年度と同額になっていますので、この対象地域と対象家屋というんですかね、どのぐらいだったのかということですね。

それから、戸建ての木造住宅耐震設計・改修事業補助金1,400万、これは31年度では4,800万を計上されておりまして、大幅に減少しています。知りたいのは、1戸当たりの補助金はどのぐらいの金額で、実績がどうだったのか、また、減額をした理由はどうだったのかということです。

次に、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金2,455万2,000円、31年度は4,100万ほどでこれも減額しているんですけれども、対象地域、それから利用者の実績、減額となった理由。

以上7点についてお尋ねをいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。8番甲斐議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和2年度予算書のページが51ページです。2款総務費1項4目の企画費、13節委託料の福田地区の乗り合いタクシー運行業務の委託料で、3年間ぐらいの利用者の数はどれぐらいかというようなお尋ねだったかと思います。

議員のお尋ねにありましたように、予算のほうもですね、40万円から令和2年度では30万円のほうに減額をしているというところで、熊本地震以降ですね、利用者のほうがずっと減っているというふうな状況です。29年から本年度までの利用の実績で、一番少ない人数でいきますと月で3名、一番多いときには月で大体20名の方が利用をされているというふうな状況です。平均しますと大体十二、三日ぐらいの平均の利用ではないだろうかというふうに考えております。福田の乗り合いタクシーにつきましても内容をですね、見直して、令和2年4月からは一部見直しをしていこうというふうに考えておりますので、できるだけ利用者の方が利用しやすいような形でですね、継続をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） 福祉課長の塘田でございます。8番甲斐議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算書中、ページ76ページ、3款1項1目20節扶助費の中の障害児通所給付費、昨年までは障害児の施設給付費となっていたが、同一のものなのかということの御質問でございます。

この中身はですね、障害児の児童発達支援、それから放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、それから障害児支援利用計画等々の障害児のサービスでございまして、「施設給付費」という予算書のほうがですね、誤っておりましたので、正しく「通所給付費」ということで今年度より表記をさせていただいております。

また、今年度予算がですね、昨年度よりも9,500万、9,600万程度増加をしております。これに

についてはですね、障害児サービスの認知が進んだものというふうに理解をしておりますし、また相談等のほうもですね、増えておりまして、保護者の方の早期発見・早期療育に向けたというところで、こういった通所給付費が伸びているものと考えております。これについてはですね、毎年毎年伸びている状況でございます、伸びのほうがですね、非常に大きくなっている状況でございます。

続きまして、79ページの13節委託料のですね、高齢者タクシー券交付事業、こちらのほうが昨年度の450万から600万ということで150万円予算が上がっております。議員御指摘のとおり、3,000円から4,000円のタクシー券への改定ということでございますが、こちらについてはですね、敬老祝金事業のほうを縮小させていただいて高齢者の福祉に充てるということで、こちらの高齢者タクシー券、これまでの3,000円から4,000円にしまして500円券が6枚から8枚、高齢者のですね、外出の機会を増やすという目的で、予算のほうをですね、計上させていただいております。高齢者の方からの要望ということではございません。

ページ81ページです。3款1項6目の地方改善費の中の19節負担金補助及び交付金、支部助成金306万、昨年が326万であったんですけども今年が306万で、幾つの支部にどのような形で支給しているのかという御質問かと思えます。まず昨年から20万下がっておりますのは、20万についてはですね、平田支部のほうでこれまでの活動の歩みを記した記録誌を今年度作成をしておりますので、その作成の費用ということで20万を別途出しております。昨年も今年もですね、支部助成金としては306万、三つの支部に出しております、1団体が102万ということでございます。

支出の内容としてはですね、研修会への参加、それから活動に伴う需用費、消耗品、書籍代等ですね、それから自分たちでの研修等も実施をされておりました、そちらにお呼びをした講師の謝金等々で使われている状況です。こちらにつきましては、年度が終了した時点でですね、実績報告を上げていただいております、その中で使途についてはこちらのほうも確認をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 8番甲斐議員の御質問にお答えさせていただきます。

ページ133ページ、8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費中の19節負担金補助及び交付金の3点お尋ねと思えます。

まず1点目が、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金ということですが、これが上限が300万円で、今回6件計上させていただいております。こちらにはですね、益城町の危険地域というか、山裾の地域にですね、レッドゾーン、イエローゾーンがございますけれども、レッドゾーンですね、こちらの方が危険地域から動かれると、新しく移動されるというときにですね、移転先の建物建設費とか建設購入、それから移転経費とかいうもののもろもろ合わせて、最高300万円を支給しますという形になっております。

それから、戸建木造住宅耐震設計・改修事業補助金ということですが、こちらのほうがですね、建物とですね、これが二つ事業がございまして、設計とその改修という形で分かれてい

るものと、バックでなっているものがございます。そちらのほうですね、申し上げます。設計が補助上限20万円、まあ事業費としては30万円なんですけど、補助上限20万円と、あとはその改修ですね、こちらが補助上限が60万円という形でしてございまして、今回おのおの5件ずつを入れております。

それからですね、総合支援メニューというのがございまして、こちらがですね、補助の上限が100万円です。こちらは10件入れさせていただいております。内容ですけどもですね、こちらにつきましては昭和56年以前のもので、建築物の倒壊とか、そういうのが結構あっているということですね、そちらのほうの耐震設計と耐震の補助という形になっております。これは益城町の方全部が対象という形になっております。

それから、がけ地近接等危険住宅移転補助金、こちらですけども、こちらはですね、ここの崖地指定というのがございまして、崖の高さが2メートル、崖高の1.5倍を引いたところに本当は家を建てるべきなんですけど、ひっついているところがあるわけですね、従前から。そういう方が危険なところから出るといった場合にですね、これがあるのが、建物を別のところにつくるときにお金を借りられます。それに利息がつきます。その利息もですね、利息とあとはですね、利息と合わせまして、1戸当たりですね、移動されて建物とか土地とかそういうものをつくられますが、その利息等を補助するという形でですね、1戸当たり818万4,000円、こちらを補助するというようなところでございます。今回ですね、3戸計上させております。

それから、使用状況はどうかということで、済みません、年度ごとのですね、ものはちょっと手元にございませんので、まず、がけ地近接等危険住宅移転事業、こちらが平成29年9月1日より申請受け付けとなっておりますけども、申請受け付けは2件という形になります。

(「2件」と呼ぶ者あり)

2件です、はい。それから、戸建て住宅耐震改修事業、こちらがですね、申請が29件。こちらのほうは平成29年12月18日より申請を受け付けておりまして、本年2月末現在の数でございます。

それから土砂災害のほうはですね、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどでよければ、休憩が挟まった後にでもちょっと調べてお答えさせていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

以上です。

○議長(稲田忠則君) 甲斐議員。

○8番(甲斐康之君) 乗り合いタクシーの件について、どういう状況かというのは理解ができました。やはり利用者が少ないなというふうに感じます。その点では見直しも、見直しというのはですね、やめろということじゃなくて、もっと便利な方法を考えるとか、ほかの方法があるんじゃないかというふうなところをやれないかというふうに思います。これについては分かりましたので結構です。

障害児通所給付費、これについてはサービスの広報が進んだということですね、道が進んだ。

(「サービスの認知が」と呼ぶ者あり)

認知が。で、相談の数も増えている。これは積極的にですね、されたほうがいいかと思っておりますので、これは分かりました。

高齢者タクシー券の交付についても、求める声ではなくて、町がやってある。そうだというふうに理解しました。

次の最後のあれですが、耐震改修事業というのについてはですね、やっぱり重要なことだろうと思います。昭和56年から前は耐震基準が変わっていますので、よく地震に耐えたなと思います。それが以降でもですね、やはりいろいろ耐震化診断だとかそういうことはですね、必要ではないかというふうに考えています。

それから崖地についても、1戸当たり818万4,000円の3戸分という予算であると。確かに崖地にあるというのは危険ですから、そういったものをよそにとすることは大変結構だろうというふうに思います。

以上で結構です。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。

なお、本日は東日本大震災から9周年となりますので、午後2時46分から黙禱を行いますので、議員及び執行部の皆さんは2時45分までに本会議所内にお戻りください。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時47分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を行います。

なお、先ほど8番甲斐康之議員の質問に対しまして、令和2年度益城町一般会計予算書の中の133ページにつきまして、先ほど増田課長のほうから、詳細なところがですね、一部分からない点がございましたので、再度ですね、答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。先ほどの8番甲斐議員の御質問についてお答えいたします。

まず、申請関係が分からないと言いました土砂災害特別警戒区域です。住宅再建支援事業300万円の分ですけれども、こちらのほうがですね、平成27年に1件、それから28、29はございませんで、平成30年度に1件、本年度が4件で、合計6件でございました。

それから、戸建木造住宅耐震設計・改修事業補助金、こちらについて一つ追加させていただきたいと思っております。先ほど、昭和56年以前に建てた建物というのが、これが大体の基本だったんですけれども、熊本地震後はですね、熊本地震で罹災を受けたという証明書が出れば、こちらのほうも対象になるということでした。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。1点だけ質問させていただきます。

122ページ、123ページになります。7款1項4目の9節の旅費と13節の委託料。9節の旅費についてですが、昨年度の予算では75万ぐらいだったと思うんですが、それが268万に一気に上がっていますが、企業訪問旅費というのが163万8,000円でかなり多くなっている。これは何か、どこか企業訪問先というのが決まっているのか、それとも今まで以上にたくさん努力して回ろうということなのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

それから、13節委託料の産業団地整備業務委託料1,444万3,000円、何か財政課長のほうからちょっと説明があったような気がするんですけども、ちょっと分かりにくかったので、内容を御説明してください。

以上2点です。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。14番中村議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第23号の令和2年度益城町一般会計予算書中、122ページですね、7款1項4目の9節の旅費についてでございますが、こちらにつきましては、今年も町長のほうからトップセールスということで、いろいろと企業誘致関係、上京なり関西方面なり行っていただいております。来年、令和2年度もですね、同じような形で、企業訪問であったりとか、東京、名古屋、大阪、福岡関係、しっかりとトップセールスを行っていただくということで、予算を組んでいるところでございます。

それから、13節の委託料についてでございますが、こちらはですね、町のにぎわいづくりにおきまして重点施策であります企業誘致につきましては、町が誘致したい企業を積極的に呼び込む取り組みのためにですね、産業用地の確保に向けて、現在策定中の都市計画マスタープランとか企業誘致戦略の内容を踏まえながらですね、適地調査を業務委託により実施するというところでございます。こちらにつきましては企業ニーズの調査、候補地の抽出と評価、それから開発計画の検討など、そういったものが委託内容となります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 企業誘致のほうはですね、やっぱりトップセールスで町長のほうが大阪、名古屋、東京と大企業のほうを訪問されるのだと思いますが、大きな企業がつかまるように期待しておりますのと、やっぱり大企業に来てもらわないとですね、中小企業ではなかなかその辺が、雇用なんかも上がってこないしですね、しっかり頑張っていただきたいと思います。

それから、この産業団地整備業務委託料というのは、今からその候補地を探して、そしていろんな計画を立てたりするということなんですかね。そういう中身で、適地調査とか、そういうふうな感じでされるということなんですけど、また実際に整備するというよりも、そういう候補地を今から探して、どういうふうなものにするかというのを調査していくということなんですかね。そういうことだと思っておりますが、それでよければ、これで質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。

令和2年度益城町一般会計のほうの53ページのコミュニティ助成事業ですね、これは宝くじのなんですかね。ちょっと分からなかったんですけど、伺いたいと思います。1点だけお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。15番渡辺議員の1回目の質問にお答えいたします。

令和2年度の予算書、ページ52ページですかね、53ページですね。19節のコミュニティ助成事業につきましては、令和元年度ではですね、堂園の公民館のほうに備品の整備を助成をしているところです。令和2年度におきましても募集を行い、また申請があればですね、助成をしていきたいというふうに考えております。財源としましては、ちょっと宝くじだったかどうかはつきり覚えておりませんが、確認をして、また再度お答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 2回目の質問、ちょっとありがとうございました。

コミュニティ助成事業と、これは申請があれば、堂園のほうが今年度、堂園がいただいたということをちょっとお聞きしておりましたが、申請の要綱あたりは大体、どういう条件でないといけないというのがあろうかと思いますが、その辺をちょっと教えてください。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 15番渡辺議員の2回目の質問にお答えいたします。

コミュニティ助成事業につきましては、財源のほうが諸収入のほうで満額入ってくるようになっております。申請のあったものをですね、自治センターだったかと思いますが、そちらのほうにお送りいたしまして、そちらのほうで認定するかどうかについての判定を行うという形になっております。町のほうでの認定の基準というのはないというふうな状況です。

また、細かな要綱につきましても、今はちょっと手元に持ちませんので、改めてお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。細かい詳細なことについてちょっとお願いをしておきますので、どうぞよろしく願いしておきます。終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 令和2年度益城町一般・特別会計予算書中、ページ数はまず46ページ、総務費、総務管理費、19節ですね、46ページの派遣職員人件費負担金が9,620万計上されており

ます。今年度が派遣職員は81名要求されていましたが、49名しかできてなかったということなんですけれども、この負担金の何名分を計上されているのかをお聞きいたします。

それから51ページ、総務費、総務管理費、委託料、13節の委託料の復興まちづくりアドバイザー委託料が2,700万円計上されております。この復興まちづくりアドバイザーなるものは一体どういったものなのか、また何人いるのか、お聞きいたします。

それから57ページ、総務費、総務管理費、負担金補助金及び交付金の防災土育成事業補助金が23万円計上されております。これは具体的にどのような形での補助金なのかお尋ねいたします。

それから112ページ、農林水産業費、農業費、農地費、委託料、ため池ハザードマップ作成業務委託料で3,500万円計上されております。益城町にため池は何カ所あるのでしょうか、その回答をお願いいたします。

それから115ページ、農林水産業費、農業費、6目農業振興促進事業費、ああ、違う、8ですね、8目、19節の負担金補助金及び交付金で、農業経営規模拡大促進事業助成金として500万円計上されておりますけれども、これも具体的にどういうものなのかお教えてください。

133ページ、土木費、都市計画費、19節の負担金補助金及び交付金、ここでまちづくり協議会運営補助金が135万と、その下のまちづくり活動支援補助金で270万円計上されています。このまちづくり活動支援補助金とはどういうものなのか、まちづくり協議会運営補助金とあわせて具体的な内容をお教えてください。

142ページ、消防費、2目消防施設費のうち18節の備品購入費で、益城消防署車両購入費で5,588万計上されております。これは一体、何を何台買うのかお教えてください。

151ページ、教育費、小学校費、学校送迎用バス等運行業務委託料が2,787万円計上されておりますけれども、これはいつまでを予定されているのか。これは多分、益城中央小学校のバスだと思いますけれども、いつまで予定されているのかお聞きいたします。

それから、154ページの教育費、中学校費、学校管理費、部活動指導員報酬として323万4,000円が計上されております。現在、何名の部活動指導員がいるのかお聞きいたします。

それから、161ページ、教育費、社会教育費、社会総務費、報償費で、放課後子ども教室謝金として147万円計上されております。この放課後子ども教室とは一体どういうものなのか。これは放課後児童クラブとは別物だと思いますので、お教えてください。

184ページ、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、19節の補助金及び交付金ですけれども、農家自力復旧支援事業助成金、800万円計上されておりますけれども、この対象はどういったものなのかお教えてください。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。7番吉村議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、令和2年度一般会計の予算書中、46ページの派遣職員の人件費負担金の人数ということでございます。派遣職員の負担金はここばかりではございません、項目は。各部署のほうに振り

分けております。今のところですね、66人を要望しております。で、今決定しているのが30名と
いうような状況でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。7番吉村議員の1点目の質問にお答え
いたします。

予算書、ページが51ページの2款1項4目の企画費の13節委託料の復興まちづくりアドバイザー
一委託料は何をするのかというふうな御質問だったかと思います。

アドバイザーの委託料としましては、本年度も業務委託をお願いしておりまして、復興のまち
づくり関係とか、産業振興、地方創生、地域、地元の創生、それと業務の、まちづくり関係全般
にですね、アドバイザーをしていただくような業務で委託をしております。具体的には、本年度
ではまちづくり会社の創設に関する業務とか、中心市街地の活性化の計画に関する業務とか、地
方創生、まち・ひと・しごと総合戦略の推進に関する事とか、地域ビジョン関係、その他、地
域再生計画関係とかですね、将来イメージ図とか、そういうところのさまざまな分野にアドバイ
ザーとして業務委託のほうをしております。

本年度では1名で業務委託をしておりますけれども、2年度につきましては、また1名で不足
するようであればですね、予算の範囲内で少し人数を増やすということにもなろうかと思
います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 富永危機管理課長。

○危機管理課長（富永清徳君） 危機管理課の富永です。7番吉村議員の御質問にお答え
します。

議案第23号、令和2年度益城町一般会計補正予算の57ページになります。2款1項6目防災費
の19負担金補助及び交付金の一番下になりますけれども、防災士の養成事業の補助金とい
うことになりますけれども、防災士の補助に関しましては、令和元年度に二日間の講座を行
いまして、49名の新しい防災士が誕生しております。今回、来年度に関しましては、一
応、町の単独では行
わないというところでですね、「火の国ぼうさい塾」、それからほかの地区で行われる防
災士の講座のほうにですね、防災士の教本とか受講料とか認証登録料、合わせて20名分
を一応予算計上
しております。

それともう一点です。142ページ、9款1項2目の消防施設費のですね、18、備品購入費
になります。益城消防署の車両購入費というところで5,588万上げております。これに
関しましては、現在、益城西原消防署のほうにタンク車、これが平成10年に購入して
おりますけれども、もう19
年以上たっております。このタンク車の熊本市消防局の更新基準が一応15年にな
っております。15年をもうはるかに超えておりますということで、今回タンク車のほう
を購入するところ
で考えております。こちらのほうの予算を5,588万上げておりますけれども、阿蘇くま
もと空港周辺の環境整備事業、こちらのほうから2,514万6,000円の補助があり
ます。その残額、約3,070万
になりますけれども、そちらに関しましては緊急防災・減災事業債のほうで100%の
起債の充当、それ
から70%の交付税の充当になりますので、町負担は30%になります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。7番吉村議員の質問にお答えいたします。

議案第23号、令和2年益城町一般会計予算書の112ページですね。6款1項5目の委託料、ため池ハザードマップ作成業務委託料につきまして、ため池は何カ所かという御質問でございましたが、ため池は全部で現在21カ所でございます。ただ、今回この委託業務につきまして該当するため池は14カ所でございます。ため池の貯留量や、ため池から住家とか工業施設の距離によりまして、危険性の高いため池、防災重点ため池という位置づけがございます。それが現在15カ所です。1カ所につきましては、今年、防災マップは既に作成しておりますので、残りの14カ所について今回作成するというので、これは100%国費でございます。

次に、115ページの6款1項8目の19節の負担金補助及び交付金の農業経営規模拡大促進事業助成金について教えてくださいということだったかと思いますが、これは簡単に言えば、農地の貸し借りに補助金を出すということでございますが、農地の貸し借りには口約束による貸し借りと、町とかを通したこういった貸し借りがございます。口約束の場合は何かとトラブル等も発生しますし、町を通すことによってですね、より認定農家であったり担い手だったりというような方々に農地を集積するというような目的もございまして、当初は国の補助とかありましたけれども、現在は単費ということで、これは毎年、大体、平成30年度が約400万、29年が660万、その前も400万ぐらいと、大体500万前後で推移をいたしております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

6点目の御質問で、議案第23号中、133ページの負担金補助金交付金ですね、ここの133ページが一番下の中で、まちづくり協議会運営補助金、それからまちづくり活動支援補助金、この二つについて内容をということでございました。

午前中ですね、その前のページで、まちづくり協議会支援活動業務委託ということで、来年度におきましては、まちづくり協議会全体で今27カ所ございますが、支援の仕方、やり方といたしまして、先ほどの1,000万を今年から新しくですね、27の団体を全体を見るコンサルタントさんを決める、まちづくりのですね、というのが一つですね。

それと議員から御質問がありました、まず運営補助金ということで、これは平成29年度からですね、各団体に5万円を補助するというので規則をつくってございまして、内容というのがですね、例えば協議会でどなたか講師をですね、招いて勉強会をしたいと。そういうときの報償費、それから見学とかいろいろされますので旅費、それから消耗品ですね、用紙代の。それからお茶代とか、そういうもろもろのですね、最低の必需品、これの経費を負担するのが5万円ということで、今年度もですね、全協議会のほうに5万円支給しております。

それから、次のまちづくり活動支援補助金、これが昨年からです、令和元年度から始めた制度でございます、27まちづくり協議会の中で、いろんな提案はあったんですけど、にぎわいにつながるようなさまざまなイベント、3月ですと花見をして、みんなが集まっているいろんな防災の訓練をするとか、いろんなイベントを今計画をされております。こういうものについて提案をしていただいて、こちらのほうで最高10万円を支援するというところでございまして、今年度は27団体内中21団体、されないところもあるんですが21団体、支給額は202万円ほどになっております。一応、来年度もですね、予定はしております、27団体分で270万をですね、計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課長の金原です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。議案第23号、一般会計当初予算の中から2点御質問いただいております。

まず151ページ、学校送迎用バス等運行業務委託料の補助についての御質問でございますけれども、これにつきましては国から、へき地児童生徒援助費等補助金という名目で2分の1の補助をいただいているところでございます。ただ、これは令和2年度までの補助ということになっておりますので、今現在、安全な通学路の検討を行っているところでございます。

続きまして、154ページの部活動指導員報酬についての御質問でございますけれども、部活動指導員につきましては現在、木山中と益城中に1名ずつ、2名の指導員をお願いしているところでございますけれども、来年度につきましては一応、予算として6名分を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算書中、61ページになります。10款教育費、6項社会教育費、1目8節の報償費の中に放課後子ども教室謝金がございますが、放課後子ども教室の内容について教えてくれという御質問でございます。

本町ではですね、放課後子ども教室としまして、全小学校にそろばん教室を実施しているところでございます。目的としましては、子どもたちが放課後、安全に安心して活動できる場を確保し、基礎学力の充実・定着を図るとともに、心豊かで健やかに育つための支援活動が目的でございます。内容としましては、対象者がですね、小学校4年から6年生までの児童でございまして、そろばん学習のほか、読み聞かせ、また学校から出された宿題等につきまして、講師の先生に御指導いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算書中、ページ数は184ページになります。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農地災害復旧費、19節負担金補助及び交付金の内容等について、御質問だったかと思えます。

こちらの事業はですね、平成28年の熊本地震によりまして被災した農地をですね、農家の方がみずから復旧する費用に対する補助事業でございます。こちらは益城町内にある農地の所有者またはその使用者の方ということでございます。被災した農地ですね、復旧に係る経費のうち、国の補助事業の採択要件というのが1カ所当たり40万以上となりますので、それ未満という形で40万以下という形に対象はしております。そのですね、農家の方がその機械を借り上げて、機械の借り上げ料、それからその材料費、これは運搬費とか燃料費、それから農家の方の日当ですね、こちらも見ますよということでございます。

対象事業費は40万円が上限でして、その2分の1が20万円ですね、これを補助しますということでございます。今回その20万円ですね、40件という形で計上させて、800万円となっております。こちらの事業は平成29年5月15日から受け付けを開始しておりまして、本年2月末で187件の申請受け付けを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） どうもありがとうございました。1点だけ再度お伺いいたします。

総務費、総務管理費の、51ページ、復興まちづくりアドバイザー委託料が、産業振興、まちづくり等、いろいろアドバイスをさせていただくような委託料というふうにお聞きしましたけれども、これは会社に委託料を払っているのか。今聞いたら一人というふう聞いたので、一人に対して2,700万円も払うというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、その辺のところをよろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

予算書の51ページ、13節委託料のまちづくりアドバイザー委託料、会社委託か個人委託かというふうな御質問だったかと思えます。

アドバイザー委託料としましては、会社のほうと委託契約をしております、実質、今お一人の方が動いておられるというような状況です。また、業務量によってはですね、また人数が増えるとか、そういう状況になろうかと思えます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、議案第23号「令和2年度益城町一般会計予算」から議案第28号「令和2年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を終わります。

次に、議案第29号「益城町附属機関設置条例の制定について」から議案第43号「益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第34号及び35号、議案第42号、この5議案についてですね、質問をさせていただきます。

まず、議案第30号「益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」の2ページ目、別表第1についてですね、次の次のページ、新旧対照表をつけてございます。これは補助としてつけていただいたんですが、まず二つありまして、一つはですね、これは担当課長にお願いしたんですが、対照表をつけるときには、なるべく同じ項目を同じ欄でやってください。でないと、上のほうはそのまま合っているんですけど、下のほうからですね、次のページに行くと、もう次の次のページに飛んでいると。非常に調べづらいということでございます。ちなみに、これを全部調べましたら、別表第1の新しいのに新しい項目を30項目上げています。右側に古いやつで、左側に載っかってこなかったのが10項目出ています。

ですから質問としては、質問ちゅうかお願いとしては、一つはですね、この対照表を分かりやすく、欄を同じにさせていただきたいというのが一点と、それからもう一点はですね、旧から、つまり右側から左側に載っかっていないのが10件あるんです。これは項目を落とされたのか、それとも、法改正によってですね、確かに嘱託員とか交通指導員とか、これについては外されるというのはよく分かるんですけども、それ以外のものでもございまして、ちょっと二、三、確認をしたいと思うんですが、まず対照表の1ページの一番下のほうに、町営住宅入居者選考委員会委員、これはもう済んであるんですかね。載っていません、左のほうには。

それから、次のページの真ん中ぐらいに、テクノポリス益城町審議会委員、それから5行下のところに特別土地保有税審議会委員、こういうのがいろいろございまして、これをきちんとチェックをされて左側に載っかってあればですね、特に心配事はないと思いますので、これについてお伺いをします。

続いて、議案第31号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。今、皆様御承知のように、町の体制は、熊本地震からの復旧・復興で、本来の町の組織以上に、本当に肥大化した状態であります。まあ、いろいろ業務等の要望はあると思いますが、いかに今はみんなで辛抱し、頑張るかが問われているんじゃないかと、こういうふうに思います。先般の定期監査の監査委員の提言にもありますように、その状況に応じた新たな組織の再編と、業務量に応じた適正配置が求められているとしておりますけれども、一般的には、一つの課をつくる時は一つの課を潰すと。それでないと、どんどんどんどん肥大してしまいます。その観点からですね、なぜ今、新しい課をつくらなければならないのか。現行の総務課長が主導する形でやれないのか。これについて再度お尋ねをします。

続いて3番目に、議案第32号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の中で、2ページの本文最後に、「ただし、これらの規定の例によりがたいパートタイム、会計年度任用職員の通勤にかかわる費用弁償については、町長が別に定める」、こういうふうになっております。この「町長が別に定める」というのはどういうものをイメージ

してですね、これをあえて入れられたのか、これをお伺いをします。

それから4番目の、議案第34号と35号なんですが、議案34号についての益城町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例と同様なやつで、35号なんですが、これも、なぜ宣誓書にサインさせることができないのかという観点で、この二つですね。一つは、今までの非常勤に対して宣誓書はサインさせられておったのかどうか、これが一点。それからもう一点は、先ほど言いました、この法律の法案を見ますと、できないことはないような感じがするんですね。直属の下の公務員の課長さんのところで宣誓書ができる、こういうふうになっていますので、これが何でできないんだろうか。これをわざわざ入れたのは何でかなと、これを質問いたします。これは34号と35号は、34号だけで結構です。

（「35号もですね、一応、総務課長に」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。

続きまして最後、議案第42号です。益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、いろいろと調べてみました結果、国のほうは確かに連帯保証人というのを抜かしていこうということでございますけれども、ただ、全国的に各地方自治体の状況を見ますと、これは今ばらばら。特に、保証人を取ってしまうといろいろ弊害があるのは国も県も、国は特にですね、「保証人を取った場合は、地方自治体で問題が起きないようにしてくださいね」と、こういうふうに逃げています。ですから、そういう状況を加味すると、まだこれは少し早いんじゃないかという感じを持ちます。

で、私の質問は、今回の災害公営住宅の入居者の中に、この連帯保証人、これを抜かないと入れないという人はおられるのか。つまり、今まで特例で、そういう人も入っていいというふうに言っているんですよね。ですから、それではいけないのかと。これを今の時期に連帯保証人を取ってしまうと、非常にこれは問題が出てくる。また処置がいっぱいつくらなきゃいかんという感じがします。ですから質問は、災害公営住宅については、今までの特例で何とかやれるのか、やれないのか、これについてお伺いをします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。12番宮崎議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

まず、議案30号の別表につきましては、大変申しわけございませんでした。ちょっと枚数的にこういう形になってしまいました。次回以降はですね、ちゃんと正誤表ができるような形で作らせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

旧の分、要するに今回この条例から外れた分はどういうふうになるのかというような趣旨の御質問だったと思っております。まず、特別職の非常勤でなくなる職員につきましては、現行の報酬及び費用弁償条例の中の別表の中から、公民館分館長、交通指導員と住宅管理人、行政嘱託員、この方々が一応、特別職から外れると。特別職の非常勤の職員の身分ではなくなるという形になります。これは全部、地方公務員法の改正に伴うものです。

それともう一つ、今度は、職がもともとなくなったものがあるんじゃないかというような、委員会等ですね、というのがあると思います。これは委員会等が存在しない分でございます。町営住宅入居者選考委員会委員、テクノポリス益城町審議会委員、特別土地保有税審議会委員、女性行政懇話会委員、放課後児童対策事業運営委員、地域改善対策審議会委員、男女共同参画センター運営委員会委員と感染症予防委員、この職が一応、今のところ要綱がございませんので外れるという形になります。あと、それ以外の分については増やすと、あとは残っていく分ということでございます。

続きまして、議案31号、課設置条例の一部を改正する条例についての御質問でございます。これにつきましてははですね、現在、係である新庁舎等建設推進係を課として、新庁舎等建設推進課ということで改正を行うというものでございます。課に昇格させる理由につきましては、昨日、町長のほうが議案説明の中で申し上げたとおりでございます。令和2年度には新庁舎と復興まちづくり支援施設と複合施設の三つの施設の建設に向けた本格的な業務が始まります。各施設とも熊本地震からの復興のシンボルとなる施設でございます。今後ですね、国や県との協議、あるいは設計業者あるいは建築業者との協議、あるいは地権者等との協議等々、数多くの業務が発生することが予想されます。

特に新庁舎につきましては、全国的にも、本町が震災後どのような庁舎をつくるのかということで、他自治体から関心や注目度が高くなっているという、こういう形になると思います。このような状況を踏まえましてですね、今回、係から課に昇格させまして、機動性を高め、着実かつ円滑な建設のためにスピード感を持って、復興のシンボルとなる施設の建設に当たりたいというところでございます。

なお、これは全協のときにも申し上げましたとおり、先に新庁舎の建設を行っております、近くで言えば大津町ですね、大津町もうちの新庁舎と同規模の庁舎をつくっていますけど、そこも係から課に格上げさせて建設に当たっているという状況でございます。何回も申しますけれども、大津町は新庁舎だけです。だけでも係から課に格上げして業務に当たっていると。本町の場合は先ほど言った三つの施設を担当するという形になりますので、そこら辺を御理解いただきたいというふうに思います。

なお、今回の改正によりまして、一時的には課が増えます。なりますけれども、この課はあくまでも時限的なものです。今のところは複合施設が令和6年度完成の予定ですので、それまでの一応、時限的な課ということを考えております。組織を見直すに当たってはですね、宮崎議員が言われたとおり、行政の肥大化を避ける必要が当然あります。その方法にはですね、先ほど申し上げられたスクラップ・アンド・ビルド方式、要するに今の課を統廃合させて新しい課をつくる、それがスクラップ・アンド・ビルド方式です。もう一つがサンセット方式です。サンセット方式というのは、時限的に課をつくって、緊急的に、救急の課ができれば、時限的な課をつくってそれに対応するというような、二つの方式がございます。今回の新庁舎については、このサンセット方式をとった形ということで御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、組織全体の目安につきましてははですね、町長の施政方針の中でもありま

した、令和2年度においてですね、抜本的な改革、抜本的な体制を見直すというような形でございますので、そういう中で組織について考えていきたいと、現行の課についてはですね、考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、議案第32号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の町長が定めるもの、まず、この可能性がある、誰が可能性があるかというのにつきましては、今のALT（外国語指導助手）の方、あるいは行政不服審査委員の方々が恐らくこれに該当するんだろうなというふうに思います。これは通常の費用弁償の金額では定めることができませんので、別に定めるということで明記をしているところでございます。

続きまして、議案34号、35号、職員のこれは宣誓ですね、宣誓についてでございます。これにつきましては、国のほうからこの通知が来ております。国のほうの一応ひな形に基づいて、こういう形で宣誓の特別な要件を設けたという形でございます。こちらのほうにつきましてはですね、会計年度任用職員、今までは非常勤職についても当然、宣誓書というのは記名をしてもらっていました。会計年度任用職員につきましては、職員と同じ対応という形になりますので、実質上は町長の前もしくは上級職の者の前で宣誓書に署名をするという形になります。

今回、国のほうがこれを示したのは、例えば同一の職員につきましては、再度、再任用が起こった場合、その場合はこの宣誓書を一番最初、書かれた宣誓書をもって行ったものとみなすというようなこともできると。あるいは、採用時に宣誓等を行っている場合は、誓約書をもってこの宣誓を行ったものというような形で、簡略化ができるというような形で条例のほうができております。それに基づいて今回行うものでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。12番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第42号、町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてのお尋ねで、今回、連帯保証人を廃止するというご提案をさせていただいているところですが、災害公営住宅の場合はどうだったのかというお尋ねでございますけれども、災害公営住宅の場合はですね、熊本県全体で県のほうからも通達等がありまして、保証人を立てられないことによってですね、入居を拒むというようなことがないように努めてくれというような通達がなされたところです。現在の条例、改正前の条例の中においてもですね、「特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる」という部分もございます。

今回ですね、災害公営住宅の契約をさせていただくに当たっての現状を申し上げておきますと、1月末現在でですね、1月末のちょっと数値を出させていただきますけど、557世帯との契約をさせていただいたと。557世帯中ですね、144世帯、率にしますと25.8%の方々が規定する連帯保証人を立てることができなかったというのが現状でございます。これにつきましては、「災害公営住宅だから連帯保証人はもういいですよ」ということは、もちろん一言も申し上げずにですね、「どうして立てることができないんですか」ということで個別にですね、来ていただいて、職員

とですね、聞き取り調査をした上で、「肉親の方はどうですか、お友達はどうですか」ということで詳細な聞き取りをした中で、どうしても無理だという方々については、やむを得ずですね、連帯保証人を立てなくても、この入居を認めるということでやってきたということでございます。

いろんな例がありますけれども、保証人は立てきらんのだけでも、自分は20年、30年分の家賃を払う分の蓄えはあると。だから通帳も印鑑も役場に預けるからですね、保証人はどげんか勘弁してくれんかというようなことの相談ももちろんありましたし、友人知人にですね、保証人を頼んで、ちょっと考えさせてくれというようなことで、次からまた連絡するとですね、今度は電話にも出ていただけないというようなことでのですね、お話をたくさんいただいたところです。一方、保証人に立たれた方についてもですね、もう以前からのつき合いでやむを得ず保証人に立ったんだけど、被災してですね、公営住宅に入るのにどうしても連帯保証人が必要なのかということでの問い合わせもたくさんいただいたというのが現状でございます。

今回ですね、保証人を廃止して緊急連絡人に改めるというような改正を御提案させていただいているところではありますけれども、これに関して収納のほうは大丈夫だろうかという御懸念が皆さんあるというふうに思っておりますけれども、この収納対策についてはですね、これまで同様ですね、やっていくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

5問質問しました。そのうちの議案第30号と32号については大体了解をしました。

まず31号のですね、益城町課設置条例の話なんですが、るる、総務課長のほうからお話がありました。それは私も十分承知しています。しかしながら、町の財政、それから状況を考えたとき、本当にそれで大丈夫ですかというのが一番の心配です。それはそうしたいでしょうね、皆さんは。だけど本当に大丈夫ですか、これが一番心配なことです。

2回目の質問は、今回、課を設置をされたとき、何人をお増やしになるんですか、人員は。管理職を含め、何人現状から人員を増やされるのか、これだけお聞きをします。

続いて、34号と35号のところの職員のサービスの宣誓なんですが、これについてはですね、この宣誓書、これはちょっと読み上げますが、こういう宣誓書ですよね。「私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ擁護することをかたく誓います。私は地方自治の本旨を愛するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することをかたく誓います」。で、氏名、捺印。こういう話なんですが、確かに外国の人にこれを理解せいと言ったら、なかなか難しいかしらんけども、こういう公務員になられるときは、やっぱりこういう形のやつをですね、何らかの形でサインをしていただくというのは必要かもしれませんね。そして、それはできたらただし書きじゃなくて、なるべく条文中に書いていただいたほうが私はいいんじゃないかと思ひます、簡略化しないでですね。どうでしょうか、もう一回。

それから5番目、一番最後に、議案第42号ですけども、今、課長からも答弁がありました。私

の質問は、今回の災害公営住宅入居者が、この連帯保証人を外しないと入居できないんですかという私の質問です。ですから、今は特例でやっていますよね。特例で、このままその災害公営住宅の中に希望者が入れるんじゃないですか。改めて連帯保証人の枠を外さない、そしてこの条例の中には、特に今の町営住宅に入っている人、今まで連帯保証人になった人も外すと、こうなっているんですよね。本当にそこまでやっちゃっていいんですか。そこが一番心配です。だからもう少し様子を見て、多分これでいろんな上限ができたり、連帯保証人の保証の上限ができたり、その他、家賃の取り方とかいろんなやつがですね、もう少ししたら具体的になると思うんですよ。そうしたら安心して我々は、必要であれば連帯保証人を外すと、こういう形になるんじゃないかと。今はちょっと時期尚早じゃないかと、私はこう思いますけれども、再度お尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。宮崎議員の2回目の御質問のほうにお答えさせていただきます。

議案31号の課設置条例において新庁舎建設課となった場合、何人増やすのかというような御質問だったかと思えます。現在5人おります。そのうち派遣が2名で、そのうち派遣の1名は地元の方に帰っていかれます。で、4人体制になります。それに今回、派遣のほうで新庁舎のほうに技術職が3名来られる予定です。それで一応、7名かもしくは8名体制になるんじゃないかなというふうに考えております。

もう一つ、34号ですかね、条文中のこれは必要じゃないんじゃないか、要するに別段の定めを設ける必要はないんじゃないかというようなお話だったと思えます。これにつきましてはですね、国のほうから、要するにそういう形のひな形が来ておりますので、一応その形で行ったということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、会計年度任用職員は相当人数、20名を超えるような人数になります。その中でまた一人一人という形と、継続してという形になる場合がございますので、その分についても簡略化もいいのかという形で、別段の定めを設けるというところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

端的に、公営住宅に入れるのかというお尋ねですけども、やむを得ず特別の事情があつて連帯保証人が立てられないということで、こちらがやむを得ないと判断した場合には、入居はできるということになります。

4月1日以降ですね、時期尚早ではないのかと、この時期での改正というのは時期尚早ではないかということですけども、4月1日以降はですね、民法が改正されて施行されるということになりますので、この連帯保証人をそのまま立てる場合には金額を明記して、極度額幾ら、限度額幾らというのを明記した上で保証人を立てないかんということになりますので、頼むほう、頼まれるほうもですね、すごくやっぱりハードルがちょっと高くなってしまうのかなというふうに考

えておりました、近隣自治体、県、市等ですね、状況も踏まえながら、今回の提案をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、ここで。済みません、11番野田祐士議員。

野田議員、ちょっと済みません。ここでですね、もう大分時間もたちましたので、暫時休憩いたします。4時10分から再開します。

休憩 午後3時53分

再開 午後4時06分

○議長（稲田忠則君） 先ほどですね、再開時間をですね、4時10分と申しておりましたけども、もう全員御集合でございますので、ただいまから再開いたしたいと思います。

それではですね、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案第31号の課設置条例と、42号の町営住宅条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。

先ほど同僚議員からの質問にあったお答えで、大体のことは分かりましたけれども、今、総務課長の言葉をかりるのであれば、スクラップ・アンド・ビルド、サンセット、今はビルドばかり、昇るばかり、太陽が昇ったばかりで、スクラップとセットのほうを全然おっしゃっていただけないと。実際、監査で書かれているようにですね、ある程度は目安をつけながらいくということが基本的な部分だと思いますので、もしその辺がですね、分かるようであればですね、いついつまでにどういうものを要するにスクラップするんだというのをですね、教えていただきたいというのが一点とですね、次が、42号につきましては、これはいろんな議論があるというのも分かっていますし、もちろんですね、法改正、民法の債権関係の法改正ということベースにしているのも分かりますけれども、これが上程される前にですね、いろんな委員会なり審議会がとり行われたのかということですね。

今、同僚議員からあった、保証人という名目の中に、もちろん債権の保証、家賃債権の保証という部分と、緊急連絡先という二つの考え方があると思うんですけども、この緊急連絡先は残るけれども、債権の保証はどうやるかという部分を今回は省いていくというお話になっていくんだろうと思うんですね、内容から言ってですね。だから、そこについてですね、審議をですね、実際のどのぐらい行われているかというのをですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。11番野田議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

議案第31号の課設置条例の中で私のほうが答弁させていただいたのは、スクラップ・アンド・ビルドのスクラップの分についての御質問だったと思います。いつまでにするのかというような形だったと思います。これにつきましてはですね、先ほど申し上げたとおり、恐らく平成2年度中に抜本的な見直しになると思います。で、検討に入ります。その中で今考えられるのは、生活再建部門と復旧部門、これについては当然、縮小の形になるんじゃないかなど。これは私の個人的な意見かもしれませんが、そういう形になるんじゃないかなどというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。11番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第42号についてのお尋ねですけれども、今回の連帯保証人を省くと、緊急連絡人に改めるということについて、委員会あるいは審議会等での審議は行ったのかというお尋ねにつきましては、特別、委員会とか審議会等での審議というのはやっております。債権について省かれるということで、どれぐらい慎重に考えてきたのかというお尋ねをいただいたところですが、前任、それからその前の町営住宅の担当あたりともですね、ちょっと話を聞いた中で、これは行政のほうがちっとやり方がまずかったというのもあるのかもしれませんが、入居者の方にはですね、やはり督促なり催告なりということで、もちろん通知も上げますが、連帯保証人さんに通知が行くというのが、もう訴訟に我々がなってから、訴訟に入る前にですね、連帯保証人さんに通知を出して、「こういう状況ですよ」ということで連絡を差し上げるというのが状況でしたけれども、なかなか連帯保証人さんからですね、実質的にお金をいただけるというのはですね、非常に例が少なかったというところで、今回ですね、最終的にはやむを得ず訴訟というのも昨年度からやっておりますけれども、弁護士さんからですね、最終通告等が行った場合にはですね、やはり入居者の方というのは近い方、親御さんであったり御兄弟の方と相談されて納付をされているというような状況もあるということでございます。そういったもろもろの状況を踏まえてですね、今回の改正をお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

課設置条例についてはですね、総務課長の個人的な意見としておっしゃっていただき、ありがとうございました。今の職員数、もろもろですね、巨大な組織になっていると思います。人件費等もですね、厳しい状況になっていくと思いますので、先ほど言われたスクラップ・アンド・ビルドであれば、今まではビルド・ビルドで来ていた。今からはスクラップも必要になってくるというのをですね、前提にお話をさせていただければありがたいと思って、質問させていただきました。

それとですね、今言われた災害住宅の条例を変える部分ですけれども、審議会を行っていな

いということだったんですけれども、さっき言いましたように、保証人の中には、債権保証の部分と緊急連絡先のこの二つの部分があると思うんですね、もともとの連帯保証というもののの中です。その中の、今回の形でいけば、債権の部分完璧に省くという考え方になってしまうということでもありますので、基本的にはですね、連帯保証等ができない場合は、今においてもですね、現在においてもですね、認めているというのが現実的にはあると。例えば法改正があったところですね、今回の連帯保証人をですね、緊急連絡人にしなくてもですね、連帯保証人を免除することができる旨のですね、一文をつくらうかというですね、形でですね、やればですね、そういうふうに行っている自治体もあると思っっているんですけれども、なぜそういうふうなですね、審議をなされないのかというのがですね、不思議なんですけれども、そこをもう一度やるという気はないですか。

それとあわせてですね、今の滞納額と人数についてですね、教えていただきたいと思います。

もう一度言います。この今回の法改正で、新たに限度額をつけなければいけないというのがネックになると、多分おっしゃっているということだと思っるんですね、民法の法改正でですね。で、それはあくまでも民法の法改正でそういうふうな形になるということは分かっているんですけれども、ただ、連帯保証人の中を緊急連絡人という形だけにすると、債権の保証という部分が全て省かれてしまうと。そこを避けるためにですね、今の中でですね、今の条例の部分の中に、連帯保証人を免除することができる規定をつけ加えるというふうな審議をなぜされなかったのかというのがお尋ねです。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

現在の現行、改正前の条例でいきますと、町長が特別な事情があると認める場合には連帯保証人がいなくても入居させることができるよという一文があります。今回この部分についてを緊急連絡人に改めるということで、改正を今出しているわけでございますけれども、おっしゃる部分については、債権については何とか残す方法があったのではないかというお尋ねであろうというふうに思っておりますけれども、やっぱりですね、公営住宅というのは、住宅に困窮される低所得者にとっては最後のセーフティーネットになるというところで、やはりこの連帯保証人を立てるというのが、特に高齢者の方にとってはすごくハードルが高くなってしまっているというところで、今、野田議員がおっしゃられたような債権の部分について、何らかの形で残すということについてはやらなかったというところでございます。

あと、滞納額についてどうなっているのかというお尋ねですけども、直近5年分ぐらいの滞納の状況をちょっと申し上げておきます。これまでの累計の滞納額での積み上げですけども、平成28年度の当初がですね、住宅の滞納分が9,112万5,000円、1,000円単位で申し上げます。29年度の当初が1億52万6,000円、平成30年度の当初が8,875万4,000円、令和元年度、平成31年度の当初が8,467万1,000円、それと今現在ですね、令和2年の1月末でちょっと調べたところですけども、累計の滞納額が8,241万6,000円ということで、平成29年度をピークにですね、ここ三、四年については徐々に減らしてきていると。件数につきましても、平成元年度当初は71件、件数別で

いくと71件の滞納だったんですけど、今現在では62件ということになっております。

この件数につきましてはですね、中身の内訳をちょっと参考までに申し上げておきますと、まず亡くなられた方というのがもう既に4件ございます。あと、現在はもう生活保護になっていらっしゃる。滞納されていて、今現在はもう生活保護に移行されているという方が6件ございます。それから無断退去というのも含めて、もう退去されているというのが15件、あと生活苦での滞納というのが40件ほど、それから訴訟によって今現在給料を押さえているというのが2件ございます。あと、自己破産をされたというの1件ございます。31年度の当初で71件というの内訳は、今申し上げたような状況でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） はい、ありがとうございます。今、課長のほうからる御説明をいただき、ありがとうございます。

災害公営住宅としてですね、今回、町営住宅を多くつくりました。災害公営住宅もですね、今後は町営住宅に変わっていくという形の中ですね、もちろん今回の災害公営住宅にですね、連帯保証人がなかなか厳しいというのは分かりますけれども、今後は町営住宅にこの条例をですね、認めていけばですね、町営住宅全てについてですね、同じことが言えるということであればですね、この8,240万ぐらいがですね、不納欠損になっていくのではないかとこのことを心配していますので、ここはですね、もう一度審議を、急に上程された分なので、審議を本当はやり直してほしいと。きちんとしたですね、審議をやってから上程してほしいというのが本音でありまして、必ずこれがだめですよというわけじゃなくてですね、きちんとした審議を尽くしてからやってほしいと思っておりますが、最後の質問としてですね、上程されてなんですけれども、審議をやり直すということはないということですか。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 11番野田議員の3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

今回提案させていただいた条例をですね、中身をちょっと見直すということはないのかというお尋ねでございますけれども、今回の改正におきましては、他の自治体をまねるということではもちろんございませんけれども、熊本県、熊本市あたりともですね、いろいろお尋ねをして、あと上益城管内等ですね、状況等も踏まえて、今回の改正をお諮りしたところでもありますので、現時点でこれをどうにか変えていくというところは、現状では今考えておりません。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、議案第29号「益城町附属機関設置条例の制定について」から議案第43号「益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第44号「工事請負契約の変更について」から議案第48号「工事請負契約の変更につ

いて」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、議案第44号「工事請負契約の変更について」から議案第48号「工事請負契約の変更について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第48号「工事請負契約の変更について」までの33議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第48号「工事請負契約の変更について」までの33議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後4時23分

3 月 12 日（木曜日）

令和2年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和2年3月10日午前10時00分招集
2. 令和2年3月12日午前10時00分開議
3. 令和2年3月12日午後3時37分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 3番 上村幸輝議員
- 4番 下田利久雄議員
- 10番 中川公則議員
- 12番 宮崎金次議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 柴正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 河野秀明君 |
| 危機管理監 | 今石佳太君 | 土木審議監 | 持田浩君 |
| 会計管理者 | 後藤奈保子君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 総務課審議員 | 田上勝志君 | 危機管理課長 | 富永清徳君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 税務課長 | 深江健一君 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 住民保険課長 | 坂本祐二君 | 福祉課長 | 塘田仁君 |
| 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 | こども未来課長 | 木下宗徳君 |
| 健康づくり推進課長 | 松永昇君 | 産業振興課長 | 福岡廣徳君 |
| 都市建設課長 | 村上康幸君 | 復旧事業課長 | 増田充浩君 |
| 復興整備課長 | 坂本忠一君 | 復興整備課審議員 | 米満博海君 |
| 公営住宅課長 | 河内正明君 | 学校教育課長 | 金原雅紀君 |
| 生涯学習課長 | 水上眞一君 | 下水道課長 | 荒木栄一君 |
| 水道課長 | 森本光博君 | | |

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は9名です。一般質問は本日とあす13日の二日間に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に吉村建文議員、2番目に上村幸輝議員、3番目以下田利久雄議員、4番目に中川公則議員、5番目に宮崎金次議員、あす13日は、1番目に西山洋一議員、2番目に木村正史議員、3番目に甲斐康之議員、4番目に野田祐士議員。以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番、公明党の吉村建文でございます。

新型コロナウイルス肺炎の拡大により、関係各方面に影響が出ております。今回の一般質問においても、傍聴者の制限をとっており、町民の皆様には別室でテレビ傍聴となっておりますこと、改めておわび申し上げます。一日も早い収束を願うものです。

早いもので、熊本地震から来月で4年の月日が経ちます。今月中に災害公営住宅の671戸が全て完成し、町民の皆さんの新たなステージを迎えることとなります。まだまだ仮設住宅での生活を余儀なくされている町民の方々もおられますが、最後のお一人まで寄り添って、生活再建に取り組んでまいりたいと思います。

本日は5点にわたって質問させていただきます。

1点目、SDGsの取り組みについて。

2点目、高齢ドライバーの事故を防ぐ対策について。

3点目、健康ポイント事業について。

4点目、ひきこもり問題について。

5点目、医療用補正具の購入費用の助成について。

以上、5点にわたって質問をさせていただきます。

それでは初めにSDGsとは、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標であります。このサミットでは、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されました。

この文書の中核をなす持続可能な開発目標をSDGsと呼んでいます。具体的には17の目標と169のターゲット具体的な目標で構成されています。

まず、17の目標とは、1、貧困をなくそう、2、飢餓をゼロに、3、全ての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、5、ジェンダー平等を実現しよう、6、安全な水とトイレを世界中に、7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、8、働きがいも経済成長も、9、産業と技術革新の基盤をつくろう、10、人や国の不平等をなくそう、11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任、使う責任、13、気候変動に具体的な対策を、14、海の豊かさを守ろう、15、陸の豊かさを守ろう、16、平和と公正を全ての人に、17、パートナーシップで目標を達成しよう。この17の目標は、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21世紀の世界が抱える課題を包括的に挙げていることが分かると思います。こうした地球規模の問題を解決するために、誰一人取り残さないという共通理念のもと、SDGsでは17の目標とそれを達成するための169のより具体的な目標を設定しています。今回は169の具体的な目標の説明は省きます。

初めに、2030年に向けて、本年から行動の10年がスタートするSDGsについて伺います。

- 1、本町ではSDGsについてどのような取り組みを考えられているのでしょうか。
- 2、学校の授業等で取り上げられていると思いますが、現状はどのようになっていますか。
- 3、今後、町として積極的に取り組む項目は考えているのか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さんおはようございます。

令和2年第1回町議会定例会も三日目を迎えております。昨日、多くの尊い命を奪った東日本大震災から9年目を迎え、黙禱を行ったところでありますが、改めて震災によりお亡くなりになられた皆さんに心から哀悼の意を表します。

また、新型コロナウイルスの感染予防についてであります。昨日、熊本県教育委員会からの通知に基づきまして、益城町におきましても、臨時休校を3月の24日火曜日まで延長するとしております。登校日について設けておりまして、小学校は3月の16日、全校生を登校日とする、23日月曜日は卒業式、これは卒業式のみ出席、3月24日が修了式で、在校生を登校日とするとしております。それから、中学校につきましては、3月16日、一、二年生を登校日、それから3月の24日を終業式、在校生の登校日とするとしております。それから、基本的には自宅で過ごす、そ

れから臨時休業中の部活動あたりは休止するという一方で、また、町の施設の開館、開業あたりにつきましても、明日朝一番にまた対策本部の会議を開きまして、マスクの配付とかですね、さまざまなことがありますので、また決めていきたいということで思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回、一般質問ということで9名の議員の皆様のご質問をいただいております。本日は5名の議員の皆様にご質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、7番吉村議員のSDGsの取り組みについての御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の御質問の1点目、本町ではSDGsについてどのような取り組みをされているのかについてお答えをいたします。

議員の御質問にもありますとおり、SDGsとは持続可能な開発目標の略称であり、世界が抱える課題解消に向けた国際社会共通の目標としまして、17の目標と169のターゲットで構成をされています。

国における具体的な動きといたしましては、昨年12月にSDGsアクションプラン2020を策定し、2030年までの10年間を目標達成に向けた行動の10年とし、例えばAIやICTを活用しました多様な社会の実現や、SDGsを原動力としました地方創生など、さまざまな分野におきましてSDGsの考え方を取り込んだ施策を展開していくことで、誰一人取り残さない社会の実現を目指すとしています。

本町におきましても、まずは住民の皆様や町職員などを対象としました研修会や専門家による講演会、町広報紙での積極的な啓発活動を行い、SDGsに対する認識、理解を深めたいと考えています。

昨年度策定しました第6次総合計画や、今年度策定します第2期総合戦略といった町の計画を進める上でも、SDGsの考え方を取り込むことで、持続可能なまちづくりと地域活性化につながると考えられますので、町のにぎわいや活気を取り戻し、いち早く復興をなし遂げるためにも、推進してまいりたいと考えております。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の2点目、SDGsに関する学校の取り組みの現状についてお答えいたします。

先ほどからありますように、SDGsの目標は17項目ありまして、特に教育に関しましては、ジェンダー平等の実現、安全な水とトイレ、クリーンエネルギー、海と陸の豊かさを守ろう、パートナーシップで目標を達成しようなど、人権問題、環境問題、食糧問題、地域社会との連携等への取り組みが提案されているところであります。

今後、国際社会におきましては、情報化、グローバル化が加速度的に進み、人工知能のAIの飛躍的進化など予測困難な時代が予想されております。

そのような急激な社会の変化の中にあつて、新しい学習指導要領では、持続可能な世界の実現に向けて、人権・環境・文化理解という視点を持って、子どもたちがさまざまな変化に積極的に

向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、複雑な状況変化の中で、さまざまな情報を見極め、情報を再構成するなどして、新しい価値につなげていく力の育成が求められているところでは。

本町でもこれらの指針を踏まえ、各学校におきましては、人権が大切にされる学校づくり、問題解決的な学習の推進、環境教育への取り組み、地域人材を生かしたコミュニティ・スクールの推進等に取り組んでいるところです。

人権が大切にされる学校づくりでは、授業や行事等の全ての教育活動において、人権尊重の精神を中心に据えて取り組んでおります。また、少人数指導やチームティーチングによる指導など、児童生徒一人一人に対して、きめ細やかな指導を行うとともに、生き生き益城っ子、ドリーム益城っ子、特別支援員、医療支援員等を配置することによりまして、子どもの人権を大切にしたい、誰もが安心して学べる環境づくりに努めております。

問題解決的な学習の推進では、教科・領域の教育活動におきまして、問題解決的な場面を設定しまして、児童生徒の思考力、判断力、表現力の育成に取り組んでおります。また、学校区のフィールドワークを実施しまして、防災マップづくりにも取り組んでいるところです。

環境教育への取り組みにつきましては、水俣に学ぶ肥後っ子学習としまして、毎年小学校5年生が水俣に出かけまして、現地学習会を行っております。また、各学校では、児童会や生徒会の環境委員会等が、節電、節水など、省エネに対する日常的な取り組みも行っております。

コミュニティ・スクールの推進では、総合的な学習の時間を中心に、体験的な活動、地域人材との触れ合いや対話を通じた実践がなされているところです。特に本年度は、町内全ての小学校をコミュニティ・スクール推進校として指定してございまして、各学校では、学校運営協議会を設置しまして、学校と地域との協働した教育活動が始まっているところです。

以上、述べましたように、各学校では、授業をはじめとする日常の教育活動におきまして、SDGsの目標に関連した人権問題、環境問題、食糧問題、地域との連携等への取り組みがなされているところでございます。

以上で、私のほうから終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の3点目、今後、町として積極的に取り組む項目は考えているかにお答えをいたします。

今年度策定します第2期総合戦略では、2020年からの5年間で、都会的な便利さと田舎的な穏やかさの調和がとれた環境の中で、特に若い世代や子育て世代の人が心豊かに人・自然・世界とつながりながら、仕事や結婚、出産、子育てなど取り組みたいと思ったことに自信を持って取り組める、ちょっと欲張りな暮らしを実現できる町を目指しております。

その実現に向けて、一つ目に、時代に合った環境づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、二つ目に、若い世代の移住・定住の流れをつくる、三つ目に、若い世代が希望に応じて、結婚・出産・子育てができる環境をつくる、四つ目に、若い世代を中心に、多世代に安定した雇用を創設するという四つの大きな目標を設定しています。これらの目標の達成に向

けて、健康と福祉、質の高い教育、ジェンダー平等の実現、働きがいと経済成長、環境対策、環境保全、協働による目標達成といったSDGsの目標にも沿いながら取り組んでいくこととしております。

また、町長マニフェストや第6次総合計画などの主要な135の事業につきましても、それぞれSDGsの理念に沿うものであり、具体的な取り組みといたしましては、住み続けられるまちづくりのための事業として、飯野、福田、津森地区への移住定住促進事業や益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、新たな住宅地の整備促進のための土地区画整理事業補助事業に取り組んでおります。

また、質の高い教育のために、ICT環境を整備し、小中学校に一人1台のパソコンと公衆無線LANを設置しますとともに、教職員の業務の効率化を図ることとしています。

そして、ジェンダー平等の実現としまして、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ建設事業、延長保育事業、一時預かり事業にも取り組み、子育て世代や働く女性の育児と仕事の両立を支援してまいります。

さらに、健康と福祉への取り組みといたしまして、住民の健康意識の向上によるいきいきと健康な町を目指すため、住民の皆様の日々の健康づくり活動をポイント化し、獲得したポイントに応じたサービスを提供する、健康づくり応援ポイント事業を開始することとしております。特に、SDGs17番目の目標である、パートナーシップで目標達成しようは、住民の皆様の声に耳を傾けることを第一に考え、町政運営を心がけている私の考えと同様のものであり、住民主役のまちづくりにつながる大きな目標であると捉えております。例えば、冒頭で御紹介しました、第2期総合戦略の策定に当たりましても、産学官などのさまざまな分野の有識者による審議会や、本町にお住まいの方や本町で活動されている個人、団体の方々によるワークショップを開催し、まちづくりにかかわる多くの貴重な御意見を反映しました戦略を策定しております。

SDGsの理念は、町のにぎわいや活気を取り戻し、いち早く復興をなし遂げること、さらには将来にわたって持続可能なまちづくりにつながるものと考えられますので、今後さまざまな分野におきまして、具体的に事業を進めていくに当たり、しっかりと意識しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の質問に対する回答ありがとうございました。

町長も述べられていますように、まずは住民の皆様や町職員等を対象とした研修会や専門家による講演会、町広報紙での積極的な啓発活動を行い、SDGsに対する認識、理解を深めていくことが重要であると思います。

そこで提案なのですが、内閣府地方創生推進事務局が、平成30年6月に地方創生SDGs官民連携プラットフォームについてを発表いたしました。その趣旨は、SDGsが示す多様な目標の追求は、地方自治体における諸課題の解決に貢献し、地方の持続的な開発、すなわち国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成することを目標とする地方創生に資するものと考えます。我が国におけるSDGsの国内実施を促進するためには、

地方自治体及び地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性を持ったNGO・NPO、大学研究機関等、広範囲な利害関係者とのパートナーシップの深化、とりわけ官民連携が必要不可欠であると述べています。

また、その役割として、自治体におけるSDGsの達成に向けた取り組みは地方創生の実現に資するものであり、本プラットフォームはSDGsの共通言語として課題解決に取り組む官民の連携創出を支援することを目的として設立するとうたっております。

熊本県においては、熊本県、熊本市、水俣市、菊池市、小国町、高森町、山都町がこの官民連携プラットフォームに入っておりますが、益城町としてこの官民連携プラットフォームに参加することについて、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番西村議員の2回目の御質問にお答えします。

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム設立の趣旨や目的は、吉村議員の御質問のとおりであります。その取り組みにつきましては、一つ目に、研究会での情報交換や課題解決コミュニティ形成のためのマッチング支援、二つ目に、課題解決に向けたプロジェクトの創出などのための分科会の開催、三つ目にホームページやメーリングリストでの情報発信やプラットフォーム後援名義発出などによる普及促進活動という三つの取り組み内容で構成をされています。

本町におきましても、六つの大学や31の企業、団体と包括連携協定や災害時応援協定を締結し、官民連携による取り組みを推進しているところです。

具体的な取り組みとしましては、熊本大学との連携で、地域拠点であります、ましきラボの継続的な運営を通して、町民意見の収集や行政の計画などを分かりやすく町民に伝えることで、町民と行政の橋渡し役を担っていただいております。

また、堤酒造、熊本菓房、上益城農協、丸菱、肥後銀行木山支店との連携におきまして、12月に販売を開始しました米焼酎「米益」をはじめとした町の農産物などを活用しました特産品開発並びにPRを進めております。

災害時応援協定では、トヨタカローラ熊本や熊本県ドローン産業推進協議会と連携をし、総合防災訓練での要救助者の救助、操作訓練に御協力をいただいております。加えて、災害時には町の要請に対し、自社が持つ機材やノウハウを活用し、応援していただくこととしております。

さらには、スポーツや食育を通じた健康づくりにおきましても、民間との協同事業により、新たな施策に取り組んでいくこととしております。

このように、官民連携により、さまざまな課題解決に向け、積極的に取り組んでいるところですが、地方創生SDGs官民連携プラットフォームへ参加することで、SDGsが示す多様な分野における課題解決や地方創生につながる取り組みがより一層可能になると思いますので、入会につきまして検討をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 学校教育におけるSDGsの目標に関連した人権問題、環境問題、地域との連携への取り組みがなされていることはよく分かりました。

そこで提案になるわけですが、現在、益城町の図書館には、SDGs に関する本が大人向けが5冊、子ども向けが5冊しかありませんでした。私も既に8冊は読まさせていただきましたが、非常にSDGs について分かりやすく説明がなされていました。しかしながら、まだまだSDGs について関係した本が少ないと感じました。SDGs に関する本の充実を求めたいと思いますがいかがでしょうか。まずは、益城町の町民の皆様や子どもたちのためにSDGs について、理解と周知徹底を図っていくことが大事であると思いますが、いかがでしょうか。年間の本の購入計画もあると思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の1点目の3回目の御質問にお答えいたします。

現在、益城町図書館の本の購入につきましては、時節や流行、年代別に人気がある本、町民の皆様からリクエストがあった本、あるいは貸出利用状況などから、慎重に検討した上で購入する本を選定しているところでございます。

今回、御質問のSDGs に関する本は、いくつか挙げますと、「世界がぐっと近くなるSDGs と僕」「60分で分かるSDGs 超入門」「持続可能な地域のつくり方」「未来を変える目標SDGs アイデアブック」等々、今、10冊と議員おっしゃいましたけれども、新たな購入した本や現在、購入している本を含めると13冊になる予定でございます。既に購入あるいは注文している本が3冊ございまして、13冊になる予定でございます。

SDGs の関連の本につきましては、今後、さらに学校教育や社会教育の面でも必要性が高まるものであると思われまます。本購入の際には、町民の皆様方や子どもたちがSDGs に関心を持ち、その内容に理解を深めていただきますように、新しく発刊されます本を含め、SDGs 関連の本の購入を今後検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、高齢ドライバーの事故を防ぐ後づけ装置についてお伺いいたします。

昨年9月議会において同僚議員からも質問がありましたが、改めてお伺いいたします。

まず、本町では65歳以上のドライバーは何名いるのか掌握されていますでしょうか。

次に、補助事業として五木村・錦町・玉名市が先行してやっていますが、本町は取り組む予定はあるのか。

次に、国は補正予算で高齢者の事故防止として約1,126億円が計上されましたが、本町の取り組みをお伺いいたします。

熊本県においても、既に補助事業として1月から2月末までに、高齢運転者の安全運転対策の一環として、県と熊本県交通安全推進連盟では、後づけのペダル踏み間違い防止装置の設置支援に取り組むことにしていましたが、もう既に1月23日時点で予算額に達したため、受付を終了したとのことでした。

警察庁によると、75歳以上の高齢ドライバーによる死亡事故の人的要因では、ハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどの運転ミスが31%に上り、最も多くなっています。

す。現在、販売されている車には自動ブレーキなどが標準装備された安全運転サポート車、サポカーが増えてきています。一方で、こうした機能を備えていない車も多く、新車購入に比べ、低価格で購入の取りつけのできる後づけの急発進等抑制装置への需要が高まっています。本町にとっても大事な視点であると思いますので、先ほど申しあげました3点についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、本町では65歳以上のドライバーは何名いるのか把握しているかについてお答えをいたします。

町内の65歳以上の運転免許保有者数につきましては、県警運転免許課提供のデータにより、令和元年12月末現在で6,029人になります。町内の免許保有者総数22,386人に占める高齢者の免許保有者割合は26.9%で、熊本県平均の26.7%とほぼ同率の状況にあります。

次に、二つ目の御質問の2点目、既に補助事業として五木村、錦町、玉名市が先行してやっているが、本町は取り組む予定はあるのかと、御質問の3点目、国は補正予算で高齢者の事故防止として、約1,126億円が計上されたが、本町の取り組みはいかがかにつきましては、関連しておりますのであわせてお答えをいたします。

町内には買い物、通院など、車がなくては生活に支障を来すため、どうしても車を運転せざるを得ないという高齢者もおられます。現在、使用している車を安全に運転していきたいと思っておられる高齢者に対するペダル踏み間違い急発進抑制装置、以後、後づけ装置と称しますが、その装置の設置の補助は、高齢者の運転事故を未然に防止するという観点から有効な施策であると真摯に受けとめていただいております。折しも、令和2年1月に成立しました国の補正予算では、議員御指摘のサポカー補助金が計上されました。このサポカー補助金は、65歳以上の高齢運転者を対象に、衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した安全運転サポート車の購入補助と、前に述べました後づけ装置の購入取付費用の二種類の補助制度で構成されております。この中で、後づけ装置につきましては、国のサポカー補助金に関する審査委員会におきまして、補助の対象として認定された装置を65歳以上の高齢運転者が認定を受けた取り扱い事業者の店舗などにおきまして、購入、取りつけをする際に要する費用について、最大4万円を補助するものであります。

熊本県内では、玉名市をはじめ、後づけ装置に対する独自の補助制度を実施している自治体があることは承知をしております。本町といたしましては、当面の対応としまして、国のサポカー補助金制度を町民に広く周知を図り、より多くの方に同制度を利用していただくよう働きかけを行うことが肝要であると考えております。

なお、町独自の取り組みにつきましては、国のサポカー補助金制度の利用状況や町民の反響あるいは同制度が令和2年度も継続して補助が行われた場合における同制度の取り扱いを含めました国や県の動向、他の自治体の施策などを注視しながら、年齢、車両などの補助の対象枠、補助金額そして事業の根幹となる予算措置など、補助事業を行うに当たりましての諸課題につきまして、今後もしっかり研究してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答ありがとうございます。町内に約6,000名を超える高齢ドライバ

一がおられることが分かりました。また、町として当面の対応として、国のサポカー補助金制度を町民に広く周知を図り、より多くの方に同制度を利用させていただくように働きかけを行っていくとの方針、よく分かりました。

先ほども申しましたが、熊本県において、既に補助事業としてやっていたわけですが、この制度を知っていた方が益城町にどれほどおられたのかは分かりません。やはり周知徹底することの重要性が大事であります。今回のサポカー補助金も国がその重要性を考え、実施するものでありますので、どうか65歳以上の町民の皆様に分かりやすくお知らせください。この制度を利用して、少しでも高齢者の皆様の事故軽減につながることを期待いたします。

早速、昨日、町のホームページにサポカー補助金について申請受付が3月9日から開始されたことが載っておりましたが、後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置購入補助については、認定取り扱い業者の店舗等で取りつけと載っていましたが、認定事業者の店舗等について詳しい情報については、次世代自動車振興センターのホームページに掲載されているとのことでしたが、この次世代自動車振興センターは東京にあるわけですので、電話番号がちゃんと書いてありましたけれども、もう少し分かりやすく手続方法など説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、健康ポイント事業についてお伺いたします。

昨年3月議会で取り上げました健康ポイント事業であります。本年度より事業に着手し、来年度令和2年度から本格的な事業を目指していくことを答弁されましたが、具体的にどのような形をとることになったのかを報告していただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問、令和2年度より本格的な事業の実施となるが、具体的な取り組みについて伺いたいについてお答えをいたします。

町では、町民の皆様が楽しく、無理をせず、気軽に健康づくりを続けることを応援し、健康意識の向上と意識的な活動を図り、高齢化、人口減少が進んでも、持続的な先進予防型社会づくり、いきいきと健康なまちづくりを目指すことを目的に、ましき健康づくり応援ポイント事業を実施します。

ポイントをためる方法としましては、ましき検診や特定検診、がん検診などで受診してためる方法、また健康づくり教室や健康講座、イベントなどに参加してためる方法、町が認定しました健康づくりのための活動を行っている実践団体に参加してためる方法、保健福祉センターで行う特定保健指導、健康に関する相談などをして相談してためる方法、個人で取り組んだ健康に関することでチャレンジしてためる方法、さらには、歩数計機能のついている携帯電話や万歩計を利用して、歩いてためる方法の六つを想定しております。また、健康づくり応援ポイント事業での日々の健康づくり活動の見える成果として、ポイントに参加者に付与し、そのたまったポイントにより、参加賞と抽選で町内の登録店で使える商品券をプレゼントをします。

4月からの実施に伴い、多くの町民の方に参加していただけるよう、広報紙やホームページを使って呼びかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

早速、広報ましき3月号に、この健康ポイントについての記事が載っておりました。

ステップ1でポイントカードをもらう、ステップ2で健診やイベントなどでポイントをためる、ステップ3で500ポイントをためたら保健福祉センターに提出とありました。あと、歩いてためる、チャレンジしてためる方法の具体的な方法をぜひ広報ましきにも載せていただきたいと思います。

次に、ひきこもりの問題についてお伺いいたします。

現在のひきこもりの長期化、高齢化が懸念されています。内閣府が40歳から64歳までの中高年を対象にした実施した調査で、その人数が61万人に上ることが明らかになりました。ひきこもり人口は実際、若年層も含めれば115万人以上いるのではないかとの指摘もあると言われています。

民生児童委員の協力で実施した自治体としては、島根県が最も早く、2013年平成25年度に実施され、昨年もまた実施されております。過去6年間の変化を比べられるデータが出ておりますが、公表された調査結果によると、同県の調査は民生児童委員に対するアンケートで実態を把握しており、仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流がほとんどなく、6カ月以上自宅に引きこもっている状態などにある人の人数をあげてもらっているとのこと。その結果、ひきこもり状態である人の数が6年前より49人増え、1,089人となっていた。全人口に占める割合の0.01ポイント増の0.16%でありました。益城町にこの数字を当てはめると、約50人を超えるひきこもり状態にある計算になります。

また、8050問題もあります。8050問題とは、80代の高齢の親と50代のひきこもりの子が同居する家族における問題のことを言います。ひきこもりは若い世代に多いという印象が強いですが、ひきこもりが長期化するにつれ、当時は若かった世代が現代では中高年と呼ばれる世代となり、8050問題として現代の社会問題と化しております。

そこで、本町におけるひきこもりの実態について、どのように把握されているのか、2、本町として具体的な対策を計画されているのか、以上2点についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、本町におけるひきこもりの実態についてどのように把握しているのかについてお答えをいたします。

町としましては、一つ目は民生児童委員の方々が地域を訪問していただく中で、住民の皆様から相談をいただき、委員の方々から町へどのような支援機関や支援策があるかなどの問い合わせで把握をしております。二つ目は、熊本県精神保健福祉センター内のひきこもり相談窓口からの情報共有や益城町地域支え合いセンターの支援活動の際に把握することもあります。このほかに、高齢者相談員や老人クラブのシルバーヘルパーの方々の訪問の際に相談を受ける場合もあります。また、各課などの個別相談時に健康面や精神面の相談を受ける中で把握することもあります。

7番吉村議員の四つ目の御質問の二点目、本町として具体的な対策を計画しているのかについてお答えをいたします。

町に対しまして、ひきこもりの御相談をいただいた場合には、専門支援機関であります熊本県精神保健福祉センターや熊本県地域ひきこもり支援センター、地域の相談窓口として御船保健所を紹介しております。また、熊本県より熊本県社会福祉協議会へ業務委託してある生活困窮者自立支援事業の中で、益城町社会福祉協議会におきまして、ひきこもりについての相談などを実施しております。

その相談の中で上がった事項につきましては、本町の関係各課及び支援機関と連携・協議しながら、一人一人に寄り添った相談対応を実施し、ひきこもりの方への支援を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 本町におけるひきこもりの実態について把握しているとの回答でありましたが、具体的にその人数は何人いらっしゃるのでしょうか。

ここで、益城町が災害協定を結んでいる岡山県総社市の取り組みを紹介させていただきます。駒澤大学の川上教授はこう述べています。総社市社会福祉協議会は、約15年前から市と緊密に連携し、障害者支援に取り組んできました。同市がひきこもり支援を始めたきっかけは、2014年に立ち上げた生活困窮者支援センターに次々と寄せられる相談でありました。働き盛りの息子が引きこもってお金に困っているといった相談が多く、200件のうち40件余りがひきこもりに関する内容だったと言います。社協が15年8月、学識者や市幹部職員、NPOなどで構成するひきこもり支援等検討委員会を設置し、ひきこもりとは何かから議論を重ねた。16年1月からは、地元の事情に精通し、市に700人以上いる民生委員や福祉委員が各地区ごとに集まり、匿名で情報を出し合う方式で実態調査を実施、その結果、市内に少なくとも207人のひきこもりの人がいることが分かりました。17年4月には社協への委託事業として、市独自のひきこもり支援センター「ワンタッチ」を開設した。当時、一般市レベルでのセンター設置は全国的にめずらしかったが、専門職を二人配置し、相談支援のほか、ボランティアやハローワークへの同行支援、サポーターの要請、居場所や家族会の運営など、幅広い活動を行っております。日下部センター長は、ひきこもりは個人ではなく、社会全体の問題である。これまで精神保健や医療面での支援が主だったが、身近な地域の人たちが手を差し伸べて支えることが重要で、ひきこもりの方々が社会へ踏み出そうと思える地域づくりを今後も進めていきたいと語っています。

本町においても、災害公営住宅が3月末で完成しますが、それに伴い、独居老人の一人住まいの方々も今後、増加することも想定されますし、ひきこもりの問題も増えていくのではないかと心配するものであります。これを機に総社市を手本とする町の体制づくりも必要ではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の2回目の御質問の1点目、本町におけるひきこもりの実態について把握しているとの回答でしたが、具体的にその人数は何人いるのでしょうかについてお答えをします。

ひきこもりの人数は民生児童委員の活動の中で把握している5人、健康づくり部門への健康相

談で把握した一人、また、社会福祉協議会の相談事業での把握が4人となっております。

御質問の2点目、町の体制づくりも必要ではないでしょうか、町長の見解をお伺いしますについてお答えをいたします。

従来、ひきこもりは若者の問題であると考えられており、不登校問題と同一視されてきた経緯があり、対象者は10歳代から20歳代と想定をされてきました。しかしながら、近年、ひきこもりは長期化や高齢化が進み、40歳以上が該当する中高年のひきこもりや80代の親が50代の子どもの生活を支える、先ほど出ました8050問題、またマスコミによる事件報道など、社会問題となっております。また、ひきこもりはその原因や背景が多様でありますことから、長期化や高齢化により、生活困窮などにつながりやすく、家族の中で問題を抱え込む傾向があり、実態が見えづらいため、多方面からの支援が必要となっております。

町としましては、今後も社会福祉協議会、民生児童委員協議会、区長、高齢者相談員や老人クラブのシルバーヘルパーの方々などと連携をしながら、一人一人に寄り添った支援を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 益城町では10人のひきこもりの方を把握しているとのことですが、私はその数字をはい、そうですかと信じることはできません。昨日の熊日新聞にも、東日本大震災9年の記事が挙げられていましたが、災害公営住宅孤独死が被災3県で242人の方が亡くなっておられます。また、単身高齢者が多いことも挙がっております。見守りの重要性、また自治会の重要性が報じられていましたが、自治会側の意見として、行政の協力が不可欠であることが述べられていました。今後、益城町でも対策をしっかりとっていかなければならないと思います。

最後に、昨年6月議会で質問させていただいた、乳がん治療に伴い、医療用補正具を使用する方に対して、購入費用の助成についてであります。町長の答弁では、今後、町としましても少しでもその負担を軽減するために、補正具等の助成に対し、前向きに検討していきたいとのことでしたが、その後、町としての具体的な取り組みはなされたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の五つ目の御質問、抗がん剤治療に伴い、医療用かつらを使用する方に対する購入費用の助成について、具体的な対応はできたのかについてお答えをします。

日本人の二人に一人が一生のうちにがんと診断され、3人に一人ががんで亡くなると言われています。多くの人にとって、自身や家族ががんになっている時代です。

医療用かつらは、抗がん剤治療による脱毛など、がん患者への外見への悩みに対し、精神的なケアや生活の質を高める役割があります。また、患者が就労や通院を含めた日常生活におきまして必要な物にもかかわらず、健康保険では対象外になっています。こうした状況から、がん罹患された方の治療および就労や社会参加などの両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がんの治療に伴う脱毛に対応する目的で購入した医療用かつらの費用の一部を助成することとし、

令和2年度の当初予算に計上をさせていただきました。助成額は費用の2分の1とし、2万円を上限としております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。令和2年4月から助成が始まることに、県下で2番目に実施できることをうれしく思います。一応10名の方々に助成ができる予算が組まれることになっておりますが、住民の声を拾い上げられた町長の英断に感謝を申し上げて、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時05分から再開します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村でございます。

今回も一般質問の機会を与您いただきましてまことにありがとうございます。また、本日未明にWHOのパンデミック宣言が出されましたが、今回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、一般の傍聴者の方を規制するという中で開催となりました。西村町長をはじめ、職員の皆様方におかれては、未知のコロナ感染症に対する対応にこの町に持ち込ませない、この町から感染者を出さないということで、さまざまな対応策の中、大変であると思いますが、収束のめどがつくまで、しっかり頑張ってくださいますようお願いいたします。

さて、本日は、畑中新興住宅団地のユスリカ対策の検討結果について、また、福田校区戦没者慰霊碑についてと、畑中川水量減少問題についての以上3点をお尋ねしたいと思います。

それでは、早速一つ目の質問の畑中新興住宅団地のユスリカ対策の検討結果はどうだったのかについて質問させていただきます。

令和元年9月定例議会で質問させていただきました。その際に、抜本的な解消は難しい状況であるが、今後どのような対策ができるか、虫駆除の専門業者などの意見も参考に検討していきたいという答弁をいただきました。

季節が変わりまして、今と比べてみますと、関心も薄れ、あの異常な大量発生状況がうそのようにも思っております。しかし、この現地は2年にわたって異常発生が続いております。今年には普通の発生状況になるかもしれませんが、異常発生しないということも言い切れず、また万が一にも大量発生してしまえば、飛び回る大量のユスリカに対して、対処対策しか対応ができません。そして、そのユスリカが卵を落としてしまえば、この問題は堂々巡りとなってしまいます。

前回の質問時の回答が、さきに述べましたような回答をいただきましたので、私も独自に害虫

駆除の専門業者に相談をしたりして調べてみました。そこで分かったことなんですが、飛び回り出してからの対策では意味がないと。幼虫やさなぎの時期に駆除することが重要であるということと、平時から発生源対策を実施して、生息密度を低く抑えることが大事であると、こういうことでした。

畑中新興住宅団地は周りを田んぼに囲まれておりまして、確かには発生源の特定というものは難しくもあります。しかし、この益城町、同じような立地の場所というものは多く存在しています。ただ、その中でこれほどの異様な発生というものはここだけしか耳に入っておりませんし、何らかの原因があるのは間違いがないと思います。

そこで、1点目の質問ですが、今後どのような対策ができるかという虫駆除の専門業者の意見を参考にした検討結果というものはどういうものだったのかを伺います。

そして2点目、昨年12月のことでしたが、畑中新興住宅団地の西側手前のほうの農業用排水路で、住民数名の方々が浚渫作業をやらされました。話を聞くと、この水路は農業用の排水路でありますけど、ここ数年の水不足もあって、数カ所で水をくみ上げ、田んぼに入れたり等の再利用をしている。だから少しでも水の流れをよくするために、水路に堆積している土砂を上げています、こういうことでした。畑中新興住宅団地裏側のほうの水路まで全部浚渫作業をしていただけなんですかと伺ったところ、ここまですと。ここから上はまた予算がとれるときに実施します、そういうことでした。また、この作業については、畑中地区、田中地区、福原地区の3地区合同の環境保全の費用で対応していますが、予算に限りがあるために、少しずつ土砂上げ作業、浚渫作業のほうをしているということでもありました。通常であれば、特に私も思うことはないんですが、新興住宅団地の裏のほうまで浚渫作業のほうをするということになると、これはユスリカ対策にもつながるものであると、そういうふうに思いました。

ユスリカ異常発生のどこが発生源か分かりませんが、何の対策も講じなければ、何も変わらないと。原因と思われるものを一つ一つつぶしていくことも必要かと思えます。

この農業用排水路は、畑中新興住宅団地の道路側溝の排水先であり、また、浄化槽を設置してある住宅の浄化した水の排水先でもあります。それだけ農業用以外においても活用されているということでもあります。もちろん、農業用の排水路ですので農政分野ではありますが、道路側溝の排水路ということで考えると建設分野や、浄化水の排水路、ユスリカ対策と考えれば環境衛生の分野と三つの分野に絡むことだと思います。この団地横の農業用排水路の浚渫作業ですが、費用分担など官民協力して実施できないでしょうか。これが2点目の質問といたします。

以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の1点目、昨年9月の定例議会での質問事項である、畑中新興住宅団地のユスリカ対策の検討結果についてお答えをいたします。

ユスリカ対策につきましては、虫駆除業者からは、水路への薬剤散布についての説明を受けましたが、薬剤散布は一時的な措置に過ぎず、発生原因の根本的な解決は難しく、また、近くに水田がありますことや環境保全の観点からも、薬剤散布は慎重に行わなければなりません。

そのほかの対策としましては、住宅周辺の水たまりや側溝の清掃、また、水域付近の植物が茂っているところが発生原因となるため、雑草の除去や次の御質問にあるように、水路にたまった泥を取り除くなど、水の流れが滞らないようにすることなどが考えられます。

一つ目の御質問の2点目、団地横の道路側溝排水路の浚渫作業を官民協力して実施できないかにつきましてお答えをいたします。

議員が説明されたとおり、地域の方々に団地横の水路の泥上げを一部実施されています。これは、農林水産省の多面的機能支払交付金を活用したもので、この補助金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全活動を推進するもので、地域で行う農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の維持などの基礎的保全活動に対し、交付をされます。この補助金を活用し、福原地区で組織されました福原地域資源保全チームによりまして、団地横の水路につきまして、一部泥上げを実施されたところです。

この補助金につきましては、次年度におきましても交付を予定しておりますので、この補助金を活用し、水路の泥上げや草刈りなどを実施していただければ、自然環境の保全とあわせて、ユスリカ対策にも効果があるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1回目の答弁ありがとうございます。

1点目については考えられるということで、おおむねの内容については分かるんですが、結局、町としての対策というところは何もできないということが結論なんでしょうか。

そして、2点目についてなんですが、答弁でもいただきましたが、さきにも述べましたように、環境保全費の中から捻出して作業が行われております。そのためにこの浚渫作業に割り当てる予算には限りがあるため、少しずつしか行えないと。予算が潤沢にあればですね、一気に浚渫作業も進むんでしょうけど、なかなか少しずつしか行えないということでした。

この畑中新興住宅団地横の水路の浚渫作業については、ユスリカ対策にもつながることであり、少しでも早急に実施するために、町からの支援や補助ができないかという質問なんですが、あくまで縦割りの行政の範疇でしか行えないということなんでしょうか。2回目ですが、お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

1点目の質問につきましては、団地内外の水がたまる場所の清掃に努めていただくことが重要であり、薬剤散布などにつきましては現在のところ難しいと考えております。

2点目の水路の浚渫作業につきましては、この水路は農業用水路でありますので、農林水産省の補助要件に該当するものであり、その他の補助に該当するものではありませんので、水路の浚渫作業につきましては、この補助金を活用していただくこととなります。町としましては、次年度におきまして、団地横の水路の浚渫作業も実施していただけるよう、福原地域資源保全チームへ要請をしているところであり、チームからは、団地横の水路の浚渫作業も計画されていると伺っておりますので、実施に向けて連携を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、まずは住民の方々に団地内外の水がたまる場所の清掃に努めていただくなどできることを実施していただき、それでも状況が変わらないということであれば、関係機関と連携し、薬剤散布などの対策につきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。1点目の具体策については、現在のところは厳しいと、難しいということで分かりました。

予防対策ということが一番重要なことではあるんですが、予防という、現在発生していない、目に見えていない状況に対しては、対策を取るということは難しいものだなと思います。

また、2点目の補助については、現在、農林水産省の補助以外はできないが、福原地域資源保全チームへの要請をしており、そこで団地横の水路の部分の浚渫作業も次年度は計画をされているということですね。分かりました。チームのほうから、予算の都合もあり、一度に団地横まではできないとそういうふうに向っておりましたが、環境保全のほうで次年度、計画されているということであれば、これについては問題はないかと思います。ぜひとも、実施に向けた連携を行っていただきますようお願いをいたします。

そして、地区住民の方々にまずユスリカ対策をとるということはもちろんのことなんですけど、それでも対応できずに、再び異常発生となった場合は、答弁にありましたように、薬剤散布等についても、最近は環境に優しい薬剤、そういったものもありますので、検討いただきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

二つ目の質問なんですが、福田校区の戦没者慰霊碑について。

福田校区の戦没者慰霊碑は、益城町公民館福田分館の南側のほうにあります。大きな石碑が台座の上に立ち、台座の縁石には、戦死者一人一人の名前が彫られております。私の祖父も昭和20年、父親が7歳のときにブーゲンビル島のほうで戦死しております。そしてこの石碑なんですが、石碑の台座の中には、それぞれの遺族の方が持ち寄られた名前を書いた小さな石が収められております。当時は福田小学校の校門の横だったということなんですけど、今現在、その面影はありません。その慰霊碑ですが、平成28年、熊本地震により倒壊し、現在までそのままとなっております。遺族会員の高齢化による減少などにより、校区遺族会も数年前に解散したことで現在まで放置したような状態となっていたわけですが、本年1月に、最後に遺族会長を務められた方が声をかけ、数名が現地に集まることとなりました。そこでの話が、修復費用の2分の1は補助が出るようだが、残り2分の1は負担し合わなければならないと、そういう内容のものでした。私もその場に行ってたんですが、確かにですね、猿田彦さん等の石碑等であるならばそうなんですけど、戦没者慰霊碑というのがまた訳が違うんじゃないかと疑問に思いまして、生涯学習課のほうで話を伺うと、記念碑であるならば補助金の対象になる場合もありますが、戦没者慰霊碑については対象にはなりませんということでした。また、戦没者慰霊碑については、生涯学習課でなく、福祉課が担当になりますということでしたので、そのまま福祉課のほうを訪ねまして、そこで話を伺うとですね、公共事業による移転や撤去に伴う埋設については補助金が出ますが、それ

以外については補助対象ではありませんというものでした。全くのですね、はっ、どういうことだと、そういう気持ちでした。また、なら、どこで相談すればいいのか、非常にそこで困ってしまったんですけど、たまたまですね、そのときに対応していただいた職員の方がですね、木山校区の戦没者慰霊碑については都市建設課が修復しているということで情報をもらいまして、その職員の方、親切にですね、都市建設課に連れて行っていただき、話も通していただき、していただいたんですけど、木山校区の慰霊碑については、木山城址公園の中にあるために町による修復工事をしているとのことであり、公共場所にあるための特例のような、そういったそういうニュアンスで説明を受けました。

最終的に、福田校区の戦没者慰霊碑も調べた結果、町道上に存在しているということが判明し、町負担の方向で検討しますということでしたが、その検討結果はどうだったのか、その後のきちんとした対応をですね、伺います。

そしてまた、公共場所にあるからどうだとかではなく、国のために戦地に赴き、散りゆかれた方々の御霊を奉ったこのような慰霊碑の修復等については、個人負担ではなく、町の復興基金等を活用して修復すべきだと思いますが、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問、福田校区にある戦没者慰霊碑が熊本地震により被災している。本年1月に町に相談しているものであるが、きちんとした対応を伺うについてお答えをします。

上村議員御指摘の慰霊碑につきましては、益城町公民館福田分館南側町道沿いに建設されている慰霊碑です。私自身も小学校6年までは通っていた福田小学校の校門のところに設置されております。そして、福田の町民の方に非常に大切にされている慰霊碑でもあります。

そのような中、本年1月に上村議員より御相談がありまして、対応について庁内で検討をしてみました。

類似のケースといたしまして、公共施設内にある倒壊した慰霊碑が木山城址公園内、辻ヶ峰公園内及び一本松公園内にあり、公園という不特定多数の人が立ち入る場所であり、倒壊したままの状態では、景観的にも安全性にも問題があるため、管理者などで修理などを行ってもらえないかなどの調査も行いました。しかし、管理者不明などの理由で手詰まりとなり、それであれば、公園管理者である町で何とか修理ができないか検討を行いました結果、復興基金創意工夫分で対応できるめどができたため、令和2年度当初予算に修理費の計上を行うこととしております。

なお、今回御指摘の福田分館南側町道沿いにある福田校区戦没者慰霊碑につきましても、町道敷という公共施設内に建設されているものであり、前に述べました各公園内の戦没者慰霊碑と同様に、景観上・安全性の観点から同様の判断にて、令和2年度当初予算に修理費を計上しているところであります。

いずれにいたしましても、現在の対応といたしましては、公共施設内に支障となる物件がある場合には、景観上及び安全性の確保の観点から、修理または撤去などを管理者として行っていく考えでございます。

今後、公共施設以外でも同様の案件が発見された場合には、関係部署と協議を行い、復興基金などの活用も検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。福田校区の戦没者慰霊碑の修復等については、令和2年度当初予算に計上しているということで、早速対応していただきましてありがとうございます。

今回のこの質問に対しましては、私自身もあっちの課やこっちの課で相談したりと、また中には相談する中で、第二次世界大戦は対象になりませんか、公園内にある木山の慰霊碑の工事が終わってから新たに話をされたほうが進めやすいかもしれませんといった話も聞こえてきたりですね、非常に分かりにくかったということもあって、ほかにも同じような案件があるのではなかろうかと、そういうふうに思いまして、あえて周知の意味も込めて質問をさせていただきました。

答弁でいただきましたように、公共施設以外の民地においても同様の案件があった場合は、基金等の活用の検討などよろしく願いをしておきます。

続いて三つ目、最後の質問なんですが、畑中川の水量減少問題について。

福田地区と津森地区の上のほうに城山という山があります。この城山の中腹からの湧水を源流として、畑中川という川が始まっております。津森校区の北向の柿迫地区、福田校区の柳水地区、谷川地区、畑中地区を通り、木山川へと流れ込んでおります。この畑中川ですが、以前は水量もほどほどにあり、周辺地区で多くの田畑を潤し、稲作も順調に行われておりました。

そんな畑中川ですが、平成2年に柿迫地区の約2キロ程度上流部に熊本県が砂防ダムを設置しました。その結果ですね、砂防ダムから柿迫地区までの約2キロにわたる間は水が途絶え、川自体は水無川となり、上流にあった田んぼの多くが耕作できなくなってしまいました。地元からはですね、砂防ダムというふうに聞いていたんだが、実際は砂防ダムではなく、地下水涵養のための地下浸透ダムだったという声も聞かれておりました。実際、これは伺ってみるとですね、地下浸透ダムとかそういった種類のダムはありませんということでしたが、そういうことだったんですが、おかげで稲作ができなくなったと、そのような言葉も聞かれておりました。ただ、現在はですね、少しは流れているようです。

そしてその後は、柿迫地区の民家、民地の泉水というか、湧水の池があるんですが、そこがですね、畑中川の水源となりまして、それ以前に比べると水量は減りましたが、下流のほうでは何とか稲作の作付のほうは行われておりました。しかし、平成28年の熊本地震の発生により、水量は極端に減少しました。特に、谷川地区付近くらいから下流の水量減少が激しく、雨の後は流れているんですが、雨の降らない日がしばらく続きますと、公民館の福田分館の横ぐらいから下流については、完全な水無川となっております。

水量減少以降、苗代の際は水タンクでほかの河川から水を運んできて行うという農家もあるのが現状でありまして、梅雨時期は水がそれなりに、例えば雨がそれなりに降れば、川の水はあるにはあるんですが、不足感というものは否めません。中にはですね、耕作を断念されている農家

もあるようです。

この水量減少問題というのは、稲作農家にとっては死活問題であり、対応を急ぐ必要があります。そこで、1点目、畑中川は谷川地区くらいで県と町のほうで管理が分かれています。スムーズに行くためにも、連携した調査と適切な対応事業をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

そして2点目は、さきにも述べましたとおり、流域の稲作農家は、作付が非常に厳しい状態にもなります。ボーリング工事等による水利の確保など、何らかの農政対策を求めますがどうでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の三つ目の御質問の畑中川の水量減少問題についての1点目、畑中川の水量が熊本地震を境に極端に減少した。福田校区谷川地区の橋を境に、県と町で管理が分かれているようであるが、連携した調査を実施できないかについてお答えをいたします。

先ほど話しましたように、福田分館が建っていたところは以前、福田小学校が建っていたということで、畑中川を挟んで校舎が建っておりまして、そこに渡り廊下がついてたかなと思っております。また、休み時間になると、福田の議員さんは御存じと思いますが、川に行って魚取りをしていたんですが、ナマズに似たケンフリに刺されていたというのを、そういった魚取りができるような水量だったんじゃないかということで思っております。そのような中、熊本地震におきまして、町全体が激しく振動しましたため、多くの断層や地層面のずれ、沈下が発生し、宅地、農地、公共土木施設などが大変な被害を受けております。畑中川の最近の水量減少も、その状況から、熊本地震による被害の一つではないかと考えております。

河川の状況として、雨の降らない日が続くと水無川になるとのことから、関係課におきまして、本年1月16日に最初の現地調査を行いました。調査の結果、福田分館付近で上流からの河川水が途絶え、下流域の農業集落下水道処理施設付近の横流入までの区間が水無川となっていました。その後、調査から約十日後の1月26日に降雨がありましたことから、現地調査を行いましたところ、木山側との合流点まで流水が復活している状況でありました。その後も降雨がなければ渇水し、降雨があれば復活することを確認しております。

想定されます原因としましては、河床に地震による地割れが発生し、渇水時にはここから河川水の全てが地下へ埋没しているのではないかと考えられます。畑中川につきましては、木山側との合流点から谷川の橋付近までは熊本県が管理者となり、それから上流は町の管理となります。しかし、河川はその源流から他河川への合流点や河口まで連続して流れますことから、議員御指摘のとおり、県と町とが連携し、水系の一貫した調査を行うことは、大変重要と認識しております。

畑中川の状況につきましては、町から下流の管理者である県上益城地域振興局へ説明などを行っており、県からは熊本地震後にほかにも同様の事案が発生していること、降雨状況により渇水と復活を繰り返していますことから、しばらく状況観察が必要とのことでありました。このようなことから、町としましても、降雨前後の河川水の状況を確認し、今後、当区間の管理者であり

ます熊本県と連携し、必要に応じ、対策などを検討してまいりたいと考えております。

三つ目の御質問の2点目、水量減少により、流域の稲作農家は作付が非常に厳しい状態にある。ボーリング工事による水利の確保など、何らかの農政対策を求めるについてお答えをいたします。

稲作における水の確保は最も必要な課題であることは承知しております。今回のように、従前は豊富だった畑中川の水量が減少し、稲の作付に支障を来すようになった場合の対処法として、ボーリング工事を行い、地下水を活用することは有効な手段の一つであると考えますが、どの程度のボーリングで水が出るのかなど、調査費を含めた事業費に関する財源問題や、その後の維持管理費をどうするかなど、検討すべき課題も多いと認識をしております。このため、地元受益者の要望なども踏まえながら、従前の河川水の回復など、他の方法も含め、河川水の埋没区間の管理者であります県とも連携し、検討する必要があると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

1点目の水量減少の調査対策については、確かに答弁にもありましたように、地震による地割れの発生により河川水が地下へ流入しているものと思われれます。渇水期と言いますか、しばらくの間雨が降らなければ、最終的には公民館の福田分館付近で水は途絶えてしまいます。途中の谷川地区の断層が福原地区へ抜けておりますので、その付近を中心に、下流へは、いたるところで地下への流出が起きている、そういうような気がしております。

この区間については、熊本県の管理区間にもなるため、しばらく状況観察が必要ということで、ここで答えが出るわけではありませんが、該当する区間には農業利用の堰が数カ所あり、稲作等の始まる梅雨期であっても、雨のあまり降らない空梅雨等もあります。

答弁内容に、降雨前後に河川水の状況を確認をし、管理者の熊本県と情報交換をし、必要に応じて対策等を検討するとありましたが、稲作の期間中についてはですね、密に流水状況等を確認していただきますようお願いをしておきます。

そして、2点目、そうですね、確かに事業費や維持管理など、解決すべき課題というものはたくさんあります。ただ、ボーリング工事による水利の確保というのは、あくまで一つの方法として申し上げたことでもあります。先ほど申しましたように、この該当区間においては、農業利用の堰が数カ所あり、水利の利用農家は多く存在しています。答弁内容に、地元受益者の要望などを踏まえながら、ほかの方法を含め検討する必要があるとありました。

では、よりよい形での対策検討ができますよう、ぜひとも受益者の方々の聞き取り等の調査のほうをお願いしたいと思います。2回目とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の三つ目の御質問の2点目、2回目の御質問にお答えします。

1点目の質問及び2点目の質問におきまして、熊本県と連携し、必要に応じ対策など検討していきたいと考えていると答弁をさせていただいたところでございます。そしてこの検討には、しばらく状況観察が必要ですので、その結果を踏まえながら、その状況説明とあわせて、地元受益

者の要望も把握してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。畑中川の水量減少問題、利用しておられる受益者の方々にとっては非常に大きな問題となります。要望把握による対策検討のほうをよろしく願いいたします。また、あわせまして、以前のように蛍の飛び交う清流が戻ってきますことを願っております。

以上で、私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、下田利久雄議員の質問を許します。

4番下田利久雄議員。

○4番（下田利久雄君） こんにちは。4番下田です。

今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

今回の私の質問は、益城町定住促進補助金の一部見直しと、水田へり防除の助成についての2点です。努めて簡単明瞭に質問しますので、よろしく願いいたします。

では、質問に入ります。

まず1番目の質問は、益城町定住促進補助金の一部見直しについてであります。

この制度の概要については、飯野・津森・福田地区に新築住宅を新築または住宅を購入し、転入、転居した15歳以下の扶養親族を有する世帯に対して100万円と子どもの年齢、人数に応じた加算金（上限なし）を交付する移住定住支援制度で、平成23年度より開始されており、令和3年まで実施されると承知していました。

本事業により、平成27年度から令和元年度までの5年間の平均で、年の申請件数で21件、加算人数で34.9人、交付人数で1.9人とすばらしい実績が出ておりますが、残念ながらこれは飯野と福田地区の話で、津森地区の話ではありません。

私が平成27年9月の定例議会で、定住促進補助金の一般質問をした際の町長の答弁は、津森地区の下水道が完備したら、平成31年度以降の本制度の延長について、改めて平成29年度末ごろに協議検討し、決定したいと考えているとのことでしたが、その協議検討された結果が今回出された報告書であると言われるかについて、第1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番下田議員の一つ目の御質問、益城町定住促進補助金の一部の見直しについてにお答えをいたします。

この益城町定住促進補助金は、飯野・福田・津森地区の子育て世代の定住を促進し、住宅の新築及び購入の費用を補助することにより、区域内の少子化の防止と地域の活性化を図ることを目的に、平成23年度に創設されています。

この定住促進補助金により、飯野地区では令和2年2月までに115件の463人、福田地区では84件の333人が定住をされており、一定程度の効果が図られていると感じております。しかし、津森地区におきましては、17件の70人とどまっている状況です。

今回の益城町定住促進補助金の見直しの内容につきましては、基本額となる100万円は変更せず、未就学児、小学生及び中学生の加算金を廃止するものです。加算金は廃止しますが、それをカバーする措置としまして、住宅金融支援機構が実施する長期ローン、フラット35との連携を行うことで、当該ローン利用者は借入金利を5年間、年0.25%引き下げることができます。このため、加算金を廃止しましても、廃止前の助成額の水準を維持することが可能となり、過去5年間の補助金交付実績をもとに、1件当たり平均の加算金額と借入額に対する軽減額を比較しますと、加算金は23万円、借り入れに伴う軽減額が32万8,000円と、約10万円借り入れに伴う軽減額が大きくなっています。

今回の見直しにより、町の財政負担を軽減しつつ、これまでの助成額の水準は維持できることとなっていますので、御理解をいただきたいと思っています。

益城町定住促進補助金を見直しをいたしますが、津森校区をはじめとしました集落部における定住促進につきましては、住民の方々とも協力しながら、地域資源の磨き上げによる地域の魅力向上や情報発信などの対策が必要だと思っておりますので、各地域の実情などを踏まえつつ、しっかり研究して取り組んでまいります。

平成27年9月の定例町議会での制度延長に対する答弁は、令和3年度まで延長することとしており、今回の一部見直しのことではないことを申し添えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

今、フラット35の話がございましたが、フラット35につきましては二種類ございまして、子育て支援型と地域活性型がありますが、この制度に対しましては、利用対象証明書というのが必要であるということでございます。この証明書は、地方公共団体と住宅金融支援機構との連携が必要ということでしたので、町と住宅支援機構との連携はできているのでしょうか。2回目の質問。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番下田議員の益城町定住促進補助金の一部見直しについての御質問の2回目にお答えをします。

住宅金融支援機構のフラット35での連携事業では、議員の御質問にもありますように、子育て支援型と地域活性型があり、連携することで5年間フラット35の借入金利から0.25%金利の引き下げを行うことができるようになっております。

本町では、子育て支援型で連携することとしており、住宅金融支援機構との連携協定につきましても、今月中に行いまして、4月1日からの事業開始を予定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 2回目の答弁ありがとうございました。

津森地区にもやっと下水道が完備し、住宅復旧も順調に進んでおりますが、また一方で、限界集落に近いところも出てきております。このような状態を打破し、津森地区の人口を増やすためには、今こそこれまでの制度の存続を最も必要とするものと思います。制度の継続を切望しております。

さらに、大規模開発だけでなく、集落内空き地や空き家対策も兼ねて、中古住宅にもいくらかでも補助するような検討をされてはいかがかと思っています。

3回目の質問をまとめまして、1点目はこれまでの定住促進の延長と、2点目、限界集落の防止のため、集落内の空き地や空き家対策の補助はできないものなのか、このことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番下田議員の益城町定住促進補助金の一部見直しについての御質問の3回目にお答えをさせていただきます。

この定住促進補助金は、現在のところ、令和3年度まで行うこととしております。この補助金による効果は、議員の御質問にもありますように、飯野・福田地区では一定の効果が出ており、人口増加につながっているような状況です。しかしながら、津森校区では、飯野や福田地区のような人口増加にはつながっていない状況です。

この制度の継続につきましては、定住の状況や財政状況などを見据え、総合的に判断をしております。また、中古住宅などの関係では、令和2年度の当初予算に、飯野・福田・津森地区の空き家空き地調査業務委託を予算計上しており、空き家などの利活用も含めて、検討してまいりたいと考えております。

補助金の創設につきましては、空き家空き地の調査結果の状況を踏まえ、定住促進補助金の継続とあわせて検討してまいります。またさらには、津森には非常によいところがたくさんあるということで、自然環境が豊か、そして四賢婦人、志賀哲太郎先生をはじめ、豊富な人材もあります。それから、水、米がおいしい、水がきれい、米がおいしいと、そしてやはり津森に住みたいという方もいらっしゃる。これは何かと言うと、津森の皆さん方の人情味が非常にあるということもありますので、ここあたりも踏まえながら、しっかりとしたまちづくり、まちづくり協議会とかあります、そして地域おこし協力隊、そしてまちづくりアドバイザーなどもおりますので、そちらのほうの知恵も借りながらまた進めていくことも重要かと思っておりますので、どうぞ議員、御協力のほどをよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 3回目の答弁ありがとうございました。

津森の発展のためにも頑張ってもらいたいと思っております。

それでは、2番目の水田ヘリ防除について質問いたします。

益城町の基幹産業である農業において、皆さんも御承知のように、後継者不足や農業従事者の

高齢化のため、大変厳しい状況になっております。この状況の中で、農業従事者の負担をできるだけ少なくするために、農協が実施しております、水田のヘリコプター防除も10年以上の実績があり、特に高齢者には大変喜ばれております。しかしながら、10アール当たり農薬代込みで1回目の防除料が3,300円、2回目が2,900円の費用がかかります。特に昨年度の場合、ウンカが大量に発生したことにより3回目の防除が必要となりました。昨年度の町のヘリ防除の実績を見ますと、1回目249ヘクタール、2回目278ヘクタール、3回目237ヘクタール、延べ面積764ヘクタールの防除がなされました。このまま地球温暖化が進めば、ますますウンカの発生が予想されます。防除費用が10アール当たり9,100円ほどかかり、今後ますます農業経営を圧迫するものと思います。

そこで質問ですが、これからますます農業経営を支援してもらうために、水田のヘリ防除に何らかの助成について行ってもらうことはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番下田議員の二つ目の質問、水田のヘリ防除について何がしかの補助ができないかについてお答えをいたします。

まず、補助を行うかどうか検討する場合、財源をどうするのかという問題があります。米に限らずほとんどの作物に共通することと思いますが、作物を栽培する場合、特殊な栽培方法を除けば、病害虫の発生を抑えるための消毒は必要不可欠な作業であると思えます。しかしながら、国や県の農業分野に対する補助は、長期的に使用するものや多くの農業者が使用するような施設などには補助がありますが、農薬や肥料など、消耗品に分類されるようなものには補助金のメニューはほとんどありませんので、町の単独財源となります。

米については、熊本地震当初、田んぼは大変大きな被害を受けた、農地には亀裂が走って、用排水路は使えなくなったということで、加えて6月20日の大雨災害ということで、稲作は非常に厳しい状況がありました。そんな中にやはり大豆に転作してはどうですかと話をしても、やはり多くの町民の皆さん、約8割の方が米をつくられたと、そういった思いもありましたので、益城の米を使った米焼酎、米益も昨年度、発売したところであります。

議員もそういった思いがあって、今回ですね、日本人の主食である米に対して補助をしてもいいのかという思いで御質問をされたと思えますが、やはり他の作物との平等性に欠けるため、米作だけを優遇することは適当ではないということで考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。できるだけ米にも補助してもらいたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。1時55分から再開します。

休憩 午後1時44分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川公則議員の質問を許します。

10番中川公則議員。

○10番（中川公則君） こんにちは。10番中川です。午後ですね、一番疲れるときだと思いますけども、今しばらくよろしくお願ひしたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本全国はほんとにパニック状態であります。県内でも6名の患者が確認されておりますが、これ以上増え続けたいことを願うものであります。

それでは、昨日通告しておりました質問項目の4項目について御質問申し上げます。

まず第一に財政問題について、2番目にまちづくり会社について、3番目ににぎわいづくりへの取り組みについて、4番目に町道の改良についてということで随時御質問申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1点目の財政問題について御質問いたします。

熊本地震からはや5年を迎えようとしています。道路などのインフラ、給食センター等の建物関係も、着実に復旧が進んでおります。しかしながら、仮設住宅またみなし住宅にまだ1,700名程度の町民の方がおられますが、日ごろから町長は最後のお一人までしっかり支えていくと明言されておられます。そこで、災害復旧・復興への取り組み、被災された町民の方を支えるための施策について、令和2年度の予算編成にどのように展開されるのかまずお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 三つ言ってください。

○10番（中川公則君） 財政問題であります。

次に、町長の公約実現のための予算措置について伺います。

町長は2期目の挑戦のとき、マニフェストを策定し、町民との約束をなされております。1年目から本年度までのできるところは実現されておると思いますが、2年度の予算編成に当たって、またマニフェストの実現に向けて、どのような方針で取り組まれるかお伺ひをいたします。

それから3番目に、公債費の見通しと財源措置についてお伺ひいたします。

町では総額1,270億円程度の災害復旧・復興事業を実施しています。町の純粋な負担も約154億円ほどを見込んでいます。復旧・復興事業も庁舎などの建物の復旧を除いて、件数ベースで約90%が完了してきており、これからは都市計画道路や避難路、避難地整備等、用地の取得に伴う復興事業に力を注がなければならなくなっております。いよいよ災害公営住宅も3月末には全て完成し、県道熊本高森線の拡幅事業、木山地区の土地区画整理事業など、復興のシンボリックな事業も着実に進んできているように思います。一方、将来の町の発展のためのまちづくりへの取り組みが始まっておりますが、やはり財政面での不安が今後のまちづくりへの加速化にブレーキをかけるのではないかと心配するものであります。

災害公営住宅の整備や今後の役場庁舎、複合施設の整備に伴う公債費負担がどのように町の財

政に影響を及ぼすのか、現時点での公債費の見通しと財政への影響、財政見通しをどのように立てておられるのか伺います。

これで1点目の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の一つ目の御質問の1点目、令和2年度の当初予算の特徴と編成に当たっての重点項目についてにお答えをします。

令和2年度当初予算につきましては、予算規模が191億円で、令和元年度の296億円と比較すると105億円の減額で、大きく減少している状況です。熊本地震から4年が経過しようとしており、熊本地震からの復旧事業や生活再建関連事業につきましては、落ち着きつつある状況です。一方、将来を見据えたにぎわいづくりやまちづくり関連事業につきましては、町の復興とさらなる発展のために知恵を出し合いながら、しっかりと取り組んでいく必要がありますことから、重点的に予算措置をしています。

目的別による歳出予算では、土木費が災害公営住宅の整備が完了することで38億円の減額、災害復旧費が、道路、橋梁や河川、宅地復旧及び公共施設などの復旧にめどがつかしましたことで89億円の減額、一方、増加しているのが総務費で令和2年度が期限となっています、緊急防災減災事業債を活用しました防災行政無線デジタル化整備などにより9億円の増額、民生費が、仮設団地跡地の農地復旧工事及び仮設団地の集会所でしたみんなの家移設工事などにより10億円の増額、熊本地震からの復旧・復興事業の財源としまして借り入れました金額の元金返済が始まりますことで、公債費が5億円増額となっております。

来年度の重点項目につきましては、災害復旧事業費で中央公民館及び男女共同参画センターなどの複合施設の基本実施設計に1億2,000万円、復興事業では、継続事業になりますが、益城中央土地区画整理事業や益城中央線4車線化事業などの県負担に2億7,000万円、横町線や益城東西線整備の街路事業、避難地などを整備する都市防災総合推進事業に11億4,000万円、そのほかの普通建設事業では、防災行政無線デジタル化整備に6億9,000万円、みんなの家移設工事に5億2,000万円、潮井自然公園整備内容を見直す設計業務委託に3,000万円などを予算計上しています。

また、都市計画マスタープラン改定に伴う用途地域見直し業務委託や立地適正化計画策定業務委託、まちづくりと連携し、公共交通ネットワークの再構築を図るため、地域公共交通網形成計画の策定を予定しております。

さらに、町の将来を見据えたにぎわいづくりのため、企業誘致や町の商店街におけるニーズ調査、企業誘致のための産業用地確保に向けた適地調査を行うこととしています。

この予算に加えまして、教育費で学校教育ICT機器購入や英検検定チャレンジ補助金の創設、福祉費で高齢者補聴器購入助成事業の創設、衛生費では一般不妊治療、早産予防対策事業及び医療用かつら助成事業を創設し、新規事業として開始する予定です。なお、この新たに創設しました事業の財源は、敬老祝金などを見直した財源で賄っております。これらの復興事業やそれに関連する事業が重点項目になるかと思いますが、仮設住宅などにお住まいの方もおられますので、

被災者の皆様方の生活再建を第一に考え、町の将来を見据え、各種施策にしっかり取り組んでまいります。

一つ目の御質問の2点目、町長公約実現のための予算措置についてにお答えをいたします。

マニフェストに関しましては、2期目の選挙の際に、被災者の住まい再建、一刻も早い復興整備、町民主役のまちづくり、子育てしやすい環境の整備、産業の強化、福祉の充実といった六つの公約事項を示し、現在、その公約の実現に向けて復興計画や総合計画との整合を図りながら、被災された住民の皆様の早期生活再建を最優先とし、熊本地震からの復旧・復興事業及びにぎわいづくりに取り組んでおります。また、昨年9月には、第2期1年目の公約事業の進捗状況につきまして精査し、実績を公表したところです。

その主な事業といたしましては、被災者の住まいの再建のための住まい再建支援策の拡充事業及び民間賃貸住宅の再建支援事業、町民を主役とした防災組織強化のための災害時応援協定の締結事業及び災害時食糧等の備蓄事業、子どもの元気を育てる学校給食センター整備事業、学校教育に地域の声を生かす地域版コミュニティ・スクール導入事業など、全29事業中7事業、29%の目標が達成できています。今後もマニフェストの実現に向けて、スピード感を持って着実に取り組んでまいります。

また令和元年度における進捗状況につきましては、今年度終了後に取りまとめを行い、速やかに2年目の実績につきましても公表してまいります。

議員御質問の公約実現のための予算措置につきましては、令和2年度当初予算におきまして、14事業、総額29億円の予算措置をしております。主な事業といたしましては、被災者の住まい再建支援関係で、被災者転居費用助成事業や公営住宅入居費用助成事業などに3億円、魅力あるまちに生まれ変わる復興事業や道路整備事業で益城中央被災市街地復興土地区画整理事業や横町線などの街路整備事業などに22億円、住民主役のまちづくり関係で2億円、その他コミュニティ・スクールやにぎわい創出事業、住民の健康づくり推進のためのましき健康ポイント事業などに取り組み、復興を加速させてまいりたいと考えています。特に、住民主役のまちづくりにおきましては、本町のまちづくりの基本理念と同様のものであり、各種施策や事業を進める上でさまざまな活動をされている個人やまちづくり協議会といった団体の方々の意見や思いを聞きながら取り組まなければならないと考えています。

住民主役の協働のまちづくりを推進し、復旧・復興事業を加速させ、マニフェスト実現のため各種施策にしっかり取り組んでまいります。

御質問の3点目、公債費の見通しと財源措置についてにお答えします。

平成28年熊本地震からの復旧・復興事業費が多額となっておりますが、国県支出金などの特定財源を有効に活用し、一般財源の最小化に努めているところです。復旧事業につきましては、国への要望により、国庫支出金のかさ上げなどが実現し、町負担の軽減が図られていますが、復興事業につきましては、既存の国庫補助事業で実施しなければならず、補助率が低いため、起債発行額が多額となり、公債費も増加することとなります。また、公債費に対する交付税措置も復旧事業に比べ、財政支援が低くなっており、町の実質負担が大きいのが現状です。このように、復

旧・復興事業により町負担が増加し、財政運営が厳しくなることが予想されるため、平成29年度から町の中期財政見通しを策定し、毎年9月に公表をしております。公表するに当たりましては、厳しい財政状況の認識を深めてもらうため、職員をはじめ、議員の皆様方にも説明をさせていただいているところです。

議員お尋ねの公債費の見通しにつきましては、令和元年9月に策定しました地域財政見通しにおきまして試算をしております。試算の結果、令和元年度の公債費で9億円だったものが、熊本地震関連事業の公債費の元金償還が始まりますため、令和2年度で15億円、令和4年度で21億円、令和7年度では34億円に増加することを見込んでいます。

また、これに対する財政措置では、公債費に対する交付税措置が主なものとなり、補助災害復旧事業債で元利償還金の95%、単独災害復旧事業債で47.5から85.5%、避難路などを整備するまちづくり関連事業では22%が措置をされています。

復旧・復興事業における公債費から交付税措置額を除いた町の実負担額は、令和3年度で1億円、令和5年度で2億4,000万円、令和7年度では6億5,000万円と増加し、令和8年度以降も7億円程度で推移していくと見込んでおります。

毎年の起債の償還に係る町の実質負担を軽減するためにも、引き続き、町税や住宅使用料の未収金対策、使用料や負担金のさらなる見直し、また本年度寄附額が大きく伸びました個人版のふるさと納税や地方創生の推進を図るため大幅な見直しが予定されています企業版ふるさと納税を有効に活用し、財源確保に努めてまいります。

さらに、定住促進や私自身のトップセールスによる攻めの企業誘致に取り組み、税源の涵養を図ります。あわせて、町の現状を国や県に対してしっかり説明を行い、所要の地方財政措置を要望することで、持続可能な財政運営となるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 町長のきめ細かな御説明ありがとうございました。また、1番目のですね、仮設住宅におられます方々の方々のですね、最後までいろいろと問題があるかと思えますけれども、立派に復興住宅のほうに移動されるような形で、何も支障のないような形でよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、財政問題の公債費の部分でございますけれども、いろいろと負担率が増えてくるわけでございますけれども、あらゆる国税とかうんぬんについて、できる限りのですね、節約をしながら、ひとつ町に支障がないような形で町長の手腕をよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、財政問題から、次の2点目のまちづくり会社についてお伺いいたします。

町では、復旧・復興後の姿を見据えて、にぎわいづくりを展開しているところでございますが、その中核となるまちづくり会社、未来創成ましきの役割についてお尋ねをいたします。

震災後の町の発展には、拡幅した県道熊本高森線の沿線、木山地区の土地区画整理事業により創出した新たな街並みを生かしたまちづくりとして、町全体が活性化することが求められます。まちづくりに欠かせないものは、それをリードしていく母体となるものが必要で、町では商工会やJAなどととも、まちづくり会社、未来創成ましきを創設されました。

そこで、これから未来創成ましきが担う役割として、どのようなものを期待しておられるか伺いをいたします。

また、先行事例の状況について、まちづくり会社、未来創成ましきによる地域振興は、震災からの復興を目指す我が町にとって、町の発展をけん引する重要な手段であると思います。そこで、先進的な取り組みを行っている地域、団体の取り組み状況についてと、この2点について分かる範囲で結構ですけれども、御説明をいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 中川議員、3点目の具体的な事業展開はいいとですか。

○10番（中川公則君） はい。

○町長（西村博則君） 3項目されたでしょう。

○10番（中川公則君） はい。議長、3点目については割愛いたします。2点までです。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の二つ目の御質問の1点目、まちづくり会社の役割について伺うにお答えをします。

御質問のありました、まちづくり会社、株式会社未来創成ましきは、今月の三日に設立しました。この未来創成ましきの主な目的は、議員の御指摘のとおり、拡幅しました県道熊本高森線の沿線や木山地区の土地区画整理事業により創出しました新たな街並みなどを生かして、町の中心市街地の活性化を図り、それを町全体に波及させていくことです。特に、未来創成ましきに期待する役割は、町内外の人が訪れたいくなるような町の魅力を結集した拠点を整備していただくことです。さらに、拠点に訪れた人が町内各地に足を運んでいただけるようなしなやかなまちづくりにも積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

このように、町全体への経済的な波及効果をもたらすような町のにぎわいの核となるハード整備と、それを町全体に波及させるようなソフト面での取り組みが未来創成ましきに担っていただきたい重要な役割です。

御質問の2点目、先行事例の状況についてにお答えをします。

町としましても、未来創成ましきに寄せる期待は大変大きい反面、会社経営という今までにない新たな挑戦に乗り出します。この判断に至るまで、町では全国各地の地域活性化に関する取り組みを調査しています。その中で、これから本町が参考にしたい宮城県女川町での取り組みを御紹介します。女川町は東日本大震災で壊滅的な被害を受け、1万人以上いた人口も6,000人台まで大きく減少する中、女川駅を中心とした新たなまちづくりに挑戦し、復興のトップランナーと言われるほど急速に復興が進んでいます。女川町では若者を中心に、民間と行政が連携したまちづくりを推進されており、JR石巻線の全線復旧に合わせ、移転しました女川駅から女川港に向かうエリアをにぎわい拠点と位置づけ、店舗や拠点施設の集約を図られています。そのけん引役として、商工会や町などの出資により、女川みらい創造株式会社が設立され、テナント型の商業施設、シーパルピア女川、物産センター、地元市場ハマテラスの整備運営が行われています。これらの動きに連動しまして、公共施設やNPO法人により創業支援拠点なども整備されており、昨年のゴールデンウィークには9万人近くの観光客が来訪されるなど、復興を力強く後押し

する新たなにぎわいが形成をされております。

未来創成ましきには、県と町が強力で推進している県道熊本高森線の4車線化や木山地区の土地地区画整理事業により創出しました新たな街並みなどを活用しながら、これらをしっかりと町のにぎわいづくりに結びつけていただくことを期待しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 今、町長より答弁がありましたように、宮城県の女川町でも非常に活発な街づくりをされております。益城町でもですね、町復興の途中でございますけども、未来創成ましきを軸として、大きなまちづくりにスタートしていただければという形で思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、3点目のにぎわいづくりの取り組みについてお尋ねをいたします。

2月号の広報ましきに、町に新たなにぎわいをということでアピールされておられます。益城町に関心を持って、働いてもらい、住んでもらいたい、それには町民の力を結集して、オール益城を取り組んでいこうという構想をなされておられました。

そこで、益城町に関心を持って、遊びに来ていただくという面から、益城の持っている潜在的な財産、豊かな農産物を買いに来てもらい、また、スポーツ施設や文化施設での催し物に参加してもらうなど、多くの方が益城町に来てもらうようにしなければなりません。

そういう中で、町にも新たな資源も出てきているように思います。国指定の地層断層、四賢婦人記念館、修復されている古民家など、国がこれまであまり力を入れて来なかった観光という面を生かしたにぎわいづくりを進めていけるのではないかと思います。

そこで、このような資源を生かした観光への取り組みについて、町はどのような考えなのか、プランがありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、まちづくり協議会の活動に対してお尋ねをいたします。

現在、町内には27のまちづくり協議会が設立されておられます。まちづくり協議会は当初、地震発生時、避難が困難を極めたという反省から、各地域に避難地や避難路に整備を行う場合の決定を優先して協議をいただいてきました。用地の取得等で進んでいないところもありますが、一定の成果は出されてきたと思っております。また、各地域の協議会でさまざまなイベントや防災訓練などがなされており、このような協議会の取り組みを生かし、町外の皆さんに知ってもらうことで、にぎわい創出につなげればと思うのであります。

そこで、町としてはどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長、質問事項は3番まで書いておりましたけど、今回、町外、地域外のまちづくり協議会活動の周知対策については割愛いたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員、今、3番目に言われたのを割愛されるわけですか。

○10番（中川公則君） 今の2番で。

○議長（稲田忠則君） いや、今、2番がそのまちづくり協議会の周知徹底ということを言われたと思っておりますけど。

○10番（中川公則君） はい、はい。

○議長（稲田忠則君） だけ、今、まちづくり協議会を町外にですよ、アピールするっちゃうことを今、言われたんですよ。これが3番に。

○10番（中川公則君） そうですね、3番ですね。

○議長（稲田忠則君） ですね。で、これは答弁してもらったほうがいいでしょう。どうですか。

○10番（中川公則君） 説明書の2番がですね、ちょっと割愛いたします。済みません。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） ちょっとのどの状態も良くなりましたので、全部答えますので。

10番中川議員の三つ目の御質問の1点目、古民家や地表断層などを生かした観光への取り組みについてにお答えをいたします。

まず、町では昨年12月に住民や各団体の代表者により、第1回にぎわいづくり推進本部会議を開催しました。本会議では、震災前の活力を取り戻し、さらに地域の価値を高め、にぎわいにあふれる町を目指し、全ての町民の皆様のを結集して、オール益城でにぎわいづくりに取り組んでいくことで一致団結をしました。

このにぎわいづくりを進めていく上で、関心を持ってもらう、遊びに来てもらう、働きに来てもらう、住んでもらう、人をそれぞれ増やしていくことが必要です。この取り組みの一環として、観光に関する取り組みを今後さらに強化していくことが重要となります。町内に現存する空き家となった古民家につきましては、その歴史的な価値に着目し、地域の手によって、飲食店や宿泊施設として活用する新たな動きがあります。町としましては、この取り組みが円滑に進むように、県との開発許可に関する協議や農泊の推進事業の補助金申請に対するサポートを実施してまいります。また、国の天然記念物に指定されている布田川断層帯につきましては、県や関係市町村とともに策定しました、防災・減災教育旅行プログラムに基づき、今年度5件、来年度6件の教育旅行が予定されるなど、新たな観光資源として期待を寄せています。こちらにつきましても、町が参加しました展示会などでPRしますとともに、専門家による誘致活動やガイドのスキルアップ、運営体制へのアドバイスなど教育旅行の受け入れを行う町内団体に対しまして、その体制の強化に係る経費につきまして、一部を補助するなどの支援を行っています。このほかにも、まちづくり協議会などが作成しましたフットパスコースや四賢婦人記念館、太秋柿、スイカに代表される豊かな農産物など、魅力的な資源が町内に数多く存在します。来年度、まちではこれらの個々の取り組みをさらに掘り起こし、磨き上げ、それぞれを連携させながら、集落ごとに観光プランとして取りまとめたいと考えており、来年度当初予算に委託費を計上しています。これを町外に向けて、あらゆる機会を通じて情報発信していくことで、観光によるにぎわいづくりを進めてまいりたいと考えています。

御質問の2点目、来町者にお金を使ってもらうための施策、取り組みについてにお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、町では町内のさまざまな取り組みを観光プランとして取りまとめたいと考えています。この観光プランを魅力的なものにしていくためには、一つ一つのコンテンツのさらなる充実にかかっています。そのためには、個々の事業者の方々に特産品の製造、

販売や飲食物の提供など、もうけるための新たな取り組みにもう一步踏み込んでいただく必要があります。

そこで、町ではこのような取り組みを後押ししていくため、来年度当初予算におきまして、二つの支援策に関する予算案を計上しております。

1点目は、国の地域おこし協力隊制度を活用し、商品開発などへのアドバイスや新たな販路開拓を支援する人材の確保です。

2点目は、商品開発や販路開拓などに係る費用を一部補助する制度の創設です。これらの支援策により、町内事業者のもうけるための新たな取り組みを後押ししてまいりたいと考えております。

御質問の3点目、町外、地域外へのまちづくり協議会活動周知対策についてお答えします。

本町のまちづくり協議会は、熊本地震からの復興に向け、住民と行政が一体となり、各地の課題を解決するための取り組みを行い、災害に強い協働のまちづくりを推進していくことを目的として、現在27地区で設立をされております。主な活動内容としまして、設立当初は、震災から得た教訓から、避難地や避難路の提案をいただきました。徐々に避難地や避難路の整備が進捗している今日では、地区ごとで自主防災組織を設立し、避難訓練や地区のにぎわいに関連したイベントの開催を行っていただいております。

さて、議員の御質問の、町外、地域外へのまちづくり協議会活動周知対策についてでございますが、現在、町からの情報発信といたしましては、まず広報ましきにより、まち協通信というタイトルで各まちづくり協議会の活動内容を紹介しております。また、各まちづくり協議会の会議では、各協議会の活動内容につきまして、情報の共有を図っております。

今後もまちづくり協議会の皆さんがお互いの活動を報告し、意見交換を行うことで、今後も活発に協議会の運営が推進できるように支援を行ってまいります。

現在のところ、町外、地域外への活動周知につきましては、町内外からの各団体の視察時などのまちづくり協議会活動などの紹介をしております。なお、まちづくり協議会活動は、これから地域それぞれの課題に合わせ、多様化していくことが見込まれ、それを町がサポートする形で進めてまいりたいと考えております。同時に、活動内容につきましても、協議会の意向を尊重し、協議会が広く周知をしたいという希望があれば、町としてしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） にぎわいづくりについていろいろ素晴らしい答弁いただきまして、益城のほうにそっちから皆さんが寄ってこられるような状態をつくっていかねばならないと思います。それから、町外に対してもいろいろと町の部分について発信をしながらですね、町の豊かな自然的な景観とか農産物とかいろいろですね、買い求めていただくような形で、お互いに頑張っていかなければならないと思います。

それでは、最後に、町道改良について1点だけ質問と言いますか、要望になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

災害公営住宅整備に伴う町道改良整備についてでございますけれども、御承知のように、辻の城大迫端線と言いますか、仮庁舎の東のほうでございますけれども、公営住宅下辻団地140戸、上辻団地、辻の城のほうに14戸の完成に伴い、当然、車の交通量も増えております。現在、両団地は、団地内のほうの道路は整備ができておりますけれども、部落との接合部分については、離合が難しい状況となっております。緊急時の対応や防災上においても、地元住民として危惧しているところであります。早急に辻の城大迫端線につきましては、雨水路関係の整備をしていただいで、全ての道路で車が離合できるような形で改良していただければということでございます。

いろいろと防災上にも関係がございますので、予算の許す限り、整備のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。町長、町道改良についての質問と言ひますか、要望の質問ということで一言、町長の見解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 質問でしょう。

○10番（中川公則君） はい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の四つ目の御質問、木山上辻団地、木山下辻団地の完成に伴い、辻の城大迫端線と下辻住宅線の整備についてにお答えをいたします。

まず、下辻団地中央に位置する町道下辻住宅線は、一部、幅員4メートル弱で、車両同士の離合が困難な狭隘区間がありました。木山下辻団地の建設に伴い、その狭隘区間も含めて、全区間におきまして、約4.5メートルから6.5メートルの幅員となり、道路に沿った部分には、住宅敷地内に1.8メートルの歩道を設置したところです。

また、路面の状態につきましては、木山下辻団地の建設に係る区間は、舗装が新設され、それ以外の区間の舗装は、痛みもほとんど見られず、良好な状態であります。

続いて、下辻団地東部に位置する町道辻の城大迫端線ですが、こちらの町道は、幅員は全区間約4メートルほどであり、交通量は少ないものの、車両同士の離合はやや困難な状況にあります。また、路面の状態につきましては、工事車両による通行の影響が大きく、舗装が割れているなど、かなり悪い状態にあります。この舗装につきましては、木山下辻団地の建設に起因するものでありますので、原因者により路面舗装の補修復旧がなされることになっております。なお、下辻団地敷地から当該町道への車での出入りはできないようになっておりますので、下辻団地入居者が通行されることは少ないと考えております。

いずれにしましても、当災害公営住宅の周辺は、新住宅エリアとして位置づけられておりますので、この両路線の今後の整備につきましては、周辺部の開発状況による交通の流れの変化などを踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 町長の答弁ありがとうございました。

いろいろ質問いたしましたけれども、今後ともよろしくお願ひをいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 中川公則議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時50分から再開します。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時50分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） こんにちは。12番宮崎でございます。

いよいよ本日最後の質問者になります。西村町長も執行部の皆さんも議員の皆さんも非常にお疲れだと思いますけれども、60分きちっと質問をさせていただきます。

さて、今回の一般質問ですが、町政全般から見て特に気になること、今、町として手を打っておかなければならないと思う3点に絞って質問をしたいと思います。

まず1点目は、県の阿蘇くまもと大空港構想に伴う我が町の空港周辺の開発について、2点目は、まもなく完成する益城町総合体育館の使用について、3点目は、津森地区の振興、特に人口の増加策について、以上この3点について質問をさせていただきます。

ではまず1番目の質問である、阿蘇くまもと大空港構想に伴う我が町の空港周辺の開発についてから質問させていただきます。

皆様も御承知のように、熊本県では、熊本地震以降、阿蘇くまもと空港周辺地域の活性化を狙い、大空港構想を打ち出しております。本構想によれば、本地域の将来像をまず一つ、熊本県の経済を力強くけん引する地域、二つ目に誰しもが安心して便利に暮らせる地域とし、将来の目指す姿として、新たな産業や雇用の創出と住みやすい、暮らしやすい地域の実現を掲げております。当然、我が町としても、県の大空港構想を受けて、町の将来構想に大きく反映させるべきだと考えます。そこで、3点伺います。

まず1点目は、県の大空港構想を受けて、本町として空港周辺地域での今後の取り組みについて。

2点目は、本町を通る大動脈である県道第二空港線沿線地域の開発について。特にここは、景観条例等の多くの規制がある中で、町として今後どのように考えていくのか。

3点目は、益城町復興計画の、この復興計画の中でございますけれども、7ページと8ページにある誘導エリア、つまりこれは第二空港線から益城中央線に入る交差点、このことを言っているんですが、このエリアについて、これまでの町の取り組み及び今後どのように取り組まれるのか、以上3点についてまず伺いをします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番宮崎議員の一つ目の御質問の1点目、県の大空港構想を受けて、本町として空港周辺地域での今後の取り組みについてにお答えをいたします。

大空港構想につきましては、熊本地震により甚大な被害を受けた熊本都市圏東部地域でありま

す益城町、西原村などの持つ可能性を引き出し、創造的復興を推進するグランドデザインとして、平成28年12月に策定をされています。阿蘇くまもと空港を熊本地震からの創造的復興のシンボルとし、交流・物流の拠点である空港のポテンシャルを最大限に引き出すことで、空港周辺地域の活性化につなげていくことを基本的な考え方としております。また、渋滞や待ち時間が少ないスムーズな空港アクセスの実現や柔軟な制度運用による農商工連携、六次産業化促進や、地域資源を活用した新事業の展開、利便性が高く、生活がしやすいまちづくりなど、目指すべき姿として掲げられています。

県では、この大空港構想の取り組みとして、空港を利用される方々の利便性向上や、空港を拠点とした地域振興を図るため、阿蘇くまもと空港とJR豊肥線を結ぶアクセス鉄道の整備を進められており、加えて沿線開発策として、情報通信技術ICTや人工知能AIなどの研究部門を積極的に誘致するための新産業拠点の整備も検討されています。

町としましては、都市計画の基本的な方針となる、益城町都市計画マスタープランを現在改定中であり、その土地利用の方針において、空港周辺を産官学広域連携拠点と定め、広域的な交通結節点となる空港での産業振興の促進を目的とし、周辺市町村などと産業や学術研究などの広域的な連携を行うことで、多様な産業の立地を促進するための拠点形成を進めますと定めており、県の構想との整合を図っているところです。

本年度におきましても、テクノリサーチパーク内に自然界で分解される素材を使って食器などを製造する企業との立地協定をするなど、企業進出の実績が出ている状況です。

空港周辺での取り組みとしましては、県でも大空港構想により取り組みをされていますので、本町としてもその動きに歩調を合わせ、臨空工業団地への早期の企業誘致や新産業団地の整備が本町で実現できるよう、県と密接に意見交換、連携し、空港周辺の開発に取り組んでまいります。

一つ目の御質問の2点目、景観条例などの多くの規制がある中で、本町を通る大動脈である県道第二空港線沿線地域の開発の進め方をどのように考えているのかについてお答えします。

第二空港線沿線の開発につきましては、議員御指摘のとおり、都市計画法や農地法、景観条例などにより、企業などから多くの相談があるにもかかわらず、開発まで至っていないのが現状であります。これらの法律や条例などに加えて、空港アクセスの定時性や速達性の確保における課題もあったところです。また、大空港構想におきましても、阿蘇くまもと空港へのアクセスルートである第二空港線については、豊かな景観を維持しながら今後も定時性、速達性の確保に努めますと示されていますので、開発に当たりましては、景観条例などを順守しながら進めていかなければならないと考えています。

現在改定中の都市計画マスタープランにおきまして、産業用地として、第二空港線から一定の距離をおいたところから、グランメッセ木山線の間、益城熊本空港インター付近及び阿蘇くまもと空港周辺を将来、土地利用方針図に示していますので、今後はこの土地利用方針図を基に関係機関やトップセールスによる企業誘致などを行い、産業用地としている第二空港線沿線の開発を進めてまいりたいと考えております。

御質問の3点目、益城町復興計画の7から8ページにある誘導エリアについて、これまでの町

の取り組み及び今後どのように取り組むのかについてお答えをします。

平成28年12月に策定しました益城町復興計画の7ページ、8ページの誘導エリアは、第二空港線と県道益城菊陽線、国道443号線及び町道農免道線との交差点付近を設定しており、空港や高速道路などを利用し、広域的に移動する旅客に対して、町及び県の魅力を発信するための施設の整備を図り、熊本県全体の回遊性を高めるとしています。また、益城町復興計画を組み込む形で策定しました第6次益城町総合計画におきましては、県道益城菊陽線から国道443号線付近までの第二空港線沿線を誘導エリアに設定しております。

益城町復興計画策定時には、審議会の委員の方々から、誘導エリアに道の駅などを整備し、第二空港線沿線を開発していくべきだなどの意見があったようですが、第二空港線沿線は、大空港構想において、豊かな景観を維持しながら、定時性、速達性に努めることとされており、町による施設整備はこれらを一つ一つクリアする必要があり、大変難しい状況にあると思われま。このため、この誘導エリアでは、施設整備とともに、エリア設定の目的である回遊性の向上が重要であると考えており、空港や高速道路を利用される方々を、阿蘇や熊本市方面へ通過させるだけでなく、いかに本町の都市拠点や地域拠点へ誘導していくかに積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

今後は現在進めている木山地区や惣領地区でのにぎわいづくりの進捗状況を見据えながら、あわせて第二空港線からの誘導策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま町長から答弁をいただきましたが、まず1点目の本町として、空港周辺地域の今後の取り組みにつきましては、要は県と連携しながらこういうことをやっていくと。まだ具体的なというのはこれからつくっていくんだと、要約すればそういうことかなと、このように思います。

2点目の第二空港線沿線地域の開発についても、いろいろ規制があつてなかなかできない。もしやるとすれば、第二空港線から少し離れたところで可能なところからやっていきたい、こういう話だろうと思います。

それから、3点目の第二空港線沿線沿いの誘導エリアの取り組みについても、今のところは特に何もやってないような感じでございますけれども、この地域が回遊性とか県や町の魅力をつくるためには重要な地域であるから、今後検討し、何とかやりたい、こういう話だろうと思います。

結論から言うと、まだ今のところは手はつけてないけど、ここらあたりは全部重要だから、今後は何とかですね、町のマスタープランとかこういうようにひっくるめてよく考えていきたいと、こういうことだろうと思うんですが、町長、それでよろしゅうございますか、大体。

ということでですね、なかなかここは、非常に今、制約等あつて難しいところではございますけれども、ただここは非常に益城町の重要な地域なんですよね。いろいろ県から規制、指導、いろいろあると思うんですけど、県の指導、規制、これを素直に受けとったらですね、今までどおり、地震があつて4年、ずっと何も変わらん、こういう話だろうと思うんですよ。だけど、県の言うこと聞かないというのもなかなか難しいし、ここはやっぱりよく考えてやっていかなきゃい

かんかなと思います。

話をもとに戻していきますけども、まず空港周辺の開発については、まず規制が少ない東海大学農学部が移転をしてみたい地域、特に第二空港線から西原村のほうに抜ける各道路沿線地域及びまもなく開通します、農免道路ですよね、グランメッセ線からの農免道路、そして空港に抜ける道路、あの沿いにやっぱり町としてはですね、重点を置いて開発をする必要があるんじゃないかと思います。もしそれをしなかったならば、全部おいしいところは西原村に持っていかれてしまう、こういう感じはします。

それから、次に第二空港線沿いの開発問題で、確かに各種のですね、制限がある、これは承知をしておりますけれども、熊本県が許可しないから何もできない、何もしないというのでは、これは自分たちの子どもや孫に対してあまりにも無責任であると思います。確かに短期間で現状を変えるということはこれはなかなかできないと思いますが、長い時間をかけて、各種の規制を少しずつ外して行く努力が必要で、例えばですね、地域を限定するとか、県も賛成せざるを得ないような理論を構成するとか、こういうことでダメもとで何回も何回もチャレンジすることによってですね、初めて突破口、これが開かれると思います。ただ、今までの経緯から言いますと、歴代町長、ここはあまり手をつけられなくて、ずっとつまり言葉を変えるならば、半永久的に今の第二空港線の状態で、益城町はそれを強いられてしまう、こういう状況です。やはり10年先、20年先は変わるんだということを少し前のうちから順を追っていかないと、多分これは何も変わらない。

熊本市と空港周辺は非常にですね、発展しながら、それを連絡する道路は田園の中を走っていきます。これで非常に喜ばれる人もおられると思いますけれども、地元としてはですね、必ずしもうれしいことばかりじゃない、こういうふうにさえ思います。

以上の観点からですね、第二空港線沿いの開発は、グランメッセ付近からですね、まず県道益城菊陽線までの間、地域的にはですね、グランメッセから、駅伝でよく中継所になります安永交差点というのがあります、第二空港線に。あそこまでぐらいをですね、何とか県に規制を外していただくという努力目標をつくってですね、チャレンジしてというのが私は必要じゃないかと思います。

それから2点目は、第二空港線沿いの開発については、今、言いましたグランメッセからですね、県道益城菊陽線までの間、それから、西原に向かう道路についてはですね、先ほども言いましたように、やはり東海大学の学生舎が建つ農学部の学生舎が建つあの付近を中心に、ちょうど西原との境界になりますけども、あそこあたりを重点に、町としてやっぱり開発する必要があるんじゃないかというふうに思います。

で、2回目の質問は、その2点でございます。1点目はですね、やはり東海大学付近のちょうど西原との境界付近ですよ、アメリカン牧場とかございますけども、あれより西側は益城町の地域でございます。ですから、全部西原村に持っていかれないように、そのあたりはちゃんと町で開発する。それから、もう1点目はですね、先ほど言いました、第二空港線の沿線沿いの開発は、まずグランメッセからですね、全部望もうとしても無理なんで、とりあえず県道益城菊陽線の安

永交差点というところまでぐらいをですね、努力目標に開発したらいかがでしょうか。これが第2問目です。よろしくお祈いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答ををします。

まず、高森線ですね、第二空港線ですね、こちらについては、ほんとに歴代何代もの町長がやられてなかったというわけじゃなくても、全力でどうにかならぬかということ取り組んでらっしゃったのを覚えております。それで、私自身も今どうにか空港あたりもどうにかできないかということで、トップセールスを今どんどん、きのうの予算でも企業訪問、これは町長だけじゃないんですが、職員も出向いて、企業に来てくださいと話をしたときに、土地がないとどこに行くんですかということ、そこあたりが非常に悩ましいところということ、やはりそこあたりが将来を見据えた工業団地あたりをつくったりとか、土地をという形になるかと思ひます。その中でまず第二空港線につきましてはやはり計画をやっておりますので、そこあたりも踏まえながら、デザインを今やっておりますので、そちらのほうを加えながらということ考えているところ。また、この大空港構想ネクストステージというのを見ると、やはりかなり厳しい定時性、速達性を持ちながら景観に配慮しながらとか、かなり厳しい内容になっておりますが、そちらのほうを見ても、定時性・速達性はじゃあ解消できるならということが出てまいると思ひますので、そこあたりも踏まえて、ただ宮崎議員おっしゃられたように、全部が全部という形じゃなくて、やはりそこの中の一部あたり、できるところからとかですね、そこらあたりは今、計画あたりをつくっておりますので、そこあたりも踏まえながら取り組んでいきたいということ、空港周辺についても一緒かなということ思ひております。

それと、堂園小森線付近、そちらの東海大学付近についても、こちらについても非常に今度はキャンパスになってくると。ただあの付近は県有地が非常に多いんだということもありますので、こちらのこと踏まえながら、じゃあその先どうするかということ、今、早速くまもと空港が来たときに、あとは排水とか給水とか下水とかそこあたりもまず考える必要があるということ、これはもう1年ぐらい前から、これは益城だけの問題でもないかなと、西原の問題もあります。それから、菊陽あたりも入ってくるかなと思ひますので、そこあたりも踏まえながら、議員おっしゃられたように、できるところからやっていく土地をそういったほうに確保していく計画をまたそういったところ踏まえながら、じゃあどの事業がいいのかとかですね、そこあたりも踏まえながらまた取り組んでまいりたいということ考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 町長の答弁ありがとうございました。

私は問題を提起をするだけで終わってしまうかもしれませんが、やっぱりこれは重要な問題ですから、なるべく早く取り組んで、なるべく実績を上げていただきたい、こういうふうに思ひます。いろいろ難しい問題もあろうかと思ひますけれども、ぜひよろしくお祈いします。

ではこの問題は終わります、次の益城町総合体育館の使用について入らせていただきます。

熊本地震で大きな被害を受けた益城町総合体育館もこの3月に再建され、ひきつづき内装等の

整備を行い、近日中には町民が使用できる状態になるようであります。町民も体育館の完成を心から望んでいると思います。私の周りの人たちの話でも、熊本地震で多くの町の公共施設が使えなくなり、レクレーションや諸競技等のスポーツを行う施設に大きな制限を受けて、ほとんどの人がほかの市町村の施設を借りて使っておられたようで、今回の町総合体育館の完成により、これまでの不便な環境から抜けられる、大いに喜んでおられました。

そこで2点伺います。1点目は、今度、完成する総合体育館の設置目的について。2点目は、震災前の総合体育館と今度、再建される総合体育館の使用上の違いについてどう考え、何を考慮すべきと考えるかについて、2問目の第1回の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 12番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目にまずお答えさせていただきます。

今年度末に完成いたします総合体育館の設置目的につきましては、益城町総合体育館条例の第1条で、町民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、町民の健康の増進及び文化の向上に資するためとあり、また、3条には、町民の体育・スポーツの振興及び健康増進や体育・スポーツのための施設及び整備の提供とあります。議員おっしゃったとおり、熊本地震で町民の皆様方には、スポーツや健康増進の機会や場所が長い間制限されてきました。供用開始後は、多くの町民の皆様にはスポーツや健康づくりの機会、場所等の提供はもちろんのこと、プロの試合や健康教室等の開催をしまして、これまで以上にスポーツ・健康文化の向上を図り、町民の皆様には親しまれる施設にしていきたいと考えております。

二つ目の御質問についての2点目でございますけれども、震災前の総合体育館と新たな総合体育館には、それぞれメインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニングルーム等を備えておりまして、各施設の面積もほぼ同面積であります。また、災害発生時には、町の指定避難所として多くの町民を避難収容する施設である点につきましても、以前と同様であります。

施設面での大きな違いとしましては、メインアリーナをはじめ、各施設の天井照明をLED化しまして、明るさを増すとともに、地震でも落下しにくいように、軽量化を図っております。また、サブアリーナ、武道場にはエアコンを完備したことが前の体育館との主な違いであります。

震災前の総合体育館と新たな体育館の使用上の注意として最も考慮すべき点としましては、町民体育館の解体・撤去に伴うこれまでの利用者に対する影響であると考えております。震災前は総合体育館と町民体育館の二つの体育館を使用することができましたが、今後は新しい総合体育館のみとなります。今後、体育館運用の際、時間帯によっては、利用者が集中することも考えられますので、利用の少ない時間帯の使用料を減額して利用者の分散を図ったり、あるいは小中学校の体育館を含めた、町全体の体育施設の運用検討をしたりしまして、できるだけ多くの皆様方に御利用いただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、震災前と同様、町民の皆様には優先的に貸し出すことにより、利用しやすい環境づくりを推進しますとともに、指定管理者や体育協会、各種団体と連携した魅力的な事業を総合体育館に

て実施するなど、多くの町民の皆様方に親しまれる施設になりますよう、努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） ただいま答弁をいただきました。総合体育館の設置目的、それから震災前の体育館と震災後の体育館の使用上の違い、これについてはよく分かりました。ほんとにありがとうございました。

そこで、今回なぜ私がこの総合体育館の使用問題を取り上げたかと申しますと、これまで熊本地震により大きな被害を受けた町公共施設が、国や県の温かい御配慮で再建され、使用開始になるとき、当然のごとく、使用料の値上げが行われ、地震で痛めつけられた町民への配慮、これが少なされていないような感じを受けておりました。今回、議会に提案された総合体育館の使用量の値上げについても多分その流れだとは言いきれませんが、消費税の値上げという理由でございますけれども、当然、町としてはですね、使用料を少しでも上げて、町の財政に寄与させたいとか、周りの市町村とのバランスとか、利用する人が限定的だとか、いろいろ理由もあると思われましても、地震からの復興初期、特にこの一、二年間の我が町の重要なことは、地震で痛めつけられていた町民がまず元気になるための施策を行うことであると思っております。そこで、話を本題に戻しますと、町条例による総合体育館の設置目的は、先ほど答弁がありましたように、第1条に、町民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、町民の健康の増進及び文化の向上に資するため、益城町総合体育館を設置するところというふうに書いてございます。つまり、当然のことではありますが、町総合体育館は、町民に使ってもらうようにすることが最も重要なことでもあります。さらに今回は、熊本地震でこれまで比較的小規模なスポーツやダンス等に使用されていた町民体育館の再建はなされず、長期間待たされてやっと総合体育館が使えるようになったという背景から、一段と町民への配慮が必要であると思っております。

そこで町民のための総合体育館とするための提案なんですけど、本体育館が使用できるようになった当初の期間に、体育館を町民に無料で開放する日を二、三日設定するとか、または毎月1日間は町民に無料で開放するのを1年間続けるとか、そういうのを行って、体育館の完成を町民挙げて祝うとともに、体育館は町民のものであるとアピールするのはいかがでしょうか。

体育館開放の日の設定について、第2問とします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1回目の答弁でも申し上げましたとおり、震災後、公共施設の損壊によってですね、多くの町民の方々にスポーツの機会等々が奪われまして、大変心苦しく思っているところでございます。今、議員からのお話にありましたように、町民が元気になる施策、そして町民に使ってもらうことが一番大切だという認識については、私もそのように考えるところであります。そういうところからしましても、震災前にも増しまして、さらに多くの町民の方々にどのようにして健康増進の場として施設を使用していただくのか、施設運営のあり方を工夫改善する必要があるというふうな認識を持っているところでございます。

議員から御提案のありました、体育館を町民に無料で開放する日を二、三日設定する、また、毎月1日は町民に無料で開放する等の御提案につきましては、町としましてもこれから落成式や既存のイベント、健康フェスタ等々も含めまして、その関連も含めまして、体育館の完成を町民挙げて祝うとともに、町民へ喜ばれて、そして町民の皆様に気軽に使ってもらえるような、そういう方策を今後検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今後、検討するというところでございますけれども、大体予想した回答でございます。

なかなか難しい問題をはらんでいるとは思いますが、ここで私があえて言うまでもありませんけれども、熊本地震からやっと再建され、町民は首を長くしてこれを待っていたんだと。そして、どうしても総合体育館と言うと、今までの関連から言うと、プロのスポーツであったり、それから大きな大会であったり、ちょっと町民からかけ離れたような感じもしますので、なるべく町民のための体育館である、これを何らかの形で打ち出すというのも必要じゃないかと、こういうふうに思います。

そういうことで、次の問題に入らせていただきます。

3番目の質問は、津森地区の振興、特に人口増加策についてでございます。

本問題は、同僚議員が午前中に質問しました。多少、ダブるところもありますけれども、あえて質問をさせていただきます。

同僚議員も申したいとおおり、午前中ではございません、午後ですね。済みません、午後。同僚議員も申したいとおおり、これまでの町の定住促進策等の効果により、飯野地区・福田地区の人口の低下は一応歯どめがかかり、小學校生徒の数もかなりの増加傾向となり、本当に喜ばしい事であると思います。しかしながら、津森地区だけはまだ町の施策の効果が出ておらず、このままいけば、津森地区だけが取り残されてしまうおそれがあると心配しております。

そこで2点伺います。

現在、町が考えている津森地区の人口増加策について。

2点目は、本町の定住促進策の中で、津森地区を他の地区に優先して視察することの可否について。

以上2点について、まずお伺いをいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番宮崎議員の三つ目の御質問の1点目、現在、町が考えている津森地区の人口増加策についてお答えいたします。

津森地区の定住促進対策としましては、同地区及び飯野・福田地区の子育て世代の定住を促進し、住宅の新築及び購入の費用を補助することにより、区域内の少子化の防止と地域の活性化を図ることを目的に、平成23年度から補助金を交付し、定住促進対策に努めているところです。この定住促進補助金の効果によりまして、下田議員への答弁の繰り返しになりますが、飯野地区では令和2年2月までに115件の463人、福田地区では84件の333人が地区計画や集落内開発などに

より宅地造成された土地に新築などを行い、定住をされています。一方で、津森地区におきましては17件の70人とどまっております。理由といたしましては、飯野・福田地区に比べて、地区計画や集落内開発が進んでおらず、新たな移住者が住むための宅地が他地域に比べて少ないことが大きいと考えております。

津森地区における宅地開発では、開発業者が宅地開発を幾度となく試みておられますが、用地買収の金額で折り合いがつかず、断念されたとのことであり、ここの折り合いがつけば、集落内開発などにより宅地開発が進み、定住促進につながるものと考えています。

また、定住促進補助金の申請者の約半分は、町内転居者であるため、今後も定住促進補助金等、集落内開発などの制度を活用するとともに、住民の方々とも協力し、地域の実情などを踏まえつつ、津森地区を含む町のPR活動などもしっかり続けていくことで、津森地区を含む町全体の人口増加を図ってまいります。

御質問の2点目、本町の定住促進策の中で、津森地区を他の地区に優先して施策することの可否についてお答えをいたします。

本町の定住施策としまして、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、定住促進補助金がございますが、津森地区におきましては、飯野・福田地区に比べ、申請が少ない状況であることも踏まえ、今後の町の財政状況を踏まえつつ、住民の皆様方の御意見や思いを聞きながら、何らかの優遇措置や新たな取り組みにつきましても、検討してまいりたいと思います。

津森地区の人口を増加させるためには、津森地区を重点的に支援することも重要だと思っておりますが、町中心部ににぎわいをつくり、活性化させることも重要だと考えています。現在、整備されております県道熊本高森線の4車線化や木山地区の土地区画整理事業により整備される資源を有効に活用しますとともに、立地適正化計画や中心市街地活性化基本計画などにより、商業や医療、公共交通などの都市機能の誘導を図り、町中心部を活性化させることで、その効果が集落部にも波及し、津森地区の定住促進にもつながるものと考えています。いずれにしましても、津森地区の定住促進は重要な課題だと認識しておりますので、しっかり取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、町長から答弁をいただきました。

まず、津森地区の人口増加策についての施策についても大体分かりました。それから、町の定住促進の中で、津森地区だけは特別に優遇するということについてはですね、今後は検討はするけれどもという話でございました。

ただ、町長のお考えとしては、私の受けた感じでは、益城町の中央市街地と言いますか、町の中心部、ここをですね、非常に発展させることによって、その周辺にその類が及んでくるんじゃないかということをお考えみたいであります。そういうこともあるんでしょうけども、とにかくですね、今のままの状態です津森地区の復旧がたとえ進んでいったとしても、人口の流入はあまり期待し得ないというのが私は現実だろうと思うんです。今、石垣とかいろんなものが直っています。けどあそこに住む人は非常に少ないです。だから、何か手を打たなきゃいかん、こういう

ような感じを持っているんです。

ともかく、このような前提に立って、今、町として手を打っておかなければ、同僚の議員も心配しておられたように、限界部落のほうにどんどん進んでいってしまう、そういうことはあってはいけない、こういうふうには私は思います。ともかく今、手を打って行かないと、何年後かには限界部落になってしまうんだよという共通の危機感をみんな持って対処していただきたいなど、こういうふうには思います。心配し過ぎかもしれませんが、早く手を打って行かないと、なかなかこれはいけないんじゃないかと、こういうふうには思います。

津森地区は熊本市側から見れば、一番奥地となっており、今、何とか下水道も完備し、熊本地震で壊れた擁壁も逐次、修復され、生活環境も改善されつつあります。また、くまもと空港周辺地域を抱え、四賢婦人の家記念館や潮井さんの潮井公園、震災記念史跡等も存在し、津森地区の人口の増加をつくる要因になり得るといふふうに思います。

そこでもう一度町長にお尋ねします。津森地区の発展、人口増加のため、町長はどのようなリーダーシップを発揮されようとお考えになられるのか、先ほど答弁はいただきましたけれども、町長がこれをこういうふうにする、こういうふうには指導していく、これがちょっとよく分かりづらかったので、リーダーシップはどのようにとられるのかこれだけ最後の質問として私の本日の最後の質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

今、移住定住補助金をやっておりますが、これについても今、年間2,000万から3,000万使っているということで、これについてはやはり私個人としては、町全体で取り組むべきであるということで、やっぱり津森の魅力を発信していくためにということで、町のほうでも担当課だけではなくて、全課で取り組む必要がまず第一かなと。ただ、それとやはり津森が、先ほど下田議員にも話をしましたが、非常にいいところがたくさんあると、これのPRが足りないなというものもあります。自然環境が豊か、そして潮井公園につきましても、四賢婦人記念館があつて、断層もあります。断層も天然記念物に指定されてということで、これを内容についてもまた根本的に変えようと、公園の内容もされて、地域の方たちと話をし、にぎわいのある公園にどうしたらいいかと言うのも今、考えているところです。それと、先ほど言いました四賢婦人、志賀哲太郎先生、それから日立造船の永田元社長とか多くの皆さん方の人材も輩出されているということ、それから米がおいしい、水がきれい、これも非常にほかにはないところかなということ、それと仕出し屋とかお肉屋さん、カレー屋さん、お茶屋さんとかたくさん店もあるとか、それと実は以前、東京から益城に来られている方で、益城に移住したいという方がいらっしゃいました。で、益城の津森ということで、どうしてですかという話を聞いたときに、やはり先ほどお話をしましたように、津森の方たちの人柄と人情味とそこあたりが非常に感銘を受けたと、こちらに来て暮らしたいということでおっしゃられたのをしっかり覚えております。やはり津森のその皆さん方の温かさというものを一つ売りにしたい。それと、くまもと空港が一番近い地域と、これも絶対売りにしたいということで、東京とか大阪から飛行機で来て、津森のほうの古民家あたりを改修して、オ

フィスをつくるとかそういったのも紹介ができるなどというのがあります。ここあたりがやはり、ワークショップなどによる津森の資源探しかまちづくり協議会もあります。そういったことで、しっかりとまたきのう話しましたように、適地調査とか、先ほど下田議員のとき話しましたが、古民家の調査あたりもやります。あわせて適地調査などもやりたい。それとやはり企業というか、家が建たないという原因、まず位置的な問題なのか、土地の価格の問題なのか、ここあたりもしっかりと調査をする必要があるかなということがありますので、ここあたりも含めてまたやりたい、そしてにぎわいについては、地域おこし協力隊であったりとか、復興まちづくりアドバイザーあたりもおりますので、定住促進補助金もあわせて、こちらのほうも津森の魅力をしっかりと発信していくことが一番大事なかと。やっぱり地元のことは、特に地域の方と一緒にあって、やはりわいわい言いながら、津森のにぎわいづくりについてもみんなで話し合っ、どういったふうな地域づくりをやっていくかというのがこれからの課題だと思っております。それで、私がやるべきことだと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○12番（宮崎金次君） 終わります。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時37分

3 月 13 日（金曜日）

令和2年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和2年3月10日午前10時00分招集
2. 令和2年3月13日午前10時00分開議
3. 令和2年3月13日午後3時23分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 2番 西山洋一議員
- 1番 木村正史議員
- 8番 甲斐康之議員
- 11番 野田祐士議員

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 柴正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 河野秀明君 |
| 危機管理監 | 今石佳太君 | 土木審議監 | 持田浩君 |
| 会計管理者 | 後藤奈保子君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 総務課審議員 | 田上勝志君 | 危機管理課長 | 富永清徳君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 税務課長 | 深江健一君 |
| 住民保険課長 | 坂本祐二君 | 福祉課長 | 塘田仁君 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 | こども未来課長 | 木下宗徳君 |
| 健康づくり推進課長 | 松永昇君 | 産業振興課長 | 福岡廣徳君 |
| 都市建設課長 | 村上康幸君 | 復旧事業課長 | 増田充浩君 |
| 復興整備課長 | 坂本忠一君 | 復興整備課審議員 | 米満博海君 |
| 公営住宅課長 | 河内正明君 | 学校教育課長 | 金原雅紀君 |
| 生涯学習課長 | 水上眞一君 | 下水道課長 | 荒木栄一君 |
| 水道課長 | 森本光博君 | | |

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問に入ります前に、本定例会の2日目の総括質疑につきまして、河内公営住宅課長から、議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての答弁に一部誤りがあったので訂正したい旨の申し出がっておりますので、河内公営住宅課長の発言を許します。

○公営住宅課長（河内正明君） おはようございます。公営住宅課長の河内です。

一昨日の総括質疑の中で、私の発言で一部誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定に関する議員さんからの質疑に答える中で、本町と同様に連帯保証人を緊急連絡人に改める改正を予定されている自治体を、熊本県熊本市、管内では御船町、嘉島町という旨の発言をしましたが、その中で御船町さんは、我々が聞き取り調査をした時点から、その後方針を変更されて、連帯保証人を残す方向で議会へ提案の予定であるという旨の報告を受けたところです。総括質疑の中での私の発言を訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、本日の日程、一般質問を昨日に引き続き行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に西山洋一議員、2番目に木村正史議員、3番目に甲斐康之議員、4番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいります。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、西山洋一議員の質問を許します。

2番西山洋一議員。

○2番（西山洋一君） 皆さん、おはようございます。今回もこの一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。そして、また今現在、コロナウイルス関連のですね、対応で相当苦慮されていると思います。ただ、早目の対応によって、まだ益城町からまだ一人も出ていないということは、町としても、そして町民の皆さんの御協力もですね、相当なものがあるのだろうというふうに思っております。これからもですね、気を緩めることなく対応に当たっていた

だきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問のほうに移らせていただきますけども、今回は私、3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、益城町のにぎわいづくりについてという項目、そして2点目は、敬老祝い金の見直しについて、そして3点目は、河川の浸水対策、氾濫対策についてということで、3点質問をさせていただきます。

まず、1点目の益城町のにぎわいづくりについてでございますけども、現在、町では震災からの復旧・復興が着実に進んでいる状況にあると認識をしております。これからはまた違った形で、町民が元気で活気あるまちづくりであったり、暮らしやすいまちづくりを追求していく施策がまた町民からも望まれているものと思うものでございます。

益城町のにぎわいづくりをこれからどのように展開していこうとされているのかについて、先ほど申し上げました3点について伺います。

まず1点目ですが、企業誘致の戦略についてということで、町のにぎわいづくりの一つのテーマとして、企業誘致への取り組み状況について伺わせていただきます。

さきの議会におきましても、同僚議員から町長のトップセールス、企業訪問の状況、それに伴う成果の見直しについて伺いがございました。その後、新たに進出する企業との協定が結ばれるなど、着実に成果があらわれているというところは喜ばしく思うものでございます。町民もこれからの益城町がどのように変わっていくのか、希望を持って見守っていることと思います。

さて、今回の議会でも同僚議員も伺いましたが、現在の町の都市計画マスタープランも現在見直しが進められております。企業が選びたくくなるような都市構造であったり、土地利用を考えていかなければならないのではないかとということをおっしゃいました。

そこで、町の将来を見据えて、しっかりと戦略を持って取り組まなければならないのではないかとおっしゃるのですが、町長はこの点、どのようにお考えになられているのか。そして、企業誘致に対する戦略など、考えておられることがあれば、どのように進めようとしておられるのか、まず1点目、伺います。

次に2点目ですが、産業用地の確保、企業が進出するに当たっては当然用地が必要になります。そこで、産業用地の確保について伺います。

町のにぎわいづくりの推進に当たって、働いてもらうため企業誘致を進めるということを掲げておられますが、積極的に呼び込むためには、企業誘致に戦略性を持って、他の自治体に負けない、魅力的な産業用地を確保し、提供できる環境整備が求められるものと思います。当然、現在の限られた制約であったり、土地利用の中で、産業用地を確保するということになると思われますが、町の将来に向けて、やはり抜本的な土地利用の見直しとともに、しっかりと適地調査も行うことが必要ではないかと思うものです。

そこで、企業誘致戦略として、企業が進出するに当たっての産業用地の確保に向けてどのように取り組んでおられるのかをお聞かせください。

それから、3点目でございます。これは県の事業ではございますが、今、藤崎台県営野球場の

建てかえといえますか、建設が数年前から議論されております。その件について質問させていただきます。

藤崎台県営野球場につきましては、前回の熊本国体、50年前の熊本国体のときに建設されて、もう既に50年たっております。現在でも立派に球場としての機能を果たしているところですが、球場周辺の環境等を考えたときに、新球場の建設が県下で望まれているところでございます。

当然50年という年月を経て、老朽化にも加えまして、藤崎台県営野球場の状況についてちょっとお話をさせていただきますと、まず、周りがお城に囲まれて石垣だらけという状況の中で、サブグラウンド等、練習場も周りにない。そして、我々、応援に行く私たちにとっても、周りに駐車場もない。これは余談になりますけれども、私も野球経験者でございますので、高校野球の応援に行っておりましたが、駐車場がないけん、えいくそと石垣の横にとめて、ステッカーじゃないですけども、ぺたぺたとやられて、北署に何回も足を運んだこともございます。

そのようなことから、新たなですね、球場建設というのが、ちょうど地震の約半年前に新球場建設の委員会が発足されてですね、県下でもその後、署名運動が展開されまして、約27万を超える署名を集め、県のほうに要望を出してあるところでございます。ただ現在においても、地震があった関係でですね、その検討はちょっとお休みをしておりますが、現在でも県議会の中でも検討されているというふうな状況と思われまます。ただ、この球場が建設されるとなると、この大きなスポーツ施設を益城町にも建設受け入れの準備があるということをお願いしておく必要があるのではないかというふうに考えます。

そこで、現在、町の都市計画マスタープランの見直しが進められていることは前に触れましたけれども、これからの町の将来を描く上で、マスタープランの策定とその実現性が大きく影響していくものではないかというふうに思うものです。

何でこういうことを申しますかといいますと、これはもうあくまでも私の考えで申し上げさせていただきますが、県営球場をつくりかえると、新球場をつくるというふうになったときに、大きな施設でございますので、県民がここにあって将来よかったなというような場所をやっぱり選定しなければいけないと思うものです。そのような状況からすると、この益城町というのは、立地条件として県のほぼ中央に位置しております。交通アクセスも、高速道路もインターチェンジ、それから空港も有しております。道路、空の玄関口としての立地条件。

それから2点目は、先ほど言いました県営藤崎台野球場には周りに駐車場もないという状況を考えますと、グランメッセの駐車場、特に東側の駐車場については、大きなイベントがない限りはほとんど活用が余りされていないような状況を、私はいつも、あのグランメッセの近辺を通るときにですね、見ております。これがうまく利用できれば、プラス2,000台を越すような駐車場がもう既にでき上がっている。

そして3点目、多目的施設としての利用も可能であると。地震のときの避難所あたりもですね、小学校とかグラウンドとか、たくさんございましたけれども、災害時の避難所としての機能であったり、それから、先ほど言いました交通アクセスをうまく利用した物資の集配施設としても利用が可能じゃないか。ですから、災害に強い施設として大きく貢献できるんじゃないか。また、

町民のスポーツ増進、健康づくりの拠点としても活用が可能であろうということです。

それから4点目に、何よりも熊本地震からの益城町の復興のシンボルとして、この県営球場がもしも実現できるのであれば、全国にも大きなアピールができるのじゃなかろうかというふうに考えております。

そのような、これは熊本、今の県知事が地震の後、申し上げられました益城町の復興なくして熊本地震の復興なしという言葉をかきさせていただければ、まさに大きなアピールになっていくんじゃないかというふうに思います。

そこで、このような背景から、県営野球場の建設用地を町として整備することにより、町の創造的復興の礎となる大型スポーツ施設の誘致を図るということで、町民に夢を与え、そして町の活性化にも寄与するものと思うものですが、町長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上、1点目、益城町企業誘致の戦略について、2点目は、企業誘致の産業用地の確保について、3点目は県営野球場の誘致についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。2番西山議員の一つ目の御質問の1点目、企業誘致戦略についてお答えをいたします。

町では12月の定例町議会におきまして、松本議員の御質問に対して、企業誘致の戦略を策定していく旨を回答したところです。早速、戦略策定に向けたプロジェクトチームを組織し、12月から議論をスタートさせました。

これまで開催しました4回の会議で、町を取り巻く経済環境や、今年度見直しを行っている都市計画マスタープランの内容を踏まえながら、ターゲットとなる業種の企業に魅力を感じていただけるインセンティブなどの検討を進めています。加えて、今年度から本町と県とが情報共有など密接な連携を図ることにより成果を上げているところですが、県の企業誘致の最前線を担う東京事務所や企業立地課の職員と戦略の素案につきまして意見交換を実施し、県とのさらなる効果的な連携や、より実効性のある戦略になるよう内容を詰めているところです。

現在も私自身のトップセールスなどによる企業誘致を行っていますが、年度内をめどに企業誘致戦略を取りまとめ、次年度からこの戦略に基づいた、より戦略的な企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、産業用地の確保についてお答えします。議員御指摘のとおり、企業誘致を進めるには魅力的な産業用地の確保が必要となります。このため、本町におきましては、中長期的な視点に立って、今年度、新たな産業ゾーンの設定など、今後さらなる企業誘致を促進する内容の都市計画マスタープランの見直しを行っております。来年度は、この見直しを踏まえ、次のステップである産業用地の確保を図るため、適地調査に関する委託費を来年度の当初予算に計上しているところです。今後、この調査をもとに、産業用地の整備手法を含め、検討を深めてまいります。

一方、今年度、トップセールスの効果もあり、企業誘致件数は過去最高に並ぶ3件になること

が確実となりました。このように、現在、企業にも益城町の持つ企業誘致の優位性が認識されつつありますので、この優位性を最大限発揮するよう、先ほど述べました中長期的な戦略を着実に進めつつ、短期的な用地の確保につきましても、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら積極的に進めてまいります。

御質問の3点目、県営野球場の用地をマスタープランに入れ込むことにより、町の活性化も図れると思うがについてお答えします。本町では、都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針となる益城町都市計画マスタープランを平成10年3月に策定しています。しかしながら、策定後20年、改定後10年が経過しており、本町を取り巻く社会経済情勢が変化していることや、特に平成28年4月に発生しました熊本地震からの復興計画及び第6次益城町総合計画を策定するなど、状況が大きく変化しています。

このため、平成30年度から令和元年度の2カ年で、益城町都市計画マスタープランの見直し作業に取り組んでいるところであります。見直しにおきまして、今後の町の活性化や交流人口の拡大、町民の健康や次世代が憩えるレクリエーション空間などを加味した広域的運動施設が必要との観点から、スポーツを通じ、町内外からの交流人口の拡大を図るための広域的なスポーツ交流施設の整備に努めることを都市づくりの方針の一つとして掲げているところです。

議員御質問の県営野球場につきましては、県において立地場所などを含めたそのあり方について検討されるものと認識をしておりますので、町としては、益城町都市計画マスタープランの見直しを含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 1回目の御答弁、ありがとうございました。非常に前向きな御回答であったと思います。

今の回答を受けてですね、少し踏み込んだ質問をさせていただきたいと思います。

今、都市計画マスタープランの見直し状況を踏まえながら検討を進めるというようなお答えもいただきました。そして、また県とのさらなる効果的な連携を図り、実効性のある戦略的な企業誘致活動を展開していくということでもございました。また、町長の施政方針におきましても、暮らしやすいまちづくり、もしくは立地適正化計画、さらには公共交通ネットワークの再構築などを申されておりましたけれども、新たなまちづくりにこれから取り組んでいくという決意を確認をさせていただきました。

企業誘致も含めた町の創造的復興を目指すには、このマスタープランを見直していく中で、これを絵に描いた餅で終わらせることはできないと思います。そのような中で、新たな産業用地エリアを早期に設定して、適地調査も必要ですけれども、選定していただいて、地区計画などを作成するなど具体的にしてですね、将来の町の発展を見据えた、抜本的な思い切った土地利用計画を推進していただくことを強くお願いしたいと思います。

それから、県営球場についてですけども、県営球場については当然県の事業でございますので、県の方針が決定しなければなりません。ただ、決定してから検討していたのでは遅いという気持

ちが私にはございます。町の活性化を目指すという一つの策としても、今回、都市計画マスタープランの柔軟な対応をお願いしたいと思うものです。用地にはさまざまな条件もあったり、法的にもですね、難しい部分はあって、どこでもということはいかないとは思いますが、ぜひ候補地を調査していただいて、益城町に夢を与える意味でも積極的にお願いしたいものです。

県営野球場建設に伴う用地確保について、この益城町都市計画マスタープランの見直しによって、将来、県において野球場建設が決定した際に町として柔軟な対応ができるのかどうか、もう1点お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の2回目の御質問にお答えをします。

新球場建設連絡会、こちらについては、平成27年、地震前の6月14日に県内に新しい公式野球場の建設を目指すということで開催され、これについて、県内のほとんどの首長、そして国会議員も参加されて、大変な熱気であったというのを記憶をしているところであります。やはり益城町、私としましては、スポーツによるにぎわいづくり、それからまちづくりを進めていきたいということで考えているところです。

ここで少しだけ、町の今までのスポーツ状況というのをちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、やはり町民のスポーツに対する考えも大変変わってきたかなということで、自分の健康は自分で守るという意識がかなり高くなったなということで思っております。

以前は、朝起きると、カツンカツンとゲートボールの音が聞こえて、それがいつしか聞こえなくなると。高齢化された、そして新しいスポーツができてきた、グラウンドゴルフであったり、ビーチボールバレーであったりということで。それと、以前、社会体育係長として13年間担当したんですが、やはり自分の健康をどうして守っていくか。そして、協会とか、いろんなスポーツをやっている方は、もうほっぽってもできるなど。そこあたりをどうしていかかが非常に課題だったなということで思っております。健康フェスタも開催して3,000人以上来たんですが、この方たちが年間を通じてどのようにつながっているのかなというのも疑問を持ってたところです。そういったことで、今年健康フェスタについては、やっぱり意識づけ、将来につながるような健康フェスタにということでやっていることであります。

ただ、そのような中で、体育とスポーツはどんな何が変わるかなということでずっと考えてたんですが、体育は体を単に動かすこと、散歩したりとか、縄跳びとか、鉄棒とか。スポーツはルールがあるやつだろうということで。ただ、それにもう一つ、最近健康づくりという視点で変わってきているということで、スポーツと健康を合わせたということで、地域の公民館であったりとかですね、ここあたりを使って、年間を通じてできるような運動、健康づくりも必要かなということで思っております。その一方で、総合体育館あたりを使った健康づくりも進めていかなければということであります。

そういったのが、今、スポーツの流れなんです、野球、ソフトボールについても、以前は野球が30チーム、ソフトボールが100チームあるような大変盛んなところでありました。グラウンドの取り合いだったりとかですね、ナイターの抽選会とかあって、大変なにぎわいだったんで

すが、試合中にアウト、セーフでもめたりとかですね、非常に今考えるといい時代であったかなということだと思っています。

ただ、そのような中に、県内で嘉島、甲佐、サッカーのグラウンドはたくさん出てきております。今度嘉島も2面できるということで。そんな中で、幼稚園の卒園式、たくさん議員さんたちも行かれてると思いますが、将来なりたい職業は何かということで、サッカー選手、ほとんど男子はサッカー選手でした。野球はほとんどなかったということで。ちなみに、町長、町会議員さんありませんでした。そういったことで、やはり環境かなということだと思っています。

それからあわせて、岡山の全国大会に、50歳以上の大会に参加したときにも、やはり多くの球場が4,000人規模、5,000人規模、防災機能を備えた球場がたくさんあるということで、入場行進のときにもわくわくしたのを覚えております。県内では、藤崎台、八代、山鹿、そして人吉などにあるのみかなということで、スタンドつきはあるかなと思います。これも、やはり子どもたちだけではなくて、野球経験者全ての方に夢を与える野球場の建設というのについては、やはり熊本県、熊本市の政策連携会議があります。それから、新球場建設連絡会などの状況を把握しながら、しっかり対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 2回目の答弁、ありがとうございました。ぜひ前向きに益城町としても活動をしていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。2点目の質問は、敬老祝い金の見直しについてでございます。

まず1点目ですが、近隣の市町村の状況についてですね、お伺いをいたします。この敬老祝い金につきましては、どの自治体も高齢者の皆様の長寿をお祝いする趣旨でこの敬老祝い金というのを設けていることと思います。しかしながら、現在、益城町のように五つの層にわたって祝い金を設けている自治体は余りないのではないかというふうに思うのです。どの程度の祝い金が支給されているのでしょうか。上益城郡内など近隣市町村における敬老祝い金制度の内容について、まず1点目をお伺いいたします。

2点目ですけれども、敬老祝い金の制度につきましては、益城町としては昭和46年からスタートしているということをちょっと確認させていただいていました。平成16年に大幅な見直しを、条例見直しを行ってありまして、ほとんど全部改正という状況で現在に至っておりますけれども、この高齢者の皆さんが楽しみにされている制度として定着しているものだと思っています。

ただ、しかしながら、時代の変遷とともに長寿社会の到来、そしてまた財政問題などなど、さまざまな要素が加わってきているのも現実でございます。益城町の場合、5層と申し上げました80歳、88歳、99歳、そして100歳、それから100歳を超えた毎年というふうに手厚く敬老祝い金が支給されているように思います。私は、町も震災からの復旧・復興に多額の財源を必要とする中で、歳入を増やし、歳出を抑制する、不要不急な事業については見直すということも今後求められているように思います。

そこで、今回、敬老祝い金の見直しが考えられているようですが、改めてその内容と、ここまでに至った経緯というのを、理由について、町長にお考えを求めます。

それから3点目です。見直すとなりますと当然、その代替支援策というのが必要になるかと思えます。敬老祝い金の制度見直しに当たりましては、高齢者の皆さんへの代替の支援策を行う考えがないか、まずお伺いします。

敬老祝い金制度の見直しは、財政面、他の市町村との均衡など、見直しの必要性については当然理解するものでありますけれども、ただ見直すだけでなく、一方では新たな施策の展開や既存施策の拡充を図って、高齢者の皆さんへの支援施策の充実を図っていただきたいというふうに思うものですが、いかがでしょうか。

以上、敬老祝い金について、近隣市町村の状況について、そして制度改正の理由について、そして代替支援策について、以上3点お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の二つ目の御質問の1点目、近隣市町村の状況についてお答えいたします。

町の敬老祝金事業見直しに際し、県内の敬老祝金事業の状況を調査しておりますが、その中で、上益城郡内及び熊本市、菊陽町などの近隣8市町村の状況について御説明いたします。

調査を行いました8自治体の平成30年度の状況では、そもそも80歳、99歳につきましては支給対象になっておりません。また、88歳につきましては、二つの町で1万円の支給、ほか三つの町で1,000円から3,000円程度の祝い品の贈呈となっております。100歳につきましては、4,000円から6,000円の祝い品や、1万円から5万円の祝い金と、設定にもばらつきが見られます。いずれにしても、本町における現行の制度では、県内の全ての自治体と比べても、対象年齢、金額におきまして手厚い制度となっております。

二つ目の御質問の2点目、敬老祝い金の見直しの内容等についてお答えをいたします。

社会情勢を見ますと、高齢化が進む中、平均寿命も年々延びており、本町も例外ではなく、平均寿命につきましては、平成27年で男性82歳、女性87.9歳となっており、男女ともに全国平均を上回っている状況です。

敬老祝い金の支給状況では、平成16年度と令和元年度を比較しますと、支給対象者は211人の増、支給額は356万円の増となっております。高齢化の進展により、平均寿命もさらに延びることが見込まれるため、さらなる支給額の増加が予想されます。敬老祝い金の見直しにつきましては、平均寿命の伸びや他自治体の状況も参考にしながら毎年検討を重ね、来年度から祝い金支給対象者を88歳、100歳と改め、金額につきましてはこれまでどおり、88歳には2万円、100歳を5万円と設定しているところでございます。

二つ目の御質問の3点目、見直しに伴う代替支援策についてお答えをします。

御指摘いただいたとおり、敬老祝い金制度の見直しにとどまらず、高齢者の福祉施策が後退しないよう展開していく必要がございます。既存の事業の拡充としましては、高齢者や障害者の移動支援施策として、75才以上の高齢者を対象にタクシー券交付事業を行っているところですが、

交付金額を3,000円から4,000円に増額する予算を計上しております。また、新たな施策として、加齢性難聴により補聴器の購入を行われる方に対して、補聴器購入費用の全部または一部を助成する事業の実施を行うための予算も計上しているところでございます。

今後、一人でも多くの高齢者が住みなれた地域で安心して生き生きとした暮らしができるよう、広く高齢者の介護予防や健康寿命の延伸に寄与する施策を実施してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 2点目の敬老祝い金についての答弁、ありがとうございました。これにつきましては、時代の流れとは言いませんが、高齢者の方々からすると非常に、今までであったものがなくなると、まあ、なくなりはしませんが、もっていたところがもらえなくなるというようなですね、ことがあつては、非常に反発もあつたりするかもしれませんが、ただ、施政方針でもありましたように、新たな事業というのはどんどん、助成でも何でも増えていきます。ただ、時代の流れとともに状況に応じて、やはり必要なところは増やし、不要なところは削っていくというふうなスクラップ・アンド・ビルドというのにも必要じゃないかというふうに私も思っております。

今後、事業内容の見直し等もされていくということでございますので、必要であると思われることは原則的に残しながらですね、不要なものは思い切って取りやめていくというような決断も必要になるかと思えますけれども、このような取り組みも、町全体的な運営としてはですね、必要なものと思えますので、今後、継続的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。そしてまた、健康寿命を延伸するためには、前にも質問がありましたけれども、健康ポイント事業あたりをですね、本当に充実して、町民の皆さんが生き生きと何か目標を持って健康づくりに取り組めるような政策をですね、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

敬老祝い金については終わります。

次に、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、河川の浸水・氾濫対策についてでございます。安永地区、福富地区の浸水対策、それから河川の氾濫対策について伺います。

まず、安永、福富地区につきましては、熊本地震の発生之年、震災対策に注目される中、益城町では安永、福富地区を中心とした浸水被害が発生しております。多くの家屋や自家用車が被害を受け、それから3年たった今でも、いつ同様な被害が発生するか、お住まいの住民においては気が気ではないというふうに思います。

現在、大雨の時期には小型ポンプを使っての排水作業であったり、国土交通省の大型の排水ポンプ車によって排水を行ってしのいでいるという状況にあると思います。さらには、河川、排水路の改修であったり、河川のはけ口にフラップゲートを設置する工事が行われるなど、いよいよ抜本的な対策として、これからは排水ポンプ場の設置が待たれているところでございます。

そこで、これまでの浸水対策の概要とその効果、それから、これから設置が待たれております排水ポンプ場の整備スケジュール、来年度の計画についてお尋ねをいたします。

2点目です。河川の改修等についてお伺いします。木山川、それから秋津川の河川改修についてでございます。

昨年、木山川とその支流の岩戸川で越水氾濫が発生をいたしました。大規模な被害とはならなかったものの、現下の気象環境では、またいつ昨年以上の越水氾濫が発生しないかと心配するものでもございます。国の補正予算等で浚渫等の予算確保がされたということも伺っておりますけれども、河川の管理は県であります。

越水が発生する河川に土砂が堆積し、雑草が生い茂っている状況を、私も橋を渡るときとかです、目にいたします。特に合流地点であったり、カーブ地点については、土砂が堆積して、雑草が生い茂って、流れを妨げているような状況を見受けます。早急に浚渫や監視対策を行っていただけないかというふうに思うものですが、県の動向を含めて、河川の氾濫対策としてどういう状況にあるのか。また、町として、県への要望などどのようにされているのか、お伺いをいたします。

以上、木山川、秋津川の河川改修について、そして、済みません、安永、福富地区の浸水対策について、そして、河川の改修等について、2点お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の三つ目の御質問の1点目、安永、福富地区の浸水対策についてお答えいたします。

議員御指摘の安永、福富地区の浸水被害につきましては、熊本地震の影響により、地盤が沈下したことによる排水路の破損に加え、大きな出水が重なったことによりまして発生しました。このため町では、益城町雨水管理総合計画に基づき、大きな出水が再び発生した場合の河川からの逆流を防ぐためのフラップゲートの設置や、地震で破損しました排水路の改修に加え、内水を河川に排出するポンプ場の事業に着手したところです。これらの対策が完了すれば、地震後の平成28年6月と同規模の出水でもおおむね浸水被害が解消するというシミュレーション結果になっております。

これまでの対策としましては、昨年度は、逆勾配になった水路の改修を210メートル完了しているところです。本年度は、大型水路の新設65.3メートルに加え、逆勾配の水路改修1キロを施工しているところです。また、排水ポンプ場につきましては令和3年の出水期前の完成を目指しており、用地の承諾を得ますとともに基本設計を行っているところです。令和2年度は詳細設計を行い、造成工事、地盤改良工事とともに、ポンプ本体機器とポンプ場建築の発注を行う予定とされているところです。

内水対策は、喫緊の課題と認識しており、一日も早い完了に向けて取り組んでまいります。

三つ目の御質問の2点目、河川の改修等について、木山川、秋津川の浚渫についてお答えをいたします。

質問にありました木山川、秋津川につきましては、近年浸水被害も発生しており、河川内の土砂堆積などの状況につきましては注視しているところであります。木山川、秋津川の管理者は県ですので、この状況を報告し、県に対して河川掘削の要望を毎年行っているところです。

震災後は河川堤防復旧工事を優先していましたが、本年度は、秋津川では堆積の見られる馬水地区の鉄砂川との合流点付近を現在着手していると県から連絡を受けております。また、木山川につきましては、国の補正予算を活用しまして、掘削の必要な区域につきまして検討しているとの連絡をいただいております。

今後とも随時河川の状況を県に伝えながら対応をお願いしてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 御答弁ありがとうございます。今の状況をですね、私も見ておりますけれども、非常に、雨はいつ降るか分かりませんので、なるべく早い対応をですね、お願いしたいと思えますし、特に排水ポンプにつきましては、スケジュールに遅れが出ないようにですね、ぜひ行っていただきたいというふうに思います。

木山川、秋津川の対策も重要なんですけども、この下流には河川の合流する加勢川というのが熊本市に控えております。この加勢川の河川改修が進んでいないと、この我が町の河川においても流れが悪くなってしまうと、このような状況もございますので、この木山川、秋津川の改修と同様にですね、この加勢川の改修についても同時に県と連携して取り組んでいていただきたいというふうに思うものです。

これもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時から再開します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木村正史議員の質問を許します。

1番木村正史議員。

○1番（木村正史君） おはようございます。1番木村です。

新型コロナウイルスが、WHOがパンデミックと認定しました。私も仕事として高齢者の方と接する機会が多くなっております。感染すると、私を介して高齢の方が発病し、死亡者が出る可能性もありますので、申しわけありませんが、マスクをつけたまま質問させていただきます。お聞き取りにくい点がありますかもしれませんけれども、よろしく願いいたします。

それでは私の質問ですけれども、益城町都市計画について。

2番、災害公営住宅入居者支援について。

3番、新型コロナウイルスについて、町の対応について、お伺いします。

益城町の都市計画について、まず、阿蘇くまもと空港の創造的整備事業についてお伺いします。阿蘇くまもと空港の創造的復興とネット検索しますと、今の熊本空港の概要が出てきます。今後の空港の概要はですね、同僚の議員からも説明がありましたので私のほうからは、皆様も御存

じかと思しますので、割愛させていただきます。

蒲島県知事も平成31年4月に、阿蘇くまもと空港にかかわる知事のコメントで、すぐれた耐震性を持つ国内線と国際線が一体になった新ターミナルビルとなり、旅客数は、国内線の増加に加え、インバウンド客を10倍以上に伸ばす目標で、合計すると現在の334万人から622万人に増加させる提案となっています。さらに、熊本地震から創造的復興のシンボルとしてふさわしい内容ではないかと思っておりますと言われております。このコメントの後半で、JR豊肥線から県民総合運動公園を経由して空港まで、空港アクセス鉄道を通して利用価値を上げることが載っております。

そこでですが、もし私がJRの立場からと考えますと、豊肥線から県民総合運動公園を経由して空港まで、できるだけ短く線路をつくりたいと考えます。もしかすると、斜めに直接線を引っ張り、北側ですね、菊陽側のほうに終点駅をつくり、地下道で空港ターミナルとつなぐやり方を行うかもしれません。こうなると、益城町、我が町には全くの利点がありません。これは結構危機感を持ってやらないと、利益、お金を追求する民間の会社からしますと、なぜ延ばすのか、延ばして収益が出るのかということ、かなり質問されると思っております。そのためにも、JRが納得できることを提案しなければなりません。JRの利用客の見込める何か対策、空港の周辺整備が必要になってきます。どのように行うか、考えをお聞かせください。

続いての質問は、空港へのアクセス道路整備も行わなければなりません。そのアクセス道路である国道443号線を、マスタープランにて4車線化する考えはございませんでしょうか。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の一つ目の御質問の1点目、阿蘇くまもと空港の創造的復興により空港へのアクセスが増えると考えられ、それに伴い、周辺整備をどのように行うのかにつきましてお答えをいたします。

本町では、都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針となる益城町都市計画マスタープランを、平成10年3月に策定しております。しかしながら、策定後20年、改定後10年が経過しており、本町を取り巻く社会経済情勢が変化していることや、特に平成28年4月に発生しました熊本地震からの復興計画及び第6次益城町総合計画を策定するなど、状況が大きく変化しています。このため、平成30年度から令和元年度の2カ年で、益城町都市計画マスタープランの改定作業に取り組んでいるところであります。

議員御質問の件につきましては、現状の阿蘇くまもと空港周辺部は、都市計画法上は市街化調整区域に位置づけるとともに、益城町側には、国内線ターミナル、国際線ターミナルや空港関連施設などのほか、東海大学施設などが立地をしております。また、空港西側の熊本テクノリサーチパークには、ハイテク企業進出を図るため、くまもと臨空テクノパーク地区計画を決定し、新産業拠点として、これまでの都市計画マスタープランに位置づけしているところでもあります。

そのほか、都市施設としまして、空港アクセス道路であります都市計画道路、通称第二空港線及びテクノ中央緑地があります。当該地区は、これまで空港周辺地区でありますことから、空港利用者の利便施設としての土地需要、空港の民営化や、最近では東海大学の開発計画、さらに熊

本県から示されました熊本空港への鉄軌道による乗り入れなど、大きく状況が変化しようとしています。

このため、改定中の益城町都市計画マスタープランでは、空港周辺につきましては、ポテンシャルを生かし、テクノロジーサーチパークの拡充や産業用地の確保、企業誘致などを図るとともに、周辺市町村との連携や東海大学をはじめとする大学との学術的連携を行う産官学広域連携拠点の形成を進めることを都市づくりの方針としているところです。

いずれにしましても、当地域は町の発展に重要な地域と認識しており、しっかりと必要となる施策に取り組んでまいります。

一つ目の御質問の2点目、空港へのアクセス整備について、アクセス道路である国道443号線をマスタープランにて4車線化する考えがあるかについてお答えをします。

現在改定中の益城町都市計画マスタープランでは、都市構造を、県道熊本高森線を広域幹線道路として、熊本市中心部と木山交差点までの間を都市間連携軸としており、国道443号及び県道熊本益城大津線の幹線道路網は主要幹線道路として位置づけ、その他幹線道路、補助幹線道路網により熊本都市計画区域の都市構造の骨格が形成をされております。また、国道443号は、将来土地利用におきましては、産業形成軸として本町の産業振興を担うアクセス道路として都市構造に位置づけをしております。

議員御質問の国道443号の4車線化を都市計画マスタープランに位置づけてはどうかについてですが、都市計画マスタープランにおきまして、単体での道路改良のみをマスタープランに位置づけすることは行っておりません。これは、道路は単体ではなく道路網として考えなければならないことから、県道熊本高森線や益城菊陽線をはじめ、関連街路事業などの整備が進展していることを踏まえると、国道443号のさらなる整備は、これらの整備とあわせて、将来の土地利用状況の変化や、それに伴う交通流動の変化を見きわめながら検討すべきであるからです。

将来、このような状況に変化が見られる場合には、すみやかに都市計画マスタープランの改定も念頭において対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございました。JRとですね、県がもう道を決めてから、それから途中で動いても遅いかと思います。できる限り早い動きでですね、ぜひぜひJR側からのほうからですね、線路をここに使わせてほしいというふうに要望が来るようなプランをいろいろ画策していただきたいと思います。また、県とのですね、連携を進めて、我が町の発展のため、活性化のため、進めていただきたいと思います。

443号線につきましては、今後ですね、土山のあたりが産業のほうの誘致にはなっておりますので、そちらのほうにですね、新しい産業、そういったものが早いことをよろしくお願いいたします。

それでは、続いての質問に移らせていただきます。

続きまして、災害公営住宅入居者支援についてお伺いします。

熊本地震から4年を迎えようとしております。仮設、みなし仮設でも不自由な生活をなされていた被災された町民の皆様方も、最大約7,700人がいらっしゃいましたが、現在2,000人を切り、さらには今月末までには671戸の災害公営住宅も完成することから、さらに仮設、みなし仮設から退去されていくものと思われまます。

ところで、災害公営住宅が完成し、そこに住まわれることは、仮設、みなし仮設で築かれてこられたコミュニティでの生活を新たなコミュニティの生活に変えていくこととなります。不安の中で生活のスタートを切らなければならない方もいらっしゃるのではないかと思います。そこに、やはり支えてもらえる方がいらっしゃるということが、安心して生活を営んでいけるものと思うものです。しかし、それは行政だけでできるものではありません。地域に住んでいらっしゃる方々に見守っていただく、声をかけていただくということが大切ではないでしょうか。

そこで、地域の皆様とコミュニティづくり、地域福祉の分野での見守り支援など、孤立等を防ぐための取り組みが求められますが、どのように取り組まれるか、お考えをお聞かせください。

続いての質問です。入居者見守りの具体策についてお伺いします。

次に、今述べましたところの具体的な見守りをお伺いします。地域の皆様方の支えの重要性とともに、仮設住宅では地域支え合いセンターが災害者支援の役割を担ってきたところでありますが、災害公営住宅などで住まいの再建、生活再建を図られ、地域で生活を進められていくことになることから、地域との連携とともに、行政としても一定の役割を果たしていくことが求められるのではないかと思います。どのように見守り、どのように生活を支えていこうと考えておられるのか、お聞かせください。

続きまして、最後にですね、災害公営住宅の整備に伴う公共交通対策についてお伺いします。

テクノ仮設団地をはじめ、仮設住宅に入居されておられた町民の皆様方に、通学・通勤の手段としてバス運行による公共交通が確保されておりました。そういった中で、今年6月には仮設住宅の集約も始まり、一方で、災害公営住宅への入居が始まっています。災害公営住宅に入居されたお年寄りなどのために公共交通は欠かせないものと思うので、公共交通、バスの運行についても見直しが行われるものと思いますが、どのようになるのか、とても心配されているのではないかと思います。道路の事情もあるかと思いますが、できる限り利便性を高めてほしいと思います。

運輸局、バス会社等との運行の調整は進めていただいているのでしょうか。災害公営住宅入居者などのためにどのように公共交通対策を図られるか、お伺いします。

以上3点ですね、災害公営住宅入居者の支援、入居者と地元町民との関係性について、2番、入居者見守りの具体策について、3番、公共交通対策についてお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の二つ目の御質問の1点目、被災された町民の皆様が地域での新たな生活を送るために、地域福祉において見守り支援や孤立を防ぐためにどのような取り組みを行うのかについて、お答えをいたします。

災害公営住宅入居者を含めた仮設住宅退去帯への支援としましては、引き続き益城町地域支

え合いセンターにより、新たな場所で生活を始められる住民の皆様が健康で安心した生活ができるよう支援を行ってまいります。

入居前支援から、入居者同士はもちろん、地域の方や行政及び支援機関にも協力をいただきながら、地域のコミュニティーが図れるように取り組んでいるところです。また、安心して暮らせるようなまちづくりを進めることが地域福祉の推進につながり、地域での見守りや孤立を防ぐことにつながると考えております。

二つ目の御質問の2点目、見守り支援や孤立を防ぐための取り組みについての具体例について、お答えをいたします。

具体的取り組みにつきましては、まずは益城町地域支え合いセンターによる支援について御説明いたします。

仮設住宅退去世帯につきましては、災害公営住宅を含め、退去後に地域支え合いセンターが訪問し、日常生活支援の必要性を確認いたします。支援が必要と判断された場合は、行政や益城町社会福祉協議会、地域包括支援センターなどにつなぐまでの期間を、地域支え合いセンターによる訪問などにより支援を実施します。

また、住民主体の活動を各地区や災害公営住宅集会所で定着させるために、先災地から講師を招き、住民向け研修会を実施しますとともに、地域支え合いセンターと住民が協力して、住民活動のきっかけづくりを目的としましたサロンや交流イベントを実施する予定です。

地域支え合いセンターによる取り組みとは別に、民間事業者の協力により多層的な支援を推進しており、これまでに新聞社、郵便局など見守り活動に関する協定を締結しております。また今年度は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの協定も締結をしております。

今後も行政、地域、民間事業者一体となった見守り体制を構築するための取り組みを継続して実施してまいります。

二つ目の御質問の3点目、災害公営住宅に入居される方々への公共交通対策についてにお答えをいたします。

災害公営住宅の多くは、生活環境などを考慮し、既存の集落や市街地に建設されていますが、一部は最寄りのバス停まで10分以上かかるようなところもあり、見直しの必要性を感じているところです。このため、仮設住宅に残られる方々や災害公営住宅に入居される方々にとって利用しやすい公共交通について、交通事業者や関係機関と運行ルートや乗合タクシーの導入、仮設住宅の退去状況の確認などとあわせ、公共交通の見直しを検討してまいりました。

来年度では一部の見直しを行うことで進めています。4月からは、熊本地震以降運行を開始しました広安循環線の新閑入口と広安西小学校間に、広崎や新閑の災害公営住宅に対応するための停留所の新設及び循環方向が右回りだけだったものに、左回りの追加をいたします。加えて、福田乗合タクシーについて、ヒアリングやアンケート調査をもとに、スーパーよかもんね!の駐車場をお借りして停留所の新設及び1日4便だった運行回数を6便に増便することとしています。

公共交通の全体的な見直しでは、新年度予算に地域公共交通網計画策定業務委託を計上しており、さらなる見直しを図っていくこととしています。本計画は、地域公共交通の現状と課題の整

理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し持続させていくことを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民、交通事業者、行政の役割を定めるものです。都市計画マスタープランや立地適正化計画などとの整合を図りながら、たくさんの方々に利用していただけるような地域公共交通の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。地域コミュニティー等ですね、形成を行う中で、幾つか話の中でちょっと、うんと思うことがありましたので、ちょっと聞かせていただきます。

地域コミュニティーを形成する中で、地域サロンをですね、サロンを行うとありましたけれども、このサロンを行う場所は現状の公民館でしょうか。もしくは災害公営住宅の中にあるサロンですかね、そちらのほうで行うのでしょうか。

これがですね、私も思っているんですけども、地域、もともとあった住民の方の公民館で行うと、同じように地域の方とコミュニティーが図れます。しかし、災害公営住宅の中だけで行くと、そこの中だけのコミュニティーしか生まれません。これがですね、ちょっと私も危惧するところの一つでございます。地域コミュニティーを形成するのであれば、もともとあった公民館で行い、そこに来てもらうというのが、地域の方とコミュニティーを形成するためには必要ではないかと思えます。

ただ、災害公営住宅の中には立派な集会所ができています。そこにほかの方の、地域の方が、近所の方が来てもらうようにするのか。とすると、何かほかの方は入りにくいということが多分出てくる可能性があるんですね。だから、そのあたりは前もってそういったことがないように、地域の区長なり、そういった方々と話をしていくことが必要かと思えます。

もしよければ、どちらで行うか、決まっているのであるか、決まっていないのであるか。まだこれから検討されるのかですね、よければお伺いできませんでしょうか。

あと、公共交通のほうですね、一問題ありますけれども。

あと、そうですね、もう一つ、先日、3月11日の新聞に孤独死の数が、東日本大震災のですね、やつで、災害公営住宅で242人と載っていました。もう1面に大きく載っていました。この数が多いのか少ないのか。そういったことはどっちでもいいんですけども、孤独死を減らすということが、今後我が町の復興を進めていく中で忘れてはいけないことだと思います。

孤独死を減らすためにはですね、地域住民とのコミュニティーが本当に大事だと思います。例えば、新聞が、きょうの朝の分がとられているのか。朝からカーテンはあいているのか。毎日散歩から、出られている方がきょうは出ていないけど大丈夫なのかということを気にかけること。また、そういったラジオ体操とかですね、そういったものをされているならば、きょうは来ていないけど大丈夫かなと、近所の方が気にすることが大切かと思えます。

こういったですね、散歩とかラジオ体操に出してもらうためにも、健康ポイント制度ですね。そういったものが来年度から始まるということで、こういったものはすごく有効に使えるのではな

いかと思いますけれども、そのあたりのこともですね、含めて、1点お伺いしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の2回目の質問にお答えをします。

サロンについてですね、これは行政区となる災害公営住宅があります。これは基本的には集会所を利用するというので、ただ、ほかの地区に入ったところは、基本的には地域等の地区での開催に参加していただくということになります。ただし、地域との交流ができるようにということの工夫を行っていただきたいということで思っております。

それと、やはり、そもそもサロンが1カ月に、地域サロンを1回、社協でやっております。ここあたりが健康づくりとかにはつながっていくのかというのが、ちょっとこれは私自身の考えで、ちょっと検討が必要かなということで、本来ならば週に2回ぐらい集まっていただいて、運動してもらってという。これは地域公民館とかですね、災害公営住宅の集会所あたりで集まってもらって活用していただく。そして、それが大きな体育館とかですね、そこあたりにもつなげていただくということで。ただ、今、美・ウォーキング体操とかですね、民間でもやられています。カーブスさんあたりもやられています。そういったことで、地域に集まる、それが集まる場所、みんなの顔合わせの場所とかになっていくと、災害公営住宅も含め公民館あたりがなくなって非常に、先ほど出ました孤独死とかですね、そちらのほうにも一工夫要るのかなということで思っております。

ただ、孤独死についてもですね、やはり仮設住宅のときは人間関係ができて、ただ、災害公営住宅に入って人間関係が途切れてしまったとか、そういったケースも東日本あたりでは出てきているようですので、地域支え合いセンター、そして役場のさまざまな福祉サイド、介護サイド、いろんな健康づくりサイドがあります。そして、社会福祉協議会であったり、地域であったり、高齢者相談員、区長さん、そして大学、NPOあたりが一緒になって、これはもう多重的に見守っていくような仕組みづくりが、今後はしっかりやっていくべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。地域サロンについてですね、月1回出てきて健康維持はできるか。私もそれは本当に同じ意見です。社会性の維持についても、目標ではあるんですけれども、月に1回出てきて、用意されたものを食べて、それで何かおもしろいレクリエーションに参加して、それで社会性の維持ができるかと言われると、ちょっと疑問に私も思っております。むしろ老人会などですね、ああいった方たちが、自分たちで企画した旅行、そういったものをするために廃品回収などで体を動かされている。もしくは自分たちで体づくりのためにラジオ体操をされている。そういったことが本当に意味のある社会性の維持、健康づくりになるかと思っております。認知症の予防、そういったものにつながるかと思えます。健康ポイント制はすごくいいことだと思います。できれば、これは、できたらサロンですね、その予算を全部ラジオ体操に来る人に使ってしまったでもいいんじゃないかと思うぐらい、私は思っ

おります。

あと、それですね、2個目を終わらせていただきます。

続きまして、コロナウイルスについてお伺いします。

現在、コロナウイルスの感染が大きな問題になっております。私がこちらの一般質問の通告をした後からも、毎日のようにコロナウイルスの情報や日本政府の対応が変わってきております。コロナウイルスについての情報は少なく、分からないことが多くあります。テレビ等で見ても、専門家の方々のコメントも一つ一つ違います。感染の判定も民間でやれるようになったようですが、感染していたと分かっているにもかかわらず、どうやって治療するのか。コロナウイルスに効く薬もまだありません。

その上でですね、本町の取り組みを教えてくださいませんか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の三つ目の御質問、新型コロナウイルスへの町の対応についてお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルスによりお亡くなりになりました方にお悔やみを申し上げますとともに、罹患されておられます皆様が一日も早く回復されますよう、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、町では、中国武漢での感染拡大を受け、関係課における情報収集をはじめ、1月28日付、御船保健所からの感染対策の徹底に関する通知を受け、1月29日には町内の幼稚園、保育所、小中学校、社会福祉施設及び町関連施設に対し、関係各課を通して周知を行いますとともに、町ホームページにおきまして町民に対し注意喚起を行っております。また、1月30日に役場内におきまして、感染予防の周知と消毒液の窓口への設置を行っております。2月2日の総合防災訓練終了後には、益城町新型コロナウイルス感染症対策調整会議を開催し、当該感染症の発生状況や国の対応などについて情報共有をしますとともに、町民などに対する予防啓発の周知徹底を指示しました。加えて、さらなる周知徹底を図るため、2月17日に感染予防啓発チラシを町内全戸に配付しました。

2月21日に熊本市、2月22日に御船保健所管内で感染者が発生しましたことを受け、2月22日に益城町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しますとともに、私を本部長とし、全ての幹部職員による第1回の対策本部会議を開催し、さらなる感染予防の徹底と今後の対応についての検討を指示しました。

2月25日に、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が発表されたことを受け、第2回の対策本部会議を開催し、町主催行事などの延期、中止についての検討を指示をいたしております。また、国の小中学校の臨時休校の要請を受け、2月29日には第3回の対策本部会議を開催し、3月2日から3月15日までの臨時休校を決定するとともに、あわせて町が管理する施設につきましても3月2日から3月15日まで休館すること、さらに3月中に開催を予定しておりました不特定多数が参加する町主催行事など及び4月に開催を予定しておりましたジョギングフェアの開催について、延期及び中止を決定しました。

そのような感染拡大が収束されない中において、さらに国による感染拡大防止措置の延長の要請を受け、本日午前8時より第4回目となる対策本部会議を開催し、小中学校の春休みまでの延長、3月末までの町有施設などの閉館及び延長、罹患された方が発生した場合の対応などについて協議を行いました。

町としましては、今後も県をはじめ各関係機関と緊密に連携しながら、迅速かつ的確に対応し、町民の皆様への情報の提供と周知に努め、町民の安全・安心の確保に向けて万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。このコロナウイルスについては、各一人一人が危機感を持って対応することが本当に大事なことと思います。日本、国全体で考えなければならないと思うことでもありますし、一人一人考えて行動することが大事かと思います。ありがとうございます。

先日ですね、厚生労働省のほうの新型コロナウイルス基本対策において、マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請するとなっておりますが、なかなか販売が開始されません。私のですね、仕事をしております施設でも、今月いっぱい多分マスクはなくなってしまうのではないだろうかということをちょっと危惧しております。

先日、副町長より、新型コロナウイルスの話をお聞かせする中で、本町はコスモス薬局との間にマスクを優先的に供給するという協定を結んでいるとのことでした。そのときにも質問させていただいたのですか、再度確認の意味も持って質問させてください。

私たちとですね、同様、益城町の医療機関も似たような施設が多いと思います。マスクが足りない、そういったことは医療機関にあってはちょっと大問題だと思います。現在、益城町にあるマスクを優先的に医療、福祉施設等に配付していただけないでしょうか。よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の三つ目の御質問の2回目、備蓄マスクの医療機関や高齢者施設への配付について伺いますについてお答えをします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、熊本市や御船保健所管内で6人の感染が確認されるなど、影響が広がっております。現在、国内では感染予防としてマスク着用などの徹底をと言われる中で、マスクの需要が増大し、全国的に入手困難な状況が続いております。町としましては、介護、医療現場などでの2次感染を防ぐことを目的に、災害時用に備蓄していますマスクを、限られた枚数になりますが、町内の高齢者福祉施設59カ所、医療機関など24カ所、障害者施設など34カ所に、感染予防として活用していただくよう本日より配付をいたします。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 大変ありがとうございます。以上にて質問のほうを終わらせていただき

ます。

○議長（稲田忠則君） 木村正史議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、こんにちは、8番日本共産党の甲斐康之です。

新型コロナウイルス感染症により、議会棟での傍聴ができずに、本館1階ロビーでテレビで傍聴されている皆さん、こんにちは。WHOは、新型コロナウイルスについて、パンデミック、世界的流行と見られると表明いたしました。国内での感染もまだ続いております。その中で、県内や上益城郡内でも一般質問を中止した議会もありますが、ここ益城町町議会では、傍聴者の傍聴制限はあるものの、実施をしております。一般質問の重要性を認識し、中止しなかった議運の皆さんに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ特措法の対象に加える改定法案が、昨日、衆議院本会議で採決され、可決されました。特措法には、首相が緊急事態宣言によって、外出自粛要請や学校、社会福祉施設、映画館などの興行場など人が集まる施設の使用制限が盛り込まれており、憲法が保障する基本的人権の制約を可能にするものです。国民の自由と人権の幅広い制限を可能とする、その歯どめが極めて曖昧だと、憲法学者や弁護士らが民主主義と立憲主義を脅かす危険があると指摘をしています。

安倍政権は、既に同特措法に基づく予算の実施要綱を新型コロナウイルス感染症対策に転用する措置をとっています。首相自身も緊急事態宣言を出す状況ではないと、こう述べており、急いで法改定の必要性はなく、拙速審議は許されません。私たち日本共産党はこの法案に反対するものです。

それでは、今回の一般質問は、1番目、地震からの復興に伴う開発事業で遺跡等から発掘された出土品等の常設展示を行う展示スペースの設置について。2点目、コミュニティバスの運行を開始することについての2点について質問を行います。

それでは、1番目の質問を行います。

町指定の有形文化財である遺跡等から発掘された出土品や町指定の文化財の常設展示を行う展示スペース揚所の設置について、お伺いをいたします。

昨年の11月26日から今年の1月26日まで、交流情報センターミナテラスで町指定文化財の展示企画展が開かれました。当初は12月22日までの約1カ月間の展示予定でしたが、見学者が多く、さらに1カ月延ばして1月26日まで延長されたようです。

この展示企画展は、地震からの復興に伴う開発事業に先立ち、埋蔵文化財の発掘調査で貴重な出土品が発掘されていると紹介され、このような町の宝を広く知ってもらうために展示企画展が開催されたとあります。さらに、国の天然記念物に指定されている布田川断層帯などの地震の爪跡を残すパネル等による展示もされていました。

私も、益城町の歴史を知る上で大変貴重な出土品だと感じ、展示品を大変興味を持って観覧をいたしました。まさに町の宝だなど、こう実感した次第であります。そのことを町民の方たちに伝えますと、常時展示できる場所があるといいな、こういう声が上がりましたので、今回この質問を取り上げたものであります。

質問の主な内容は、平成2年3月に出版されました益城町史通史編から知り得た内容をもとに質問をしたいと思っております。

町内には、古代の縄文時代の遺跡から土器や石器などが多く出土しており、古代から多くの人々の生活が営まれていたと思われる、こういう記述があります。これはまだ予測の記述ですね。これら遺跡の発掘調査は、九州自動車道の建設に先立ち、昭和47年から48年にかけて調査が行われ、櫛島地区にある櫛島遺跡では、縄文晩期の土器や石器が出土し、料理用の炉である炉穴が発見され、共同で食事をしたり、祭りのときなどに用いられたなど、生活の跡が見られ、県内でも非常に珍しいものであると書かれてあります。土器以外にも生活の道具である石やりや石おの、これらが出土しているようです。また、古閑遺跡でも、縄文後期から晩期にかけての土器など遺物が出土しています。

さらに、弥生遺跡も紹介されていました。小池の秋永地区から弥生土器や竪穴住居跡や溝及びかめ棺が発見されたとあります。また、昭和35年ごろ、宮園でもかめ棺と人骨が発見されるも、当時対策が講じられず、遺跡は消滅されたとありました。東無田ではかめ棺の破片が多く発見され、弥生中期の墓地と見られると記述があります。そのほかに、平田遺跡など貴重な出土品が発掘されているようです。

このように、昭和30年代から40年代にかけ、開発工事等により古代遺跡の発掘調査が行われたことで、数多くの出土品が発掘されています。最近では、熊本地震からの復旧事業の中で、災害公営住宅建設地区等で埋蔵文化財発掘調査が行われ、さらに被災文化財の修復などにより新たな発見が続いているようであります。

これらの埋蔵文化財は、町の宝として、益城町の歴史を知る上で大変重要なものだと考えます。町民の方からも、益城の歴史を知る上で、常設の展示をし、広く披露してはどうかなどの御意見をいただいております。常設スペースを設ける考えはありますか。また、文化財保護委員会の方たちはどのように考えておられるのか。

以上、1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問についてお答えいたします。

甲斐議員がおっしゃられましたように、交流情報センターの展示スペースで「のこされたもの、のこしたいもの、伝えたいこと」と題しました文化財の企画展示が、11月の26日から12月の22日

まで最初は予定しておりましたが、その後、非常に好評だったために、1月26日まで展示を延長した次第であります。

この展示におきましては、震災の復旧・復興の過程で発掘された品物、被災した町指定文化財の復旧状況の写真、国の天然記念物に指定された布田川断層帯のパネル等の展示を行なったものであります。

現在、町内の埋蔵文化財調査をスムーズに実施すべく、他県の自治体から専門職員の派遣をいただいているところですが、この企画展の開催に当たりまして、その専門職員の方々にも展示のノウハウについて大変協力していただきました。

さて、文化財資料の常設展示についてでございますけれども、このことにつきましては、文化財保護委員会や町民の方々から常設展示を希望する声が上がっておりますことにつきましては、町といたしましても認識しておるところでございます。また、復旧事業の進捗に伴いまして、埋蔵文化財発掘調査による出土品や展示資料等が増加しており、こうした資料を恒久的に保存して、学校教育や社会教育において活用していくことは、震災の記憶の継承の点からも重要であると考えております。

震災以前までは、旧益城中央小学校理科棟内に文化財の資料室を設けておりましたけれども、今後は解体が予定されておりますために、町としましてもどのように保存し展示していくのか、検討しているところでございます。常設展示の方法としましては、既存の公共施設の一角や新しくできます施設の中の展示等が考えられると思います。そのような点も踏まえながら、今後さらに慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） ただいま1回目の答弁をお受けいたしました。地震後の発掘調査では、多くの埋蔵文化財となる品々が出土しているとお聞きいたします。2月には、復旧工事の際、平田遺跡から2,000年前の弥生時代中期のかめ棺が見つかり、男性の人骨1体分が発掘され、これについては新聞報道もされておりました。このように町には古代から多くの人々の生活が営まれていると思われるといった判断から、それを裏づける品々が多く発掘されています。大変貴重な遺物であると思います。

1回目の答弁では、企画展示は見学者も多く好評で、展示を延長したとのことであります。また、常設展示を望む声も上がっているとのことであります。出土品は、展示資料が増加し、恒久的に保存をし、学校教育や社会教育に活用すること、震災の記憶を継承することも重要とのことであります。震災前は旧益城中央小学校に資料室があったが解体予定であり、今後どのように保存し展示していくのか検討している、このようなことであったと思います。

そこで、1番目、最近の災害復旧事業等の埋蔵発掘調査による出土品について、どのようなものが発掘されているのか。場所や時代、種類、どのくらいの量があるのかについても伺いたいと思います。

2点目で、展示品の中で、縄文後期の土器や弥生式土器などがありました。縄文時代遺跡と言われる櫛島遺跡、古閑遺跡、弥生時代遺跡と言われる八反田遺跡、秋永遺跡などの出土品はどの

ようなものがありましたでしょうか。

3番目、教育委員会が所蔵している埋蔵文化財や個人所蔵の中で、展示価値があると思われるものはおよそどのくらいありますでしょうか。

4点目で、中世時代の文化財についても展示されていました。その中で展示価値がある文化財はありますか。教育委員会や個人所蔵なども把握しているものがあれば教えてください。

この町で、貴重な遺跡で遺物が発掘され、古代のロマンをかき立て、広く町内外に知らせていくことが重要だと考えています。そのため、今、多くの人々が利用する公共施設などで常設して展示することが大切ではないか。このことについては町も異論はないと思います。ついでに、常設展示を考えておられるようであれば、最終的に公共施設の展示になると思われませんが、役場新庁舎内にスペースをつくるなど、展示できるとよいと思っていますけれども、3年後ほどになります。それまでにもっと多くの出土品が発見されるのではと考えられます。少しでも早く展示を行い、皆さんに披露することを望んでおります。例えば、3月に完成予定の総合体育館などの管理者が常駐する場所に、とりあえず展示コーナーなどを設置することなどを考えたいかがかと考えます。

2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の2回目の御質問の1点目について、まずお答えします。

災害復旧に伴う発掘場所は、主なものとしましては、大辻遺跡、馬水、そして東無田遺跡、大字島田、平田遺跡、大字平田などがございます。大辻遺跡の成果につきましては、昨年度、広報まじきでも紹介させていただいているところでございますが、縄文時代から弥生時代、古代、中世の集落に伴うような食器類や石器、鉄製の武器や農具などが出土しております。東無田遺跡や平田遺跡からは、先ほど議員からもありましたように、弥生時代のかめなどが出土しているところです。中でも、先ほどおっしゃいましたように、平田遺跡からは大型のかめ棺が出土しておりまして、残存状態の良好な約2,000年前の弥生時代の人骨も出土しているところでございます。

なお、これらの調査で出土した土器等は、非常に微細な破片等も含まれておりますので、具体的な数字を申し上げることはなかなか難しいところです。

次に、2回目の御質問の2点目についてお答えします。

幾つかの遺跡の中で、特にここはというところの特色のあるところを御紹介したいと思います。まず古閑遺跡は、弥生時代よりも古い縄文時代が主体となる遺跡でございまして、古閑遺跡から出土した土器は古閑式土器と呼ばれ、専門家などでは年代を推定する際の基準としても使われている土器でございます。これらは馬水地区の災害公営住宅建設の際に大辻遺跡からも出土しておりまして、現在、中央小学校跡地に収蔵しているところでございます。また、秋永遺跡からは、弥生土偶と称される人面つき土器が出土しております。この土偶は、熊本県教育委員会による調査でありましたために、現在は県立御船高等学校に所蔵されております。

次に、2回目の御質問の3点目にお答えいたします。

出土品のうち、展示に耐えうる資料、展示価値、展示にたえ得る資料は、昨年調査しました大

辻遺跡でおよそ800点、それから今年度調査しました東無田遺跡でもおよそ30点ほどございます。その主なものといましては先ほど申し上げたものでございます。

現在調査中の平田遺跡からは、大型のかめ棺が1基出土しておりますし、先ほど申し上げましたように、また、県教育委員会が昨年度調査しました旧役場敷地内、宮園A遺跡からもかめ棺が出土しているところです。そのほか資料としましては、町内の寺社が所有する古文書や絵画資料等もございます。

次に、2回目の御質問の4点目にお答えします。考古資料でどんなものがあるかというところでございますけれども、個人所有になりますが、赤井城の跡から出ました、当時有力者が所有していたという梅瓶と呼ばれる舶来の陶磁器片などの資料のほか、国内の流通状況を物語る東播系須恵器という焼き物が災害公営住宅建設に伴う調査で出土しております。古文書等の歴史資料でございますと、益城町を治めていた木山氏が詠んだ連歌資料のほか、戦国武将としても人気の高い加藤清正の書状等があります。中でも最近注目されておりますのは、企画展でも展示していましたが、震災を契機に個人からこれは寄贈していただいたものでございますが、豊臣秀吉、秀次の朱印状などもございます。

最後に、2回目の質問の最後の展示スペースにつきましてでございますけれども、これはもう1回目の答弁でも申し上げましたとおり、今後慎重に検討しまして、どのような形で町民の皆様方に御紹介していくという、これは恒久的なものも含めまして、どのようなことができるかというところは慎重に検討をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） それでは、3回目の質問というか、討論を行います。1回目、2回目の質問に対する答弁を今受けました。復旧・復興に伴う調査で、かなりの量の縄文、弥生時代の出土品が出ています。せっかくの出土品も、以前は町では担当職員が配置されていなかったことから、町の所蔵になっていないというものもあります。縄文時代の古閑遺跡から出土した土器は古閑式土器と呼ばれ、年代を推測する際の基準として使用されていること。出土品は展示会のテーマに耐えうる質、量がある。ほかに古文書や、今おっしゃいました豊臣秀吉、秀次の朱印状などがあるようであります。このように町には大変貴重な埋蔵文化財が多数あることが分かりました。常設展示スペースも検討いただくと理解いたしました。益城町の宝として広く拡散できるよう取り組まれることを求め、この質問を終わります。ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移ります。

コミュニティバスの運行を開始することについてを質問いたします。

コミュニティバスの運行については、私は議員1期目のときから数回取り上げています。益城町には幹線道路を走る公共交通のバスはありますが、集落内や団地内などを巡回する公共の交通手段がありません。以前から子どもや高齢者の移動を助ける交通手段の要望が多く寄せられました。当時は、第5次総合計画に、住民アンケートでも、巡回コミュニティバス、デマンドタクシーの希望者が59%、現行のバスの運行回数の見直しなどを加えると76%以上の方々新たに導入してほしい移動交通手段として望んでおり、住民移動手段としての必要性が示されていると

書かれています。

その後、平成23年9月に地域公共交通会議が開かれ、公共交通空白地帯、福田、上陳、下陳において、買い物、通院、大型車進入困難地区へ乗り入れするデマンド型乗合タクシーの運行が平成24年度内に向け検討が進められ、これは実現しております。また、市内方面からと津森方面から、総合体育館、図書館までのバス運行が検討され、その後実現をしていますが、地震により現在は廃止されているようです。地域交通会議の際に参考資料として、ほかの自治体のコミュニティバス、乗合バス、乗合タクシー、10人以下のジャンボタクシー、こういったものの資料も示されていました。

令和2年1月7日策定の「益城町都市計画マスタープラン改定、益城町の現状特性について」によると、マスタープランとは、都市計画法に基づいて、都市計画区域内を基本として発展していくための課題に対応し、おおむね20年後の町のあるべき姿を見通し、新しい時代の町民生活を実現する方針を示すとあります。社会的特性としては、人口は、高齢化率は継続して増加を示し、平成30年度では28.5%となっている。まさに高齢者が3割を占める町となります。

第6次益城町総合計画では、町の将来像として、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちとあります。そのために、まちづくりとして、みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり、これを目指す中で、良質な住環境の整備、子どもから高齢者までが心身ともに健康な生活を送れる体制の構築とあります。

益城町の現況を知るため、町民意向の把握として一般アンケートが行われているようです。交通環境の改善に関する重要な取り組みの項目のアンケートによれば、通院や買い物など日常生活を支えるきめ細かな公共交通機関、コミュニティバスやデマンドバスの充実を望む人が60%で最も多く、次いで、益城町と熊本市や周辺市町村を結ぶ都市間バスの充実58.8%が多いと、こういう記述があります。将来の益城町の姿として、仕事や買い物など外出が便利で、人が集い、にぎわいあふれる町が4割となっております。外出に便利な交通手段を求めています。

今、町内各地域に災害公営住宅が建設されています。今月から入居が始まります。災害公営住宅を中心とした人口の大きな移動が始まるわけです。入居者には、車を持たない人、免許を返上した方などの高齢者が多いと思われます。災害公営住宅には交通の便が悪いところもあります。交通の便が悪いと、自然と外出する機会が減ってきます。家に閉じこもることで認知症や体調に変調を来す方が増えてくるのではないかと考えます。

車を持たない高齢者等の通院、買い物を手助けする手段は重要と考えます。福田地区のデマンド乗合タクシーも運行されていますが、地震以降、居住者の移動もあつてか、利用者は減少傾向にあります。津森地区については公共交通のバスはありますが、運行表を見ると、平日で木山産交営業所行きが午前2回、午後3回と少なく、交通手段として不便ではないかと思いました。高齢者の外出を助けるタクシー券の配付もありますが、一、二回の利用でなくなってしまうという声もありましたので、今回通知をしておきました。今議会で4,000円に引き上げる計画で、一歩前進とは思いますが、しかし、まだ外出を手助けする手段には十分とは言えないのではないかと考えています。

町では、団塊の世代が2025年には後期高齢者となります。福祉のためにいろいろ手を尽くす施策が求められてきます。最近の高齢者は元気だと言われますが、外出の機会が減り、閉じこもることで、認知症や鬱の発症の要因となります。もっと外出の機会を増やし、多くの人たちと交流をすることで、発症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えます。

第6次益城町総合計画でのまちづくり大綱の1として、住まい環境の整備があります。災害公営住宅も含めた新住宅エリアがつくられます。住まい環境の整備のためにも、町内をきめ細かに巡回できるバス、10人程度のジャンボタクシーです。この運行を求めます。

町長のお考えをお聞きします。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問、コミュニティバスの運行を開始することについてにお答えをいたします。

まず、災害公営住宅につきましては、今月には671戸全ての整備が完了し、鍵渡しの後、入居が進み、新たな生活をスタートされることとなります。これらの災害公営住宅の多くは、生活環境などを考慮し、既存の集落や市街地に建設されていますが、一部は最寄りのバス停まで約700メートル、徒歩による所要時間が10分程度かかるようなところもあります。このため、木村議員への答弁の繰り返しとなりますが、本年4月から熊本地震以降運行を開始しました広安循環線で、古閑入口と広安西小学校間に停留所の新設及び循環方向が右回りだけだったものに左回りの追加をいたします。加えて、福田乗合タクシーについて、よかもんね！の駐車場をお借りしまして、停留所の新設及び1日4便だった運行回数を6便に増便することとしています。

この一部見直しに当たりましては、道路状況や移動手段の移送力、速達性や定時性などにつきまして、交通事業者や関係機関と協議を行い、加えてヒアリングやアンケート調査など、利用者の声を聞きながら見直しをしたところです。

また、町の地域公共交通計画は策定から約8年が経過しており、公共交通を取り巻く環境の変化や熊本地震後のまちづくり事業、各種関連計画との整合性、住民の移動ニーズを反映しました計画の全体的な見直しが必要だと考えています。このため、新年度予算に地域公共交通網計画策定業務委託を計上し、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し、持続させていくことを目的に、都市計画マスタープランや立地適正化計画などとの整合を図りながら、さらなる見直しを図っていくこととしています。

議員お尋ねのコミュニティバスの導入につきましては、公共交通の全体的な見直しにおいて交通手段の一つとして検討してまいりたいと思います。しかしながら、導入している市町村では、バス停まで歩く必要があることから、高齢者などの利用者にとりましてはかえって負担感が生じてしまうなどの問題があり、赤字額も大きいため、近年では乗合タクシーへ移行している市町村もあります。利用者の使いやすさと財政面なども考慮した上で、適切な交通手段の導入を図ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1回目の質問では、現在ある停留所を多くつくる、また新設する。乗合

タクシーにおいては、よかもんね！までの乗り入れを考えていると。全体的な交通計画の見直しから、巡回タクシー等についても検討していくというようなことでお聞きしました。

町長の施政方針では、公共交通では、災害公営住宅の整備や新たな道路整備計画などにより、町の状況が変わりつつあるため、まちづくりと連携をした中心拠点と地域拠点などをつなぐ公共交通ネットワークの再構築を図り、利便性の向上を図るとともに、空白地域の解消にも努めてまいりますとありました。さらに町のイメージを高めるとともに、町の魅力について情報発信を行うとあります。コミュニティバスの運行は、高齢者や障害者に優しい、気配りのある町とのイメージづくりに寄与するものではないでしょうか。

県内では、コミュニティバスを運行している自治体は、これは最近のネット調べですけれども、菊陽、合志、宇土、南阿蘇村、高森、小国、南小国、天草市、上天草市、水俣市、八代など、ほかにもあります。全部で16自治体が運行しているとありました。身近な自治体では、菊陽町の巡回バスキャロッピー号と乗合タクシーの二通りの交通機関があります。今年、令和2年1月版では巡回バスは、菊陽町図書館を始発に、20カ所ほどの停留所を経由して菊陽町図書館に至る巡回ルートで、午前4回、午後6回などが運行されておるようです。運賃は、大人100円、子ども50円の均一運賃であります。専用回数券もあり、6枚つづりで500円のようにあります。

私が1期目の議員のときに、議員研修として、三重県の玉城町が取り組んでいる元気バスの取り組みについて視察に行きました。外出支援サービスのための運行で、町内の交通弱者を中心に、予約形式の乗合バス、ジャンボタクシーですね、これによって支援を行っています。携帯端末を使ってでも予約ができるようです。利用するお客様は、停留所の近く、相当ありますけれども、そこでお電話する。そうすると、そこへ車がやって来る。このようなきめ細かな支援が行われていました。このように参考になる取り組みと思います。

令和2年の予算では、平成23年度以降検討されていなかった地域公共交通網形成計画策定の業務委託料1,430万円が計上されています。地震以降の町の状況が変わってきており、町民アンケートなどを実施して計画を策定するとの説明を受けました。コミュニティバスを運行している自治体を参考にして、ぜひ運行を開始するよう求めて、2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員、2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、私の住んでいる福田地区についても、以前は7時、11時、昼の2時、6時と通っていたのですが、とうとう今は1本も通らずに乗合タクシーということで、見てみると、1台に一人か二人しか乗られていなかったということで、そんな状況になったのかなということで思っております。それと、乗合タクシーあたりを今使われておりますが、運賃は非常に安いと。デメリットとしましてはただ予約が必要になるということで、ただ、今回よかもんね！さんのところを駐車場ということで増やしたというのは、また利便性も上がっていくのかなということで思っております。

ただ、いろいろ近隣市町村のコミュニティバスの導入状況を見てもみますと、やはりいろんな自治体が使われていますが、1,000万から大体多いところでは1億2,000万の毎年赤字が出ていると

ということで、これはかなりの大きな金額になっているかなということで思っております。今年度、ちょっとまたそこあたりも検討をするんですが。

先ほど相乗りタクシーですかね、こちらについては、スマートフォンアプリを使ってということで予約できるという制度、取り組みもあるみたいですので、乗車距離に応じて費用を負担するとかですね、そこあたりをマッチングした。ただ、見てみると、前に一人、後ろに一人とかですね、そういったことで対応されたりとかされているということで、非常に一人で乗車するよりも安く利用できるという仕組みもあるかなと。

それともう一つ、カーシェアリングということで、車を提供していただいて、地域の方にワゴン車あたりを提供していただいて、そちらに地域の方を乗せて行って運送してもらうというカーシェアリングがあるんですが、これは白タクの営業とかの問題もあるんですが、タクシー業者の方と提携してということで進めることにより、その運転される方、やっぱり地域でのつながりができて、そこの乗られる方同士とのつながりも出て、非常に地域づくりにもつながっている実例もありますので、カーシェアリングあたりも一つの方法かなということで、そういったところも含めてしっかり研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 今、町長の答弁ではですね、運行している自治体では財政的な面もかなりあると。私も聞いているところでは、やっぱり赤字が続いているというようなことも聞いております。財政なども検討しながらの事業だと思えますけれども、益城町は今から高齢者の増加時代ですね、福祉の向上、健康増進のためにも、外出の機会を増やして、通院、買い物などの手助けをする施策は自治体の責務だと考えています。

これで、いろいろ難しいとは思いますが、検討をしていただいて、いい結果が出るように期待したいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。2時25分から再開します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時25分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。本日最後、本年度最後になりますので、どうか最後までよろしく願いをいたします。

新型コロナウイルスでさまざまなことが言われておりますけれども、ちょっと違う視点からですね、見てみたいと思いますが、副町長あたりは県の財政畑で長らくですね、活躍されてきたと思

っておりますけれども、きょうの現時点での、現時点というところちょっと語弊がありますけれども、日経平均は幾らだと思いですか。

○副町長（向井康彦君） 1万8,000円。

○11番（野田祐士君） うん、1万8,000円ですよ。本日の日経平均のですね、始まりはですね、さすが副町長、1万8,183円なんです。本日はまだ閉まっていませんので、今現時点のですね、最安値がですね、1万6,690円です。1万6,690円。多分ですね、今、これが始まる前にですね、1万7,600円、1万7,600円です。

新型コロナウイルスのですね、発生拡大による影響がですね、人体だけではなくてですね、やっぱり日本経済にもですね、大きく影響を及ぼすということですね、ちょっと言っているんですけども。これがですね、日本経済、ひいてはですね、町の財政にもですね、大きく絡んでくるのではなからうかと思うことをですね、危惧しております。それを踏まえてですね、今回は質問をさせていただきたいと思います。

ちなみにですね、1カ月前は約2万4,000円近くありましたので、目減り的にですね、27%、今の時点でですね、約30%ぐらいはですね、目減りをしているということで、益城町の財政もですね、いろいろ考えていかなければいけないんだろうと思っております。

本日は、3問、質問をさせていただきます。

1問目が、復旧・復興事業と町財政に関する課題と取り組みについて、2問目が、復旧・復興事業に対する町民の不公平との声に応えるために、3番目が、町の地域間格差の原因、課題と、その対応についてを質問をさせていただきます。

それではまず、第1問目の復旧事業と町財政に関する課題と取り組みについてでございます。これは昨年にも進捗状況のほうをですね、さまざまなもの伺いました。公共インフラ、農業用施設等々についてですね、契約率、完了率を伺ったところであります。

そこで今回ですね、年度末ということで、町の復旧事業に対して、復旧・復興事業に際して、役場職員や派遣職員、任期つき職員、関係する外部補助員の頑張りにより進められてきているけれども、もちろん委託業者にも多大な貢献をいただいているが、そのような中で、現時点でのですね、進捗率について、または計画というのは順調にいったいについてお尋ねします。

2問目が、震災関連事業を行ってきて、これらの事業が今後益城町の財政にどのような影響を与えるかが心配されている。どのような内容で検証を行っているか。3年後、5年後、10年後、財政予測についてはどうかを伺っていきます。

三つ目、事業を進めていくに当たり、今後、人件費を含む分でありますけれども、町の単独費用で補っていくものはどれくらいの予算規模になるのかと、その割合。これについては、削減すべきは検討、検証を通し削減しなければ、益城町は財政破綻に追い込まれるのではないかと。危機的な状況に対し、何からどう取り組むのか。考え方について、具体的な方法について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の一つ目の御質問の復旧・復興事業と町財政に関する課題

と取り組みについて、1点目、益城町の復旧・復興事業における進捗はどうか、また計画は順調と言えるかについてお答えをいたします。

熊本地震発災後5年目を迎えようとしておりますが、この間、益城町のためにと全国の自治体から職員を派遣いただき、任期つき職員におきましては、益城町の復旧・復興への思いからその職責を果たしていただき、その結果、町が地震前の姿を取り戻そうとしております。さらには、災害からの復旧と並行し、新しいまちづくりとして復興へ向けての歩みも出てきております。

復旧事業では、道路、橋梁、河川、公園につきましては、2月末現在、件数ベースでの契約率について申し上げますと97%、完了率が87%となっております。

次に、上水道につきましては、現在かけかえ工事中の第一畑中橋への添架工事を除き、ほぼ復旧工事が完了をしてしております。また下水道につきましても、契約は全て終わり、工事は一部他事業との調整により繰り越し予定がありますが、本年の8月ごろをめどに完了見込みであります。

農地・農業用施設の契約率は97%、完了率が92%となっております。

公共インフラ、農地・農業施設につきましては、令和2年度内での完了を見込んでおります。

また、被災された方々の支援の重要な事業の一つである宅地復旧事業として、国の補助を受けて行う地域防災がけ崩れ対策事業と大規模盛土造成地滑動崩落防止事業がございます。現在の状況としましては、地域防災がけ崩れ対策事業の21カ所につきましては全ての工事が完了しております。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業につきましては、熊本地震におきまして制度拡充として取り組んでいる21地区と合わせ、全60地区において契約を完了し、工事完了につきましては、拡充事業18地区で86%、残り3地区は令和2年度内の完了見込みとしております。拡充以外の39地区につきましては、8月末に1地区が完了し、残り38地区におきましては、令和2年度末までに全ての地区が完了するよう鋭意工事を進めているところでございます。

次に、町管理の建築施設関係では、おのおの施設の進捗率で申し上げますと、町総合体育館の本体につきましてはほぼ完成し、竣工検査を残すのみとなっております。また、体育館周辺の外構工事の一部につきましては4月末完成の見込みとしております。交流情報センターにつきましては3月末での完成見込みです。さらに、文化会館につきましては45%の進捗率で、来年3月末の完成を目指しております。また、益城中学校関係につきましては、校舎本体、屋内運動場で15%、外構70%の進捗率、プールにおきましては準備工の段階です。今後、既設施設の解体や附帯施設の工事発注を行い、令和3年度内で全ての復旧工事の完了を予定しているところです。

次に、復興事業の進捗でございます。復興事業につきましては、都市防災総合推進事業や小規模住宅地区改良事業がございます。これらの事業は、各地区のまちづくり協議会から提案があり、益城町復興まちづくり計画に策定されている避難地、緑地、避難道路を整備するものです。現在のところ、二つの事業で、計画に策定された避難地、緑地が22カ所あり、2カ所が設計中、9カ所が完了、8カ所が施工中、残りの3カ所につきましては用地交渉中であり、用地取得後、速やかに着工できるよう準備を進めており、令和2年度中には全22カ所完了見込みとなっております。

避難道路につきましては、計画に策定された避難道路が47カ所あり、2カ所が完了、10カ所が施工中、21カ所が用地交渉中、1カ所が発注予定、残りの13カ所につきましては、地権者の合意

形成がなされ、予算措置ができた箇所から事業着手となります。

街路事業の進捗でございますが、事業認可取得済みの区間におきましては、測量設計、建物調査、境界立ち会いがおおむね完了しており、来年度は本格的に用地交渉を行ってまいります。また、横町線の木山橋につきましては、来年度着工を予定しております。街路事業につきましては、事業期間が最長令和7年度となっておりますので、用地取得が完了した区間から速やかに工事の着工を図ってまいります。

熊本地震の被害が甚大でありましたことから、請負業者や現場で働く方々の不足などにより、現在進行中の事業のところもありますが、おおむね予定どおりに進み、大きな遅れはないと考えております。

一つ目の質問の2点目、震災関連事業における財政への影響について、検証内容と、3年後、5年後、10年後の財政予測についてにお答えをいたします。

震災関連事業の見込みにつきましては、毎年9月に中期財政見通しを作成し、財政状況の確認、検証をしているところです。中期財政見通しは、策定時点で想定される熊本地震に伴う復旧・復興事業を全て実施する場合の財政見通しを示し、本町の財政規模、能力では、想定される復旧・復興事業を実施することが極めて困難であることを明らかにし、財政負担の軽減に向けて関係方面に理解を求めることを目的に、平成29年度から作成をしています。

令和元年9月の中期財政見通しでは、熊本地震からの復旧・復興事業に係る総事業費が1,270億円で、そのうち町の実質的な負担は154億円を見込んでいます。その結果、令和2年度以降令和7年度までの間に、毎年2億円から10億円、合計32億円の財源不足が発生する見込みとなっております。財源不足への対応としまして、財政調整用基金を充てるなどしても、令和6年度及び7年度で合計3億円の財源不足となる見込みです。

議員お尋ねの3年後、5年後及び10年後の財政予測につきましては、3年後の令和4年度では財政調整用基金を充てれば財源不足とはなりません、5年後の令和6年度では財政調整用基金が枯渇し、1億円の財源不足となる見込みです。また、10年後の財政予測につきましては、不確定要素が多いため、試算はしていないところです。

一つ目の御質問の3点目、事業を進めていくに当たり、今後、人件費を含む町の単独費用で補っていくものはどれぐらいの予算規模になるのかと、その割合。削減すべきは検討、検証を通し削減しなければ、益城町は財政破綻に追い込まれるのではないかと。危機的な状況に対し何かからどう取り組むか、考え方と、人件費なども含め具体的な方法について何うにお答えいたします。

事業を進めていく上で、町の単独費用で補っていくものはどれぐらいの予算規模になるのかにつきましては、熊本地震からの復旧・復興事業に係る見込額では、総事業費が1,270億円で、町の実質負担が154億円と見込んでいます。

中期財政見通しでは、人件費や公債費などの義務的経費、物件費、補助費など及び特別会計への繰出金などの通常経費に復旧・復興に係る事業費を加え試算を行っています。平成30年度決算では、人件費、公債費、扶助費の義務的経費の単独事業費は36億円、物件費、補助費など、繰出金など投資的経費を除く通常経費の単独事業費は49億円で、歳出決算額の28%となっております。

熊本地震からの復旧・復興事業及びにぎわいづくり事業は、今やらなければならない、今しかできない事業ばかりであり、町の将来を見据えたとき、厳しい財政状況の中でも予算措置をしていかなければならないと考えています。その上で見直すべき点は見直し、削減すべき費用は削減し、議員御指摘のような財政破綻に追い込まれることがないように努めてまいります。

財源不足への対応は、事務事業の見直しや効率的な予算の執行により歳出予算の削減に努めます。また、歳入面におきましては、企業誘致などによる税収増対策の推進、ふるさと納税やネーミングライツ売却、町税や住宅使用料などの未収金対策、負担金や使用料の見直しに引き続き取り組めますとともに、企業版ふるさと納税制度の見直しが行われ、寄附の拡大が見込まれますので、しっかり活用を図りたいと思います。

歳入歳出両面からの見直しとあわせて、町の財政状況を国や県に対してしっかり説明を行い、引き続き財政支援の要望を行ってまいります。加えて、県道熊本高森線の4車線化や木山地区の土地区画整理事業、横町線などの街路事業など、現在整備中のインフラを活用したにぎわいづくりにも取り組んでおり、将来的には地域経済の活性化や移住・定住人口の増加につなげ、財政の安定化を図りたいと考えています。

いずれにしましても、持続可能な財政運営ができなければ、町の発展やにぎわいにもつながらないと思いますので、今できることを全力で行い、財源不足の解消に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御答弁、ありがとうございました。

復旧事業については順調にと言っていると思いますが、まあ進んでいると。令和2年度をめどに、ほとんどでき上がってしまうという認識をいたしました。

最後、3番目の部分ですね。町長がるるおっしゃっていただきました。それをまたですね、ちょっと詳しく質問しようと思っていたのですが、ちょっと先に言われましたので、最後ですね、ちょっともう一度ですね、確認のために質問をさせていただきますけれども。

本年度の定期監査及び行政監査結果報告を参考に言えばですね、町の資金繰りが難航している状況が続いていると。これはより一層の工夫、努力が必要となってきましたというお話なんですよね。この財政確保に対し、どのような対応をしていくかというのをまた聞こうと思ったんですけれども、これは基本的には国、県への要望というお考えだと思います。けれども、何かあればですね、その辺についてもですね、ちょっともう一度答えていただきたい。財政確保に対し、どう対応するか。財政確保ですね。

それと、次ですね、事業の長期化に伴う予算の繰り越し、今後も続いていきますけれども、計画的な予算を執行していかなければならない。計画的な予算を執行すると。経営的事務に求められる創意工夫をすべきだと監査報告書にはありますけれども、経営的事務に求められる創意工夫とはどのようなことをお考えですか。経営的事務に求められる創意工夫ですね。先ほどの回答の中にあれば、それを言われても結構です。

もう一つですね、来年度以降、先ほど言われましたけれども、起債、町の借金の償還が本格化

していきます。厳しい財政状況が予想されます。先ほど、一番最初に言いましたように、今回は新型コロナウイルス、もしやまた災害等がありますけれども、何があるか分からない中で、国の地方交付税に頼るとのことだけではですね、町も何か一つあれば共倒れをしなければいけないという危機が出てまいります。

そこで、厳しい財政状況が予想される中、先ほど言われたけれども、合理的、効率的な町の財政運営が必要と町長もおっしゃいました。それでは、合理的、効率的な運営とはどういうことでしょうか。これは条例の中でもありましたけれども、組織を再編したりとか、業務量に応じた人員の適正な配置をするとか、そのようなことを中心に考えていらっしゃるのか。もしそうであればですね、それはいつからですね、やっていくのか、やっていくべきなのかということですね。

もう一度言います。町の資金繰りが難航している中で、財政確保に対してどのような対応をとっていきますか。事業の長期化に伴う予算の繰り越しが今後も続いていきますけれども、計画的な予算の執行をするために、経営的事務に求められる創意工夫とは何ですか。本年度以降、起債、町の借金の償還が本格化する中で厳しい財政状況が予想されていますけれども、合理的、効率的な町の財政運営を必要とする中、合理的、効率的な運営、これはどのように捉えていますか。

この3点について、簡単にでも結構ですので、もう一度お答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えをします。

まずですね、資金不足とかですね、そこあたりの話だったかと思いますが、そちらについてですね、先ほど157億だったですかね、当初222億の実質負担が生じておりました。これにより、事業の見直しとかですね、国や県によるさまざまな地方財政措置、そして制度の拡充、交付税の措置などにより、154億かな、減少したということで。そして、やっぱり職員の頑張りというのが非常に大きかったなというのがあります。そして、私自身がさまざまな形で現状を国、県などに説明したことも削減につながったかなということで、その辺も踏まえて、事業とかですね、そこあたりもしっかりまた見ながらやっていきたいと。

それと、資金不足あたりも出てきております。こちらについてもですね、資金不足という話もありましたが、一時借入れをやっております。やはりどうしても起債とか、そちらの補助金とか、町に来るのが間に合わずということで、皆さん方にも説明したと思うのですが、200億借入れしたりとか、そういったことで対応をしているところです。

経営的財政ということで、ちょっとまたおっしゃられたと思うのですが、こちらについても、やはり収入を見据えた、どんな収入があるのかということで取り組んでいきたいと。それから、基金の残額ですね。これが先ほど言いましたように減っていくという形はありますが、そこあたりもしっかり見据えながらやっていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。3回目の質問になりますのであれですけれども、資金繰りについてはですね、事業を見ながらですね、さまざまなものをですね、調整していくということでどうにかなるのかなと、町を潰すということはないでしょうから、思っておりま

すけれども。

あと、経営的事務に求められる創意工夫ということですね、基金等の活用ということをおっしゃっていただきました。あと、起債の償還についてはですね、先ほどはですね、いわゆるネーミングライツであるとか、ふるさと納税とかですね、新たな企業を持ってきてですね、財政を賄おうということだという答えは入っていたんですけども、いかにしてですね、それをですね、実行していくかと。ネーミングライツについてもですね、まだちょっと決まっていなみたいですね、早く決めていかなければならないのだらうと思います。ふるさと納税に関してもですね、入ってくる金額だけはですね、確かに大きい金額がありますけれども、実質的な収支を見ればですね、そこまではないでしょうということ。

あとは町長がですね、先ほども質問の中で言われたようにですね、いろんな企業を回ってですね、来てもらって、そこからの資金に頼っていくという部分も出てくるのかなと思いますけれども、いずれにしてもですね、今回の新型コロナウイルスみたいにですね、何かあったときにですね、町がどう耐えて、耐え忍んでいくかというのがですね、大切なものになってくると思いますので、この財政運営に対する課題についてはですね、早目早目の取り組みとですね、実行ですね。早目早目の取り組みと実行をもってですね、起債、借金ですね、起債を残さないようにですね、将来の子どもたちに残さないような取り組みと一緒に考えていかなければならないと思いますので、その辺をですね、よろしく願いしてですね、2問目の質問に移りたいと思いますけれども、何か言われることがあれば。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員、3回目、質問についてはですね、説明不足しておりましたので。やはり私自身の考えとしましては、復旧・復興において一番大事なのということ、生活再建ということで今話をさせてもらっているところです。それと、やはり町民の皆さんの命を守る、財産を守るというのも町長としての当然の努めなんです、その一方で、一番何が大事かということ、やっぱりスピード感かなということ。これが、スピード感が一番大事かなということ、今、東日本とか見てもそういったことかなということを感じているところです。

現在の財政状況を見て、近い未来の子どもたちにツケを残さないことも大事なんです、遠くの未来の子どもたちにツケを残さないというのも、今やらないと、将来に補助をつけて、その補助が1割だったのが4割とかになったときに、やはり今しっかりと補助とか制度があります、拡充があります。そういった制度の地方財政措置もありますので、しっかり今、ここは踏ん張りどころだと思いますので、しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。おっしゃるとおりスピード感が一番だと思いますので、スピード感を持って取り組んでいただければありがたいと思います。よろしくお願い致します。

次の質問に移ります。復旧・復興事業に対する町民の不公平との声に応えるためにということ

でありますけれども、これも前回、前の議会で質問をさせていただきました。復旧・復興事業にはさまざまなものがありますし、さまざまな制度の問題があるというのも分かっておりますが、前回質問させていただいたのは、いわゆる宅地の擁壁等々についてでした。前回の質問でですね、時間がなくて、余りに答えがですね、短かったものですから、私もですね、多くの地権者の方でですね、お叱りを受けたところであります。よってですね、もう一度だけ質問をさせていただきます。

これは例でありますけれども、例えば、さっき町長が言われた、震災後、最も大事なものは生活再建であったよと。生活再建で命を守ることが大事ですよと。もちろんスピード感というのは別ですけども。この生活再建をするためにですね、被災者の方はですね、擁壁を例えばつくりましたと。この擁壁についてはですね、家が倒壊した方についてはですね、これは擁壁をしないと家が建てられないと。要するに、生活再建をするために擁壁をしなければいけないという状態でやりましたと。

これがですね、地域防災がけ崩れ対策事業という事業でありました。これについてはですね、個人負担、総工費の50万円を除く3分の2が補助、いわゆる50万プラス3分の1ということで、今、出した人はですね、手持ちの中から数百万を出されたという事業です。これはほとんどの方が家を建てるために早急にやられた事業。現在ですね、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業というのがあります。これはですね、多分、多分ですけども、多くの方はですね、家の倒壊は逃れていると。家の倒壊については逃れていると。けれども、宅地の周辺部分について擁壁なりをですね、改修せんといかんという事業です。これについてはですね、地権者負担0ですね。

もちろんですね、町長が以前のお答えの中で、時間的なラグと、タイムラグがあったと、制度上の問題があったということをおっしゃいましたけれども、確かにですね、後になってそういう事業が出てきたんでどうしようもないというお考えもあるかもしれませんが、基本的な被災者の救済というのはですね、支援法を基準に見ればですね、不公平感を生むということは、これは避けるべきという考え方ですよ。ただ、事業の要するにタイムラグですね。後先により、そこに不公平ができたのであればですね、法的に何かしらの救済をすべきではないですかと。被災者のニーズに合った迅速で多様な支援の仕組みというものが用意されていても、そうした仕組みの間で、一貫性、整合性を欠いて不明瞭であったりするならば、町民に安心を与えるものではないのではないのでしょうか。

つまりですね、生活再建、家を建てなきゃいかんから擁壁を早くつくらんといかんという人はですね、ある意味負担が大きかったと。その負担が大きい中にですね、擁壁等のですね、数百万を出した人がいると。道を挟んで1本、目の前の方はですね、例えば500万で擁壁をしたと。同じ擁壁をですね、道を挟んだ前の方はですね、ある意味無償でやってもらえるというところでですね、なかなかですね、頭で分かってくささいと言っても納得いかんよという方が多くいらっしゃいますのでですね、厳しいお話とは分かっておりますけれども、何らかのですね、住民が納得できるような説明と補填、補填を町のほうでですね、考えていくべきではないだろうかということでもあります。また、考えてはいただけないだろうかという要望でもありますけれども、いかが

でしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の二つ目の御質問の復旧・復興事業に対する町民の不公平との声に応えるために、町の復旧・復興事業は終盤を迎えている。事業内容によっては個人負担に大きな違いが発生している。例えば、宅地擁壁施工を500万円以上自己資金を費やした人と無料での人。町は震災における復旧事業での公平性を担保する措置を講じるべきであり、対応策を考えるべきと思うがいかについてお答えをします。

今回の御質問につきましては、宅地復旧施工の例で申し上げますと、昨年の12月定例会の場におきまして答弁させていただいたところであります。議員がおっしゃられるとおり、個人の擁壁復旧につきましては、熊本地震での基金事業である被災宅地復旧支援事業と国の補助を受けて行なう大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の二つの事業があります。

まず、個人負担が発生する被災宅地復旧支援事業は、基本的に町内全ての個人の被災宅地を対象となります。この事業は、個人の宅地復旧を支援するため、平成29年5月8日より申請受け付けを開始、受け付け前に工事をされた方に対しても遡及により補助金が支払われるという制度であります。50万円以上が対象となり、補助対象事業費は1,000万円が上限で、補助率が3分の2となりますので、その範囲外で自己負担が生じております。

これに対し、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、個人の宅地ではなく、大規模盛土造成地が滑動するという大きな被害が発生したため、国の補助で、被災した宅地の範囲を限定して復旧を行う事業となります。このため、調査などに時間がかかり、事業着手が平成29年3月となり、その後、平成30年3月に対象地区の追加が認められ、全39地区が対象となりましたが、大規模な盛土全体を復旧するため、他の公共事業と同様、個人負担は発生いたしません。

以上のことにより、これらの事業につきましては事業開始のタイムラグなどが生じているところでもあります。このため、町では大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に着手する範囲が決定した段階で、宅地復旧支援事業の申請に来られた方に、この対象範囲は自己負担のない国の補助事業で復旧することを伝えているところです。このような配慮を行った上で、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の開始以前に被災宅地復旧支援事業の申請を行った方や、本事業の対象区域内の方でも、被災宅地復旧支援事業を活用されて個人の宅地を復旧される場合は自己負担が生じることとなります。このため、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業範囲において、本事業前に個人負担で行われることは制度上いたし方がなく、御理解いただきたいと考えております。

また、公平性の対応策を考えるべきではとの御質問ですが、対象範囲外の方には個人負担があり、その方々との平衡の観点などから補填は行えないと考えており、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 制度的なですね、タイムラグという部分が大きいんだろーとは思いますが、ただですね、解体等に関してはですね、これは制度が決まる前にですね、解体した分についてもですね、出したという国の制度も、さかのぼってお金を出したと、国のほうがですね、

というのがありますので、ここに来てですね、国にまた出してくださいという話ができるかどうかは別にしてですね、これは町としてですね、町としてどうにか考えていただきたいということでもあります。これはお願いですので、ちょっとお願いについてですね、検討するかしないかのですね、部分をですね、もう一度ちょっと町長いいですか、お答え。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員のお願いという話なんですけど、まず、この復興基金のほう、崖の事業のやつ、個人負担のやつなんですけど、これは震災直後に住民説明会を7月からやったんですけど、その当時、崖の高さがまず5メートル以上でないとならぬ。3メートル以上で2個以上ないとならぬとか。あと、2メートル以上にもなったんですけど、2メートルの以下の方たちには補助がないということで、そこあたりも踏まえて国のほうに要望して、この事業が3分の2負担の、50万以上が3分の2ということができたと思います。これは町民の皆さん方の声を反映したやつかなということだと思っております。

やはり先ほどタイムラグというのがあったんですけど、今回も大雨あたりでの一部損壊にもお金が出るとかですね、国のほうから、益城んときは全然出なかったんですけど。そういったことでやはり、その時々やはり制度というのがありますので、こちらについては町としては今のところは考えていないということで御承知いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） この制度的なものですけど、タイムラグというのはですね、難しい面もあるかと思いますが、これは生活再建のためにですね、いち早くやったというだけではですね、覚えていただいておってですね、この大規模盛土造成地滑動崩落事業の中でもですね、自分でやられた方もおるといいますね、ぜひですね、認識をしていただいてももらいたいと思います。

それではですね、最後の質問に移りたいと思います。

これ、町の地域間格差の原因、課題とその対応について。町は人口地域間格差の対策として定住促進事業を進めてきた。飯野、福田地区については一定の成果が出たと言えるのではないかと。ただ、津森地区は、水道や下水道等のインフラ事業の遅れから、いまだ恩恵を得ることができていない状況にある。定住促進事業は、将来の町全体的な発展のためにも続けることが望ましいと考えるがいかがかということでもあります。

これはですね、津森地区、同僚議員の方がですね、何回か質問をされております。この町の地域間格差という中で、私はずっとですね、益城町は西高東低と、要するに西のほうは人口が多いけれども、東のほうはですね、だんだん少なくなっている。これはある程度均衡をとらないとですね、町のいろいろな部分に問題が出てくると。これは人口格差だけじゃなくてですね、いろんな財政面にもですね、大きな部分が課題となって残されていると、ずっと言ってきた中でのお話ですけども。

益城町、5校区ありますけれども、5校区の中でですね、例えば広安校区、これ、私のイメージとしては熊本市の隣接と。で、もう既に住宅地と。問題は今、議長とかですね、広安校区ですけども、益城台地の区画整理であったり、狭隘道路の整備と。飯野校区についてはですね、こ

れはですね、益城町が云々というよりも、定住促進の影響とですね、御船町近隣市町村ですね。これは御船町の影響が大きいと思います。先行きが明るいのではないかと。

これ、また、先ほど同僚議員の話にもありましたようにですね、小池高山インターとかですね、これ、443をもし活用できればですね、もうこれは飯野校区はですね、素晴らしいものになるのではないだろうかとは私は考えております。

木山はですね、これ、中心市街地で住宅地ではありますけれども、区画整理事業とですね、国道、国道というか県道熊本高森線の4車線事業、これがですね、いささか不安なところがあると。中心市街地のにぎわいという部分で今やられておりますけれども、もう中心市街地にはですね、今商工業を営んでいる方がですね、だいぶ少なくなって、しぼんでいくのではないかと。ここをですね、いかにやってもらえるかが大切になってくるという部分であります。

福田校区は、中山間地帯で、鳥獣対策であったり、過疎化対策が、これは重要であるというのはいま当然のことですけれども、何より重要なのがですね、これは西村町長の地元ということですね、ここはもう大丈夫なんだろうと私自身は思っております。

問題はですね、問題は津森です。津森校区についてはですね、これ、中山間事業でインフラ事業が遅れとったということで、これはやっぱ開発をするときに民間事業者の開発者が一番考えるのはですね、これ、インフラの整備なんですね、インフラの整備状況。このインフラの整備状況がですね、やっぱり遅れとったというのがですね、やっぱり致命的なもの。町長は、津森校区は人はいいからおっしゃるけれども、ちょっと土地の値段が高いというのはいかがなものかと思っておりますけれども、まあ、人はよいと。しかし、値段が高いから開発ができないということではなくてですね、やっぱりこれはですね、インフラ、要するに下水道ですね。下水道が遅れとったのが大きな原因になっているということですよね、確かに。

で、問題は、今回の質問の趣旨はですね、この津森地区、福田地区はですね、またちょっと別にさせてもらいますけれども、この津森地区をですね、どうやって今から活発にですね、していくかというのはですね、先ほどもおっしゃいましたけれども、これは大空港構想Next Stageという、空港周辺の開発にですね、私はかかってくるんだろうと思っております。この空港周辺は、ほとんどがですね、津森校区に入ってくるので、この空港周辺をですね、やればですね。町長はですね、津森のためには木山をやれと、やりますというような、先ほどですね、御回答をされていたみたいですけれども、この木山もですね、結構厳しい状況でですね、私も地元は木山ですので、頑張らやんとは思いますが、これは空港をやったほうが早いのではないかと。空港周辺ですね。この大空港構想Next Stageにですね、どれだけ便乗できていくか、益城町が。これがですね、津森地区の発展に寄与していくというふうに思っております。そのためには、町の基本的な構想、町の基本的な構想と、熊本県のですね、熊本県もしくは、または空港株式会社との計画のすり合わせがとても大事になってくるのではないのでしょうか。

またですね、空港周辺には熊本県は県有地を抱えております。これはですね、先ほど町長が言われたように市街化調整区域なので、だいぶですね、遊休農地化してきている部分が多いんですね、その土地の有効活用ができていけばですね、県も大喜びと。それによってですね、

益城町は県の開発に便乗してですね、益城町も利益を優先的に持っていけないのではないかと。

そのためにですね、これは一つですけれども、そのためにはですね、今、私は益城町の土地開発公社は活用すべきだと以前から言っておりましたけれども、数年前はですね、もう土地開発公社は要らんと、用は済んだんだという議論がしていました。ただですね、最近土地開発公社を使おうじゃないかと。要するに、だいぶですね、お金を土地開発公社のほうに入れてますので、その土地開発公社によってですね、空港周辺、県とすり合わせをした部分をですね、益城町のほうでもですね、だいぶ用地を購入するような計画を立ててですね、県と一緒に取り組むと。要するに、県がNext Stageに取りかかる上で、益城町もですね、便乗して一緒にやらせてもらおうと。もしくは益城町が先頭に立ってやっていくということをやったらどうでしょうか。

これ、1回目の質問ですかね、2回目。

○議長（稲田忠則君） 1回目。

○11番（野田祐士君） 1回目なんですね。済みません、まず1回目はですね。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、あと10分です。

○11番（野田祐士君） はい。済みません、じゃあ、あと10分ということですので、まず1回目はですね、その回答は大丈夫ですか。なら、まずそこからですね、一度回答をよろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の三つ目の質問、1回目にお答えします。

定住促進補助事業についてお答えします。定住促進補助事業関連では、昨日、下田議員、宮崎議員からも質問をいただいているところであり、定住促進補助事業に対する期待の大きさを感じているところです。定住促進補助事業につきましては、昨日の繰り返しになりますが、飯野地区では115件の463人、福田地区では84件の333人が補助金の交付を受け、定住をされています。しかしながら、津森地区におきましては17件の70人で、飯野、福田地区と比較しますと、補助金の交付実績が少ない状況です。

また、人口の推移を、定住促進補助事業が創設された平成23年3月と本年2月で比較した場合、飯野地区では118人の増加、福田地区では47人の増加、津森地区では295人が減少しています。人口減少傾向の社会にあつて、飯野、福田地区では人口が増加しており、本事業における一定程度の効果が図られていると思っております。一方、津森地区では、思うような定住促進が図れず、減少傾向となっています。この津森地区の状況は、他地区より下水道整備が遅れたことでもあります。用地買収の金額で折り合いがつかず、集落内開発などを断念されているなどの状況もあるようです。

平成23年度に創設されました益城町定住促進補助金は、令和2年度から未就学児から中学生までの加算金を廃止し、見直すこととしています。加算金廃止の代替措置として、住宅金融支援機構との協定により、フラット35との連携を行い、加算金と同程度の支援を受けることが可能となります。この定住促進補助金は令和3年度までの時限措置として定めているものです。その後の

事業継続の判断につきましては、住民の方々の意見を伺いながら、各地区の定住状況や心配していただいている財政状況などを見据え、総合的に判断してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 定住促進事業のお答え、ありがとうございました。定住促進事業についてですね、質問もしているんですけども、お答えもいただいたので、定住促進事業に限ってですね、これ、県の大空港熊本構想はまた別のときにちょっとお答えをいただくとしてですね。

この定住促進事業の恩恵を今から津森は受けやんわけですよ、今からですね。それについてはですね、やっぱり今まで受けてきたところと、今まで受けてきたところとですね、やっぱりこれは差別化していかんと、なかなか難しいということですね、ここからはですね、提案ですけれども、加算金についてはですね、これは住金のフラット35を使用しなさいと、住金を借りらんもんはどがんとなつとかなという気もしますけれども。

それですね、加算金はいいですけれども、もともと100万円あげますよだったですよ。3地区には100万円あげますよと。この100万をですね、これはあくまでも私個人の意見ですけれども、飯野、福田はですね、今まで大分使ってきているわけですよ。使っている人というのは、もちろんそこに家を建てられた方がですね、来ているんですけども、津森は全くそれが無いということで、この津森をですね、例えば、飯野、福田校区で100万、100万、100万ですと言えばですね、いわゆる300万だということですね、この財政困難な中にですね、300万は変えんで、何なら津森を200万にしたらどうですかと。津森を200万。で、福田、飯野は、済みませんけれども、50万ずつと。

いや、こういう形ですね、これは差別化をせんとですね、なかなかですね、あと数年間でですね、津森にですね、持っていこうというのは、厳しい声は民間業者もですね、厳しい部分があるということですね、この差別化が重要になってくるのではないかと思います。津森地区200万、福田、飯野50万。

（「そんな、でけん」と呼ぶ者あり）

いやいや、もうですね、これをですね、町長、ちょっと御検討をしていただくかどうかをですね、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の大胆な提案にお答えします。

飯野、福田は50万、津森は200万ということで、これは地元の議員さん、どうかなというのがあります。ただ、もともとですね、やっぱり公平性というかですね。ただ、先ほど下水道とかですね、水道のやっぱりそこあたりが整備がというのがあったんですが、もともと津森地区がですね、なかなか工事が進まない。岩とか、かなり多かったということで。ただ、もうだいぶん、今、下陳、上陳のほうにも入ってっておりますので、そこあたりは解消できるかなと。

それともう一つ、業者の方に聞いてみたら、やっぱりちょっと位置的に遠いかなという話もされたこともありますので、そちらについては、今度4車線化とかですね、先ほど言いましたように定時性は保てますので、そこあたりはしっかりアピールしていきたいなと思っております。

それと、今、一つ、やっぱり津森のほうに、やっぱり場所的には空港に一番近いということで、企業の誘致戦略あたりもつくって、やっぱり地元の方に、企業に、今これはちょっとつくっているんですが、田舎のほうに、福田とかですね、津森のほうに、具体的な企業名を挙げて、こういったのはどうですかとか、木材会社とかですね、楽器用木材工とか、水産、水、水産の養殖場とか、生ハム会社とか、そこあたりを実名を挙げてそういったのも提案してもらっております。そういったのをまちづくりの協議会とかですね、そこあたりも提案しながら、一緒になってそういったにぎわいづくりも考えていければということで考えているところです。とにかく仕事も、企業あたりも呼ぶような、津森、福田、飯野あたりに呼ぶような施策も必要かな。それが定住にもつながっていくと思います。

それから、金額については、なかなか私、非常にこれは困った問題ですので。

○11番（野田祐士君） 検討すると言うてもらえばよかですが。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。あと時間が余りありませんけれども、この西高東低のですね、東のほうですね、何とか高のほうに近づけていかやんということでですね、県の方、いっぱいおられますけれども、大空港構想Next Stageに便乗するような形で、東のほうをですね、進めていただいて。

これ、今、定住促進のですね、金額は100万をですね、この考え方、考え方ですね。200万とは言いません。150万でもいいかもしれません。これはですね、議員の方、いっぱいおられますので、そこそこのですね、やっぱり自分の地区をですね、大切にしていかないかんというのがありますけれども、さっき言いましたように、これは差別化を図らんと厳しい面がありますので、これはぜひ検討事項ということでよろしく願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問は全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時23分

3 月 18 日（水曜日）

令和2年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和2年3月10日午前10時00分招集
2. 令和2年3月18日午前10時00分開議
3. 令和2年3月18日午後0時11分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 議案第49号 物品の購入について
 - 日程第3 議案第50号 工事請負契約の変更について
 - 日程第4 議案第51号 工事請負契約の変更について
 - 日程第5 議案第52号 工事請負契約の変更について
 - 日程第6 議案第53号 工事請負契約の変更について
 - 日程第7 議案第54号 工事請負契約の変更について
 - 日程第8 議案第55号 工事請負契約の変更について
 - 日程第9 議案第56号 工事請負契約の変更について
 - 日程第10 議員派遣の件
 - 日程第11 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 柴正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君 副町長 向井康彦君

| | | | |
|------------------|-------------|-----------------|-----------|
| 教 育 長 | 酒 井 博 範 君 | 政 策 審 議 監 | 河 野 秀 明 君 |
| 危 機 管 理 監 | 今 石 佳 太 君 | 土 木 審 議 監 | 持 田 浩 君 |
| 会 計 管 理 者 | 後 藤 奈 保 子 君 | 総 務 課 長 | 中 桐 智 昭 君 |
| 総 務 課 審 議 員 | 田 上 勝 志 君 | 危 機 管 理 課 長 | 富 永 清 徳 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 内 裕 文 君 | 税 務 課 長 | 深 江 健 一 君 |
| 住 民 保 険 課 長 | 坂 本 祐 二 君 | 福 祉 課 長 | 塘 田 仁 君 |
| 生 活 再 建 支 援 課 長 | 姫 野 幸 徳 君 | こ ども 未 来 課 長 | 木 下 宗 徳 君 |
| 健 康 づ くり 推 進 課 長 | 松 永 昇 君 | 産 業 振 興 課 長 | 福 岡 廣 徳 君 |
| 都 市 建 設 課 長 | 村 上 康 幸 君 | 復 旧 事 業 課 長 | 増 田 充 浩 君 |
| 復 興 整 備 課 長 | 坂 本 忠 一 君 | 復 興 整 備 課 審 議 員 | 米 満 博 海 君 |
| 公 営 住 宅 課 長 | 河 内 正 明 君 | 学 校 教 育 課 長 | 金 原 雅 紀 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 水 上 眞 一 君 | 下 水 道 課 長 | 荒 木 栄 一 君 |
| 水 道 課 長 | 森 本 光 博 君 | | |

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、宮崎金次委員長。

○総務常任委員会委員長（宮崎金次君） おはようございます。総務常任委員長の宮崎でございます。総務常任委員会報告書をさせていただきます。

令和2年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為、第3表地方債。議案第29号、益城町附属機関設置条例の制定について。議案第30号、益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について。議案第31号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第32号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第33号、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第34号、益城町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第35号、益城町中、小学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を

改正する条例の制定について。議案第36号、益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第37号、益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。令和2年3月11日。②審査状況。令和2年3月16日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月17日午前10時から、全委員出席のもと、益城町総合体育館、交流情報センター北側通学路防犯カメラ設置箇所及び飯野小学校特別教室棟増築箇所を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第16号外10件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第16号については、10款教育費の小学校費、中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備について、今回整備するWi-Fiは学校を訪れた保護者なども利用できるようなものなのかとの質疑があり、担当課長から、教室の授業のみで使用するものであるとの説明を受けた。

議案第23号については、2款総務費4目企画費の空き家空き地調査業務委託料について、今回の調査によって、空き家などの活用方法についても検討を行うかとの質疑があり、担当課長から、今回の調査は現在どこに空き家、空き地があるかを把握することであり、その活用方法などについては、今後検討していくことになるとの説明があった。

同じく2款総務費4目企画費の地域公共交通網形成計画策定業務委託料について、その業務委託の内容についての質疑があり、担当課長から、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などの上位計画との関連の整理、公共交通網形成の地域特性の把握、人口、施設の立地条件の整備、交通不便地域住民へのアンケート調査、公共交通の現状、課題についての検討などを行い、新たな計画を策定するものであるとの説明を受けた。

次に、2款総務費6目防災費の防災行政無線デジタル化工事請負費について、今回の工事で、難聴地域を解消できるかとの質疑があり、今年度行っている実施計画段階の調査をもとに、屋外拡声子局の増減をも出てくるとの説明を受けた。

また、10款教育費1目学校管理費の飯野小学校屋根外壁改修設計業務委託料について、今回の改修は校舎のみかとの質疑があり、担当課長から、今回の改修は校舎のみであるとの説明を受けた。

最後に、給与費明細書に関連して、現在町職員は、全体で何人いるのかとの質疑があり、担当課長から、全体の職員は、任期付職員、派遣職員及び非常勤職員を含め、約600人であるとの説明を受けた。また、あわせて、ほとんどの任期付職員については、来年の3月で任期が切れるため、復旧復興事業の状況を踏まえながら、組織の改善と合わせて検討する必要があるとの説明を受けた。

議案第29号については、現在の審議会等の委員は、全委員、専門的な知識を持っていると考えていいのかとの質疑があり、担当課長から、明確な基準があるわけではないが、そのような立場で委員になってもらっているとの説明を受けた。

議案第31号については、一部委員、訂正。委員から新しく課を設置することで、人件費が大き

なくなってしまうのではないかと質疑があり、担当課長から、新しく課を設置しても、プロパー職員の配置がえや、派遣職員を配置することで対応する予定であり、新たに雇用するわけではないので、人件費が大きくなってしまわないとの説明があった。

議案第34号については、宣誓についての特例については、どういうものがあるかとの質疑があり、担当課長から、会計年度任用職員において、最初に採用するときに宣誓した方を継続して雇用するときなど、その特例に当たるとの説明を受けた。

議案第37号については、使用料の増減に伴い、指定管理料の変更はあるのかとの質疑があり、担当課長から、使用料収入の増減が生じた場合には、指定管理者と協議する場合があるとの説明を受けた。

議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第35号及び議案第36号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町総合体育館については、現地において、復旧事業課担当者から工事の概要及び進捗状況、また、建物の概要及び施設等の用途について説明を受けた。

町交流情報センター北側の秋津川沿い道路の通学路、防犯カメラ設置場所については、現地において、担当者から、近年、全国的に子どもが巻き込まれる悲惨な事件や地域における通学路の見守り活動が困難になったことを受け、国からの通学路への防犯カメラ設置支援事業を活用し、年度内に町内50カ所に設置し、新年度から運用するとの説明を受けた。

飯野小学校特別教室棟増築箇所については、現地において、担当者から、事業概要及び工事概要について説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和2年3月18日。総務常任委員会委員長、宮崎金次。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。それでは、福祉常任委員会の報告書を申し上げます。

令和2年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第17号、令和元年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。議案第18号、令和元年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。議案第19号、令和元年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）。議案第22号、令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）。議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第24号、令和2年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第25号、令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第26号、令和2年度益城町介護保険特別会計予算。議案第28号、令和2年度益城町水道事業会計予算。議案第38号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条

例の一部を改正する条例の制定について。議案第39号、益城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第40号、益城町地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について。議案第41号、益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。令和2年3月11日。②審査状況。令和2年3月16日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月17日午前10時から、全委員出席のもと、益城町総合体育館を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第16号外13件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第22号、議案第24号、議案第26号、議案第28号、議案第38号、議案第39号、議案第40号については、原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第23号、議案第25号、議案第41号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第16号については、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、工事請負費について、放課後児童クラブに関する質疑があり、担当課長より、現在の開設状況及び今後の対応についての説明を受けた。

また、民生費、児童福祉、児童措置費の児童手当の減額についての質疑があり、担当課長より、予算執行率及び保護者の所得の好転等、減額理由の説明を受けた。

議案第22号については、収益的収入及び支出の営業外費用、消費税の増額補正について質疑があり、担当課長より、今回補正の国庫補助金が特定収入として課税対象となることでの消費税支払い分であるとの説明を受けた。

議案第23号については、民生費、社会福祉費、老人福祉の高齢者補聴器購入助成の条件について質疑があり、担当課長より、加齢性の難聴で医師が必要と認める意見書の提出が必要との説明を受けた。

また、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の補助金及び交付金の生活支援にかかわる五つの助成金について質疑があり、担当課長より、助成金ごとの詳細な上限額及び世帯数等の説明がなされた。

衛生費、保健衛生費、負担金補助及び交付金の省エネルギー機器設置費補助金について質疑があり、担当課長より、蓄電池設置に伴う補助金との説明を受けた。

議案第24号については、国民健康保険事業費納付金医療給付費負担金補助及び交付金の一般被保険者医療費について質疑があり、担当課長より、給付費が不足した場合の対応等についての説明がなされた。

また、保健事業費、保健事業費保健衛生普及費の委託料の健診委託料について、健診予定数に達していない状況を鑑み、委員より、町民に対して来年度から開始する健康ポイントを絡めて、健康面の啓発をしてほしい旨の意見があった。

議案第25号については、委員より、後期高齢者医療制度は、年齢で区切られており、この制度は廃止すべきではないかとの意見があった。

議案第28号については、県道熊本高森線の四車線化及び木山地区区画整理事業、西地区区画整理事業並びに熊本空港ターミナルビル関連の事業について質疑があり、担当課長より、各事業における負担区分についての説明を受けた。

議案第40号については、地域福祉基金の取り扱いについての質疑があり、担当課長より、国債の売却、基金の状況並びに基金の今後の運用についての説明を受けた。

議案第41号については、敬老祝金を給付する年齢について質疑があり、担当課長より、県内自治体の動向を踏まえ、改定を行ったとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。現地視察については、益城町総合体育館を視察した。復旧事業課担当者より、工事概要及び施設の用途について説明を受けた。熊本地震前と同規模の施設となっているが、空調設備や天井の構造など、災害の教訓が活かされており、町民が安心安全に使用できる施設であることを確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

令和2年3月18日。福祉常任委員長、吉村建文。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 建設経済常任委員長の榮です。建設経済常任委員会の報告をいたします。

令和2年第1回益城町町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第20号、令和元年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第4号）。議案第21号、令和元年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第27号、令和2年度益城町下水道事業会計予算。議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第44号、工事請負契約の変更について。議案第45号、工事請負契約の変更について。議案第46号、工事請負契約の変更について。議案第47号、工事請負契約の変更について。議案第48号、工事請負契約の変更について。

2、審査経過。①付託年月日。令和2年3月11日。②審査状況。令和2年3月16日午前10時から、役場仮設庁舎建設常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月17日午前10時から、全委員出席のもと、益城町総合体育館及び福富橋災害復旧工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第16号外11件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第16号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第27号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号及び議案第48号は、原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第42号及び議案第43号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第16号については、11款災害復旧費の中の被災宅地復旧支援事業等の減額について質疑があり、減額の件数及び申請数が少ない状況について説明があった。

議案第23号については、6款農林水産業の中の有害鳥獣対策について質疑があり、前年同様の対策を行うとの説明があった。

また、7款商工費の中の仮設店舗等管理運営委託について質疑があり、災害公営住宅市ノ後第2団地北側に新設される仮設店舗5区画、「木山いくばい笑店街」の7区画の施設の維持管理、入退去する事業者への再建に向けた支援等を行う業務委託であるとの説明があった。

また、8款土木費の中の都市計画道路改良費について質疑があり、木山橋の橋梁工事については、災害復旧事業から都市計画事業へ変更し、施工する計画の説明があった。

避難路等整備費についても質疑があり、避難路整備及び災害時に飲み水に利用できる耐震性貯留水槽の工事について説明があった。

議案第27号については、新住宅エリアを下水道整備していくに当たり、布設環境の位置や処理場の能力について質疑があり、執行部より計画図が提出され説明を受け、処理場については、農業集落排水事業を含め、全体的に調査する計画であると説明があった。

議案第42号については、連帯保証人を緊急連絡人にする事で、納付の意識が薄れ、滞納が増えるのではないかなど強い懸念があるとし、近隣の市町村と同じく連帯保証人への限度額の設定を検討するよう意見があった。執行部からは、公営住宅の目的が低所得者の方々への住居のセーフティーネットであり、災害公営住宅の入居を受け付ける中で、連帯保証人を立てることの困難さ、入居者にとって相当の心理的負担がかかっている現状があること、また、滞納対策についても十分に行うとの説明があった。

議案第43号についても、議案第42号と同様の意見があった。

議案第44号から議案第48号については、執行部より提出された関係資料に基づき説明を受けた。議案第46号、議案第47号及び議案第48号に関して、工法や金額が大きく変更しているものもあり、しっかりとチェックを行ってほしいとの要望があった。

議案第20号及び議案第21号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町総合体育館を視察し、担当者から、施設概要等について説明を受けた。

福富橋災害復旧工事現場については、担当者から、工事概要の説明を受け、橋台部については、梅雨前に完成予定との説明を受けた。また、工事施工に当たっては、安全対策に万全を期すように要望した。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

令和2年3月18日。建設経済常任委員長、榮正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、皆さんのお手元に配付してありますとおり、上村幸輝議員外3名から修正の動議が提出されております。したがって、これを議題とし、提出者の説明を求めます。

上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村でございます。

議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてに対しまして、修正案を提出いたします。

修正案の内容につきましては、机上配付してあります議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案及び議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案を御参照ください。

まず、議案第42号、益城町営住宅の一部を改正する条例の制定についてに対する修正部分ですが、現行条例の第10条第1項第1号中、保証人の次に一人を加え、同項に次の1号を加える。加える第3号となるわけですが、第1号に規定する連帯保証人の保証限度額は家賃の2月分とする。

附則1、施行期日。この条例は令和2年4月1日から施行する。

2、経過措置。この条例の施行の際、現に改正前の益城町営住宅条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人及び改正後の益城町営住宅条例第10条第1項第3号に規定する保証限度額については、なお、従前の例による。

以上が議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案となります。

続いて、議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正部分ですが、現行条例の第10条第1項第1号中、二人を一人に改め、同項に次の1号を加える。第3号として、第1号に規定する連帯保証人の保証限度額は家賃の2月分とする。

（自席より発言する者あり）

附則1、施行期日。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2、経過措置。この条例の施行の際、現に改正前の益城町地域活性化住宅条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人及び改正後の益城町地域活性化住宅条例第10条第1項第3号に規定する保証限度額については、なお従前の例による。

以上が議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正内容となります。

続いて、提案理由の説明なんですが、ちょっと長いんですが、しっかりと聞いていただきたいと思います。

本年4月1日より施行される民法の改正を受けて、町営住宅条例及び地域活性化住宅条例の一部を改正しようとするものでありますが、議案第42号及び議案第43号は、現入居世帯を含め、新規入居に際しての連帯保証人規定を全廃し、緊急連絡人に改めるものであります。言い換えれば、債務の担保を全て放棄する内容のものであります。しかし、関連する民法改正内容は、連帯保証人規定を完全撤廃するものではなく、これまで根保証だった保証内容に保証限度額を設けたり、緊急連絡人の取り扱いを増やすなど、選択の幅を広げるものであります。

国の考える民法改正の背景にあるものは、近年、身寄りのない単身高齢者の増加等を踏まえ、

今後、公営住宅入居に際し、保証人を確保することが、より一層困難になることが懸念されること。そして、保証人が確保できずに入居できないといった事態が生じないようにするために、保証人の確保を入居に際しての前提条件とすることからの転換というものがあります。

公営住宅が本来目的の住宅困窮者のためのセーフティネットという方に基づけば、必要な措置であるという一定の理解はできます。ただ、家賃債務保証業者等による機関保証が今後ますます活用が見込まれることから、公営住宅の入居に際して、必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要であると、こういった要旨もこの考えに盛り込まれております。

では、これまで本町の条例が、いろいろな事情があって保証人が立てられないという方は入居できない内容のものであったかといえ、そうではありません。益城町営住宅条例の第10条第3項に「町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないことができる」とあり、必要な対応はできる内容のものとなっております。

この議案のポイントは、連帯保証人を全廃するかしないかが要点となるわけですが、本町はこれまで管理する370戸の町営住宅において、約9,000万円の家賃の滞納を抱えております。これから、災害公営住宅を含め、約1,000戸強を管理していくわけですが、家賃担保の保全もせず、保証人規定の全廃は適切ではないと思います。全てを一気に緊急連絡人制度にかえるのではなく、保証人規定を維持していく中で、例えば、熊本県は住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者、居住支援法人を指定しております。昨年11月現在、14法人が指定を受けております。

現在、家賃債務保証等の保証人にかわる支援事業が始められており、家賃債務保証をはじめ、見守り等の安否確認や緊急時の対応、そして、中には、生活相談等も行われているようです。

まず、こういった保証法人の活用ができるよう条例の変更をすとか、保証法人との協定を結ぶとかの検討をしていくということが先決だと思います。

周辺自治体でも、その多くが保証人規定を外さない動きであります。中には、九州圏内で規定を外すという自治体も幾つかあるようですが、そういった自治体はもともと滞納対策として、委託していた債権回収会社を、より権限のある弁護士法人に変更するということが検討されているようで、対応措置というものは、しっかりととってあるようです。

以上のことから、何の対応措置もとらない状態での家賃担保の放棄をすることとなる、この第42号議案、益城町営住宅条例の一部を変更する条例の制定について及び第43号議案、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてに対しまして、修正案を提出するものです。以上です。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。10時55分から再開いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これから各常任委員会委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

まず、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。各常任委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

4番下田利久雄議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。建設経済常任委員長にお伺いいたします。

議案第42号中の発表で、近隣の市町村の状況やセーフティーネット、滞納額の話が出たような報告をされましたが、具体的な話をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 資料が多いので、もうちょっと時間ください。

近隣市町村の状況だったですね。

（自席より発言する者あり）

うん。

（自席より発言する者あり）

俺、見とらん。近隣市町村及び連帯保証人の状況を、熊本県熊本市は連帯保証人は廃止となつて。全て調査はできていないが、菊池郡市は担当者レベルで、会合を開き、連帯保証人は残し、限度額家賃の3カ月分で設定するところで話を聞いていると。それと、上益城あったろう。どこだったか。

（自席より発言する者あり）

どこ。何ページ。

（「18ページ」と呼ぶ者あり）

18ページ。上益城郡内で連帯保証人制度は抜くという自治体は幾つかと、そうじゃないところ。また、保証人を一人にした限度額を設定したどこかということですが、嘉島は議会も終わっていますが、本町と同じです。御船町は連帯保証人は必要ということで、限度額の設定は、情報として入ってきていない。甲佐町は検討中ということだったが、連帯保証人をとるということで進められております。それと、限度額は、家賃12カ月分。山都町は同様で、連帯保証人を廃止せず、限度額家賃の6カ月分を想定しているとのこと。

今議会中のとこ、ありますので、最終決定はまだわかりませんということです。以上です。

（「セーフティーネットと延滞額も聞いたとばってん」と呼ぶ者あり）

セーフティー、ちょっと待って。18の。延滞額。

（「滞納額」と呼ぶ者あり）

滞納額。現在の。

（「いやいや、話し合いがあつとつとなら滞納額。それで、委員会の質疑の中でなかったら、もうなかったで」と呼ぶ者あり）

滞納額については、今現在の額というのが。いや、どこかあったんだな。何ページだったか。16。15。

(「15です」と呼ぶ者あり)

15ページの。はいはいはい。済いません。滞納額については、総括質疑でも触れさせていただきましたがということで、長年の累積が積み上がっており、平成29年度では、1億円を超えている状態でした。その後、収納対策チームをつくり、法的措置もとるようになってきた中で、平成30年度当初で8,870万円、今現在、平成31年度当初8,467万円、令和2年1月末8,241万円となっております。令和2年は最終的には少し増えるかもしれませんが、少しずつ減少しているということです。それから、法的措置もあり、滞納者の抑止力になっているのではないかという説明がありました。以上です。

○議長(稲田忠則君) 下田議員。いいんですか。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑がないようですのでですね、次に、修正に対する質疑を行います。

修正案に対する質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、修正案に対する質疑を終わります。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算(第5号)から議案第22号、令和元年度益城町水道事業会計補正予算(第4号)までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。討論ありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) はい、いいですか。議案第16号、令和元年度益城町一般会計補正予算(第5号)から議案第22号、令和元年度益城町水道事業会計補正予算までに対する委員長報告にですね、反対の方ですね、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ありませんね。討論なしと認めます。

次に、議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算から議案第28号、令和2年度益城町水道事業会計予算までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

8番甲斐康之議員。

○8番(甲斐康之君) 皆さん、おはようございます。8番日本共産党の甲斐であります。議案に対する反対討論を行います。

まず、令和2年第1回町議会定例会に上程されました議案のうち、令和2年度当初予算関係、議案第23号、議案第25号については、原案のままの採択には反対であります。

議案第23号について、老人福祉費の高齢者タクシー券交付事業や高齢者の補聴器購入助成金、

予防費の健康増進の健康ポイント事業、災害復旧費の被災地宅地復旧支援事業補助金など、積極的で必要な予算措置は多数あります。これらには、反対するものではなく大賛成であります。しかし、予算書の中で、不用で廃止すべき予算が含まれていると考えます。それは、同和関係の予算であります。地方改善費の支部助成金。集会所運営費などの予算は部落差別解消の歴史に逆行するものと考えます。同和問題は、基本的に既に解消しており、不公平な同和対策を継続すること自体が、新たな偏見を生み出すものであり、速やかに改善すべきものと考えます。よって、議案第23号に反対するものであります。

続きまして、議案第25号、益城町後期高齢者医療特別会計予算については、75歳以上の高齢者を年齢で異なる保険制度に加入させるもので、なぜ年齢で区切ることの理由がありません。早期に廃止すべき制度であり、予算としては、反対であります。

以上から、議案第23号、議案第25号について反対するものです。議員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番 富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） おはようございます。5番富田でございます。

私は、議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算及び議案第25号、令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算について、熊本地震からの復旧復興に関する予算はもとより、新たな事業として福祉政策においては、高齢者の補聴器購入助成や不妊治療への助成、教育関係においては、英検検定チャレンジ補助金の拡充や学校教育ICT機器購入などの児童生徒の教育環境の充実とあわせ、公民館講座の再開に向けた予算など、社会教育費においても町民の目線に立った予算措置ができていていると思います。

以上のことから、私は議案第23号、令和2年度益城町一般会計予算について賛成するものであります。

続きまして、次に、議案第25号、令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算については、後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであります。県内全ての市町村が加入する医療制度であり、国の制度にのっとったもので、適正な予算処置であると思うものであります。

以上のことから、議案第25号、令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算について賛成するものであります。

議案第23号及び議案第25号の議案につきまして、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、議案第23号から議案第28号までに対する討論を終わります。

次に、議案第29号、益城町附属機関設置条例の制定についてから議案第41号、益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定についてまでに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 8番日本共産党の甲斐であります。条例関係の反対討論を行います。

議案第37号、益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定については、使用料の見直しによる値上げを行うものであります。メインアリーナは1時間当たりの使用料、従来2,000円を2,200円に、他のサブアリーナやバレーボールコートなどは100円の値上げであります。

総合体育館条例第1条は、町民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、町民の健康の増進及び文化の向上に資するとあります。昨年10月からの消費税10%の引き上げで、便乗値上げが続き、昨年10月から12月期の国内総生産GDPは、マイナス7.1%に落ち込んでいます。加え、新型コロナウイルス感染症からの影響で、消費は落ち込んで経済危機に落ち込んでいます。このような状況から、今の総合体育館使用料の値上げ案には賛同できません。

次いで、議案第41号、益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例については、祝金給付の対象年齢を満80歳、88歳、99歳、100歳及び101歳以上に達する者とあるのを、88歳及び100歳に達する者に改めるもので、給付対象を削減する議案であります。益城町敬老祝金給付条例は、高齢者に対して、敬老の意をあらわし、あわせて、その福祉の増進を図ることを目的として敬老祝金を給付するものであります。

この条例は、昭和46年制定され、平成16年に今の内容に改正されております。日本では、年齢を重ねて迎えた節目の年に行われる長寿祝いには、ゼロのつく年とぞろ目の年に行われるようです。今は、男女とも平均寿命は80歳を超えておりますので、長寿社会になっていることは大変喜ばしいことであります。長寿祝いについて、対象年齢を削減するものですが、99歳のぞろ目の年齢は残すほうがよいと考えます。福祉予算が削減される原案のままでは賛同できず反対するものであります。

以上から、条例議案第37号、そして、議案第41号について原案のままでは賛同できず、反対するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたしまして、反対討論を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番西山洋一議員。

○2番（西山洋一君） 2番西山でございます。私は、議案第37号、益城町総合体育館条例の一部を改正する条例について及び議案第41号、益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行わせていただきます。

まず、議案第37号、益城町総合体育館条例の一部を改正する条例については、益城町総合体育館の使用料金の改定について、益城町使用料等審議会の答申に基づいて条例を改正するもので、私は、次の理由によって賛成をいたします。

まず、総合体育館の使用料金は、震災前の総合体育館ができてから約21年が経過しております

けども、一度もその間、使用料の改定が行われておりません。その間、消費税も幾度か段階的に引き上げられております。昨年10月には、10%に増税されております。そのため、今回各施設の使用料の改正は、消費税上昇分も考慮したものであることや今後の町の財政状況や指定管理者制度の維持等を考えると、やむを得ない対応ではないかと考えます。

また、空調施設や照明施設については、主に減額がされておまして、夜間利用や季節的に空調設備を利用される場合には、従来よりも安く利用できるという利点もございます。

さらには、町外者の使用料を現行の2.5倍から2倍への変更、これも町民が利用しない時間帯に町外者を積極的に呼び込み、利用効率を上げるための有意義な方策ではないかと考えます。

以上のことから、議案第37号、益城町総合体育館条例の一部を改正する条例について賛成をするものです。

次に、議案第41号、益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例については、現在、先ほどありましたように、日本人の平均寿命は医療技術の進歩などにより、年々伸びており、男性が81歳、女性が87歳となっております。

また、初日の議案の説明でも、益城町における平均寿命の説明がございましたが、男性が約82歳、女性が88歳、全国平均を上回っているというのは喜ばしいことであり、このような説明の中で、高齢化の伸展に伴い、これまで以上に支給額の増加が予想されているところでございます。

今後は、高齢者の介護予防や健康寿命の延伸に寄与する施策が必要であると思います。敬老祝金給付事業の支出削減を図る一方で、代替策としても、令和2年度当初予算において、補聴器の補助など、新たな制度も提案されるなど、高齢者の方が安心して生き生きとした暮らしができるような施策や健康ポイント事業などの充実を望むものであります。

以上のことから、議案第41号、益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について賛成するものです。

議案第37号及び議案第41号の条例の改正につきまして、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに反対討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第29号から議案第41号までに対する討論を終わります。

次に、議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

6番松本昭一議員。

○6番（松本昭一君） 6番松本です。議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

令和2年4月1日から施行の民法改正を受けての本条例の改正については、全国の自治体でもさまざま対応が分かれていることは、十分に承知をしているところです。連帯保証人を残して、

限度額を設定するか、あるいは連帯保証人を廃止し、緊急連絡人に改めるか。各自治体の状況で判断が分かれるのは当然のことです。

この改正を判断するに当たって、我が益城町が全国の多くの自治体と決定的に違うことは、平成28年熊本地震によるはかり知れないほどの甚大な被害を受けたことであります。多くの方々が住まいをなくし、県下でも最大戸数の災害公営住宅を建設し、今まさに、その入居の真ただ中にあるということです。被災され、仮設住宅、みなし仮設住宅で、不安で不自由な生活をされた方々が新たな住まいで、新たな生活をスタートされるのに、連帯保証人を立てなければならないことがどれほど困難であり、精神的な負担、ストレスとなられているかを肌で感じとった町であると言えます。

この直近の数カ月で595世帯の方と入居契約を取り交わし、このうち160世帯の方が規定する保証人を立てることができなかった状況です。率にして、約27%にも上ります。一方、規定どおり、保証人を立てられた方についても、相当な御苦勞をされたと思われる。このことは、連帯保証人に立たれた中には、年金受給者も多数おられることから推測されます。

公営住宅の本来の目的である住宅に困窮する低所得者のための住まいの確保、住まいにおけるセーフティーネットという目的を踏まえると、保証人を確保できないために、公営住宅への入居ができないといった事態は避けなければならないと考えます。

熊本地震において、県下でも最大の被害を受けた本町は、公営住宅へ入居される方々、特に高齢者にとって保証人を立てることが大きな負担となっていることは、発信していかなければならないと考えます。ただ、保証人をなくすことで、収納対策がおろそかになるようなことがあってはなりません。公営住宅の戸数も増えることから、収納対策については、万全の対策を講じていくよう要望します。

今回、同条例の改正の中で、熊本地震発生時に、町内に住居を有していた者で、町外へ住所を移動した者についても同様とみなすというただし書きを加える改正も提案されておりますが、また、本町に帰ってきたいと希望される方にとっても、連帯保証人を緊急連絡人に改めることで、より戻りやすくなると考えます。

以上のことから、議案第42号の町営住宅条例の一部改正に賛成するものです。

次に、議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

地域活性化住宅は、町内における地域の活性化を図るための住宅であり、子育て世代の入居が資格とされていますが、公営住宅であることに相違ないものであります。

全戸数は、12戸ですが、そのうち1DKの3戸は現在全てが空き住宅となっている状態のようです。子育て世代を対象としての1DKでは、間取りが狭く、この3戸については、公営住宅としての一般公募も今後検討されるようであります。

公営住宅であることに相違はなく、今後、一般公募も検討されていることもあり、議案第42号と同様に、連帯保証人を緊急連絡人に改める改正に賛成するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

修正案提出者のほうから詳細な理路整然とした説明があり、それが全てだとは思いますが、今改めて、反対理由及び意見を述べさせていただきます。

4月1日に民法が改正されることによる町営住宅条例第10条の住宅入居の手続に関する連帯保証人についてのものです。反対理由としては、次の4点であります。

まず1点目、連帯保証人規定をなくすことによる家賃納付意識の低下。そして、家賃滞納を助長しかねないという危機感があります。このことは、町の財政悪化を引き起こしていきます。現時点において、滞納額が約8,500万ほどある。そして、家賃滞納訴訟については、1件の訴訟につき、約80万ほどの予算計上が必要となっております。これも、全て町民の税金で賄われるということです。唯一の抑止力となり得る法的措置、つまり、住居明け渡し家賃の請求訴訟についても、今後、滞納者が増加すれば、訴訟費用だけでも数百万から数千万円の負担を町民に強いる結果となります。

2点目、熊本市や北九州市など、大都市は保証人規定をなくした都市もありますが、その対応策として、家賃債務保証業者による機関保証の活用、また、債権回収会社への委託など、家賃滞納や債務回収への対応ができてきている状態であるということです。我が町では、対応策が何も示されていない。まして、審議すらされていませんでした。まず、連帯保証人数の軽減、入居条件の緩和措置の滞納整理の強化策や選定基準の見直しをきちんと検討すべきです。

3点目、近隣市町村による状況を見ると、御船町、甲佐町、山都町、西原村、大津町、菊陽町、全て保証人を必要とし、保証の限度額を決定することとしております。益城町は、新たに671戸の町営住宅を新設し、約1,000戸を超える町営住宅を管理、運営していかなければならず、その運用次第では、将来に負担を強いるものとなります。

4点目、現在、制度の上でも、町営住宅は低所得者の方々のセーフティーネットの意味を十分に果たしております。今の益城町営住宅条例10条の3には、町長は特別な事由があると認められる者に対しては、連帯保証人を必要としないこととすることができる。つまり、連帯保証人を免除することができる明記されています。これにより、今回、災害公営住宅を必要とされる町民の方々は、入居することが可能となっております。つまり、現規定での運用で十分に低所得者の方々のセーフティーネットが守られていくということです。

最後に、保証人規定は、滞納防止の抑制としての効果、町財政健全化のための手段、町税使用の中立公平性の確保、低所得者のセーフティーネットであり、緊急連絡先、身元引受人を満たす者であり、何ら問題となるものではない。そのことが、原案に反対する主な理由です。議員皆様の良識ある判断と御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに賛成討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） ないようですので、次に修正案に反対者の発言を許します。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。議案第42号、益城町営住宅の一部を改正する条例の修正案について、反対討論を行います。

今回、議員提案された修正案は、連帯保証人を残し、保証限度額を設定しようとするものです。今回の民法改正に伴い、国からは住宅に困窮する低所得者への住宅提供という目的を踏まえ、保証人を確保できないため、入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであるとの考えが示されております。

本町は、県下で最大戸数の災害公営住宅を建設し、被災された方々が公営住宅入居に際して、保証人を立てることがどれだけ困難であるのかということ、我々議員は身近で見えております。特に、高齢者にとっては、より困難なものであり、精神的な負担が大きいことは住民の代表である我々が支えていかなければならないと考えます。

本町は、この経験を通して、公営住宅に入居される方が、連帯保証人を立てることの困難さを発信していく必要があると考えます。熊本地震により、甚大な被害を受け、多くの自治体から支援をいただいた本町にはその責務があると考えます。

また、今回の修正では、連帯保証人を一人と提案されておりますが、連帯保証人は緊急連絡人あるいは身元引受人の役目も担っておられます。高齢世帯の入居が多数ある中で、一人では連絡がとれない場合等も想定されるため、混乱が生じることとなります。

以上のことから、提案された連帯保証人を存続させる修正案には、反対いたします。

次に、議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の修正案について、反対討論を行います。

地域活性化住宅も公営住宅であることに変わりはなく、他の公営住宅と差別化を図ることはできないと考えます。よって、地域活性化住宅においても、連帯保証人を存続させることには反対するものです。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は、議案第42号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第43号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についての2議案の修正案に賛成する立場で意見を述べます。

私も、国の指導や入居者の状況から、特に町の財政負担が町民への不公平感、これがなければ、ないのであれば、連帯保証人の廃止にもろ手を挙げて賛成をいたします。しかし、今の町の町営住宅370戸でさえ、家賃の滞納額が積みもって、低くなったと言え、約8,000万円以上あり、今度できる災害公営住宅を加味すれば、これの3倍、1,000軒以上の住宅になります。

これは、今、連帯保証人制度があって、大体こういう状況です。この連帯保証人制度がなくな

れば、現在の数倍、現状の何倍になるか、未恐ろしくさえ感じてしまいます。必ず、町の財政を圧迫し、町民の不公平感を助長することになってしまうと、こういうふうに心配をします。

公営住宅の徴収は、滞ると、かえって公営住宅に入られる入居者が安心してそこに入っておられるという状況まで、ちょっと心配になってしまうことにもなります。

さらに、現状でも、連帯保証人がなくとも、特例で町長から許可をしていただければ、入居することは可能であります。ですから、我が町では、入居希望者が公営住宅に入れない、こういうのはありません。それは、念を押しときます。

さらに、私どもが調べた範囲では、連帯保証人を外した熊本市の場合でも、家賃徴収は、弁護士を入れた専門の組織で、さらにほかの自治体でも、家賃債務の保証のための保険制度、また、社会福祉協議会をも巻き込んだ家賃徴収組織など、家賃収納に対する対策が十分にとれた状態で連帯保証人を外しております。それに比べ、我が町は、まだまだ十分な対策をとっていないにもかかわらず、連帯保証人を外してしまうということは、ほかの町の職員から聞いたんですが、益城町はパンドラの箱をあけるようなものだと、そういうふうに他の町の職員が勝手に言っておりました。まあ、それはそれでともかくとしましても、私も弁護士を入れた家賃滞納者への回収組織、入居時に滞納になる人の場合のそれを心配して、入居時に保険に入ってくださいと、こういう滞納者に対する対策が十分とれば、連帯保証人制度を外すことも可能であると、こういうふうに思います。

しかし、今の町の現状では、執行部の案を行えば、必ず町の財政と町民の中での不公平感を生じさせる、強く厳しい現状では、連帯保証人を残し、ただし、できるだけ連帯保証人のハードルを下げる。つまり、二人から一人、それで保証限度額を2カ月分にする。こういう処置をして、連帯保証人を残す修正案に賛成します。

なお、一旦連帯保証人を外してしまうと、連帯保証人を復活させることは、ほとんど不可能になりますので、どうぞ皆様の慎重な御判断をお願いして私の賛成討論を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） ほかに反対討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第42号及び議案第43号に対する討論を終わります。

次に、議案第44号、工事請負契約の変更についてから、議案第48号、工事請負契約の変更についてまでに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。ないようですので、これで議案第16号から議案第48号までに対する討論を終わります。

これより、議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第48号「工事請負契約の変更について」までの33議案について採決します。

まず、議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第22号「令和元

年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第16号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第22号「令和元年度益城町水道事業会計補正予算（第4号）」までについては委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「令和2年度益城町一般会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第23号「令和2年度益城町一般会計予算」については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「令和2年度益城町国民健康保険特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第24号「令和2年度益城町国民健康保険特別会計予算」については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第25号「令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和2年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第28号「令和2年度益城町水道事業会計」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第26号「令和2年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第28号「令和2年度益城町水道事業会計」までについては委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「益城町附属機関設置条例の制定について」から議案第36号「益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

済いません。もう一回起立願います。

（自席より発言する者あり）

いや、一個ずつのやつは後のやつでしますので、今言いました議案、いいですか。ちょっと座ってください。はい。

29号から36号までについて、何か反対がありますか。

(「31」と呼ぶ者あり)

30。

(「1号」と呼ぶ者あり)

31号が反対。ちょっと待ってください。

それではですね。ちょっと済いません。議案30号はなんだったかな。

次に、議案第29号「益城町附属機関設置条例の制定について」から議案第30号「益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第29号「益城町附属機関設置条例の制定について」から議案第30号「益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第31号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

課設置条例については。

(自席より発言する者あり)

うん。

(「反対者」と呼ぶ者あり)

済いません。反対者の方の確認がとれてないということで、済いません。反対者、今。起立願いまして、立たれなかった方、何人おられましたかね。5名ですか。

はい、ありがとうございます。

次に、議案第32号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第36号「益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」まで、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。

次に、議案第37号「益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第37号「益城町総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」から議案第40号「益城町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」まで、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第38号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第40号「益城町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」までについては委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「益城町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第41号「益城町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」の採決を行います。

まず、本案に対し、上村幸輝議員外3名から提出された修正案、議案第42号「益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案について採決いたします。この修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立少数です。よって、上村幸輝議員外3名から提出された修正案、議案第42号「益城町営住宅の一部を改正する条例の制定について」修正案については否決されました。

次に、原案について、済いません。次に、原案について採決いたします。原案、議案第42号「益城町営住宅の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第42号「益城町営住宅の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

まず、本案に対し、上村幸輝議員外3名から提出された修正案、議案第43号「益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案について採決いたします。修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立少数です。よって、上村幸輝議員外3名から提出された修正案、議案第43号「益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案については否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案、議案第43号「益城町地域活性化住宅条例の一部を

改正する条例の制定について」に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第43号「益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号「工事請負契約の変更について」から議案第48号「工事請負契約の変更について」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第44号「工事請負契約の変更について」から議案第48号「工事請負契約の変更について」までについては委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第2 議案第49号 物品の購入について
 - 日程第3 議案第50号 工事請負契約の変更について
 - 日程第4 議案第51号 工事請負契約の変更について
 - 日程第5 議案第52号 工事請負契約の変更について
 - 日程第6 議案第53号 工事請負契約の変更について
 - 日程第7 議案第54号 工事請負契約の変更について
 - 日程第8 議案第55号 工事請負契約の変更について
 - 日程第9 議案第56号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 次に、本日提出されました、日程第2、議案第49号「物品の購入について」から日程第9、議案第56号「工事請負契約の変更について」までを一括議題としたいと思います。

お諮りいたします。日程第2、議案第49号「物品の購入について」から日程第9、議案第56号「工事請負契約の変更について」までを一括議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第49号「物品の購入について」から日程第9、議案第56号「工事請負契約の変更について」までを一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 8議案提出しておりますが、その前に新型コロナウイルス対策について、その後の動き、そして、対応について報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う商工業者及び農業者への減収に伴う支援策につきましては、国や県の取り組みにつきましては、新聞などで報道されているところです。

本町におきましては、農業者への減収に伴う借り入れに対する5年間の利子補給と保証料の支給を熊本県と一緒に実施することとしております。見込みとしましては、仮に160名の認定農業

者の皆様全員が最高限度額の1,000万円を借り入れた場合、初年度の町の負担は、最高で約960万円となる見込みです。この負担に伴う財源につきましては、令和2年度予算の予備費充用で対応したいと考えております。

また、商工業者への支援につきましては、国の支援制度が新聞報道などでなされたところですが、詳細な事業内容は、現時点で明らかになっていない状況ですので、判明次第、適切に対応したいと考えております。

いずれにしましても、本町といたしましては、支援内容や事業規模など、国や県の支援の状況を踏まえ、時機を逃さずしっかり対応してまいりたいと思います。

また、きょうは中桐課長、後藤課長、坂本忠一課長、祐二課長、坂本祐二課長、森本課長、最後の議会となります。感慨深いもんがあると思いますが、最後までしっかり務めていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、議案第49号、物品の購入について御説明申し上げます。益城町総合体育館の施設器具の購入につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。益城町総合体育館の施設器具につきましては、購入から約21年を経過しており、標準使用期間が過ぎておりました、新しい総合体育館供用開始後、町民の皆様へ安全に使用していただくため、今回購入するものでございます。

購入します備品は、移動式バスケットゴールやフロアシートなど、計15種類です。契約金額は、3,737万8,000円で、契約の相手方は、熊本市北区室園町10番68号、株式会社イシヌキでございます。参考資料としまして、入札の結果及び仮契約書の写しを添付しています。入札の結果は、件名が益城町総合体育館施設器具購入と表示されているものです。なお、添付しております仮契約書の中に購入する備品の仕様書、数量を添付しております。

議案第50号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会において議決をいただきました議案第32号、大規模滑動防止事業（平田・福原地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初請負金額4億7,395万5,840円を5億30万5,263円に変更するもので、2,634万9,423円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました平田・福原地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としましては、当初、土工につきましては、標準機械で積算をしておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更するものでございます。

また、当初コンクリートブロック積工で計画していました箇所におきまして、家屋が近接しており、施工可能な工法として鉄筋挿入工へ変更することにより増額するものです。

議案第51号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会において議決いただきました議案第33号、大規模滑動防止事業（砥川1地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額3億382万3,440円を4億2,265万4,959円に変更するもので、1億1,883万1,519円

の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました砥川1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、当初、土工につきましては、標準機械で積算しておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更するものでございます。

また、当初復旧対象外としていました箇所におきまして、被災が確認されたため、施工可能な工法として鉄筋挿入工を追加するものです。

また、当初コンクリートブロック積工で計画していましたが、家屋が近接しており、施工可能な工法として鉄筋挿入工へ変更することにより増額するものです。

議案第52号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会において議決いただきました議案第36号、大規模滑動防止事業（安永3地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初金額4億7,520万円を4億2,604万3,602円に変更するもので、4,915万6,398円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました安永3地区外の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、地権者からの辞退申し出及び地権者自身で復旧を行われた箇所につきまして、工事を取りやめることにより減額するものです。

議案第53号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第2回益城町議会定例会において議決いただきました議案第78号、大規模滑動防止事業（古閑1地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額4億2,680万円を3億7,494万2,938円に変更するもので、5,185万7,062円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました古閑1地区外の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、地権者からの辞退申し出及び地権者自身で復旧を行われた箇所につきまして、工事を取りやめることにより減額するものです。

議案第54号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第4回益城町議会定例会において議決いただきました議案第148号、大規模滑動防止事業（杉堂2地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額3億5,016万9,590円を3億4,109万1,001円に変更するもので、907万8,589円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました杉堂2地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の理由としまして、作業員不足や資材不足などにより、擁壁などの構造物が完了いたしますが、舗装工、排水工が工期限内に竣工することができないため、舗装工、排水工を除外すること

により減額するものです。

議案第55号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会において議決いただきました第37号、城ヶ峯芭蕉線（2工区）道路災害復旧工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額5,969万4,840円を8,270万306円に変更するもので、2,300万5,466円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました杉堂地区の町道城ヶ峯芭蕉線の道路と道路のり面及び土どめ擁壁を復旧するものでございます。

主な変更内容としまして、工事着手に伴い、道路のり面の伐採や倒木の除去などを行いましたところ、本工事区域外におきまして、のり面が崩壊している部分が確認されたため、この範囲について国土交通省と協議の上、のり面部の復旧を追加施工するものでございます。

なお、工事区間の一部が大規模盛土滑動崩落防止事業の宅地擁壁として復旧することとなりましたため、施工重複区間を本工事から除外いたします。

以上のことから、全体としましては、増額となるものでございます。

議案第56号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第5回益城町議会臨時会におきまして議決いただきました議案第129号、益城町畜産団地解体工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額5,087万1,700円を7,078万4,357円に変更するもので、1,991万2,657円の増額となります。

本工事は、使用しなくなりました益城町畜産団地の解体工事を行うものです。

変更の内容としましては、施設内の尿溜内に産業廃棄物扱いとなる土砂と排泄物の堆積物があることが判明し、この堆積物処理費と尿溜の清掃消毒費の増額変更を行うものであります。

以上のことから、増額するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第49号から日程第9、議案第56号までの8議案についての説明が終わりました。

議案第49号から議案第56号までの8議案について質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は1議案ずつ行います。

議案第49号「物品の購入について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第49号「物品の購入について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第50号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第51号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第52号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第53号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第54号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第55号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第56号「工事請負契約の変更について」

は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

日程第11 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第11、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

3月10日から本日まで9日間にわたりまして御協力いただきまして、ありがとうございました。

これで令和2年第1回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員